

# WTO / FTA戦略と日本農業の保護の在り方

平成19年11月  
衆議院調査局  
農林水産調査室

農 林 水 産 調 査 室 担 当 一 覧

室長・専門員 渡辺 力夫（内線 2187）  
 首席調査員 武本 俊彦（内線 3370）  
 次席調査員 栗田 郁美（内線 3371）

農林水産に関する基本政策 国際・貿易交渉、国際協力	栗田郁美、吉川美由紀、山口雅之、伊藤宗慶、中山賢司	(内線) 3371
食料消費 食料・主要食糧の安定供給	吉川美由紀、森田倫子、中村稔、信太道子、伊藤宗慶、碓井扶美子	3373
農畜水産物の安全・安心	吉川美由紀、信太道子、伊藤宗慶	3373
農畜産物の生産振興	山口雅之、信太道子、碓井扶美子、佐藤詩緒里	3376
農業者、農業経営、農協等 【経営、構造、普及等】 【農協、金融、保険等】	梶原武、中村稔、中山賢司 牛丸禎之、伊藤宗慶	3372 3374
農村の振興、自然環境の保全、都市との交流	梶原武、中村稔、中山賢司	3372
農林水産に関する研究、技術開発	森田倫子、山口雅之、碓井扶美子	3375
森林、林業、木材産業に関する基本政策	牛丸禎之、梶原武、中山賢司	3374
水産資源、水産に関する基本政策	山口雅之、森田倫子、碓井扶美子	3376
一般室務	信太道子、中山賢司、佐藤詩緒里	3376

「衆議院立法情報ネットワークシステム」（イントラネット）の「立法調査情報」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

< 電子ファイルへのアクセス方法 >

「立法調査情報」をクリック 「委員会別一覧」で農林水産委員会を選択してクリック 「トピックス情報」をクリック 「調査局農林水産調査室作成資料一覧」をクリック 資料名を選択してクリック 電子ファイルが開きます。

## はじめに

WTOドーハ開発ラウンド交渉、日豪EPA交渉が進展する中で、日本の具体的な対応を考える場合、農業分野ではどのように対応していくべきかが常に課題となります。本資料(「WTO/FTA戦略と日本農業の保護の在り方」)は米国やEUの貿易戦略や農政改革の動向を踏まえ、日本農業の今後の保護の在り方について分析したものです。本資料は、当室の首席調査員武本俊彦を中心に、次席調査員栗田郁美、調査員吉川美由紀、中村稔、伊藤宗慶、中山賢司、佐藤詩緒里が連携して、作成したもので、「本編」は武本が執筆し、また、「資料」は吉川、中村、伊藤、中山、佐藤がそれぞれ分担して作成したものを、武本、栗田、吉川が編集しました。

本資料に関するより詳細な説明、関連する資料の提供等につきましても対応いたしますので、お気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

平成19年11月

衆議院調査局農林水産調査室長

専門員 渡辺力夫

# 本 編

# 目 次

## 本 編

要 旨	1
はじめに	2
1 WTOとFTA/EPA	2
(1) WTOとFTA/EPAの整合性	2
(2) FTA/EPAの経済効果	2
(3) 日本のWTO、EPAへの取組方針	3
2 WTOドーハ開発ラウンドの状況	3
(1) WTO農業交渉の経緯	3
(2) ドーハ開発ラウンドの現状	4
(3) 交渉の行方と米国の影響	6
ア 大統領貿易促進権限(TPA)	
イ 2007年農業法	
3 米国における農政改革(農業法)の動向	7
(1) 米国農業政策の改革の概要とその背景	7
(2) 2007年農業法案をめぐる動き	9
ア 農務省提案への道筋	
イ 米国農務省提案の概要	
ウ セーフティネットの考え方の比較	
エ 2007年農業法下院案の審議の概要	
オ 2007年農業法下院案の概要	
カ 2007年農業法下院案の予算額見通し	
4 EUにおける農政改革(CAP)の動向	12
(1) EUの共通農業政策(CAP)の意義と改革の必要性	12
(2) 1992年マクシャリー改革、アジェンダ2000の背景と概要	13
(3) 2003年改革の背景と概要	13
(4) 今後のCAP改革の行方	13

5	FTA/EPA	14
(1)	日本が締結してきたEPAと農林水産物の取扱い	14
(2)	GATT第24条からみた日本のEPAの評価	15
(3)	日豪EPAへの取組	15
(4)	米国・EUとのEPA交渉の在り方	16
(5)	米国のFTA戦略	17
(6)	EUのFTA戦略	18
(7)	日本のEPA戦略	20
6	日本農業における保護の在り方	21
(1)	市場開放の在り方	21
(2)	農業政策（特にセーフティネット政策）の概要	22
(3)	現行関税の仕組みと評価	22
(4)	関税を撤廃した場合の影響	24
	おわりに～今後の農業保護の在り方～	26
	【用語解説】	27
	【参考文献等】	30

## 資料編

1	WTOとFTA/EPA	
	(資料1-1) FTAのWTO協定整合性について	33
	(資料1-2) 国際貿易理論の類型	34
2	WTOドーハ開発ラウンドの状況	
	(資料2-1) GATT時代からドーハ・ラウンドまで	35
	(資料2-2) WTOルールの「補助金」の位置付け等について	36
	(資料2-3) WTO農業交渉における主要論点と主要国・グループの 主張	37
	(資料2-4) WTO農業交渉における主要論点の推移	41
	(資料2-5) 個別の論点についてのとりあえずのコメント(農業)	47
	(資料2-6) WTO非農産品市場アクセス(NAMA)交渉における 主要論点と主要国・グループの主張	48
	(資料2-7) WTO農業交渉及び非農産品市場アクセス交渉(林水産 物交渉)をめぐる経緯	50
	(資料2-8) 米国の国内支出上限と支出実績—現状、フレームワーク 合意、米国政府の提案—	57
	(資料2-9) 日本の国内支出上限と支出実績—現状、モダリティに関 する議長テキスト—(試算値)	58
3	米国における農政改革(農業法)の動向	
	(資料3-1) 米国の価格・所得政策の概要	59
	(資料3-2) 米国の価格・所得政策の推移	60
	(資料3-3) 米国農務省2007年農業法提案の重点事項	61
	(資料3-4) 米国農務省2007年農業法提案 ファクトシート:米国の 農村への公約	63
	(資料3-5) 作物編の改革の概要	67
	(資料3-6) 収入プログラム案の比較	71
	(資料3-7) 米国農務省2007年農業法提案2008年から2017年まで の予算権限、ベースラインからの推計増減額	74
	(資料3-8) 2007年農業法下院通過案(H.R. 2419)の概要	77
	(資料3-9) 主な条項の概要:2007年農業法下院通過案(H.R. 2419) と現行法	80
	(資料3-10) 米国農業予算(2002-2007年(実績)と2008-2013年(見 通し)との比較)	82

4	EUにおける農政改革(CAP)の動き	
	(資料4-1) EUの価格・所得政策の概要	83
5	FTA/EPA	
	(資料5-1) 日豪EPA交渉をめぐる関係者の相関図	84
	(資料5-2) 日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本貿易会「日豪 経済連携協定の早期交渉開始を求める」(2006年9月)	85
	(資料5-3) 全国農業協同組合中央会「WTO及び日豪EPA交渉に 関する特別決議」(2007年3月)等	88
	(資料5-4) 衆・参 農林水産委員会「日豪EPAの交渉開始に関する 件」(2006年12月)	90
	(資料5-5) 日豪EPAを締結した場合のメリット・デメリット	92
	(資料5-6) 米韓FTAの概要	97
	(資料5-7) 米韓FTAの影響	98
	(資料5-8) 米国のFTA	99
	(資料5-9) 欧州連合(EU)のFTA	100
	(資料5-10) EU新通商戦略の基本認識・目標及び行動計画	101
6	日本農業における保護の在り方	
	(資料6-1) 国境措置の概要	103
	(資料6-2) 平成18年度及び19年度の作物等別支援施策と予算額の比較	104
	(資料6-3) 国境措置(関税)に対する考え方	107
	(資料6-4) 日本の主要農産物の関税水準	108
	(資料6-5) 輸入額で加重平均された実効関税の比較	109
	(資料6-6) OECD/PSEとWTO/AMS等との関係	110
	(資料6-7) OECD各国の生産者支持推定量(PSE)	111
	(資料6-8) 農業支持政策による保護の水準(OECD方式による日 本の生産者支持推定量(PSE))	112
	(資料6-9) 農林水産省「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への 影響(試算)」(2007年2月)	113
	(資料6-10) 米国議会予算局(CBO)「世界農産物貿易の自由化効果: モデル研究レビュー」に日本が特掲されているモデル分 析表(2006年6月)	128
	(資料6-11) EPA・農業ワーキンググループ第一次報告「EPA交 渉の加速、農業改革の強化」(グローバル化改革専門調 査会2007年5月8日)	151
	(資料6-12) 「経済財政改革の基本方針2007について～「美しい国」へ のシナリオ～」(2007年6月19日 閣議決定)(抜粋)	166



## 要 旨

-----

途上国の経済成長を図る観点から先進国の農産物関税や農業補助金の大幅削減を一つのテーマとして始まったドーハ開発ラウンドは、遅々として進まない状況にある。今後は米国の動向（「貿易促進権限」の取扱いと「2007年農業法」の内容）にかかっているとされている。そうした中、米国及びEUの農政改革は、米国にあってはトウモロコシ価格の高止まりを前提とする農業補助金の大幅削減の実現と自国農業に必要な保護措置の確保を図ろうとするものであり、また、EUにあっては、品目ごとの保護措置から農業者単位の保護措置とするとともに、貿易を歪める形からデカップリング型の措置へ切り替えることを通じて、域内農業に必要な保護措置を確保してきている。また、米国及びEUのFTA戦略は、経済的利益と同時に、安全保障の観点からその積極的な展開を図っていこうとしている。一方、日本は「WTO交渉には世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行うとともに、EPAの締結数、質ともに充実させる」こととされている。日本は、今後ともWTO交渉を基本としていくのか、それともEPAに軸足を移していくのか。どちらにしても世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行うこととされている以上、市場開放を進めていかざるを得なくなる。それは、国内産業の輸出機会確保のためだけではなく、世界の大多数を占める途上国の経済成長に貢献していくことにつながるからではないだろうか。そうであるならば、日本としては、最終的には関税を撤廃していくことを含む戦略を構築していくべきであろう。その場合、農業分野については、食料の安定供給や多面的機能の発揮の観点から一定規模の農業生産の存続のために必要な保護政策を講じるとしても、現在の農業保護の在り方を「消費者負担型」から「財政負担型」へ大きく切り替える必要があると考えられる。

-----

はじめに<sup>1</sup>

WTOドーハ開発ラウンド<sup>i</sup>は2001年に交渉が開始され、7年目を迎えようとしている。2007年末までに妥結に至らない場合、その後2年間は凍結状態に陥るのではないかとの見方もある。このように交渉の進展が見込めない中で、米国、EUをはじめ各国はFTA/EPA<sup>ii</sup>交渉に比重を移しつつあるのではないかとされる一方、日本国内にも、日豪EPA交渉の促進に加え、昨今の韓国の活発な動きに触発されて、日米間や日EU間のEPA交渉を開始すべきとの主張をする向きもある。

そもそも現在のドーハ開発ラウンドの意義はどこにあるのか。また、米国の動向を踏まえた場合、ドーハ開発ラウンドの先行きはどのように見通されるのか。さらに、米国やEUのFTA戦略はどのようなものか。それに対して、日本の貿易戦略は従前のままでよいのであろうか。それとも戦略の在り方を見直していく必要があるのであろうか。仮に新たな戦略の下で市場を開放していくとするならば、日本農業の保護の在り方はどうあるべきであろうか。

本稿では、以上の問題意識の下、多国間の貿易関係(WTO)と二国間・地域間の貿易関係(FTA/EPA)の考え方を整理し、ドーハ開発ラウンドの現状を分析し、同交渉の今後の行方を左右する米国及びEUの農政改革及びFTA戦略の動向を紹介した上で、日本における市場開放と農業保護の在り方を考察するものである。

## 1 WTOとFTA/EPA

### (1) WTOとFTA/EPAの整合性<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 本稿では、ローマ数字を付した一部の専門用語について、文末に簡潔な解説を行っている。参照されたい。

<sup>2</sup> 本節は、荒木[2002]を参照。なお、資料1-1「FTAのWTO協定整合性について」(33頁)を参照されたい。

多国間貿易関係を規律するGATT及びその後継機関であるWTOは、透明性、無差別、互恵の原則を通じて、世界貿易に予測可能性を与え、互いの譲歩による自由化と紛争解決のための開かれた場を提供してきた。その基本となる原則が「最恵国待遇」<sup>iii</sup>と「内国民待遇」<sup>iv</sup>である。FTA/EPAは、その例外にあたり、GATT第24条に該当する場合に許容されるものとされている。

#### 【GATT第24条】

FTA形成前よりも域外に対して関税等の障壁を高めない(高度又は制限的なものであってはならない)こと  
域内での障壁(関税その他の制限的な通商規則)を実質上すべての貿易で撤廃すること  
関税等の障壁の撤廃は原則10年以内とする  
(FTAを完成させる)こと

この場合、「実質上すべての貿易」については、貿易量を重視する量的基準(例えば「貿易額」をとるか、タリフライン<sup>v</sup>ベースの「品目数」をとるか)と、いかなる(主要)セクター(例えばセクターとしての「農産物」)の排除も認めないとする質的基準の二つの考え方があがるが、今日までコンセンサスが得られていないとされている。

### (2) FTA/EPAの経済効果<sup>3</sup>

それでは、WTOを補完するものとされるFTA/EPAの経済効果にはどのようなものがあるのだろうか。FTA/EPAの経済効果は、域内の関税<sup>vi</sup>や輸入数量割当などの撤廃が域内国・地域間の貿易に直接影響を与える効果(静態的效果)とFTA/EPAを締結することにより域内国で生産性の上昇や資本の蓄積などが生じることで、間接的に域内国・地域の経済成長につながる効果(動態的效果)の二つに分けられる<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 本節は、伊藤[2006] 梶田[2002]を参照。

<sup>4</sup> 静態的效果として最も代表的なものは、貿易創出効果と貿易転換効果。動態的效果としては、生産性向上に伴う経済効果と資本蓄積に伴う経済効果が挙げられる。

また、FTA/EPAを締結する場合、締結した二国間の取引を特恵的に扱うための手法として「原産地規則」<sup>vii</sup>がある。その経済効果としては、FTA/EPAが増加すると多種多様な原産地規則が複雑に絡み合って存在するようになる。このような状態は「スパゲッティ・ボウル現象」と呼ばれ、FTA/EPAの蔓延した状況は、各国間の差別を助長し、制度の運用を困難にすることにつながりかねないと言われている。

さらに、FTA/EPAのネットワークが形成され、そのブロック化が進むことに伴う経済的なデメリットを指摘する意見もある。プリンストン大学のクルーグマン教授（国際経済学）は、「独占的競争モデル」を使って、世界全体が3ブロックに統合される場合に経済効果が最低となり、1ブロック（WTO体制）に統合されれば経済効果は最大になるとしている<sup>5</sup>が、他方、伝統的貿易モデル（「リカード型モデル」）を使った場合、クルーグマン教授の結論は一般的には正しくないとの意見もある。なお、クルーグマン教授のモデルは差別化された財の多い先進国貿易にあてはまり、リカード型モデルは同質的な財の多い途上国経済に当てはまると言われている<sup>6</sup>。

### (3) 日本のWTO、EPAへの取組方針<sup>7</sup>

WTOとFTA/EPAの関係は以上のように整理されるが、日本では、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制の維持強化が基本であり、FTA/EPAはそれを補完するものと位置付けられている。

WTO交渉への取組は、日本は自由貿易体制の裨益の下で経済発展を遂げてきたことに加え、WTOは二国間、複数国間ではな

しえない世界貿易共通の枠組み作りという役割を果たしていることから、その体制の維持と強化の観点から積極的に貢献する必要があるとされている。

しかし、ドーハ開発ラウンド交渉に時間がかかっている中で、例えば二国間のFTA/EPAではスピーディーに締結できる可能性があること、また、他国が積極的にFTA/EPA締結に動いている中で出遅れるとFTA/EPAが先行した第三国との競争で不利になるおそれがあること、そもそも多国間交渉では難しい貿易・投資の面でより深い結びつきを確保するためにはFTA/EPAのような形態が適していることなどを踏まえて、FTA/EPAを積極的に推進すべきとの取組方針が示されている。

## 2 WTOドーハ開発ラウンドの状況

### (1) WTO農業交渉の経緯<sup>8</sup>

GATT発足後、加盟国が互惠と相互利益に基づいて関税率の大幅引下げなどの貿易障壁の除去などを目指して行った交渉は9回にわたり<sup>9</sup>、そのうち7回の交渉は、主として先進国間の市場開放に関心が集中し、鉱工業品の関税引下げが中心となった。1980年代に入り米国・EU間の農産物の過剰と輸出競争の激化に加え、東アジアの新興工業国を中心に途上国との貿易の重要性が増したことで、途上国市場に対する先進国の関心が高まったことを背景に、8回目のウルグアイ・ラウンドが行われた。

ウルグアイ・ラウンドでは、農業については関税の引下げに加え非関税措置<sup>viii</sup>の関税への転換（包括的関税化）、貿易歪曲性のある

<sup>8</sup> 本節は、特段の断りのない限り、スティグリッツ、チャールトン（高遠訳）[2007]を参照。

<sup>9</sup> 「9回」とは、ジュネーブ（1947-48）、アヌシー（49）、トーキー（50-51）、ジュネーブ（56）、ディロン・ラウンド（60-62）、ケネディ・ラウンド（63-67）、東京・ラウンド（73-79）、ウルグアイ・ラウンド（86-93）、ドーハ開発ラウンド（2001-）。

<sup>5</sup> Krugman [1993]

<sup>6</sup> 資料1-2「国際貿易理論の類型」（34頁）を参照されたい。

<sup>7</sup> 詳細は、本稿の「5 FTA/EPA（7）日本のEPA戦略」（20,21頁）を参照されたい。

国内政策分野を対象とするほか、サービス、知的財産権、貿易関連投資措置などの新たな分野を交渉の対象とすることとされた。このような貿易交渉の歴史的転換点と評価されるウルグアイ・ラウンドに対して、多くの研究者は、交渉の結果生じる経済的メリットの増大のうちかなりの割合が途上国に生じると予測していた。しかし、これは大きく外れ、現在では、ウルグアイ・ラウンドの成果の大部分は先進国で生じ、途上国ではブラジルなどの輸出主体で人口や経済の規模の大きな国において生じるだけで、世界の貧困国は、ラウンドの結果ますます貧しくなったと考えられている<sup>10</sup>。

このような事態が生じたのは、市場アクセス分野<sup>ix</sup>でも、先進国にとって関心の高い分野では結果がすぐに生じたものの、例えば、途上国の関心事項であった「農業」では、必ずしも早期に効果が発現することはなかったからである。すなわち、「包括的関税化」により、現行の「非関税措置」が「関税割当制度」<sup>x</sup>に置き換えられ、その自由化効果が過大に期待された。しかし、枠外の関税は内外価格差相当の水準で設定することが認められた結果、従前の関税水準を大幅に引き上げたことに加え、輸入実績が国内消費量の3～5%以下の場合にはミニマム・アクセス<sup>xi</sup>として枠の拡大が義務付けられたものの、5%以上の輸入実績がある場合にはカレント・アクセス<sup>xii</sup>としてその輸入水準を維持することとされただけであった。その結果、途上国からみれば、先進国市場への参入は従前と同様困難な状況のままであったとされている。また、「繊維及び繊維製品協定」における繊維の自由化は大幅に先送りされた。

途上国の関心事項については、このようにウルグアイ・ラウンドからはほとんど利益が

<sup>10</sup> 資料2 - 1「GATT時代からドーハ・ラウンドまで」(35頁)を参照されたい。

得られなかったが、問題はそれだけにとどまらなかった。農業での補助金については「補助金協定」<sup>xiii</sup>とは別に「農業協定」において新たなルールが設定された。これは、実質的には、補助金を支出する財政的余裕のある先進国にとってのメリットとなった。一方、工業品での補助金の取扱いは、従前のままとされたことから、国内製品の優遇措置、輸出促進措置等の政策手段を使用することは禁じられた<sup>11</sup>。途上国に対しては、先進国とは別に「特別かつ異なる待遇(S & D)」<sup>xiv</sup>が認められたとはいうものの、その内容は十分ではなく、また交渉の方式については「一括受諾方式」<sup>xv</sup>とされた結果、途上国にとって不利な内容の協定についても受諾せざるを得なくなった。以上のことを踏まえると、ウルグアイ・ラウンドは、途上国にとって結果的に多大の義務と責任を負わされるものであったと言えよう。

一方、途上国の輸出関心品目であった農産物については、先進国における関税の引下げとアクセス数量の拡大、農業補助金の削減が残された問題であった。また、非農産品では、先進国に比べ途上国の関税水準が高い中で、途上国に競争優位性のある「繊維」や「加工食品」については、米国や日本の繊維製品にみられる「タリフ・ピーク」<sup>xvi</sup>の問題、加工食品分野にみられる「タリフ・エスカレーション」<sup>xvii</sup>の問題なども残されていた。また、国際社会においては、途上国の貧困問題に対して集団的な行動を取ることが必要であるとの認識の高まりがみられた。

## (2) ドーハ開発ラウンドの現状

このような状況を背景に、ドーハ閣僚宣言

<sup>11</sup> 「国内製品の優遇措置」や「輸出促進措置」等は、先進国も途上国と同等の発展段階にあった過去の時点において活用した政策手段である。途上国がこうした手段を現時点で使うことが禁じられたということは、途上国からみれば「不公正(unfair)」な取扱いということになる。

では、その第2条で「開発への新たな国際協力」が確認されている。

こうして始まった「ドーハ開発アジェンダ」は、2003年のカンクン閣僚会合の失敗を経て、2005年香港閣僚宣言では、「LDC産品に対する無税無枠」<sup>xviii</sup>を2008年までに貿易品目の97%以上とすることが合意されるとともに、農業及び非農産品のモダリティ<sup>xix</sup>を確立し2006年末の交渉終了を目途に交渉することが合意された。しかし、2006年7月、米国の国内補助金の削減をめくり意見が対立したことから交渉が中断された。2007年1月以降交渉は再開されたものの、農業交渉や非農産品市場アクセス（NAMA）交渉<sup>xx</sup>に関する論点をめぐり主要国間の意見の収斂がみられないまま、7月に農業及びNAMAについて、モダリティに関する議長テキストが加盟国に提示された。この議長テキストを基に、9月以降交渉が再開されている<sup>12</sup>。

ここで、農業モダリティに関する議長テキストの概要をみてみよう（表1）。

「市場アクセス」については、まず日本の最大の関心事項であった「上限関税」<sup>xxi</sup>は、用語としては明記されていないものの、その理念・思想は「削減後の関税水準が100%超のタリフラインが有税品目の5%を超える場合には代償としての関税割当の追加的拡大が求められている」<sup>13</sup>点に示されていると思われる。関税削減の方法は、関税率の水準が高いものほど削減率が大きくなる「階層方式」を採用することとされ、最高階層の削減率は「66~73%」とEUのみならず日本にとっても厳しい水準となっている。また、削減率が緩和される「重要品目」<sup>xxii</sup>の数についても「有税品目の[4%]又は[6%]」とされ、「全品目ベースの10%以上」を主張していた日本にとっては厳しい内容となっている<sup>14</sup>。

「国内支持」<sup>xxiii</sup>について、貿易歪曲的国

（表1）議長テキストの概要

モダリティに関する議長テキスト	テキストに対する我が国の評価
<b>上限関税</b> ・記述なし 100%超の高関税品目が一定以上残る場合にはTRQ（関税割当）追加拡大	・上限関税そのものが削除された点は評価、代償は問題 ・引き続き不適用を主張
<b>重要品目の数</b> ・有税品目の[4]又は[6]％ 条件付き、代償ありで8％も可能	・条件が問題であり、かつ代償が求められる点、試算の母数を有税品目に限定している点について修正を求めていく必要
<b>重要品目の取扱い</b> ・一般品目の1/3の削減率 消費量の[4]又は[6]％TRQ拡大 ・一般品目の2/3の削減率 消費量の[3]又は[5]％TRQ拡大 ・現行の輸入水準が高い場合はTRQ拡大を縮減 一般品目の最高階層の削減率 ・関税率75%超の階層の品目は[66~73]％の削減率	・現行の輸入水準に応じた調整を認めている点は評価 ・TRQ拡大幅の縮減の程度が不十分 ・EUにとって厳しい案 ・我が国にとっても厳しい案
<b>米国の国内支持の全体削減</b> ・[130~164]億ドル	・米国がG4で示したとされる170億ドルを下回り、米国にとっては厳しい内容

（出所）外務省、財務省、農林水産省、経済産業省[2007]より作成。

<sup>12</sup> 資料2-7「WTO農業交渉及び非農産品市場アクセス交渉（林産物交渉）をめぐる経緯」（50-56頁）を参照されたい。

<sup>13</sup> 資料2-3「WTO農業交渉における主要論点と主要国・グループの主張」（37-40頁）、資料2-4「WTO農業交渉における主要論点の推移」（41-46頁）及び資料2-6「WTO非農産品市場アクセス（NAMA）交渉における主要論点と主要国・グループの主張」（48,49頁）を参照されたい。

<sup>14</sup> 資料2-5「個別の論点についてのとりあえずのコメント（農業）」（47頁）を参照されたい。

内支持全体<sup>xxiv</sup>の削減は、EUは[ 75% ~ 85% ]、米国は[ 66% ~ 73% ]、日本は、国内支持が農業生産額の 40% 以上に相当するため、[ 70.5% ~ 79% ]とされている。この数字をそのまま適用すると、米国は 2005 年の提案(230 億ドル)は当然として、2005 年の水準(191 億ドル)を大きく下回る「130 億ドル ~ 164 億ドル」の水準まで削減を求められることになる<sup>15</sup>。また、日本の場合は、5兆4千億円余り(WTO上の上限額)から1兆1千億円 ~ 1兆6千億円余りにまで削減を求められることになり、現状の水準7,450 億円(2003 年)と比較すれば余裕があるものの、仮に関税引下げに伴い財政支援による農業保護措置に転換しようとする場合には、「緑の施策」<sup>xxv</sup>を中心に施策を構築していかなくてはならないことを示唆している<sup>16</sup>。

### (3) 交渉の行方と米国の影響<sup>17</sup>

#### ア 大統領貿易促進権限(TPA)<sup>18</sup>

このように先進国の農産物関税と農業補助金の大幅削減を一つのテーマとするドーハ開発ラウンドは、米国大統領貿易促進権限の取扱い及び 2007 年米国農業法の在り方の動

向に大きく左右されると言われている。これは、米国が国際社会に対して経済力と軍事力とを組み合わせる大きな影響力を持ち、交渉のリーダーシップを握ることができるポジションにあることもさることながら、通商問題に関する議会と大統領の権限の配分に大きな特色があることが背景にあると言えよう<sup>19</sup>。とりわけ、昨年の中選挙で民主党が上下両院を制圧した結果、議会は民主党が、そして、行政府は共和党がそれぞれ支配することとなり、このような議会と大統領との関係が交渉の取組姿勢に大きな影響を与えることになると考えられる。

一般的に、共和党は自由貿易の推進派であるとされ、一方民主党は保護主義的と言われているが<sup>20</sup>、米国では議員一人一人の判断で態度を決定する傾向が強いので、党派による色分けは相対的なものと考えられる。例えば、大統領貿易促進権限は、2007 年 6 月末で失効し、再授権に関する民主党の政策上の優先順位は低いとされているものの、「ドーハ限りの TPA」について、民主党のレンゲル歳入委員長は積極的な考えを持っているとされている<sup>21</sup>。

ドーハ開発ラウンドを進めていくため議会から TPA を授権されていることが、交渉相手国からみて米国政府の真剣さを示すものと言われている。しかし、ブッシュ政権における通商政策の位置付けは、交渉相手国のみ

<sup>15</sup> Hanrahan, Schnepf [2006: 16] (右側の数値は頁数。以下同じ)。資料 2 - 8 「米国の国内支出上限と支出実績 現状、フレームワーク合意、米国政府の提案」(57 頁)を参照されたい。

<sup>16</sup> 資料 2 - 9 「日本の国内支出上限と支出実績 現状、モダリティに関する議長テキスト(試算値)」(58 頁)を参照されたい。

<sup>17</sup> 本節は、特段の断りのない限り、Vangrasstek [2007] を参照。

<sup>18</sup> 大統領貿易促進権限(TPA)とは、その前身のファーストトラックを含め、「議会が大統領に与えている、一定の国際貿易協定を交渉し、その実施法について、大統領が一定の法律上の義務に遵うことを条件として、迅速な立法手続によって審議させる特別の権限のこと」、また、「この手続は米国に対して最終合意が迅速、かつ、無修正の審議の対象になることを保証することによって、大統領に対して追加的な交渉上のフレキシビリティを付与するとともに、議会がその貿易に対する憲法上の権能を行使することを可能にすること」。これは、貿易に関する憲法上の議会の権限と大統領の権限の調整を図る必要性と、対外的な信用を確保しつつ協定締結の実際上の必要性から、創出されたもの。TPA(その前身のファーストトラック)の沿革、要素等については、Hornbeck, Cooper [2007] を参照。

<sup>19</sup> 関税を課すことや外国との通商を規制することは連邦議会の権限とされ(合衆国憲法第 1 条第 8 節)、大統領は、上院の助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する(合衆国憲法第 2 条第 2 節)とされている。

<sup>20</sup> 米国連邦議会下院における貿易に関するいくつかの投票行動を分析した調査によると、例えばファーストトラック・貿易促進権限に対する賛成の比率は、民主党は共和党に比べ低いという結果が出ている(Vangrasstek [2007: 3])。

<sup>21</sup> この点については、Beattie [2007] によれば、ヒラリー・クリントンを長年応援してきたレンゲル委員長は「今のこの時点でドーハを処理しなければならないとは思わない。クリントン大統領がそれを片づけるだろう。」と語っているが、これは、ドーハ開発ラウンドに近い将来妥結する見込みがほとんどない(heavy discounting)とのレンゲル委員長の諦念を示したものとされている。

ならず、議会からみても優先順位が次第に低下しているように感じられている。例えば、通商交渉代表が 2006 年 4 月に当時のポートマン代表から現在のシュワブ代表へと交代したが、これは、シュワブ代表は「能吏」との評判はあるものの、ポートマン代表のように下院議員経験者で人望のある「スターとしての魅力」のある人材ではないこと、すなわち、今回の通商交渉代表の交代はブッシュ政権における通商政策の優先順位が低下したことを示すものと議会は評価したのであろう。また、TPA の延長自体についても、2007 年 1 月の「一般教書」では言及しているものの、その後大統領自身が議会へ具体的な働きかけを行うことはなかったとされている。

こうした状況下で、TPA については、ドーハ開発ラウンドの実質的な進展がみられ、ブッシュ政権が議会に対して正式にかつ具体的な提案を行えば、その延長も可能になるとの見方もある。

#### イ 2007 年農業法

次に、米国農業法とドーハ開発ラウンドとの関係についてみてみよう。ドーハ開発ラウンド農業交渉では、EU、日本、ブラジル、インド等からは米国に対して国内支持の大幅な削減が求められている。先述の議長テキストの内容で合意され、米国の国内支持が 2002 年農業法の基本的スキームに基づく場合、トウモロコシ価格の高騰が続けば対応可能であろうが、90 年代後半に起きたように大幅な下落が起こると国内支持の上限値を突破することにもなりかねないと考えられる。したがって、そのような事態が生じても対応可能にするためには、2002 年農業法(2007 年 9 月に失効)の農産物支持プログラム<sup>22</sup>の大きな変更

<sup>22</sup> 2002 年農業法の農産物支持プログラムとは、トウモロコシ、大豆、小麦、米、綿花などを対象に農業経営の安定のために講じられている措置(セーフティネット)のこと。「直接固定支払」、「価格変動対応型支払」、「価格支持融資」の 3 層構造からなっている。資料 3 - 1「米国の価格・所

が必要となると考えられる。

しかし、2007 年農業法をめぐる状況については後述するように、農業団体の多くは 2002 年農業法における現行の農産物支持プログラムの基本的枠組みの維持を希望していることを背景に、2007 年農業法に関する米国農務省提案についても、特に農産物支持プログラムの基本的な考え方は 2002 年農業法を踏襲するものとなっており、さらに、7 月下旬に通過した下院農業法案に至っては、ほとんど 2002 年農業法の焼き直しに過ぎないと言えよう。9 月に入って上院農業委員会で検討しているところであるが、農産物支持プログラムの基本的枠組みは、2002 年農業法の枠組みを基本として議論されている(2007 年 10 月 24 日、25 日の 2 日間の審議の後、上院農業委員会案が採択された)<sup>23</sup>。

以上の状況を踏まえると、WTOドーハ開発ラウンドにおいて、米国が積極的に動くことができるかが交渉の成否の鍵を握ることとなり、今後とも米国の動向を注視していく必要がある。仮に年内に妥結できなければ、2008 年に予定されている米国大統領選挙の後、すなわち 2 年後まで凍結となるおそれもある。

#### 3 米国における農政改革(農業法)の動向

##### (1) 米国農業政策の改革の概要とその背景<sup>24</sup>

先述のとおり、米国農業法は、国内支持の在り方を規定するものであり、2007 年から 5 年間の政策の方向付けがドーハ開発ラウンドの行方を大きく左右するものとされている。

米国の農産物支持プログラムは、1930 年代

得政策の概要」(59 頁)を参照されたい。なお、乳製品、砂糖に関しては、別のセーフティネット措置が講じられている。

<sup>23</sup> 2007 年農業法について、今後の上院の動きをはじめとして、成立までの過程や現行法との比較分析は別途行うこととしたい。

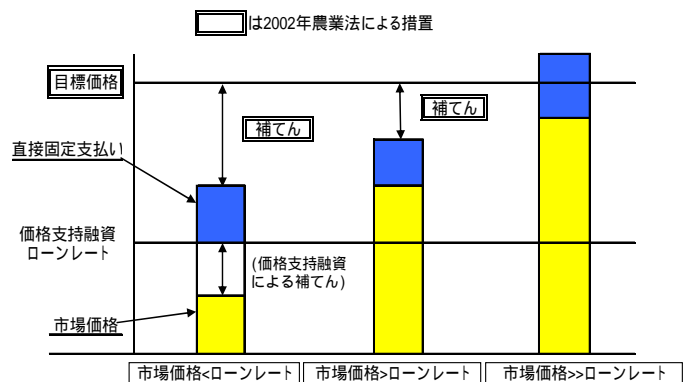
<sup>24</sup> 本節は、特段の断りのない限り、Hanotis[2007:65-73]を参照。

の農業恐慌後のニューディール法に始まり、不足払い<sup>xxvi</sup>を基礎とした価格変動に対応するタイプの制度が、基本的には1996年まで続いた<sup>25</sup>。1996年農業法(1996 FAIR Act)では、それまでの「生産調整を前提とする不足払い」に代えて、「直接固定支払」<sup>xxvii</sup>を導入することになった。これは、1994年の中間選挙で上下両院を制圧した共和党の重点課題が連邦予算の赤字解消に置かれていたことから、農業予算に対する大幅カットを行うべきとの要請を踏まえて、検討が始まったものである。下院農業委員会では、こうした要請を踏まえ、「農業の自由(Freedom to Farm)」の概念を導入することとし、「生産調整を前提とする不足払い」に代えて、生産調整を廃止した上で固定的な支払とすることとした。

当初、「直接固定支払」は毎年漸減して最後は廃止するとの考えで検討されたものの、議会での議論を通じて、最終的には存続することとされた。また、「価格支持融資制度」<sup>xxviii</sup>もそのまま存続することとなった。これは、世界の需要が安定的に推移し、米国農産物の輸出の伸びが期待されていたことから、そもそも価格が上昇局面になることが予想される中<sup>26</sup>、「不足払制度」のままでは農業者の受取額が減少することが見込まれ、不足払いによるそれまでの受益額を確保する観点から「直接固定支払制度」の導入を農業者に説明していたことからすれば、「農業の自由(Freedom to Farm)」の概念から導かれる「直接固定支払は最終的には廃止する」との考えが放棄されたのは、いわば当然のことであった。

2002年農業法(2002 FSRI Act)では、「価格支持融資制度」、「直接固定支払」に加え、

(図1) 2002年農業法の仕組み



出所：農林水産省資料を基に作成。

「価格変動対応型支払」<sup>xxix</sup>を導入することとなった(図1)。これは、1996年農業法で示された「農政改革」の方向(長期的にはより市場志向型で貿易歪曲性のより小さな政策への変更)に逆行するものである。1996年農業法が成立した当時、トウモロコシ価格は異常に高い水準であったものの、同法の施行1年後には価格の下落が始まった。これは、東南アジアの通貨危機に始まる一次産品への需要の減退とブラジル、アルゼンチン等からの供給量の増加によるものであった。農業者からは「農業危機」が叫ばれるようになり、「農業の自由(Freedom to Farm)」ではなく「倒産の自由(Freedom to Fail)」ではないかといった1996年農業法への批判が巻き起こり、農業者への救済が強く求められるようになった。1998年11月に実施された最初の「緊急救済措置」は、過去の平均的な所得水準ではなく、1996~97年の異常に高い水準からの下落に伴う所得の減少分を補てんするものであった。

このように期待される水準を超えて農業者へ支払を行ったことは、農地価格の水準を人為的に高い水準に引き上げることにつながった。すなわち農業からの収益とは関係のない水準に地価が形成されるようになったのである。しかしながら、市場価格による所得水準以上に農業者への支払を行えば過剰生産が

<sup>25</sup> 資料3-2「米国の価格・所得政策の推移」(60頁)を参照されたい。

<sup>26</sup> 1トン当たり80ドル程度であったトウモロコシ価格は1996年農業法案の議会審議の頃には140ドルを超え、同法案成立時(選挙から1年半後)には150ドルを超える水準になっていた(Haniotis [2007: 68])。



生じ、農産物価格への下方圧力が生まれ、価格危機が続くことになる。農産物の過剰による農産物価格の下落を止めるには、政策的に農業者の収入を減少させることが特効薬であることは分かっているが、その結果起こることは農地価格の下落である。そうなると農家の負債比率が上昇し、債務危機が発生することにもなりかねない。農地価格の動向は、農業支持の水準だけに左右されるものではなく、むしろ都市化の進展から税制の在り方まで、農業以外の要素にも強く影響を受けるものである。こうして価格危機と債務危機という両方の事態が生じている中で 2002 年農業法の議論が行われることになったが、1996 年農業法に基づく政策を継続していくことはもはや不可能になってきた。一方、経済が活況を呈してきた中で、連邦予算が黒字に転換することになり、農業予算に関しては、特に農業者を支援するために「使える予算を使い尽くす」ことが政治的議論として浮上してきた。こうした状況下で、国内支持に関しては、最も貿易歪曲的な措置の再導入が不可避になってきた。すなわち、価格の下落に対して価格変動対応型支払で救済するという、より伝統的な手法を採ることとなったのである。

2002 年農業法では、特定の作物の価格に関連した支持制度（価格変動対応型支払）を導入することになったが、これがその後の米国農業政策全般を貫く思想となったと言えよう。

## (2) 2007年農業法案をめぐる動き

### ア 農務省提案への道筋

2007 年農業法については、2002 年農業法の期限が 2007 年 9 月までとされていることから、2007 年 1 月に始まった第 110 議会において検討が始まった。

農務省からは、2007 年 1 月 30 日に、「米国の農村への公約」と題する 2007 年農業法提案

が公表された<sup>27</sup>。この農務省提案は、以下に述べるような手順を踏んで作成された農業法案のサブスタンスを解説する詳細なものであり、2002 年農業法案の議会審議の際に農務省はこのような提案を行わなかったことと比較すると、ジョハnz農務長官の積極的な対応は特筆すべきことである。

特に、2005 年 7 月から 11 月にかけて全国 52 カ所（うち、21 カ所では農務長官自身の参加）で農業法フォーラム（公開討論会）を開催し、4,000 件以上のコメントを受理し、これを 41 種類のペーパーに分類整理した。各ペーパーは、背景、コメントの要約、提案の三部構成から成り、次期農業法案の準備資料として公表された。

その後、2006 年 9 月から 11 月にかけて、5 つの主要政策課題に関して「テーマ・ペーパー」が公表された。

すなわち、一番目のペーパーは、農業者が直面するリスクとそれを管理する手法を提示し、現行リスク管理プログラムの経済的・政策的な課題を整理した上で、現行施策に対する 3 つの代替案を提示する「リスク管理」。二番目は、農地を保全し、周辺の自然環境を保護するための「保全プログラム」の米国農業における位置付け、連邦政府の役割、主要プログラムの連邦政府の負担と受益の配分、それらを前提に、現行施策に対する 4 つの代替案を提示する「保全及び環境保護」。三番目は、農村開発を定義し、その推進主体を明らかにし、連邦政府の農村開発へのアプローチ、農村開発プログラムの経済上、政策上の問題点を踏まえつつ、現行施策に対する 3 つの代替案を提示する「農村開発」。四番目は、農業とエネルギーの関係について農業の「消費者と

<sup>27</sup> 資料 3 - 3 「米国農務省 2007 年農業法提案の重点事項」（61,62 頁）資料 3 - 4 「米国農務省 2007 年農業法提案 フォクトシート：米国の農村への公約」（63-66 頁）及び資料 3 - 5 「作物編の改革の概要」（67-70 頁）を参照されたい。

しての側面」とバイオエタノールをはじめとする「供給者としての側面」を明らかにし、再生可能なエネルギー及びエネルギー効率向上に関する施策の現状、経済上及び政策上の問題点を踏まえつつ、現行施策に対する2つの代替案を提示する「エネルギーと農業」五番目は、以上のほかに重要施策として位置付けられる「米国農業の将来の成長のための基盤強化」である。

これらの「テーマ・ペーパー」は、「現行の農産物支持プログラムについて、トウモロコシ、大豆、小麦、綿花、米の5品目のプログラムと、果実、野菜などの非プログラム作物（特産物（specialty crops））との公平性（equity）の問題、プログラム作物間の配分の公平性（disparity）、予測可能性（predictable）、（WTOルールとの関係で）文句のつけられないもの（beyond challenge）にする必要がある」とのジョハnz農務長官の指摘を踏まえて作成されたものであり、この農務長官の指摘が農務省提案の方向を規定していくことになる。

#### イ 米国農務省提案の概要

農務省提案の概要は、次のとおりである。

農産物支持プログラムに対する改革としては、「価格支持融資制度」、「直接固定支払制度」、「価格変動対応型支払制度」の3層構造からなる現行のセーフティネットは、基本的にその構造は維持しつつ、変動対応型について現行の価格変動に対応するタイプから収入変動に対応するタイプに変更すること、「価格支持融資制度」の基準となる融資単価（ローンレート）の水準について、市場の機能を歪める効果を最小化し、生産者が市場価格に基づいて対応するよう、その計算方法の見直し等を行うこと、大規模農業者や裕福な家計への補助金を制限するため「支払上限と支払要件の厳格化」を行うこと

農地の保全制度については、対象面積の拡大等予算の拡充を図ること、セルロース系エタノールプロジェクトの実現等新しい再生可能エネルギーへの予算の拡大を図ること

農村開発について、必要予算額の確保を図ること

果実や野菜の生産者への予算の拡充を確保すること

農産物の輸出拡大、海外市場の維持のため所要額の確保を図ること

WTO農業協定との整合性を確保するため、綿花プログラムについてはステップ2（内外価格差相当を補てんする補助金）の廃止に加え、ステップ1（融資返済単価<sup>xxx</sup>の裁量的な調整）及びステップ3（特別の輸入割当）を廃止すること、また、「直接固定支払」が「緑の施策」の条件を満たすよう、その対象となる基準面積において課されている果実、野菜等の生産調整を廃止すること、さらに、現行及び将来のWTOの約束を遵守できるようにするため各支払を調整する権限を延長すること

以上の政策の実施に伴う予算額は、2002年農業法の施策に対して過去5年間に要した予算額と比べ100億ドル程度削減された水準となり、また、2002年農業法が延長された場合に見込まれる5年間の所要額に比べ、50億ドル程度の増額となると見込んでいること

#### ウ セーフティネットの考え方の比較<sup>28</sup>

農業者のセーフティネットは、農業者の最大の関心事項であり、利害関係者から様々な提案がなされている。オハイオ州立大学のカール・ツラウフ教授の研究によれば、農場収入対応プログラム及び全国トウモロコシ生産者協会の提案は、現行の3層構造からなるセ

<sup>28</sup> 本項は、Zulauf [2007] を参照。資料3-6「収入プログラム案の比較」（71-73頁）を参照されたい。

ーフティネットを廃止することを前提とする抜本的な改革案であるのに対し、農務省の収入変動対応プログラム及びファームビューローの収入変動対応プログラムは、いずれも現行の価格変動対応プログラムを見直すもので、部分的な見直しと位置付けられる。こうした改革の程度の違いは、「作物保険」との調整の有無などの点に現れているといえよう。また、ベースライン予算との比較でみた所要額では、農務省提案は、他の提案に比べ、単収の取り方が「全国」ベースであることもあり、ベースラインから 33%低い水準と、「金のかからない制度」となっている。

#### エ 2007 年農業法下院案の審議の概要<sup>29</sup>

米国では、「大統領は、随時、合衆国議会に対して、…（中略）…必要かつ適当と判断される施策を審議するよう勧告する（合衆国憲法第 2 条第 3 節）ことができる」とされていることから、農務省の提案はあくまでも参考意見という位置付けであり、合衆国議会への法案提出権は連邦議会議員にのみ認められている。下院と上院は各院に提出された法案を審議し、下院案、上院案をそれぞれ可決した後、上下両院の協議会の場で二つの案を調整し、合意された案を各院で再度議決し、大統領の署名を経て、法律として成立する。仮に大統領が拒否権を行使した場合、それぞれ 3 分の 2 の多数で可決されれば法律案は法律として成立する（合衆国憲法第 1 条第 7 節）こととなる。

2007 年農業法案については、下院から審議が開始された。2007 年 5 月から小委員会レベルでの審議が始まり、6 月に 2002 年農業法の農産物支持プログラムを「単純延長」する案が全会一致で可決された。これは、アメリカン・ファーム・ビューローをはじめ主要な農業団体が現行農産物支持プログラムの延長を

<sup>29</sup> 本項は、特段の断りのない限り、吉井 [2007] Burmeister [2007] を参照。

強く要請しており、プログラム対象作物の生産州の議員は、民主党・共和党を問わず、「単純延長論」の立場をとっていたことによるものである。その後、7 月 19 日には下院農業委員会で「支払制限の強化及び支払要件の厳格化」の修正を加えた農業委員会案が全会一致で可決された。これは、ワシントン・ポストの記事（「現金の収穫（Cash Harvesting）」）をはじめとして「農業補助金の不公正・不公平」を追及するキャンペーンをマスコミが展開していることや、NGO 団体により「政府支払の受給者ランキング」が公表されたことなどを受け、下院議長であるペロシ議員をはじめ民主党幹部の意向もあって、都市部議員の理解を得る必要から、修正が加えられたものとされている。7 月 27 日には、下院本会議で、民主党のカインド議員を中心とする改革派の提案<sup>30</sup>について、前回の 2002 年農業法案審議の際には賛成に回っていたペロシ議員ほか民主党幹部も、今回は農村部での民主党一回生議員の再選の確保を優先し反対に回ったことから、117 対 309 の圧倒的な差で否決された。また、民主党幹部からは、都市部の低所得階層への配慮から栄養改善プログラム（フードスタンプ）等に関する予算の増額を図るべしとの声が上がリ、その財源として、“Pay As You Go”<sup>31</sup>原則に基づき、外国企業の米国子会社への増税措置を講じることとした。民主党は、外国企業の米国子会社に対する現行の減税措置は、税制の「抜け穴」となっているのをこれを塞いだものであると説明

<sup>30</sup> 現行の 3 層構造のセーフティネットを段階的に廃止し、リスク管理口座と収入保険により経営安定を図るというもの。2002 年農業法案の審議の際にもカインド議員は同様の提案を行っていた。

<sup>31</sup> Pay As You Go: PAYGO とも言われ、「新規に支出し、あるいは減税する場合には、連邦の赤字を増やさないことが条件となること。新規の提案は、『予算上中立』か、さもなければ既存予算の中から節約によって相殺されるものでなければならないこと」（C-SPAN Congressional Glossary: <<http://www.c-span.org/guide/congress/glossary/alphalist.htm>>(last access 2007.10.2))。

したが、共和党は増税措置であることを理由に、下院農業法案に対する反対を表明した。その結果、231 対 191 で可決されたものの、これは、「農業法案は超党派で成立する」というこれまでの伝統が崩れたことを意味していた。

#### オ 2007 年農業法下院案の概要<sup>32</sup>

農業法下院案の主な内容は、農業団体の意向が 2002 年農業法の延長であったことを踏まえ、3 層構造のセーフティネットの構造は基本的に維持することとし、「直接固定支払」の単価は据え置きとし、「価格変動対応型支払制度」における目標価格及び「価格支持融資制度」における融資単価（ローンレート）の引上げ（小麦、大麦等）を行うことである。また、一部の団体の要望でもあった「収入変動対応型支払」の導入については、加入の際に一度限りの選択を可能とする改正を盛り込むこととした。さらに、都市部議員の理解を確保する観点から、支払限度額を変更し、支払要件を厳格化することとした。

#### カ 2007 年農業法下院案の予算額見通し<sup>33</sup>

セーフティネットに関係する農産物支持プログラムについてみると、2002 年農業法の場合、2002 年度から 2007 年度までの予算額は 729 億ドル（年平均 122 億ドル）であるのに対し、2008 年度から 2013 年度までの予算額は、トウモロコシ価格の上昇等を見込んでいる結果、424 億ドル（年平均 70 億ドル）まで減額し、また下院案の場合も 416 億ドル（年平均 69 億ドル）になると推計されている。また、農産物支持プログラムに保全プログラムと輸出プログラムを加えた水準では、2002 年度から 2007 年度までの予算額は 929 億ドル

<sup>32</sup> 資料 3 - 8 「2007 年農業法下院通過案 (H.R. 2419) の概要」(77-79 頁) 及び資料 3 - 9 「主な条項の概要：2007 年農業法下院通過案 (H.R. 2419) と現行法」(80, 81 頁) を参照されたい。

<sup>33</sup> 本項は、Chite [2007]、CBO [2007] を参照。資料 3 - 10 「米国農業予算 (2002-2007 年 (実績) と 2008-2013 年 (見通し) との比較」(82 頁) を参照されたい。

(年平均 155 億ドル)であるのに対して、2008 年度から 2013 年度の場合、2002 年農業法のケースでは 709 億ドル（年平均 118 億ドル）、下院案のケースでは 761 億ドル（年平均 127 億ドル）と推計されている。

なお、WTO 農業交渉において 7 月に公表された「議長テキスト」を米国へ適用した場合、「黄の施策」<sup>xxx1</sup>の上限額は 76 億ドル、「貿易歪曲の国内支持全体」の上限額は、130 億～164 億ドルと試算されており、トウモロコシ価格の高止まりを前提とする予算見通しの水準はこれらを下回っていると言える。

以上、米国における農政改革の動向を見てきたところであるが、米国と並んで EU もドーハ開発ラウンド農業交渉の行方を左右するもう一つのプレーヤーであることから、EU の農政改革の状況を次に見てみよう。

#### 4 EU における農政改革 (CAP) の動向<sup>34</sup>

##### (1) EU の共通農業政策 (CAP) の意義と改革の必要性

共通農業政策 (CAP) は、1957 年のローマ条約に基づき設立された欧州共同体 (EEC) の一部として、1962 年以来実施されている。その基本原則は、共同市場機構、共同財源、共同体優先 (共同体産品の優先使用) である。高い国境調整措置を前提とする高い国内支持価格の維持、その実効性を確保するため、域内での介入買入と域外への輸出という形で財政支援を行うものである。

こうした政策は、競争力のない農産物を保護することにほかならず、そのコストは財政よりも基本的には消費者に負担を転嫁するものであった。CAP は、その後、財政面での制約、貿易面での効率性の要請、BSE の発生に伴う食品の安全性の確保という 3 つの観

<sup>34</sup> 本章は、特段の断りのない限り、Haniotis [2007] 衆議院調査局農林水産調査室 [2006 : 9-11, 111-137] を参照。

点から、その改革が求められた。また、改革の方向は、品目毎に支持を行うタイプから農業者毎の支持を志向するタイプへ転換することを基本とするものであった。

#### (2) 1992 年マクシャリー改革、アジェンダ 2000 の背景と概要

C A P は、域内で農産物価格を高水準に維持する結果、穀物やバターは山のように積み上がり、ワインは湖のような過剰を生み出し、域内外からその見直しが求められた。1992 年 C A P 改革（マクシャリー改革）は、主要作物（穀物、油糧種子、タンパク源作物）と牛肉を対象に保証（介入）価格を引き下げ、農業者に引下げ分を「直接支払」により補償するものである。この直接支払は、農業者に対する耕作地の 10% の「休耕（set aside）」の義務付けとリンク（休耕地以外の土地では作付けを必要条件とする生産に関連付けた支払）するものであった。

その後、2004 年には東欧 10 カ国が E U に統合されることが決まり、E U 拡大による財政負担の増大が懸念されたことから、アジェンダ 2000 改革により財政負担の見直しに着手することとした。すなわち、保証（介入）価格の更なる引下げを行うこととし、農業者への直接支払は、引下げ分の半分だけを補償することとした。また、支払の必要条件として、農業者は「休耕」に加え、「土壌及び水質の汚染を制限する」環境面での実践を行わなければならないこととされた<sup>35</sup>。

#### (3) 2003 年改革の背景と概要

その後、E U 拡大に伴う財政負担の更なる見直しの必要性が高まり、市場価格支持予算の抑制、ドーハ開発ラウンド農業交渉のための準備、B S E や硝酸塩汚染といった

<sup>35</sup> 資料 4 - 1 「E U の価格・所得政策の概要」（83 頁）を参照されたい。

人間の健康・農業生産における環境問題への対応の観点に加え、アジェンダ 2000 改革において C A P の第 2 の柱に位置付けられた「農村開発」について大幅に予算を増額する観点から、2003 年改革に取り組むこととなった。すなわち、2000-02 年の農産物の平均支払実績に基づく「直接支払」を導入することにより、農産物助成のタイプから農業者助成のタイプ（原則「単一農場支払」）に移行した<sup>36</sup>。また、この支払は、加盟国が「部分的デカップリング」を選択しない限り、いっさいの生産を義務付けられない、いわゆる「デカップリング支払」となる結果、農業者は国内市場の動向に対し、より敏感になることが期待される。さらに「単一農場支払」の受給要件として、「食品安全、動物福祉及び環境基準」を遵守しなければならないこととされている（「クロス・コンプライアンス」）。なお、単一農場支払が 5,000 ユーロ以上となる受給者に対しては、2005 年 3 %、2006 年 4 %、2007 年以降 5 % を限度に削減し、当該削減分を農村開発政策に振り向ける（モデュレーション）こととされている<sup>37</sup>。

#### (4) 今後の C A P 改革の行方

このような 2003 年改革は、2004 年の 10 か国の新規加盟が行われる際、財政負担の増大の懸念はあったものの、フランスのシラク大統領（当時）とドイツのシュレーダー首相（当時）の間で、それまでに定まっていた 2013 年までの予算の枠組みを変更しないことが合

<sup>36</sup> 2003 年改革において「直接支払」を「単一農場支払」に転換した意義は、W T O ルール上、「青」の施策から「緑」の施策に変えたことである。そのことに加え、「直接支払」が「介入価格」引き下げの代償（compensation）であったので、一定期間の支払ではないかとの疑義があり、それを払拭するため、「クロス・コンプライアンス」を支払要件とすることにより「恒久措置」と位置付けたことにある。

<sup>37</sup> 農業予算（第一の柱）から農村開発予算（第二の柱）への財源の移転については、規模の大きな農業者の支払単価を減らしていく（degressive）か、あるいは、支払の上限を設けるかといった様々の議論の中から最終的に、モデュレーション（modulation）方式に決定された。

意された。しかし、英国のブレア首相（当時）はこうした取扱いに強い異論を唱え、2008-09年に財政状況の本格的な見直しを行うことを条件に、2013年までの予算の枠組みを維持することが2005年に決定された。CAP改革は未だ終了していないとの共通認識の下、加盟各国から求められているCAP予算の削減に対応するとともに、CAPを改革することにより広範な社会的支持が得られるようにするため、2006年9月にEUのフィッシャー・ポエル農業担当委員は、2008年からの見直しには農民に支払われる補助金に上限を設定することが、その見直しの一つであると述べている。これは、農業補助金の受益者が小規模農家ではなく、大企業的農家や大地主であり、こうした実態を開示することにより、補助金改革を促そうとするものとされている。この見直しを“Health Check of CAP”<sup>38</sup>と呼んでいる。フランスのシラク大統領（当時）はこうした見直しを2008年から行うことに必ずしも賛成ではなかったが、後任のサルコジ大統領は、2008年後半にフランスがEUの代表となることから、CAP改革への積極的取組を表明した。サルコジ大統領の発言は、2013年以前にCAPを変更することを受け入れるということの意味したものではないとされる一方で、改革されたCAPには4つの目標（食料安保、世界の食料需要の拡大への貢献、農村の経済と景観の維持、気候変動への戦い）に合致しなければならないと主張している<sup>39</sup>。いずれにしてもEUのCAP改革については、その行方を注視していく必要がある。

以上、EUの農政改革の動きを見てきた。

<sup>38</sup> Health Check of CAPは、2007年11月にEU委員会から加盟各国に対して示される予定であるが、9月28日付けのアグラ・ヨーロッパによると、「単一農場支払」について大規模農場に対する助成額の上限導入、「完全なデカップリング」への加速化、「クロス・コンプライアンス」の見直し、「休耕（set aside）」の廃止、「モデュレーション」率の引上げ等を検討中と報道している。

<sup>39</sup> Hall [2007] を参照。

米国、EUの農政改革の動向がドーハ開発ラウンドの行方を大きく左右する可能性がある中で、2001年以来7年目に交渉が入ろうとしている。このように交渉が遅々として進まない中で、米国、EUを始め各国は、FTA/EPA交渉に積極的に乗り出そうとしている。そこで、次に、FTA/EPAの動きを検討することとしたい。

## 5 FTA/EPA

### (1) 日本が締結してきたEPAと農林水産物の取扱い

これまでの締結（交渉中）の相手国は、次の通りである<sup>40</sup>。

発効済み：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ

署名済み：フィリピン、ブルネイ、インドネシア

大筋合意：ASEAN

交渉中：韓国、湾岸諸国、ベトナム、インド、豪州、スイス

このように発効済みのものから大筋合意に至っているものまでは基本的には相手国が発展途上国であり、日本に対する農産物輸出の増大とともに、動植物検疫におけるキャパシティビルディング<sup>41</sup>等への関心も高い。これらのEPAにおける農林水産物の取扱いについては、こうした関心事項への協力を条件に、米などの重要品目の関税撤廃に関しては、除外・再協議といった例外措置を確保してきた。まさに「協力と自由化のバランス」という手法が機能してきたと言える<sup>42</sup>。

<sup>40</sup> 「経済財政改革の基本方針 2007 について～「美しい国」へのシナリオ～」[2007: 52] 資料 6-12 に掲載（166-171 頁）

<sup>41</sup> キャパシティビルディングとは、WTOルールや規律を遵守する上で様々な課題があり、そのことで交渉への参加が困難になっている途上国に対して、先進国が例えば病害虫駆除、技術者養成、WTO協定の実施への支援、専門家の養成を行うことを通じて、途上国自らの能力（キャパシティ）を構築（ビルディング）させること。

<sup>42</sup> 鈴木 [2006] を参照。

## (2) G A T T 第 24 条からみた日本の E P A の評価

これまでの日本の E P A における関税譲許の水準をみると、貿易額ベースでは相手側 97.6% に対して日本側 92.8% と 90% を上回っているが、品目ベースでは相手側 96.4% に対して日本側 86.3% と 90% 未満にとどまっている状況にある。

こうした自由化率が相手先国に比べて低いのは、農林水産物の分野での重要品目を中心とする例外措置等の確保がその一因と考えられ、これ自体は日本の交渉力の強さの現れとも言えよう。しかし、日本の経済的な地位や東アジアにおける日本の役割、とりわけ途上国である相手国の経済発展に資する観点からは、貿易額ベースとともに、品目ベースでも高いレベルの自由化を目指すべきではなかろうか<sup>43</sup>。

## (3) 日豪 E P A への取組

日豪 E P A は、経済団体の提言によれば、「交渉の早期開始の重要性」としては、自由と民主主義の価値観を共有すること、相互補完的な輸出入関係にあること、豪州は資源・エネルギー、食料安全保障上重要な国であることに加え、米豪 F T A (発効済み)、豪中 F T A (交渉中) により我が国が不利になるおそれがあることが挙げられており、「豪州が日本との E P A 締結を熱望している今が好機」との認識に立って、「農林水産品等我が国産業のセンシティブリティに配慮」しつつ、交渉開始が重要と訴えていた<sup>44</sup>。

日本が E P A を締結し、あるいは大筋合意に至った諸国は、いずれもいわゆる「開発途上国」に分類される諸国であり、それらの諸

<sup>43</sup> グローバル化改革専門調査会 ( E P A ・ 農 業 ワーキンググループ ) [ 2007 : 6, 7 ] を参照。資料 6 - 11 に掲載 ( 151 - 165 頁 )。

<sup>44</sup> 日本経団連他 [ 2006 ] を参照。資料 5 - 2 に掲載 ( 85 - 87 頁 )。

国との E P A 締結は、先述の通り、「協力と自由化のバランス」という手法で対応してきたものであり、「質の高さ」という面での問題があったとしても、両者にとって意味のあるものとなり得たと考えられる。

しかし、豪州との E P A は、先進国が相手となる初めてのものであり、また、農産物輸出国である豪州にとって、日本から農業面での協力を求めるニーズもないという関係にある。したがって、これまでのような「手法」が使えないという意味で、農林水産面での対応には難しいものがあるといえよう。

とりわけ、豪州がこれまで結んだ F T A の相手国は、米国、タイ、ニュージーランド、シンガポールであるが、自由化率でみると豪タイ F T A の場合は、品目ベースでみて、豪州 100%、タイは 95% 以上、米豪 F T A の場合は、同様に、米国 99.5%、豪州 100% と極めて高い自由化率となっている。また、農産物の例外措置については、米国の砂糖 ( 現行関税率、関税割当を維持 ) と米国の乳製品 ( 新規に関税割当枠の設定、枠外の関税率は維持 ) のみである。

そこで、日豪 E P A について、そのメリットとデメリットをみると<sup>45</sup>、

E P A が締結 ( 物品については関税の撤廃 ) されると、日豪ともに、国内総生産が増大し ( 2020 年に豪州は 0.66% ないし 1.79%、日本は 0.03% ないし 0.13%、それぞれ G D P が増加 )、貿易・投資の拡大が期待できる。

推進派は農林水産物の輸出が期待できると主張するのに対して、慎重派は、1 億円も見込めず、むしろ、関税の撤廃 ( 国内措置を講じないことを前提 ) により牛肉、乳製品、小麦、砂糖の 4 品目の国内生産に大きな影響 ( 約 8 千億円の減少 ) が生じ、地

<sup>45</sup> 資料 5 - 5 「日豪 E P A を締結した場合のメリット・デメリット」 ( 92 - 96 頁 ) を参照されたい。

域の雇用や経済への影響を通じて、多面的機能や食料自給率、地域社会の維持に大きな影響を与えることが懸念されると主張。また、農林水産物の関税撤廃による農林水産業への影響については、推進派は所得移転政策を講ずることにより、競争力のない農業者がスムーズに撤退すれば、結果として、真に競争力のある農業者に農地等が集中し、農業の効率化が進む(市場開放は日本農業の構造改革につながる)と主張する一方、慎重派は日豪間の生産性格差は大きく、この格差を縮小するためには関税措置が必要であり、仮に直接支払等の追加的な支援策が必要としても、国境措置をすべてそれに置き換えることはその財源をどうするか国民的議論のない中では、不可能であると主張。

また、日豪EPA交渉の開始に対する利害関係者の意見をみると、経済団体が先述の通り積極的推進派であるのに対して、農業団体は、「我が国の重要な農畜産物の関税を撤廃した場合、農業だけでなく、関連産業を含め、地域経済に甚大な影響を及ぼし、食料自給率も12%に低下するという深刻な影響試算が公表されている」ので、「我が国の重要な農畜産物の『除外』を絶対に勝ち取らなければならない」<sup>46</sup>と慎重な態度を堅持している。また、衆議院農林水産委員会、参議院農林水産委員会はそれぞれ日豪EPAの交渉開始に関する決議を行っており、その主な内容は、「重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること」、「万一、我が国の重要品目の柔軟な取扱いについて十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断を持って臨むこと」となっている<sup>47</sup>。

<sup>46</sup> 全国農業協同組合中央会 [2007] 資料5 - 3に掲載 (88,89頁)。

<sup>47</sup> 衆議院農林水産委員会 [2006]、参議院農林水産委員会

以上を踏まえ、政府の日豪EPA交渉に対する基本的な方針は、「農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す」<sup>48</sup>こととされている。

#### (4) 米国・EUとのEPA交渉の在り方

韓国は、米国とのFTA交渉を4月に妥結した後、5月にはEUとのFTA交渉を開始したところであるが、このことに伴い、国内の産業界からは「バスに乗り遅れるな」とばかりに、米国、EUとのEPA交渉を始めるべしとの意見が出されている。

そこでまず、米韓FTAの概要をみてみよう。

米韓FTAは、2006年6月から交渉が開始され、大統領貿易促進権限(TPA)の期限切れ(7月1日)3ヶ月前までに議会へ通報する必要があったことから、ぎりぎりの4月2日に通報されたものである。交渉開始から9ヶ月で合意されたことになる。

その概要は、米国は関税を100%撤廃し、韓国は関税を99%以上撤廃することとされているが、特に農林水産分野では、韓国側には米を自由化の対象から除外することが認められたことに加え、牛肉をはじめセンシティブ品目における関税撤廃に対しては、例えば牛肉の関税撤廃は15年後とされるなど柔軟性が認められている<sup>49</sup>。

米韓FTAについて、米国議会では、他のFTA(パナマ、ペルー、コロンビア)とともに、承認待ち(ペンディング)の状態であるが、「米国産牛肉の輸入を完全に認めなければFTAはあり得ない」との意見もあり、民

[2006] 資料5 - 4に掲載(90,91頁)。

<sup>48</sup> 「経済財政改革の基本方針2007について～『美しい国』へのシナリオ～」[2007:52(別表)] 資料6-12に掲載(166-171頁)。

<sup>49</sup> 資料5 - 6「米韓FTAの概要」(97頁)を参照された。



主党を中心に、承認に難色を示している状況にある<sup>50</sup>。

米韓 F T A の日本への影響については、米国市場において「薄型テレビ」や「乗用車」等に影響があるものの、韓国市場では米国市場ほどの影響はないとみている<sup>51</sup>。今回の米韓 F T A は、「米韓 F T A でコメが除外され... (中略) ...たことは、日米 F T A を推進する勢力にとって、追い風となる可能性がある」<sup>52</sup> との見方もある。

韓国の米国との F T A 交渉の妥結 ( 4 月 )、矢継ぎ早に E U との F T A 交渉の開始 ( 5 月 )、そして早ければ年内にも妥結の勢いにある、こうした韓国の動きが国内では一種の不安感を醸成したようで、「今後、世界各地で F T A / E P A のネットワークが急速に形成されると見込まれる中で、我が国が取り残された場合、国際的に不利な立場に陥ることを直視」し、「特に、我が国の重要な輸出品目に対して高関税を課している E U との F T A / E P A については、早急に準備を進める必要がある」<sup>53</sup> と、政府の専門調査会も国内産業界の意向を代弁している状況にある。

#### (5) 米国の F T A 戦略<sup>54</sup>

E P A 交渉は相手のある話なので、日本が米国や E U との F T A 交渉をしようと思っても、米国なり E U の側に日本との E P A 交渉を開始する意思なり意欲がなければ話は始まらない。そこでまず、米国の F T A 戦略がどうなっているかをみてみよう。

米国の F T A 戦略は、レーガン大統領によるイスラエル、カナダとの F T A 締結に始ま

るとされている。これは、1985 年 9 月の「新通商政策」において、外国の不公正貿易慣行に対する一方的対抗措置の発動とともに、それまでの G A T T の多角主義をこれからは貿易自由化の唯一の原則とはしない、通商政策における「地域主義政策」の採用を宣言したことを踏まえたものとされている。その後、G H W ブッシュ大統領 ( 現在の G W ブッシュ大統領の父 )、クリントン大統領は、米国、カナダ、メキシコの間での自由貿易協定である N A F T A の署名・締結を行った。特にクリントン政権において、F T A は、「複数国間主義は米国の多国間主義に基づく貿易自由化の努力を代替するものではなく、補完する」ものとされた。しかし、E U のような「関税同盟」<sup>xxxii</sup> は加盟国が第 3 国と別に貿易協定を結ぶ自由がないという意味で、自由貿易の拡大にとって「躓きの石」( stumbling block ) となるが、N A F T A のような F T A の場合は、第 3 国との貿易協定は自由に結べることに加え、多角的貿易協定の場合に比べ経済的な統合はより深化したものとなり得るという意味で「積み石」( building block ) となる<sup>55</sup> として、F T A 政策推進の理論的根拠が与えられた。続いて、G W ブッシュ政権では、2002 年 8 月にそれまでのファーストトラックが貿易促進権限 ( T P A ) という名称で復活すると、豪州、中東、アフリカ、中南米、東アジアと交渉対象国を、欧州を除く全地域に拡大した。米国の通商戦略は、「米国を F T A ネットワークの核に位置付け、多方面展開により自由化競争を作り出す」との「競争的自由化戦略」を展開するものであるが、この戦略は同時に、9.11 ( 米国同時多発テロ ) 後の安全保障政策とも連携するものであった<sup>56</sup>。すなわち、ブ

<sup>50</sup> 吉崎 [ 2007 ] を参照。

<sup>51</sup> 資料 5 - 7 「米韓 F T A の影響」( 98 頁 ) を参照された。

<sup>52</sup> ブルーザー [ 2007 : 12 ]

<sup>53</sup> グローバル化改革専門調査会 ( E P A ・農業ワーキンググループ ) [ 2007 : 3 ] 資料 6 - 11 に掲載 ( 151 - 165 頁 )

<sup>54</sup> 本節は、滝井 [ 2007 ]、ブルーザー [ 2007 ] を参照。

<sup>55</sup> U. S. Government [ 1995 : 217 - 220 ] を参照。

<sup>56</sup> T P A の立法化に伴い、F T A の締結交渉が増加することが見込まれていたことから、U S T R が非公式に通商関係省庁の代表と相談の上、交渉対象国について決定していたそれまでのプロセスを、2003 年からは国家安全保障会議

ブッシュ政権のFTA政策は、「FTA網を広げることによって相手国の貿易の拡大と市場経済化を進め、これにより貧困の撲滅と民主化を達成して米国への脅威を排除しようとする」もので、安全保障政策の一種として実施するものである。また、FTA政策と密接にリンクしているのが、「地域イニシアティブ」であるが、これは、「米国が特定国と個別に貿易投資協定やFTAを締結することによって特定国を含む地域全体の自由化を進める政策」である。ブッシュ政権が取り組む「地域イニシアティブ」は、FTAA、EAI、MEFTA、APECの四つの地域<sup>57</sup>である。ブッシュ政権が選んだFTA対象国は、これらの地域イニシアティブの中から、イラク戦争の「有志連合」に参加している、中米5カ国、豪州、韓国、シンガポール、タイを選択している<sup>58</sup>。これは米国のFTA政策が安全保障政策にリンクしていることを示している。今後も米国のFTA戦略がGWブッシュ政権の路線を踏襲するとすれば、新たなFTA対象国の選択は、安全保障の観点の基本とすることになるものと想定される。

次に、日米EPAの可能性について検討してみよう。FTA/EPAについては、日米間の認識に違いがあるとの指摘がある。すなわち、日本政府は、EPAは「FTAプラス」であり、関税引き下げを超えて、知的財産権、政府調達などを含む協定だと考えている。これに対して米国政府は、日本のEPAはたいてい農業を除外しているので、米国の基準では日本のEPAは「FTAマイナス」に映じ

---

(NSC)と国家経済会議(NEC)が主催する関係閣僚会議の場で、よりシステムティックに決定されるように変更された(GAO[2004:12-16])。

<sup>57</sup> FTAA (Free Trade Area of the Americas) は、中南米34カ国。EAI (Enterprise for ASEAN Initiative) は、ASEAN (東南アジア諸国連合) 10カ国。MEFTA (Middle East Free Trade Area) は、中東北アフリカ18カ国。APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、環太平洋21カ国。

<sup>58</sup> 資料5 - 8 「米国のFTA」(99頁)を参照されたい。

ており、また、農業を除いたとしても、日本の主要な貿易障壁には「複雑な規制障壁」、「強力な行政指導」、「円通貨の為替操作」、「反競争的商慣行」があり、米国の追求するFTAで日本の複雑な障壁に対処できるのかどうか疑問に感じているとされている。したがって、ブッシュ政権の姿勢に変更がない限り、日本とのFTA交渉の見込みは薄いとの考えもある。しかし、米国の経済界、議会関係者の中には日本とのFTA推進派もあり、特に、2007年2月に公表された「第二次アーミテージ・レポート」では、日本の農業人口は減少に向かい、10年の経過期間を設けて米の市場開放を進めることにより、農業を含めた包括的な日米FTAが可能だとしており、こうした動きは十分に留意すべきであろう。

#### (6) EUのFTA戦略<sup>59</sup>

EUの貿易戦略は、多角的貿易体制を基本としつつ、EUとの地理的關係、歴史的關係を踏まえ、主としてEU加盟候補国や旧植民地を中心に、関税同盟、関税撤廃、特惠関税制度を戦略的に活用してきたものと言える。

まず、EU自体が関税同盟であり、加盟国相互間の関税はすべて撤廃されている。また、製品規格、認証も統一されており、域内の国境手続は簡素化されている。

次に、EU域外の国・地域との關係をみると、スイス以外のEFTA加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)との間ではEEA(欧州經濟地域)を形成し、関税を撤廃している。また、スイスとの間でもFTAを締結(72年)し、工業品の関税を撤廃する一方、農産物、加工農産物等は分野別の協定を結んでいる。

以上の国・地域以外については、工業品関税の撤廃を基本として、関税同盟(トルコ、

---

<sup>59</sup> 本節は、清水[2007]、菅原[2006]を参照。

アンドラ) 安定化・連合同盟(クロアチア、マケドニア、アルバニア) 地中海連合協定(エジプト、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、イスラエル、レバノン、シリア、ヨルダン、パレスチナ自治政府)といった多様な形態で、地域的・歴史的に結びつきの強いEUの周辺地域とのFTAを締結している。そうした周辺地域から、南北アメリカ大陸との関係を構築する観点から、メキシコ、チリとのFTA締結、さらに、アフリカとの関係構築では、コトヌー協定<sup>xxxiii</sup>とは別の枠組みとして、南アフリカとのFTA締結を行っている。

また、途上国との関係では、加盟国のかつての植民地であったACP諸国(アフリカ48カ国、カリブ海地域15カ国、太平洋地域14カ国)とコトヌー協定を締結し、一般特惠関税を超える条件で関税の特恵や輸入割当の設定を行っている。また、ACP諸国以外の諸国のうち、中国、インド、ブラジル、ロシア、タイなど世界の178カ国・地域を一般特惠関税の対象としている<sup>60</sup>。

以上のいずれにも該当しない国としては、日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国、台湾、香港、シンガポールが挙げられる。これらの国に対しては、WTO上の最恵国待遇(MFN)の関税率が適用されることになっている。

しかしながら、このようなEUの貿易戦略は、2006年10月の「グローバルな欧州：世界において競争する - EUの成長・雇用戦略への貢献」と題する新しい貿易戦略によって、転換されることになった。この新戦略は、EU域内の経済成長を促進し、雇用を創出することを目的とする「リスボン戦略」<sup>xxxiv</sup>の対外戦略版とされており、その実現には、EUのグローバル市場における競争力を強化することが必要であるが、そのためにはモノの貿

易における関税の削減・撤廃だけでは十分ではないとの認識に立つものである。こうした観点から、3つの対外政策の基本目標が設定されている。

すなわち、関税削減が多国間貿易交渉などを通じてある程度進んできた中で、新たな貿易障壁として浮かび上がってきたのが、動植物の検疫制度、工業製品に対する技術的基準・規格、国内規制・商慣行などの非関税障壁である。そうした非関税障壁については、相互認証、国際標準化、規制対話、技術支援などを通じて除去することを重視していくこと、これが第一の基本目標である。

次に、世界的に需要の高まっているエネルギー資源へのアクセス確保は重要な課題であり、農産物を含む主要一次産品へのアクセス制限の撤廃を優先課題と位置付けたことが第二の基本目標である。

最後は、知的財産権、サービス、投資、政府調達、競争政策という、先進国企業が競争力を維持する上で重要な分野について、これまでWTOの場では必ずしも十分に組み立てていなかったことから、今後はWTOの場のみならず、FTA締結を通じてこうした貿易における「新分野」を重視することを第三の基本目標とするものである<sup>61</sup>。

以上の基本目標に基づく行動計画として、ドーハ開発ラウンド交渉への取組、世界経済の中核を占める米国・EU間の大西洋横断貿易における非関税障壁の撤廃、知的財産権保護への取組等8つの具体的課題<sup>62</sup>が列挙されているが、特筆すべきことは、FTA締結の相手国について、市場の潜在性と保護の度合いに加え、EUの競争相手とのFTA交渉状況等を勘案して決定することとされたことで

<sup>61</sup> 資料5 - 10「EU新通商戦略の基本認識・目標及び行動計画」(101,102頁)を参照されたい。

<sup>62</sup> 8つの課題とは、WTO、FTAs、大西洋横断貿易と競争力、中国、知的財産権の執行、新たな市場アクセス戦略、公共調達、貿易防衛措置の再検討(菅原[2006:4])

<sup>60</sup> 資料5 - 9「欧州連合(EU)のFTA」(100頁)を参照されたい。

ある。すなわち、ASEAN、韓国、メルコスール<sup>xxxv</sup>を優先相手国と位置付け、また、インド、ロシア、湾岸協力会議(GCC)を候補国としたところである。

これは、まずFTAはWTOを代替することはできず、グローバルな貿易自由化の障害ではなく、促進するものとならなければならないとの基本的判断は引き続き堅持するものの、WTO協定で規定されたFTAの基準を満たした上で、対象範囲と自由化水準の両面でWTOの規律を超えるものとなることを目指すものである。また、FTAの締結相手国の選定基準について、これまでは、先述の通りEU加盟候補国や旧植民地諸国に対する経済的支援やEUとの連携強化を主眼とするものであったが、今後は貿易上の利益を重視するものへ転換することとした。すなわち、貿易相手国の市場規模とその成長性で測られる「市場の潜在性」と、相手国市場のEUの輸出及び投資に対する閉鎖性を意味する、関税水準や非関税水準に加え、日米などのEUの競争相手とのFTA締結状況などから判断される「EUの輸出利益に対する保護水準」の2点から判断することとされたものである。

韓国とのFTA交渉の開始は、こうした新しい戦略に基づくものであり、日EU間のEPA交渉については、EUが日本を「競争相手」として意識していることからすると、当面は期待できそうもないと考えられる<sup>63</sup>。

#### (7) 日本のEPA戦略

日本のEPA戦略は、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成16年12月21日経済連携促進関係閣僚会議)で示されているとおり、「WTOを中心とする多角的な

自由貿易体制を補完する」ものとして、「我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与する」ものとされている。米国やEUのFTA戦略のような地理的、歴史的結びつきや安全保障の観点は必ずしも明確ではない。また、交渉相手国・地域の選択基準では、我が国にとり、有益な国際環境の形成、我が国全体としての経済利益を確保、相手国・地域の状況、FTA/EPAの実現可能性の3つの視点をあげているが、我が国にとって経済的利益があると考えられる国・地域はどこでも交渉相手にすることができるものとなっている。

このような「基本方針」とは別に、「経済財政改革の基本方針2007」の中で「グローバル化改革」として、WTO交渉に対しては、「世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う」こととし、EPAについては、以下の取組方針が示されている。

平成21年初めにはEPA締結国が少なくとも3倍増超(12カ国以上)になることを期待。

米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭に置きつつ、将来の課題として検討。可能な国・地域から準備を進めていく。

ASEAN+6(ASEAN、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド)の経済連携構想を含め、広域経済連携の研究を推進する。

また、EPAの内容に関しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いEPA締結を目指す。

さらに、国境措置の問題については、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮、差額関税制度の在り方について検討、農林水産業

<sup>63</sup> 「EUとのEPA 経済界の片思い? 今秋から民間で共同研究 ドイツ首相「時期尚早」」『日本農業新聞』[2007.8.31]、「独首相、FTAには慎重」『朝日新聞』[2007.8.31]を参照。

等の体質強化の進捗に留意、妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずることとしている。

以上の政府方針から浮かび上がる日本の戦略とは、「日本の経済的利益を最優先」に「数多くのEPAを締結していこう」ということだと考えられる。しかし、米国やEUにおける対応を踏まえれば、例えば、途上国の経済成長に寄与することを通じて総合的な安全保障体制を確立するといった観点が必要ではないだろうか。

## 6 日本農業における保護の在り方

### (1) 市場開放の在り方

途上国の経済成長を図るために開始されたドーハ開発ラウンドは、先述のとおり、先進国の農産物関税と農業補助金の大幅削減が大きな課題とされていた。米国は、後述のとおり、農産物関税の水準は日本と比べはるかに低いものの、農業補助金については途上国からもその大幅な削減が求められている。米国の2007年農業法の議論は、先述のとおり、農業経営の安定を図るためのセーフティネットは現行制度を基本的に維持する方向であり、トウモロコシ価格が高止まりすれば農業補助金の大幅削減が自動的に実現することになる。また、EUの農政改革にあっては、品目ごとの保護措置から農業者単位の保護措置とするとともに、貿易を歪める形からデカップリング型の措置へ切り替えることを通じて、域内農業に必要な保護措置を確保してきている。さらに、米国及びEUのFTA戦略は、経済的利益と同時に、安全保障の観点からその積極的な展開を図っていこうとしている。

一方、日本は「WTO交渉には世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う」とも

に、EPAの締結数及び質ともに充実する」<sup>64</sup>こととされている。日本は、今後ともWTO交渉を基本としていくのか、それともEPAに軸足を移していくのか。どちらにしても市場開放を進めていかざるを得なくなるだろう。しかし、「市場開放」は国内産業にとって輸出機会を確保する前提条件であるとしても、日本の経済的利益を追求するためだけにこれを促進するという姿勢では国際社会、特に多くの途上国の理解と共感は得られないであろう。むしろ、日本をはじめとする先進国の市場開放が、途上国の経済成長にとって不可欠の要素であることを踏まえると、日本は国際社会において名誉ある地位を占めたいとの決意<sup>65</sup>をした以上、その「崇高な理想と目的を達成する」観点から、市場開放の在り方を見直していく必要があるのではないだろうか。

仮にそうした観点から市場開放を行うこととした場合、日本農業をどのように位置付ければよいのだろうか。農業は食料の安定供給や多面的機能<sup>xxxvi</sup>の発揮の上で重要な役割を果たしており、そのためには、一定規模の日本農業の存続を図る必要がある。その存続を前提とすれば、一定の保護を行っていく必要がある。

それでは、日本における農業保護の現状はどうなっているのだろうか。

<sup>64</sup> 「経済財政改革の基本方針 2007 について～「美しい国」へのシナリオ～」[2007: 15]、資料 6-12 に掲載（166-171 頁）。

<sup>65</sup> 「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と思い「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認している。そして、日本国民は、「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること」を誓っている（日本国憲法前文）が、これはまさに日本の「安全保障」の考えを示すものである。すなわち、市場開放を含めた日本の経済力は、「崇高な理想と目的」を達成するために活用すべきであり、その結果として「国際社会において名誉ある地位」を占めることにつながると考えられるからである。

(2) 農業政策（特にセーフティネット政策）  
の概要

日本農業については、大幅な内外価格差があることから、国内農業生産を維持するため、国境で重厚な措置を講じている<sup>66</sup>。すなわち、関税割当制度、差額関税制度などの関税措置のほか、動植物検疫制度や表示・規格制度といった非関税措置を運営しているところである。

また、こうした国境措置を前提に、国内支持としての農業政策が成り立っている。特に、農業者にとってのセーフティネットである農業経営安定対策をみると、日本の場合、米、小麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよを対象とする「品目横断的経営安定対策」（図2）米の需給調整を図る「米政策改革推進対策」、農地・農業用水等の資源を適切に保全するとともに、地域が一体となって環境負荷を低減する「農地・水・環境保全向上対策」のほか、野菜、果実、畜産物に対する対策等を実施している<sup>67</sup>。

日本のセーフティネット政策の特徴は、小規模な生産者が農業生産のかなりの部分を担っているという現在の農業構造を転換して、大規模な生産者等「効率的で安定的な経営体」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造」の実現を目指すこととし、その達成に資するよう、対象農業者を一定規模以上に限定するなどの条件を付けていることである<sup>68</sup>。こうした政府の考え方に対して、民主党の「戸別所得補償制度」<sup>xxxvii</sup>は原則すべての販売農業者を対象とすることとしており、農村地域社会の保持を図ろうとするものされ、政府の制度と民主党の制度は、その理念・思想の面

<sup>66</sup> 資料6-1「国境措置の概要」(103頁)を参照されたい。

<sup>67</sup> 資料6-2「平成18年度及び19年度の作物等別支援施策と予算額の比較」(104-106頁)を参照されたい。

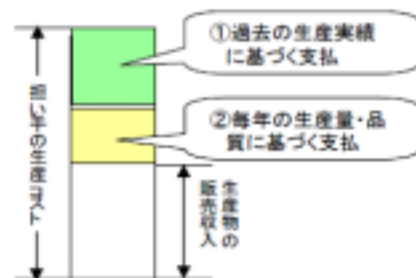
<sup>68</sup> 担い手を対象として導入される経営安定対策について、その所得移転政策の評価については、本間[2006]を参照されたい。

では、大きな違いがあると言えよう<sup>69</sup>。

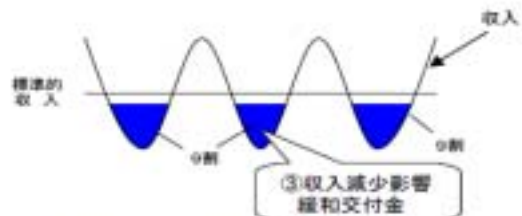
(図2) 品目横断的経営安定対策の概要

意欲と能力のある担い手に対象を限定し、品目横断的に経営全体に着目した対策。

- I 生産条件不利補正対策
- ・諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策
  - ・対象：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ
  - ・最近3年間(16~18年)の生産実績、19年産以降毎年の生産量・品質に応じた支払いを行う。



- II 収入減少影響緩和対策
- ・収の減少による影響の緩和のための対策
  - ・対象：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ
  - ・19年産以降毎年の販売収入の合計額が最近の平均収入額より下がった場合、減収額の9割を補てん。



(出所) 農林水産省資料より作成。

(3) 現行関税の仕組みと評価

日本の農産物に適用されている関税水準については、政府の説明によれば、

国境措置(関税)は、国産品と輸入品を対

<sup>69</sup> 対象となる農業者数は、政府の制度の場合50万程度と想定しているのに対して、民主党の制度では200万程度と想定しており、大きな乖離がある。しかし、対象となる農地面積についてみると、政府の制度では180万ha程度と見込んでおり、民主党の場合200万ha程度としていることと比べると、その差は小さいといえよう。これは、政府の制度では対象農業者になるかどうかの判断基準として、「規模」を主要な「メルクマール」にしているが、農業・農村の実態を踏まえきめ細かく「例外措置」を制度にはめ込んだ結果、対象農地面積ベースでは大きな差はなくなっていると考えられる。

等にするための手法であり、WTOで認められているものである。

特に日本の農業は国土条件の制約等があり、米国、豪州等の農業との間には、埋めることのできない生産性格差が存在し、これを調整するための国境措置が必要である。

日本の農産物関税は平均で 12%と、米国（6%）に比べれば高いものの、EU（20%）やアルゼンチン（33%）よりも低水準である。

とされている<sup>70</sup>。

しかしながら、こうした考え方に対しては国境措置としての関税は、WTOで認められてはいるものの、WTO農業協定における「農業に対する助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する」との理念に照らした場合、いつまで維持できるものなのか。

米国、豪州等の農業との間にある「埋めることのできない生産性格差」を調整するための措置は「国境措置」だけなのか。

日本の農産物の関税水準は低水準といえるのか。

等の疑問が生じてくる。

確かに米、小麦、乳製品等の関税水準<sup>71</sup>は、ウルグアイ・ラウンド合意を踏まえ、従来の国境措置が関税化される際、内外価格差に基づき、関係各国とも調整の上、決定されたものであることは事実であるが、そのことをもってその関税水準が維持されることが保証されたわけではない。仮に現在のドーハ開発ラウンド交渉が農業モダリティに関する議長テキストの内容で合意されるとすれば、関税削減に関するモダリティ（階層方式）は日本にとって相当に厳しい内容となる。そもそもウ

<sup>70</sup> 資料 6 - 3 「国境措置（関税）に対する考え方」（107 頁）を参照されたい。

<sup>71</sup> 資料 6 - 4 「日本の主要農産物の関税水準」（108 頁）を参照されたい。

ルグアイ・ラウンドにおける「包括的関税化」は、非関税措置を関税に置き換えることにより保護の水準をそれまでの定性的なものから定量的なものへと転換したものである。ドーハ開発ラウンドでは、こうして比較可能となった関税水準をならしていく手法<sup>72</sup>として「階層方式」が取られたものであり、その大幅引下げの方向性は、ドーハ開発ラウンド以降も続いていくことが予想される<sup>73</sup>。

次に、日本の農産物関税の水準について検証してみよう。日本の関税水準が 12%で、EUの 20%より低い水準であるとの政府試算は、品目毎の関税水準を単純平均したものとされており、輸入実績のない品目はカウントされていないことから、実態よりも低く試算されている可能性がある。それに対して、例えば「輸入額で加重平均された実効関税」の水準でみると、農産物では 48%、加工食品では 20.8%と試算されており、EUの 13.2%（農産物）14.7%（加工食品）に比べ、いずれも相当に高い水準となっている<sup>74</sup>。

このように日本の保護水準が相当に高いのではないかと推測できる試算値としては、上記の他に農業支持政策による保護の水準を示す OECD の「生産者支持推定量（PSE）」<sup>75</sup>がある。各国の PSE の水準と農業粗収入

<sup>72</sup> 議長テキストには、「上限関税」を直接規定するものはないが、「上限関税」の思想は、関税水準を各国間で平準化する直接的な手法といえる。

<sup>73</sup> ジョスリン、タンガマン、ワーレイ（塩飽訳）[1998] の「第 9 章 ガットにおける農業の将来」において、「農業貿易の改革のプロセスの継続」として、「工業品の貿易障壁に比べて農産物の場合の輸入に対する保護の水準はまだ高い」ので、削減方法の選択肢の一つとして、「高い税率の関税ほど引き下げ率を大きくする引下げ方式」、あるいは「最高税率を合意し、これを超える関税率は一定期間後にその水準まで引き下げることを義務づける」ことが挙げられているが（ジョスリン、タンガマン、ワーレイ（塩飽訳）[1998: 275-285]）、これらはドーハ開発ラウンドにおける「階層方式」、「上限関税」に該当するものである。

<sup>74</sup> 資料 6 - 5 「輸入額で加重平均された実効関税の比較」（109 頁）を参照されたい。

<sup>75</sup> 生産者支持推定量（PSE）とは、OECD が開発した農業の保護コストを定量的に評価する手法で、「農業支持政策によって生じる、消費者及び納税者から農業生産者への総移転」と定義されている。これは、特定の農産物の国内

に対する比率をみると、PSEの水準は高い方からEU、日本、米国、韓国の順となっており、農業粗収入との比率では、ノルウェー、スイス、アイスランド、韓国、日本(いずれもWTO農業交渉においてG10<sup>xxxviii</sup>を構成している)が50%を超える高い比率となっている<sup>76</sup>。

このPSEのうち、「内外価格差を生み出す政策」としては、「関税措置」、「非関税措置」、「価格支持政策」があるが、「価格支持政策」は、国境措置を前提に納税者から農業生産者への移転であるのに対して、「関税措置」及び「非関税措置」は、消費者から農業生産者への移転であると考えられる。なお、内外価格差には、以上の政策の結果とともに、品質の差、安全・安心という観点からの国産志向などが反映していると考えられる。

日本の場合の数字をみると、PSEは5兆3,830億円であるが、このうち市場価格支持(MPS)は4兆8,810億円とPSEの90%以上を占めており、1995年に食管制度を廃止したこと等によりその大宗は消費者からの移転であることを見込まれることから、日本の農業支持政策(保護政策)は、消費者負担型の政策と評価されよう<sup>77</sup>。したがって、関税の撤廃や大幅引下げが行われると、国内農業への保護効果が喪失することになる。

#### (4) 関税を撤廃した場合の影響

WTO交渉であれEPA交渉であれ、どちらの方向を積極的に推進するにしても、日本

---

市場価格とその国境価格との乖離を生み出す政策によって生じる、消費者及び納税者から農業生産者への総移転を「市場価格支持」(MPS)と「産出物に基づく支払」、「作付面積等に基づく支払」等から構成されている。資料6-6「OECD/PSEとWTO/AMS等との関係」(110頁)を参照されたい。

<sup>76</sup> 資料6-7「OECD各国の生産者支持推定量(PSE)」(111頁)を参照されたい。

<sup>77</sup> 資料6-8「農業支持政策による保護の水準(OECD方式による日本の生産者支持推定量(PSE))」(112頁)を参照されたい。

の国境における関税措置は、最終的には撤廃の方向にあると考えられる。撤廃に応じるか否かを判断するためには、日本の経済全体にはどのような影響が生じるのか、また、その中で農業分野はどの程度の打撃を受けるのか等を客観的に把握し、日本に農業を存続させる意義は何かという点を含め、国民的な議論を通じて対応を決めていくことが必要になる。

そこで、関税等を撤廃した場合の国内農業への影響について農林水産省が行った試算<sup>78</sup>をみてみよう。それによると、一定の前提の下に、関税等を撤廃した場合、国内農業生産額は現在の農業総産出額(約8兆5千億円)の約42%に相当する約3兆6千億円が減少し、農産物加工業の生産額は、国内農業生産額の減少に伴い、約2兆1千億円減少すると見込んでいる。また、国内産業全体への影響としては、農業生産額の減少に伴う関連産業への波及効果により、GDPは1.8%(約9兆円)の減少となり、農業者を含む国内全就業者数の5.5%(約375万人)の就業機会が喪失すると見込んでいる。また、農業・農産物加工業は北海道、東北等の地域の主要産業として高いウェイトを占めていることから、経済の地域間格差の拡大につながるおそれがあるとしている。さらに、食料自給率は、現在の40%程度から12%程度まで低下するおそれがあるとしている。

こうした試算に対しては、財政負担等による追加的な対策を一切行わないという前提に加え、国境措置が段階的に削減され最終的に撤廃されるというシナリオではなく、一時点において完全に撤廃されるという前提に立っていることから、「影響が大きく出ていることに留意する必要がある」とし、「国境措置撤廃に関するスケジュールを農業経営者にとって

---

<sup>78</sup> 農林水産省[2007]資料6-9に掲載(113-127頁)。



も予見しやすい形で策定し、時間をかけて国境措置の削減、撤廃を行っていけば、産業調整の影響は、一時点に突然撤廃される場合と比較すると、大きくない」とする意見もある<sup>79</sup>。

また、国境措置の撤廃は、農産物や加工食品の価格低下により消費者が直接受けるメリットに加え、農産物の輸入機会の増大による商品の選択肢の拡大等のメリットが生じる可能性がある。しかし、農産物価格の下落に伴い消費者に生ずる新たな支出可能額は3兆3千億円と試算される一方で、農業生産の減少に伴う農業者等の収入減少による消費の減少は約3兆5千億円に上ると試算されている。ネットでみれば、消費面でもメリットが生じない可能性があることを示唆したものと考えられる。さらに、国境措置の撤廃に伴い国産農産物の価格低下分を補てんするための費用だけで、少なくとも毎年2兆5千億円が新たに必要になると見積もっており、これとは別に、加工品の製造コストを主要輸出国のコストと均衡させるための措置が必要になるとしている。

さらに、消費者負担を前提とする現行の国境措置を財政支援措置に転換することについては、均質でまとまったロットを確保しやすいなどの有利性がある外国産が選択されるケースが生じる可能性があり、その場合、国産品は在庫として積み上がり、最終的には廃棄されることになる。そして、このような市場を奪われた国産品にまで財政支援を行うことで農業者の手取りを確保することは、生産活動に対する対価ではない無償給付となり、農業者を含め国民（納税者）の理解が得られないことから、実施が困難としている。

しかし、「均質でまとまったロットを確保しやすいなどの有利性がある外国産が選択される」という点については、様々な側面があ

る。まず、小規模な生産者を中心とする生産が相当部分を担っている現状の農業生産においては、生産者の「生鮮品」供給への志向が強く、小規模な生産構造であるため品質にばらつきがあり、またロットも小さいという特徴がある。一方、消費者のニーズが加工食品へシフトしている中では、加工産業は、原料となる農産物の供給及び価格が安定し、均質でまとまったロットが確保できるものとして、国産品から輸入品へとシフトしている状況にある。こうしたことを踏まえれば、国境措置の撤廃があつて初めて外国産への選択が始まるわけではないことに留意する必要がある。また、国境措置の撤廃に代えて農産物価格の下落に見合うだけの差額の補てんを行つてもなお外国産へのシフトといった事態が生じるというのであれば、当該製品の関税水準が「内外価格差」の水準よりも大きく、また、関税割当の運用による国内産保護効果が極めて大きいことによるものと想像される。したがって、関税撤廃と同等の効果をもつ財政措置に置き換えるとするならば、内外価格差の効果を超える部分を含めて財政措置に転換することが必要になる。

農産物関税の撤廃を行った場合は、農林水産省の試算が示すとおり、農業部門には大きな悪影響が及ぶことは確かであろう。しかし、農産物関税の撤廃の効果・影響は、農業部門だけを取り出して議論すべきことではない。その効果・影響は、経済的、文化的、社会的など様々な側面で、広く国全体に波及していくものである。経済的側面で見ると、農業分野ではその効果はマイナスではあるものの、そのことから日本経済全体もマイナスとなることが決まっているわけではない。例えば、米国農務省経済調査局の推計によると、日本及び韓国では、静態的效果で「86億ドル」(GDP比で0.27%)、静態的效果+投資効果で「51億ドル」(GDP比で0.16%)、静態的効

<sup>79</sup> グローバル化改革専門調査会（EPA・農業ワーキンググループ）[2007：7] 資料6-11に掲載（151-165頁）。

果 + 投資効果 + 生産性効果で「62 億ドル」(GDP 比で 0.19%) となっており、米国、EU と比較して、対 GDP 比の数字は大きなものとなっている<sup>80</sup>。これは、農業部門の関税・補助金の撤廃の効果は、農業部門に対してはマイナスの効果をもたらすことになるものの、経済全体ではプラスの効果をもたらしていることを示したものである。また、2006 年の世界銀行の研究によると、生産性効果を含まないシミュレーションの場合、GDP 比で 1.1% (546 億ドル) と試算され、米国 (GDP 比 0.1%)、EU + EFTA (GDP 比 0.6%) に比べ、プラスの効果は大きいとの結果が出ている<sup>81</sup>。その場合、「すべての財の貿易完全自由化を行った時」の効果は、農業生産成長率では -4.3% と試算され、付加価値効果では -39.5% と見込まれており<sup>82</sup>、経済全体の効果はプラスであっても、農業部門の効果はマイナスであることを示唆している。

つまり、この問題は、一農業部門の問題として捉えるのではなく、「全体最適を達成する」という観点から、日本経済全体の文脈の中で、日本農業の位置付けと、その保護の在り方を考えていくべきものである。

#### おわりに～今後の農業保護の在り方～

以上の日本農業の保護の在り方に関する分析を通じて明らかになった点は、次のとおりである。

現行の日本農業の支持政策(農業保護)は、関税等国境措置に大幅に依存する、いわば

「消費者負担型」であること

関税等の国境措置は、いつまでも存続できるものかどうか不確実であること

国境措置と同等の効果を持つ財政措置に切り替えることは可能と考えられること

関税撤廃を行った場合、農業分野は大きな打撃を受けることになり得るが、日本経済全体としてはプラスの効果となる可能性があること

一方、現行の食料自給率は低く不安であるとの国民の意識<sup>83</sup>、多面的機能の重要性に対する共通の認識が存在していることからすれば、一定規模の農業生産を維持することについてはおおむねコンセンサスが存在しているものと考えられる。

以上を踏まえれば、先述のとおり、途上国の経済成長に貢献するとともに日本経済全体にはプラスの効果をもたらされとの観点から、農業保護の在り方を「財政負担型」に転換することを前提に、関税等国境措置の撤廃を行うという選択肢が考えられる。農業保護の在り方を「消費者負担型」から「財政負担型」に切り替えることは、EU の「直接支払」の導入を始め世界のコンセンサスとなっていると考えられ、また経済学的にもあるべき方向と言えよう<sup>84</sup>。しかしながら、「消費者負担型」は、消費者に負担をあまり意識させずに負担させているものであるのに対し、「財政負担型」はその負担の程度を消費者、納税者を含めた国民全体に情報を開示した上でその負担を求めるものである。このように国民が無意識で支払っている負担を意識させる方向へ改革することは、日本がかつてない財政赤字

<sup>80</sup> CBO [2006: 38] 資料 6-10-2 「表 2-11 農産物関税・補助金のグローバルな除去による厚生効果試算 農務省経済調査局の研究」(130 頁)を参照されたい。

<sup>81</sup> CBO [2006: 34, 35] 資料 6-10-1 「表 2-8 全ての財貿易の完全自由化による厚生効果試算(国・地域別) 2006 年世界銀行の研究・LINKAGE モデル分析」(128, 129 頁)を参照されたい。

<sup>82</sup> CBO [2006: 84, 85] 資料 6-10-14 「表 4-1 様々なシナリオにおける農業生産成長率及び付加価値効果(国・地域別) 2006 年世界銀行の研究」(144, 145 頁)を参照されたい。

<sup>83</sup> 内閣府が 2006 年に実施した世論調査によれば、「将来の食料供給に不安を感じている」人が 77% あり、「外国より高くても国産がよい」と「少なくとも主食については国産がよい」とを合計すると 87% に達している(内閣府政府広報室 [2006])。

<sup>84</sup> 農政の基軸を消費者負担型から財政負担型へ転換すべきことを、経済理論面、実務面等から論じたものとして、山下 [2004] を参照されたい。

に陥っている現在、納税者・国民の理解が得られるか、という問題が生じ得る。

したがって、「財政負担型」への切り替えを選択する場合には、以上の納税者・国民の理解と共感を得るため、次の課題への対応を行っていく必要がある。すなわち、

関税撤廃までの移行期間と「農業保護」のコストとの関係をどのように考えるか。

日本経済全体及び農業以外のどの部門にどの程度のメリットが生じるのか。

メリットの生じる部門から政策的な所得移転を農業部門に行う場合、所得移転の内容はどのようなものが適当なのか<sup>85</sup>。

所得移転政策を講ずることとした場合、その財源をどのように確保し、2011年までにプライマリーバランスの黒字化、国債残高の引下げを図るといった財政改革の目標との関係をどのように整理するか。

以上の課題について、政府は、国会をはじめ広く国民に情報を提供し、国民の間で議論を深めていく中から具体的な選択を行っていくことが肝要であろう。

[2007年10月25日現在]

<sup>85</sup> こうした政策はいわゆる「産業調整政策」であり、構造改革を進める観点から対象農家を「一定規模」以上の農家に限定する、あるいは構造調整に資する政策に限定するとの考えを採るのが適当なのか、あるいは「関税引下げの代償」という性格であると位置付け「一定期間の支払」とするのが適当なのかといった問題が考えられる。こうした点に関しては、例えば「産業調整政策の実施に当たっては、特にウルグアイ・ラウンド時の経験を省み、農業における構造改革に資するものに限定し、政策内容とその対象農家をパッケージとして明示し、原則として期間を示した、計画的な措置とすべきであり、対象農家については、国民的コンセンサスを得るためにも、所得の大宗を農業に依存している農業経営者(体)を基本とすべき」(グローバル化改革専門調査会(EPA・農業ワーキンググループ)[2007:7])という考えがある一方、「自由化でパイ全体の大きさ(国民総所得)が増えるのだから、増える分の一部を衰退部門に補償的に回す」とし、「政策的な所得移転(個別生産者ないし個別家計への給付金)」としては、第一は、「競争敗退者の撤収コスト(失業や廃業など)を負担し、移行に伴う摩擦を減らすための所得移転」であり、第二は、「仮に衰退部門が自然環境保全などの面で保護するに値する場合に、衰退を小幅にとどめるための所得移転」の2種類の所得移転が考えられ、「前者は一時的であるのに対し、後者は永続的なもの」である。(神門[2007:20])との考えもある。

## 【用語解説】

- i ドーハ開発ラウンド：  
2001年11月にカタールの首都ドーハで採択されたドーハ閣僚宣言により開始された多角的貿易交渉のこと。「開発」を重視した交渉とすべきであり、先進国が中心となって進める「ラウンド」という旧来の方式には強く反対していた途上国に配慮し、「ドーハ開発アジェンダ」(Doha Development Agenda: DDA)と名付けられた。なお、慣例でドーハ開発ラウンド、ドーハ・ラウンドと呼ばれる。
- ii FTA/EPA：  
2以上の国が関税の撤廃や制度の調整による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるもので、日本では、物やサービスの貿易を自由化する協定をFTA (Free Trade Agreement、自由貿易協定) といひ、FTAの内容を含みつつ、市場制度や経済活動等幅広く経済的関係を強化する協定をEPA (Economic Partnership Agreement、経済連携協定) という。なお、米国では、両者の意味を含めて、FTAという場合が多い。本稿では、日本に関してはEPA、米国等の場合にはFTAの用語を使っている。
- iii 最恵国待遇 (Most Favored Nations: MFN)：  
WTO原則の一つで、ある国の産品に利益、特権等を認める場合には、他のすべての加盟国における同種の産品に対しても認めなければならないとするもの。
- iv 内国民待遇 (National Treatment: NT)：  
WTO原則の一つで、輸入品に適用される待遇は、国境措置である関税を除き、同種の国産産品に対するものと差別的であってはならないとするもの。
- v タリフライン：  
譲許表に掲載されている関税分類品目のこと。例えば、「米」という品目に関するタリフラインは17ある。
- vi 関税：  
一般的には輸入品に課される税金のこと。財源、国内産業保護、制裁の3つの機能があるとされる。
- vii 原産地規則 (Rule of Origin)：  
国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルール。現状では国際的に共通する十分に整備されたものではなく、二国間、地域間貿易協定の関係国が独自に定めている。
- viii 非関税措置：  
輸入数量制限措置、最低輸入価格、裁量の輸入許可等の、関税以外による貿易管理方法のこと。
- ix 市場アクセス：  
関税削減や関税割当約束などにより、農産物の輸入機会(アクセス)を提供・拡大すること。W

ＴＯ農業交渉における、国内支持、輸出競争と併せ、主要三分野と言われている。

x 関税割当制度：

一定の数量以内の輸入品に限り、無税又は低税率（１次税率）の関税を適用して輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税（２次税率）を適用する仕組みのこと。ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税割当を導入した品目については、ミニマム・アクセス又はカレント・アクセスの輸入部分に対しては、１次税率（枠内税率）が適用され、それらを超える輸入には対しては、内外価格差に基づき設定された２次税率（枠外税率）が課されることになった。

xi ミニマム・アクセス：

ウルグアイ・ラウンド合意において、基準期間（1986～88年）中に国内消費量に対する平均輸入量が3～5%以下だったものは、基準期間の消費量の3～5%を最低限の輸入機会として提供することが合意された。この輸入数量枠をミニマム・アクセスと言う。

xii カレント・アクセス：

ウルグアイ・ラウンドで関税化した農産物については、最低限のアクセス機会の提供が義務付けられることになり、基準期間の国内消費量に対する平均輸入量を基準として、5%以上のものはその輸入数量を維持することが合意された。これをカレント・アクセスと言う。

xiii 補助金：

WTOの「補助金及び相殺措置に関する協定」において、政府が資金の直接的な移転を伴う措置（贈与等）政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（税額控除）等と定義され、「農業協定」が別に農業に関する補助金（国内支持に関するもの、輸出に関するもの）を規定したことから、当該協定で規定される補助金は、林水産物、鉱工業品に関する補助金とされている。なお、資料2-1「WTOルールの『補助金』の位置付け等について」（36頁）を参照されたい。

xiv 途上国の特別かつ異なる待遇（S&D）：

関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長など途上国に対する優遇措置のこと。ドーハ開発ラウンドでは、「交渉におけるすべての要素の不可分の一部」として、「譲許表（WTO加盟国が、輸入品に対して賦課する関税の上限等、輸入に関する条件又は制限について約束する文書）に、また適切な場合にはルール及び規律に体现されなければならない」との重要な位置付けがなされている。

xv 一括受諾方式：

交渉の各分野で一分野でも合意できなければ全体として合意しないという包括的な交渉方式のこと。反対に、合意された課題ごとに順次実行に移す方式をアーリー・ハーベスト方式という。一括

受諾方式では、交渉に時間がかかる、一分野でも失敗するとすべて同時に決裂してしまう難点もあるが、その代わりに、各国が、それぞれの強い分野と弱い分野を同時に交渉に上げることで、弱い分野について譲歩を引き出すことができるなど、総合的な戦略をとることができると言われている。

xvi タリフ・ピーク：

個別品目に課される極めて高い関税のことと言われるが、国際的な定義はない。

xvii タリフ・エスカレーション：

加工度が高くなるにつれて税率が高くなる関税構造（例えば小麦（55円/kg）小麦粉（90円/kg））のこと。途上国を中心に、大幅に削減するよう求めている。

xviii LDC（後発開発途上国）：

国連開発計画委員会が認定し、国連総会で決議されるが、国民一人当たりのGDPが900米ドル未満、人口75百万人未満等経済構造の脆弱性を基準（2000年度）に決定されている。現在50か国が認定されており、そのうち32か国がWTO加盟国。一般の途上国向けの特恵関税制度は、途上国の特定の産品に対して一定の輸入枠の範囲に限り低い関税を適用するものであるのに対して、LDC向けの特恵関税制度はその輸入産品に対して輸入枠を設定せず、また、関税は無税とするといった特別優遇措置で、「無税無枠」と言われている。

xix モダリティ：

もともとは「様式を有すること」の意味であるが、市場アクセス、国内支持、輸出に関する規律のそれぞれの分野について、各国に共通に適用される取決めを指すもの。

xx 非農産品市場アクセス（NAMA）交渉：

農産品以外のモノの貿易にかかる関税削減交渉。関税の大幅削減を求める先進国と、高関税を維持することで国内産業を守りたい途上国との間で意見の対立が強く、交渉は難航している。

xxi 上限関税：

関税率に一定水準の上限を設定し、すべての関税をその上限以下に引き下げるという考え方。

xxii 重要品目（sensitive product）：

その国にとって重要な品目であり、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響があるおそれがある品目のこと。農業交渉では、重要品目の数とその取扱い（一般品目と比べ関税割当枠の拡大を条件に関税削減率の緩和の方向）が協議されている。

xxiii 国内支持：

国内農業助成のために用いられている補助金や価格支持などの政策のこと。農業交渉の主要三分野の一つである。ウルグアイ・ラウンドで貿易を歪める程度に応じて「緑」「青」「黄」に区分付け

され、削減の対象とするものとしめないものに分けられた。

xxiv 貿易歪曲的国内支持全体：

農業モダリティに関する議長テキストにおいて、「黄の施策」、「デミニミス」、「青の施策」の合計したものを指し、「黄の施策」、「デミニミス」、「青の施策」のそれぞれに義務付けられる削減とは別に、削減が義務付けられることが示されている。

xxv 緑の施策 (green box)：

農業政策として国が交付している助成のうち、食料安全保障のための公的備蓄や災害救済など生産に結びつかない政府の公的資金、生産者に対し価格支持の効果のない直接支払などが該当する。これらは、貿易を歪める影響や生産に対する影響が全くないか、あるいはほとんどないものと解釈されており、削減の対象から除外されている。

xxvi 不足払い：

農家の再生産を可能にするために設定された「目標価格」と当年の市場価格との差額を補てんする制度のこと。その差額は市場価格に連動して変動するため、市場の機能を大きく歪めるものとされ、農業協定上は、「黄の施策」に分類される。なお、生産調整と併せて行われる場合には、「青の施策」に分類される。

xxvii 直接固定支払：

国等から市場価格を介入せずに生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。生産に関連しない(デカップル)場合で、価格支持効果を有していないものは、農業協定上、「緑の施策」に分類される(図1参照)。

xxviii 価格支持融資制度：

トウモロコシ、大豆等の農産物を担保とした農業者への短期融資制度。市場低迷時には担保となる農産物を商品金融公社(CCC)に引き渡すことにより返済義務が免除されるもの。融資額と市場価格の差は政府が負担する。このため融資単価(ローンレート)が農産物の最低価格を保証する効果を有する(図1参照)。

xxix 価格変動対応型支払：

作物ごとに目標価格を設定し、市場価格又はローンレートの高い方に直接固定支払分を加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補てんするもの(図1参照)。

xxx 融資返済単価：

価格支持融資制度において融資単価(ローンレート)の水準で借り入れたものを返済する場合の単価のことで、融資単価に金利を加えたもの。

xxxi 黄の施策 (amber box)：

ウルグアイ・ラウンド合意における削減対象外の措置である「緑の施策」、「青の施策」、「デミニミス」以外のすべての国内支持が該当する。貿易

を歪める政策と位置付けられ、基準期間(1986～88年)の国内支持総額の20%を、実施期間中(1995～2000年の6年間)に毎年同じ比率で削減することとされていた。

xxxii 関税同盟：

域内の関税などその他の制限的な通商規則を、実質すべての貿易について撤廃すると同時に、各締約国が域外国から輸入する製品に対する関税その他の通商規則を実質的に同一にするもの。

xxxiii コトヌー協定：

2000年6月アフリカのベナン共和国コトヌーでACP諸国とEUとの間で調印されたもので、2000年2月末で失効したロメ協定に代わるもの。本協定は、地域自由貿易圏設定を目標とし、人権の擁護といった政治・人道面での不正に対し、介入をうたっているなどの特徴がある。

xxxiv リスボン戦略：

2000年3月リスボンで採択された戦略で、2010年までに世界で最も競争力があって、最もダイナミックな知識を基本とする経済をヨーロッパに構築することを目的とするもの。その経済面でのコンセプトは、シュンペーターの言う「経済的变化をもたらす革新(Innovation)」、「知識経済(learning economy)」、「社会面、環境面での回復(Social and environmental renewal)」の3つからなる。

xxxv メルコスール(MERCOSUR)：

南米南部共同市場のこと。1995年1月に発足。域内は原則関税を撤廃し、域外は共通関税を設定することとされた。加盟国は2006年現在、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラの5カ国。

xxxvi 多面的機能：

国土・自然環境の保全や水源のかん養など農山村で農林業生産活動が行われることにより発揮される、食料などの農産物の供給以外の多面にわたる機能のこと。一定の前提の下に貨幣評価すると、農業の場合、約8兆円/年となると試算されている。

xxxvii 戸別所得補償制度：

自給率向上、多面的機能の発揮の観点から、米、麦、大豆等の作物を販売する農業者を対象として、生産コストと販売価格との差額を補償しようとするもの。その際、品質の向上、経営規模の拡大、環境の保全等の要素を加味して行うこととされている。

xxxviii G10(グループ10)：

WTO加盟国のうち、日本や韓国、スイス、ノルウェーなど食料輸入国で構成するグループ。農業交渉では、非貿易関心事項の具体的配慮、特に上限関税及び関税割当の一律的・義務的拡大への反対や柔軟性のある関税削減方式などを求めている。

## 【参考文献等】

- ・荒木一郎 [2002] 「第5章 F T AとW T O協定の整合性」 浦田秀次郎編著 『F T Aガイドブック』 66-77 頁。
- ・伊藤元重 [2006] 「やさしい経済学 - 論争に迫る F T Aと自由貿易 1 ~ 8」 『日本経済新聞』 7月 20、21、24-28、31 日。
- ・外務省、財務省、農林水産省、経済産業省 [2007] 「W T Oドーハ・ラウンド（農業・N A M Aのモダリティに関する議長テキストの発出について）」。
- ・梶田朗 [2002] 「第4章 F T Aの経済効果」 浦田秀次郎編著 『F T Aガイドブック』 50 - 65 頁。
- ・グローバル化改革専門調査会（E P A・農業ワーキンググループ）[2007] 「第 部 E P A交渉の加速、農業改革の強化」 経済財政諮問会議 『グローバル化改革専門調査会第一次報告 グローバル化の活力を成長に』。
- ・神門善久 [2007] 「“似非・農業シンパ”の行状」 『農業と経済』 18-25 頁。
- ・参議院農林水産委員会 [2006] 「日豪E P Aの交渉開始に関する件」 委員会決議。
- ・清水徹朗 [2007] 「E Uの農業政策と貿易政策」 『農林金融』 農林中金総合研究所、274-285 頁。
- ・ジョスリン、T . E . S . タンガマン、T . K . ワーレイ（塩飽二郎訳）[1998] 『ガット農業交渉 50 年史 起源からウルグライ・ラウンドまで』 農文協。
- ・衆議院調査局農林水産調査室 [2006] 『米国及びE Uにおける農政改革の動向』。
- ・衆議院農林水産委員会 [2006] 「日豪E P Aの交渉開始に関する件」 委員会決議。
- ・菅原淳一 [2006] 「E Uの新通商戦略～アジア諸国とのF T Aを積極的に推進～」 『みずほ政策インサイト』 みずほ総合研究所。
- ・鈴木宣弘 [2006] 「日豪F T Aの問題点（上・下）」 『日本農業新聞』 10月 6、7 日。
- ・スティグリッツ、ジョセフ、アンドリュー・チャールトン（高遠裕子訳）[2007] 『フェアトレード：格差を生まない経済システム』 日本経済新聞社。
- ・全国農業協同組合中央会 [2007] 「W T O及び日豪E P A交渉に関する特別決議」。
- ・滝井光夫 [2007] 「米国のF T A政策：その展開と特色」 『季刊 国際貿易と投資』（No. 68）48-61 頁。
- ・内閣府政府広報室 [2006] 「食料の供給に関する特別世論調査」。
- ・日本経団連他 [2006] 「提言 『日豪経済連携協定の早期交渉開始を求める』」 9月 19 日。
- ・農林水産省 [2007] 「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響（試算）」。
- ・ブルーザー、ローレンス [2007] 「米国のF T A戦略」 『THE WORLD COMPASS』 三井物産戦略研究所、8-12 頁。
- ・本間正義 [2006] 「国際化に対応する日本農業と農政のあり方」 『農業経済研究』 第 78 巻第 2 号。
- ・山下一仁 [2004] 『国民と消費者重視の農政改革 W T O・F T A時代を生き抜く農業戦略』 東洋経済新報社。
- ・吉井邦恒 [2007] 「アメリカ次期農業法をめぐる最近の動き - 農業経営安定対策を中心に - 」 農林水産政策研究所定例研究会（2047 回）報告資料。
- ・吉崎達彦 [2007] 「特集：米韓F T Aの政治経済学」 双日総合研究所 『溜池通信』（vol. 356）。
- ・Beattie, Alan [2007]. “ ‘Doha round’ set for backburner ” *Financial Times*, (Sep 24) .
- ・Burmeister, Larry [2007]. “ The 2007 US Farm Bill: New Policy Directions? ” paper presented at seminar in July 10, Policy Research Institute, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries .

- CBO [ 2006 ]. *The Effects of Liberalizing World Agricultural Trade: A Review of Modeling Studies* .
- CBO [ 2007 ]. “ HR2419 Farm, Nutrition, and Bioenergy Act of 2007 ” As ordered reported by the House Committee on Agriculture on July 19, 2007 .
- Chite, Ralph M [ 2007 ]. “ Farm Bill Budget and Costs: 2002 vs. 2007 ” CRS Report for Congress, RS22694 .
- GAO [ 2004 ]. “ INTERNATIONAL TRADE Intensifying Free Trade Negotiating Agenda Calls for Better Allocation of Staff and Resources ” Report to Congressional Requesters, GAO-04-233 .
- Hall, Ben [ 2007 ]. “ Sarkozy changes French stance on CAP ” *Finacial Times*, (Sep.12).
- Haniotis, Tassos [ 2007 ]. “ The 2003 Reform of the European Union ’ s Common Agricultural Policy and Its Relevance to the U.S. Farm Policy Debate ” , in Kaush Arha et al., *U.S. Agricultural Policy and the 2007 Farm Bill* . Woods Institute for the Environment at Stanford University, pp.53-74 .
- Hanrahan, Charles E and Randy Schnepf [ 2006 ]. “ WTO Doha Round: The Agricultural Negotiations ” CRS Report for Congress, RL33144 .
- Hornbeck, J.F and William H. Cooper [ 2007 ]. “ Trade Promotion Authority (TPA): Issues, Options, and Prospects for Renewal ” CRS Report for Congress, RL33743 .
- Krugman, P [ 1993 ]. “ Regionalism versus Multilateralism: Analytical Notes ” in Bhagwati, J., Krishna, P, and Panagariya, A. eds., *Trading Blocs*, The MIT press, 1999.
- U.S. Government [ 1995 ]. *Economic Report of the President* .
- Vangrasstek, Craig [ 2007 ]. “ US Trade Policy and The Doha Round ” ICTSD .
- Zulauf, Carl [ 2007 ]. “ COMPARISON OF REVENUE PROPOSALS ”  
 [<http://www.aede.osu.edu/resources/special/farmbill/CompareFarmBillRevenueProposals.pdf >](http://www.aede.osu.edu/resources/special/farmbill/CompareFarmBillRevenueProposals.pdf)  
 ( last access 2007.10.12 ).

# 資料編



# 資料編目次

1	WTOとFTA/EPA	
	(資料1-1) FTAのWTO協定整合性について	33
	(資料1-2) 国際貿易理論の類型	34
2	WTOドーハ開発ラウンドの状況	
	(資料2-1) GATT時代からドーハ・ラウンドまで	35
	(資料2-2) WTOルールの「補助金」の位置付け等について	36
	(資料2-3) WTO農業交渉における主要論点と主要国・グループの主張	37
	(資料2-4) WTO農業交渉における主要論点の推移	41
	(資料2-5) 個別の論点についてのとりあえずのコメント(農業)	47
	(資料2-6) WTO非農産品市場アクセス(NAMA)交渉における主要論点と主要国・グループの主張	48
	(資料2-7) WTO農業交渉及び非農産品市場アクセス交渉(林水産物交渉)をめぐる経緯	50
	(資料2-8) 米国の国内支出上限と支出実績—現状、フレームワーク合意、米国政府の提案—	57
	(資料2-9) 日本の国内支出上限と支出実績—現状、モダリティに関する議長テキスト(試算値)	58
3	米国における農政改革(農業法)の動向	
	(資料3-1) 米国の価格・所得政策の概要	59
	(資料3-2) 米国の価格・所得政策の推移	60
	(資料3-3) 米国農務省2007年農業法提案の重点事項	61
	(資料3-4) 米国農務省2007年農業法提案 ファクトシート:米国の農村への公約	63
	(資料3-5) 作物編の改革の概要	67
	(資料3-6) 収入プログラム案の比較	71
	(資料3-7) 米国農務省2007年農業法提案 2008年から2017年までの予算権限、ベースラインからの推計増減額	74
	(資料3-8) 2007年農業法下院通過案(H.R. 2419)の概要	77
	(資料3-9) 主な条項の概要:2007年農業法下院通過案(H.R. 2419)と現行法	80
	(資料3-10) 米国農業予算(2002-2007年(実績)と2008-2013年(見通し)との比較)	82
4	EUにおける農政改革(CAP)の動向	
	(資料4-1) EUの価格・所得政策の概要	83

## 5 FTA/EPA

(資料5-1) 日豪EPA交渉をめぐる関係者の相関図	84
(資料5-2) 日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本貿易会「日豪経済連携協定の早期交渉開始を求める」(2006年9月)	85
(資料5-3) 全国農業協同組合中央会「WTO及び日豪EPA交渉に関する特別決議」(2007年3月)等	88
(資料5-4) 衆・参農林水産委員会「日豪EPAの交渉開始に関する件」(2006年12月)	90
(資料5-5) 日豪EPAを締結した場合のメリット・デメリット	92
(資料5-6) 米韓FTAの概要	97
(資料5-7) 米韓FTAの影響	98
(資料5-8) 米国のFTA	99
(資料5-9) 欧州連合(EU)のFTA	100
(資料5-10) EU新通商戦略の基本認識・目標及び行動計画	101

## 6 日本農業における保護の在り方

(資料6-1) 国境措置の概要	103
(資料6-2) 平成18年度及び19年度の作物等別支援施策と予算額の比較	104
(資料6-3) 国境措置(関税)に対する考え方	107
(資料6-4) 日本の主要農産物の関税水準	108
(資料6-5) 輸入額で加重平均された実効関税の比較	109
(資料6-6) OECD/PSEとWTO/AMS等との関係	110
(資料6-7) OECD各国の生産者支持推定量(PSE)	111
(資料6-8) 農業支持政策による保護の水準(OECD方式による日本の生産者支持推定量(PSE))	112
(資料6-9) 農林水産省「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響(試算)」(2007年2月)	113
(資料6-10) 米国議会予算局(CBO)「世界農産物貿易の自由化効果:モデル研究レビュー」に日本が特掲されているモデル分析表(2006年6月)	128

(資料6-10-1) 表2-8 全ての財貿易の完全自由化による厚生効果—2006年世界銀行の研究・LINKAGEモデル分析	128
(資料6-10-2) 表2-11 農産物関税・補助金のグローバルな除去による厚生効果試算—農務省経済調査局の研究	130
(資料6-10-3) 表2-12 農産物輸入関税、国内支持、輸出補助金の33%削減による静学的厚生効果試算(国・地域別)—ブラウン、ディアドルフ、スターンの研究	131
(資料6-10-4) 表2-13 農産物貿易を歪曲する全ての政策をグローバルに36%削減した場合の静学的厚生効果試算—ロバート他による研究	132
(資料6-10-5) 表2-14 商品に対する実行関税率50%削減による国民総生	

	産への効果試算(国・地域別)—ブエトレ他の研究	133
(資料6-10-6)	表 2-15 全商品関税の35%削減による厚生効果試算(国・地域別)—フォンタン、ガーリン、ジーンの研究	134
(資料6-10-7)	表 2-18 グローバルな農業自由化による静学的厚生効果試算(自由化政策類型別)—経済調査局の研究	135
(資料6-10-8)	表 3-1 2001年における農産品の国別譲許税率、最恵国待遇関税率及び実行関税率(貿易加重平均)—2006年世界銀行の研究	136
(資料6-10-9)	表 3-2 基準水準(平均実行関税率)と様々な農業改革シナリオにおける平均実行関税率の削減割合(国・地域別)—2006年世界銀行の研究	137
(資料6-10-10)	表 3-3 階層方式による国内農業支持の削減効果(市場価格支持はその他の支持よりも優先的に削減)—2006年世界銀行の研究	139
(資料6-10-11)	表 3-4 ドーハ・ラウンドにより自由化された場合に予想される厚生効果についてのシナリオ(国・地域別)—2006年世界銀行の研究・LINKAGEモデル分析	140
(資料6-10-12)	表 3-5 様々な自由化シナリオにより予想される効果とGNP(国・地域別)—ブエトレ他の研究	142
(資料6-10-13)	表 3-9 関税割当の自由化による厚生効果の予測—シーガス、インコーの研究	143
(資料6-10-14)	表 4-1 様々なシナリオにおける農業生産成長率及び付加価値効果(国・地域別)—2006年世界銀行の研究	144
(資料6-10-15)	表 4-4 全ての財部門における完全自由化による要素別実質収益率への効果試算—2006年世界銀行の研究・LINKAGEモデル分析	146
(資料6-10-16)	表 4-5 全ての財部門における完全自由化による要素別実質収益率への効果試算—2002年世界銀行の研究	147
(資料6-10-17)	表 4-7 農産物輸入関税、国内支持、輸出補助金の33%削減による要素別収益率への静態的效果試算(国・地域別)—ブラウン、ディアドルフ、スターンの研究	148
(資料6-10-18)	表 4-20 砂糖における全ての貿易歪曲的な政策をグローバルに完全自由化した場合の効果試算—エロベイド、ベギンの研究	149
(資料6-10-19)	表 4-22 油糧種子関連関税の廃止による効果試算—メールケ、ウェンズレイ、クラフの研究	150
(資料6-11)	EPA・農業ワーキンググループ第一次報告「EPA交渉の加速、農業改革の強化」(グローバル化改革専門調査会2007年5月8日)	151
(資料6-12)	「経済財政改革の基本方針2007について～「美しい国」へのシナリオ～」(2007年6月19日閣議決定)(抜粋)	166

# FTAのWTO協定整合性について

木下寛之「最近の農業交渉をめぐる情勢について」(平成18年11月16日農林水産政策研究所「食料・農業協力講演会」第6回WTO農業交渉について) 提出資料

- WTO加盟国がFTA(自由貿易協定)を締結する場合、「実質上すべての貿易について関税を撤廃する」(GATT第24条の要件)が必要。(この要件を満たさなければGATT第1条(最恵国待遇)違反。
- しかし、「実質上すべての貿易」の要件について、明確な解釈はなく、WTOルール交渉で解釈の明確化を議論。

## 1. ルール交渉における主要論点

- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ① 関税撤廃のカバー率計算のベース(貿易額ベースか品目ベースか) | → 議論は収れんしていない                  |
| ② 同カバー率の適当な数値水準は何%か              | → 数値水準の議論は進んでいない               |
| ③ 関税率撤廃以外の自由化(関税削減、関割等)を評価するの可否か | → カバー率の計算は関税撤廃に限るとの意見が主流       |
| ④ 関税撤廃までの期間が10年以上認められるか          | → カバー率の計算は10年以内の関税撤廃に限ることで異論なし |

## 2. 各国のWTO交渉での主張

豪州	「 <u>タリフラインで全品目の95%、貿易額で上位50位の品目及び貿易額の0.2%以上を占める品目を関税撤廃すると解釈すべき</u> 」
EU	「カバー率の計算は品目ベースと貿易ベースの単純平均を用いるべき」
日本	「カバー率の計算は、貿易額ベースを用いるべき」 「関税削減、関割等も評価すべき」
途上国	「途上国には数値基準を緩和すべき」

**FTAの締結状況**

- 原則100%の関税撤廃  
(豪タイFTA、豪星FTA他では100%の品目で関税撤廃、米豪FTAの砂糖の除外が唯一の例外)
- 貿易額ベースで90%を基準としてFTAを締結
- センシティブ品目を除外しつつ、関割等で自由化対応
- 関税撤廃のカバー率は低いのが実態
- 特に途上国間のFTAは、GATT第24条が不適用

## 国際貿易理論の類型

### 1. 比較優位論(リカード・モデル)

前提: 労働が唯一の生産要素で、各国の相違点は労働生産性のみ。  
各国は、その労働によって相対的に効率よく生産できる方の財を輸出し、相対的に低い効率でしか生産できない方の財を輸入する。一国の生産パターンは比較優位が決定。  
こうした貿易により、貿易を間接的な生産と捉えれば、ある財が輸入される時は必ずこの間接的「生産」の方が直接的生産より必要とされる労働量が少ないこと、貿易によって一国の消費可能性が高まることから、その国に利益をもたらされる。  
従って、各国は得意な産物に特化して、それを自由貿易を通じて交換するのが最適。

### 2. 特殊要素モデル

前提: 産業部門間で自由に移動できる生産要素(労働)の他に、部門間を移動できず特定の用途にしか用いられない生産要素(資本、土地など)が存在。  
輸出部門に固有の要素や輸出部門に雇用されている労働者は、貿易から利益を得る。  
輸入部門に固有の要素や輸入部門に雇用されている労働者は、貿易により損失を被る。  
貿易によりこうした所得分配が生じるが、貿易は、貿易によって利益を得る人々が損失を被る人々に補償を与えても、依然として貿易開始前よりも一国全体で有利な状態を生み出し、全体的な利益をもたらす。

(資料) P.R.クルグマン/M.オブズフェルド共著「国際経済—理論と政策—」より要約

### 3. ヘクシャー = オリン・モデル

前提: 各財を生産する技術はそれぞれ一つのみ存在(各国の生産技術の同一性)。特定の生産要素の供給が増加すれば、その国の生産可能フロンティアは偏った移動。例えば、土地供給の増加は労働集約的な財よりも土地集約的な財の方向にフロンティアを大きく移動。各国は、その国に相対的に賦存量の多い要素を集約的に用いる財の生産に適するようになる。  
ある資源の供給が他の資源の供給より相対的に大きい時、その国はその資源が豊富であるという。各国は、その国に豊富に賦存する要素を集約的に用いて生産される財を輸出。  
「要素価格均等化定理」: 両国が両財を生産する(各国の相対的要素賦存が似ている)、技術が等しい、貿易によって両国の財の価格が均等化すると3つの仮定の下で、国際貿易は労働や資本などの生産要素の価格を各国間で完全に均等化させる。現実には、資源供給の大きな違い、貿易に対する障壁、各国が持つ技術の違いなどの理由で、完全な要素価格の均等化は観察されない。

### 4. 規模の経済を考慮した理論

考え方: 上記1~3は、国際貿易は比較優位に基づいているという仮定。貿易のもう一つの動機として「規模の経済」(収穫逓増)。2つのモデル。  
外部経済モデル: 規模の経済が企業レベルではなく産業レベルで存在。  
・ 各国が同じ資源と技術を持っていても、貿易開始時にある国の規模の経済を有する産業が他の国よりも少しでも大きいと、その優位はどちらかの国が完全に特化していくまで拡大。国際的特化と貿易が発生。  
独占的競争モデル: ある部門は、独占的競争を行い(規模の経済、収穫逓増)、多くの企業が差別化された製品を生産。比較優位に基づく貿易(産業間貿易)と規模の経済に基づく貿易(産業内貿易)が共存。  
・ 産業内貿易の世界では、各企業は差別化された製品を生産し続け、海外の製品に対する消費者の需要によって国際貿易が発生。各国が全ての製品を自分自身で生産しない理由は、規模の経済が存在すること。  
・ 資本労働比率がほぼ同じ国 規模の経済に基づく産業内貿易。資本労働比率が著しく異なる場合 比較優位に基づく産業間貿易となる。

### GATT時代からドーハ・ラウンドまで

(農林水産省作成資料)

1963-67年 <u>ケネディ・ラウンド</u>	が中心 鉱工業品	農産物の関税の引下げが始めて単独の交渉テーマ。
1973-79年 <u>東京・ラウンド</u>		農産物については、輸入数量制限の削減(輸入自由化・市場アクセス拡大)に輸出国側の要望が集中。
1986-94年 <u>ウルグアイ・ラウンド</u> ※ 農業を初めて本格的に議論		国境措置(関税、輸入制限)に加え、 <u>国内支持(農業補助金等)及び輸出競争(輸出補助金)も交渉の対象</u> 。関税の引下げについては、 <u>一括引下げ方式が採用され、農産物については、IQ品目も含め関税化</u> 。

#### 【GATT体制下における農業交渉】

- 米国、アルゼンチン、豪州など一部の農産物輸出国の農産物輸出が大幅に増加
- 一方、多くの途上国は、期待した成果を得られず

UR合意以前(1991-94年)とUR合意後(1995-98年)との比較(単位:百万ドル)

農産物純輸出額が増加した主な国

国	純輸出額(百万ドル)
米国	3896
アルゼンチン	3410
豪州	3036
カナダ	1874

農産物純輸出額が減少した主な国

国	純輸出額(百万ドル)
エジプト	-937
フィリピン	-769
インドネシア	-282
パラグアイ	-177

資料:FAO [FAOSTAT]

【主要な農産物輸出国の立場等】	【多くの途上国の立場等】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○更なる自由化、包括的ラウンドを支持</li> <li>○途上国市場の多角的貿易体制への取り込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不均衡な自由化への不満、多角的貿易体制への不信</li> <li>○途上国に対する優遇措置の要求</li> <li>○加盟国の大半を占めるに至った途上国の影響力拡大</li> </ul>

【参考】先進国(2007年2月現在 10カ国・地域)  
 日本、アメリカ、EU(27ヶ国)、カナダ、豪州、アイスランド、  
 ニュージーランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン

途上国も多角的貿易体制の恩恵を享受できるよう、  
**「開発」を主眼としたラウンドの必要性**

## WTOルール「補助金」の位置付け等について

### ◎補助金の定義（補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金協定」第1条）

（例）○政府が

- ・資金の直接的な移転を伴う措置（贈与、貸付、出資）
- ・資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置（債務保証）

○政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（税額控除等財政による奨励）  
等

### ◎禁止される補助金（補助金協定第3条）→赤の施策（Red Box）

次の補助金（農業に関する協定に定める場合を除く）→林水産物品、鉱工業品に関する補助金が該当

○輸出が行われることに基づいて交付される補助金（輸出補助金）

○輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金

※WTOドーハラウンド交渉（ルール交渉）では、「漁業補助金」について、米国等は原則「禁止」にすべきと主張する一方、日本等は一部のものについて「禁止」すべきと主張

※※「補助金協定」を遵守していない補助金の場合、一定の手続を経て、相殺関税等の措置の対象となりうる。

### ◎農産品に関する補助金（農業協定）

○国内支持に関するもの（農業協定：国内助成に関する約束）

・助成合計量（AMS）＝「黄」の施策（Amber Box）

「緑」の施策、「青」の施策、「デミニミス」に該当するものを除いた農業生産のためのすべての国内助成措置

現行助成合計量は、譲許した約束水準を超えてはならない

・デミニミス

次の条件のいずれかに該当するもの

- ・製品特定の国内助成であって、その総額が当該製品の生産額の5%を超えないもの
- ・製品特定のでない国内助成であって、その総額が農業生産額の5%を超えないもの

・「青」の施策（Blue Box）

生産制限計画による直接支払で

- ・一定の面積・生産・家畜に基づく支払
- ・生産水準の85%以下の生産についての支払

・「緑」の施策（Green Box）

貿易や生産に対する歪曲効果がないか最小のもので

- ・公的な資金で消費者からの移転を伴わないもの
- ・生産者に対する価格支持の効果を有しないもの

※WTOドーハラウンド交渉（農業交渉）では「黄」の施策（助成合計量（AMS））の削減に加え、「黄」の施策＋「デミニミス」＋「青」の施策の合計量ベースの削減についても義務付けることを議論

・輸出補助金（農業協定：輸出競争に関する約束）

- ・輸出補助金について、額と数量で約束し、その水準を上回ることはできない

※WTOドーハラウンド交渉（農業交渉）では、すべての形態の輸出補助金の撤廃等について議論

## WTO農業交渉における主要論点と主要国・グループの主張

2007年8月現在

主要交渉項目			モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)	G10 (日本)	EU	G20等	米国
市場 ア ク セ ス	一般品目	階層数 境界値		・境界値 先進国 70%、50%、20% 途上国 100%、70%、30%	・境界値 先進国 90%、60%、30% 途上国 130%、80%、30%	・境界値 先進国 75%、50%、20% 途上国 130%、80%、30%	・境界値 先進国・途上国とも 60%、40%、20%
		関税削減方式 関税削減率		・定率削減方式又は柔軟性(関税削減率と関税割当を組み合わせたスライド方式)の選択制 75- → [66-73]% 50-75 → [62-65]% 20-50 → [55-60]% -20 → [48-52]%  (先進国の平均削減率 31%)	・定率削減方式(一部階層に柔軟性) (先進国) (途上国) 90- → 60% 130- → 40% 60-90 → 50% 80-130 → 35% 30-60 → 45% 30- 80 → 30% -30 → 20-45% -30 → 10-40%  (先進国の平均削減率 39%)	・定率削減方式 (先進国) (途上国) 75- → 75% 130- → 40% 50-75 → 65% 80-130 → 35% 20-50 → 55% 30- 80 → 30% -20 → 45% - 30 → 25%  (先進国の平均削減率 52%)	・累進性の強い削減率漸増方式 60- → 85-90% 40-60 → 75-85% 20-40 → 65-75% -20 → 55-65%  (先進国の平均削減率 66%)
	上限関税		・なし	・先進国 100% (途上国 150%)	・先進国 100% (途上国 150%) ・重要品目にも適用	・先進国 75% (途上国 100%) ・重要品目にも適用	
	重要品目	取扱い	・関税削減率は階層方式適用の場合と比べて最大で2/3、最小で1/3	・市場アクセス水準は一般品目より小さくすべき (階層方式の例外ではないルールとしての位置づけ)	・市場アクセス水準は一般品目より小さくすべき	・市場アクセス水準は一般品目と同等 (階層方式が原則で重要品目は例外)	・市場アクセス水準は一般品目と同等 (階層方式が原則で重要品目は例外)
	品目数	・有税品目の [4] [6] %のタリフラインを重要品目に指定することができる。 ただし、最上位階層のタリフラインが30%以上ある加盟国、又は、6桁で譲許しているために重要品目の絶対数において不均衡な制約を受ける加盟国は、[6] [8] %のタリフラインを重要品目に指定することができる	・関税分類品目数の10-15% (関税削減方式に応じた選択制)	・関税分類品目数の概ね8% ※各国間交渉の中で示した譲歩案： 4-5%	・有税関税分類品目数の1%	・有税関税分類品目数の1%	
	スライド	TRQ拡大 (原則) ・階層方式の1/3の関税削減率を適用した場合は国内消費量の[4] [6] %以上の拡大。 階層方式の2/3の関税削減率を適用した場合は[3] [5] %以上の拡大 (拡大調整)	・スライド方式(関税削減と関税割当拡大との間でスライドする方式)を主張	・スライド方式(一定の幅)を主張	・スライド方式の限定的なもののみ容認	・スライド方式は極めて限定的なもののみ容認	
	関税削減		・所属階層の削減率の50%を基本に80%、20%にスライド	・所属階層の削減率の1/3~2/3	・所属階層の削減率の7/10~10/10	・所属階層の削減率の1/2	
	関税割当拡大の幅	(i) より多くの重要品目を指定できるという条項を適用した加盟国は、全体平均で[4.5] [6.5] %以上のTRQ拡大幅を確保しなければならない (ii) 削減後の関税率が100%超のタリフラインが有税のタリフラインの5%超ある加盟国は、この全体平均のTRQ拡大幅を更に	・現行割当数量のY% (20%を基本に5%、35%にスライド) ・国内消費量に占める現行関税割当枠の割合に応じて調整  ※現行の関税割当枠と国内消費量の両方の概念を併せ持つ旨主張	・現行輸入数量の一定割合(最低5%~最高32%)  ※輸入量が小さい品目には、輸入量に代えて消費量に関連して拡大幅を計算するとの案を提示	・消費量の6%+関税削減乖離分  ※ハイブリッド・アプローチを検討中である旨発言	・①基礎的拡大部分と ②一般品目の乖離に基づく拡大部分の2つの要素から、全体の拡大幅を算出する案を提示	



主要交渉項目		モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)	G10 (日本)	EU	G20等	米国
		<p>[ ] %大きくしなければならない (縮減調整)</p> <p>(i) 枠外輸入量が枠内輸入量の50%以上ある場合(かつTRQが国内消費量の2%以上の場合)で、階層方式の2/3の関税削減率を適用した場合は、TRQ拡大幅は、上位2階層の品目の場合は1/4、下位2階層の場合は1/5 軽減される</p> <p>(ii) 枠内輸入量が国内消費量の10%以上ある場合で、階層方式の2/3の関税削減率を適用した場合は、TRQ拡大幅は [2.5] [3.5] %に軽減。国内消費量の20%以上ある場合は [2] [3] %に軽減</p> <p>(iii) 枠外輸入量がTRQ拡大幅の [2] [3] 倍以上増加した場合は、TRQ拡大幅を半分にまで縮減することができる</p>				
	関割運用	・ 枠内税率の扱いについては更なる交渉が必要				
	特別セーフガード	・ 実施期間の初めに対象品目を50%以上削減した上で、対象品目数を毎年均等に削減して実施期間終了時に撤廃、又は重要品目の数と同数の品目についてSSGを維持[ただし発動基準等は厳格化]のいずれかを選択				
	途上国への配慮	途上国向け特別品目(SP)		・ 適当な数	・ 一定のガイドラインに基づき指定する品目について関税削減と関税割当約束の免除 [G33]	・ 品目数は限定し一定の基準で指定 ・ 関税削減、関税割当約束の例外は不可
		途上国向け特別セーフガード(SSM)			・ 全農産品を対象に、発動要件として価格・数量基準、措置として追加関税・数量制限 [G33]	
国内支持	貿易歪曲的国内支持	<p>黄の政策(AMS)の削減</p> <p>400億ドル超 [70] %</p> <p>150億ドル超~400億ドル以下 [60] %</p> <p>150億ドル以下 [45] %</p> <p>・ 追加的努力 総合AMSが農業総生産額の40%以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的削減。最下位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的削減</p> <p>・ 品目別AMSの上限 1995年-2000年の平均。ただし米国につい</p>	<p>・ 削減率</p> <p>EU 70%</p> <p>日・米 60%</p> <p>その他 40%</p> <p>・ 品目別AMSの上限はUR実施期間(1995-2000)を基準期間</p>	<p>・ 削減率</p> <p>EU 70%</p> <p>日・米 60%</p> <p>その他 50%</p>	<p>・ 削減率</p> <p>EU 80%</p> <p>日・米 70%</p> <p>その他 60%</p> <p>途上国 先進国の2/3未滿</p> <p>・ 品目別AMSの上限はUR実施期間(1995-2000)を基準期間</p>	<p>・ 削減率</p> <p>EU 83%</p> <p>日・米 60%</p> <p>その他 37%</p> <p>・ 品目別AMSの上限は1999-2001年を基準期間</p>

主要交渉項目		モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)	G10 (日本)	EU	G20等	米国
		ては、1995年-2000年の総合AMSの平均を[1995年-2004年]の品目別の実績で按分した値				
	全体削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率</li> <li>600億ドル超 [75-85]%</li> <li>100億ドル超-600億ドル以下* [66-73]%</li> <li>100億ドル以下 [50-60]%</li> </ul> ※米国はこの階層に属する。66%削減は164億ドルに、73%削減は130億ドルに相当 <ul style="list-style-type: none"> <li>追加的努力</li> <li>貿易歪曲的国内支持全体が農業総生産額の40%以上の中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を追加的削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率</li> <li>EU 75%</li> <li>日・米 65%</li> <li>その他 45%</li> </ul> ※米国：150億ドル以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率</li> <li>EU 70%</li> <li>日・米 60%</li> <li>その他 50%</li> </ul> ※米国：150億ドル以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率</li> <li>EU 80%</li> <li>日・米 75%</li> <li>その他 70%</li> </ul> ※米国：150億ドル以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率</li> <li>EU 75%</li> <li>日・米 53%</li> <li>その他 31%</li> </ul> ※米国：227億ドル ※各国間交渉で示した譲歩案： 米国：170億ドル
	デミニミス	<ul style="list-style-type: none"> <li>[50] [60] %削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国は実質的削減</li> <li>途上国には小さな削減率適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国は80%削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50%削減</li> </ul>
	青の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①青の政策全体の上限</li> <li>・基準期間の農業総生産額の平均の2.5%。この上限は、実施期間の初めから適用</li> <li>②旧青の政策の品目別上限</li> <li>1995年-2000年の実績の平均</li> <li>③新青の政策の品目別上限</li> <li>青の政策全体の上限（農業総生産額の2.5%）を、法律で定められた品目別の最大支出額の比率で按分した値の[110] [120]%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新青の政策は黄の政策より貿易歪曲性を小さくすべく追加規律必要</li> <li>・現行青の政策は規律維持</li> <li>・品目別上限は実績値を基準とすべき [日本]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新青の政策は支持価格との価格差を凍結しその割合を制限</li> <li>・現行の青の政策は規律維持。ただし、品目間シフトの制限を検討可</li> <li>・品目別上限は実績値を基準とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新青の政策には価格補填額の制限、又はそれに替わり得る規律が必要</li> <li>・品目別上限は実績値を基準とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新青の政策の規律強化に反対。ただし、品目に関する規律は検討可</li> </ul>
	緑の政策 (検証と明確化)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行規律の維持が基本（性格変更・上限設定には反対）</li> <li>・途上国のニーズに応える新たな要素の追加を議論する用意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行規律の維持が基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度決めた基準は変更できないとすることを提案</li> <li>・途上国の農業条件に合った類型の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行規律の維持が基本</li> </ul>
輸出競争	輸出補助金の撤廃時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 先進国は、2010年末までに支出額を50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減し、2013年末までに撤廃。</li> <li>(2) 数量は、[毎年均等に削減。] [現行の実行水準又はUR約束水準から20%削減した水準のうち小さい方で実施期間中維持。]</li> </ul>		(パラレルリズムを強く主張)		
	輸出信用	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最長償還期間：180日（種子及び繁殖家畜については例外）</li> <li>(2) 自己資金調達：[4] [5]年の期間でプレミアムがすべての運営経費及び損失を補填</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出補助金撤廃と同等の規律（パラレルリズム）を主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な保険料を課した輸出保証に限定（短期の自己資金調達の原則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還期間180日以下の輸出信用の規律の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還期間180日以上の例外、保険料算出基礎を15年間とすることを提案</li> </ul>
	輸出国家貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業輸出国貿易に係る輸出補助金、政府融資、損失補填 [、独占権の使用] を撤廃</li> <li>(2) 独占権の使用が上記規律を迂回するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二重価格制、プール価格制のような貿易歪曲的制度の規律を確立。途上国にはS&amp;Dを付与。[日本]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易歪曲的な全ての特権（輸出独占、独禁法例外等）の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国貿易の独占的地位でなく、運用に焦点を当てるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出独占の禁止、財政上の特権供与の禁止、透明性の向上を主張</li> </ul>

主要交渉項目	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)	G10 (日本)	EU	G20等	米国
食料援助	<p>とがないよう確保</p> <p>(1) 一般的規律</p> <p>① ニーズに対応したもの</p> <p>② 完全に無償の形態</p> <p>③ 受益国への商業的輸出に結びつけられていない</p> <p>④ 援助国による市場開拓目的との関連がない</p> <p>⑤ 商業的再輸出は原則禁止</p> <p>(2) 緊急食料援助のためのセーフボックス</p> <p>・ 次の状況下で供与される緊急食料援助は、セーフボックスの範疇であり提訴されない</p> <p>(i) 被援助国又は国連事務総長による緊急事態宣言 又は、</p> <p>(ii) 各国、WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟 [、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関、民間慈善団体] の緊急アピールがあり、かつ、</p> <p>(iii) WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟 [、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関、民間慈善団体] のニーズ評価がある場合。</p> <p>(3) 非緊急事態における食料援助の規律</p> <p>・ セーフボックスの範疇に入らない現物食料援助で、一定の要件を満たさないものは、商業的代替をもたらすと見なされ、提訴され得る</p>	<p>・ 国際機関の定義による等の基準を満たす緊急食料援助は「セーフボックス」に含まれ、追加的な規律を課せられないとするアフリカグループ・LDC 共同提案について基本的に支持</p> <p>[日本]</p> <p>・ 原則無償化、資金援助化、国際機関の関与を主張</p> <p>[スイス等]</p>	<p>・ アフリカグループ・LDC 共同提案に関し、「セーフボックス」となる緊急食料援助には追加的基準が必要であり、無償、現金化禁止、再輸出禁止等の規律が課せられるべき旨主張</p>	<p>・ アフリカグループ・LDC 共同提案に関し、基本的に支持</p> <p>・ 規律は、人道的緊急援助を阻害してはならない。</p> <p>・ 余剰処理につながる食料援助の無償化・アンタイド化を主張</p>	<p>・ アフリカグループ・LDC 共同提案に関し、基本的に支持</p> <p>・ ①緊急援助は「セーフボックス」として幅広い自由裁量、②LDC、NFIDC 向け援助には緩やかな規律、③その他の援助には厳格な規律を適用。現物援助は排除されない。</p>
輸出禁止・輸出制限の規律	<p>(1) [食料品、飼料についての輸出禁止又は制限は、実施期間開始後1年以内に撤廃。ただし、輸出禁止又は制限を実施した国と影響を受ける輸入国との間で合意があれば、18ヶ月を超えない期間を設定可能。]</p> <p>(2) 輸出禁止又は規制を実施する加盟国は、これを維持する正当な理由を通報しなければならない</p>	<p>・ 規律の強化</p>	<p>・ 規律の強化</p>	<p>・ 輸出税以外の規律強化</p>	<p>・ 輸出品目に対する差別的輸出税は廃止</p>

(農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成)

## W T O 農業交渉における主要論点の推移

2007年8月現在

主要交渉項目			香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	農業モダリティ案 (2006. 6. 22 現在)	ファルコナー議長ペーパー (2007. 4. 30、5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)
市場 ア ク セ ス	一般品目	階層数 境界値	・ 4 階層を採用 ・ 適切な境界値について合意 が必要	・ 高関税のものほど大幅削減 (4 階層の階 層方式) [60/90%]、[40/60%]、[20/30%]		
		関税削減 方式		・ 定率削減方式 (G20 案) [60/90-] → [42-90%] [40/60-60/90] → [35-85%] [20/30-40/60] → [30-75%] [ -20/30] → [20-65%]	・ 各階層の削減率は、EU 提案以下の水準 での合意は想定されず、重力の中心は米 国と EU の間。平均削減率は 50% 以上	75- → [66-73%] 50-75 → [62-65%] 20-50 → [55-60%] -20 → [48-52%]
		関税削減 率		・ [最上位階層にタリフラインの [ ] % 超 を有する国は [ ] % 削減] ・ [先進国の平均削減率は少なくとも [ ] %]		
	上限関税	(言及なし)	[・ 削減後 [75-100%] より高い関税は、そ の水準まで下げる]	・ 上限関税の問題に関しては付け加えるこ とは何もない		
重要品目	取扱い	・ 関連する全ての要素を考慮 に入れ、取扱いに合意する 必要	・ [重要品目は上限関税の対象外]	・ 重要品目に係る関税削減率は一般品目の 削減率の 1/3~2/3 間が重力の中心	・ 関税削減率は階層方式適用の場合と比べ て最大で 2/3、最小で 1/3	
	品目数		・ [有税品目の][1-15%]のタリフラインを重 要品目に指定することができる	・ 重力の中心はタリフラインの 1%~5% (ただし、最上位階層に多くのタリフライン を有する場合の特例を検討(6ケタと8 ケタでタリフラインの絶対数があまり大 きく違わないような関税構造により不平 等な影響があるメンバーへの配慮に言及)	・ 有税品目の [4] [6] % のタリフラインを 重要品目に指定することができる。 ただし、最上位階層のタリフラインが 30%以上ある加盟国、又は、6 桁で譲許し ているために重要品目の絶対数において 不均衡な制約を受ける加盟国は、[6][8%] のタリフラインを重要品目に指定するこ とができる	
	スライド			・ TRQ 拡大については、以下の 5 つの状 況を想定 (数字は全て仮定のもの) 状況①: 重要品目に認められる最小の関税 削減では実際には輸入が生じない場合、消 費量の x % の TRQ 拡大 (“標準” 拡大幅) 状況②: MFN 枠外関税での輸入が既に消 費量の y % 以上ある場合、TRQ 拡大幅は “標準” 拡大幅の 2/3 に縮減 状況③: 輸入が非常に小さく、消費量の z % に満たない場合、z % までの拡大か、“標 準” 拡大幅のいずれかの大きい拡大幅を受 入れ	TRQ 拡大 (原則) ・ 階層方式の 1/3 の関税削減率を適用し た場合は国内消費量の [4] [6] % 以上の拡 大。階層方式の 2/3 の関税削減率を適用 した場合は [3] [5] % 以上の拡大 (拡大調整) (i) より多くの重要品目を指定できるとい う条項を適用した加盟国は、全体平均で [4.5] [6.5] % 以上の TRQ 拡大幅を確保 しなければならない (ii) 削減後の関税率が 100% 超のタリフ	
	関税削減		・ 削減率は階層方式適用の場合の少なくとも [20-70%]			
	関税割当 (TRQ) 拡大の幅		・ TRQ 拡大 拡大のベースは[国内消費量][関割枠][輸 入量] (拡大方式については、G20、G10、米国、 EU の現在テーブルに載っている案を列記) ・ [現行関割枠の国内消費量に占める割合が [ ] % より大きいときは [ ] によって調整] ・ [[輸入量][現行関割枠]の国内消費量に占 める割合が [ ] % より小さいときは [ ] によ			

主要交渉項目		香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	農業モダリティ案 (2006. 6. 22 現在)	ファルコナー議長ペーパー (2007. 4. 30、5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)
			<p>って調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [関割がない場合は、関割を [新設することも選択可能] [新設してはならない]]</li> </ul>	<p>状況④：TRQの下での輸入が消費量の y % 以上ある場合、TRQ 拡大は “標準” 拡大幅の 3/4</p> <p>状況⑤：総タリフラインの 25~30% が最上位階層に属する場合は、重要品目の数が通常より 1/3 多く認められるが、“標準” 拡大幅より 1/3 大きな TRQ 拡大が必要</p>	<p>インが有税のタリフラインの 5% 超ある加盟国は、この全体平均の TRQ 拡大幅を更に [ ] % 大きくしなければならない (縮減調整)</p> <p>(i) 枠外輸入量が枠内輸入量の 50% 以上ある場合 (かつ TRQ が国内消費量の 2% 以上の場合) で、階層方式の 2/3 の関税削減率を適用した場合は、TRQ 拡大幅は、上位 2 階層の品目の場合は 1/4、下位 2 階層の場合は 1/5 軽減される</p> <p>(ii) 枠内輸入量が国内消費量の 10% 以上ある場合で、階層方式の 2/3 の関税削減率を適用した場合は、TRQ 拡大幅は [2.5] [3.5] % に軽減。国内消費量の 20% 以上ある場合は [2] [3] % に軽減</p> <p>(iii) 枠外輸入量が TRQ 拡大幅の [2] [3] 倍以上増加した場合は、TRQ 拡大幅を半分にまで縮減することができる</p>
	関割運用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枠内税率は [撤廃] [[ ] % 削減]</li> </ul>	<p>付け加えることは何もない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枠内税率の扱いについては更なる交渉が必要</li> </ul>
	特別セーフガード (SSG)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [廃止] [改革プロセス中有効] [現在の対象品目を制限]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SSG の維持が合意されるためには、対象品目の大幅な削減が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施期間の初めに対象品目を 50% 以上削減した上で、対象品目数を毎年均等に削減して実施期間終了時に撤廃、又は重要品目の数と同数の品目について SSG を維持 [ただし発動基準等は厳格化] のいずれかを選択</li> </ul>
途上国への配慮	途上国向け特別品目 (SP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の動きに留意</li> <li>・ タリフラインの適切な数を SP として指定する柔軟性を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数は [少なくともタリフラインの 20%] [5 タリフラインまで]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要品目の数が 1~5% という前提で、SP の数は 5~8%</li> <li>・ SP の選択基準 (指標) は各国が検証可能なデータに基づくべき</li> <li>・ 取扱いについて、削減なしという選択肢は認めない。削減率の柔軟性として、最大で先進国の削減率の 2/3、最低で 10~20% の削減率</li> <li>・ 途上国の SP、SSM 等があまりに複雑な議論となり、議論が動かなくなってしまうなら、より過激な考え方、すなわち階層方式や先進国の 2/3 や SP、SSM をすべてやめて、途上国については平均削減率及び最低削減率のみとするということもあり得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更なる交渉が必要</li> </ul>

主要交渉項目		香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	農業モダリティ案 (2006. 6. 22 現在)	ファルコナー議長ペーパー (2007. 4. 30、5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)
	途上国向け特別セーフガード (SSM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の動きに留意</li> <li>・輸入数量、価格のトリガーに基づくSSMを用いる権利</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入量と価格の二つのトリガーを設けるというのが香港閣僚会合の合意事項。SSMにはSSG (URの関税化対象品目について設けられているセーフガード) より大きな柔軟性を付与すべき</li> <li>・途上国の真の必要性に応じて限定的に発動されるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる交渉が必要</li> </ul>
国内支持	貿易歪曲的国内支持 黄の政策 (AMS) の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国を3階層に分け、高階層ほど大きく定率削減</li> <li>・低い階層に属し相対的に総合AMSの高い先進国は削減の追加的努力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3階層 [400*]億ドル超 [70-83]%削減 150億ドル超-[400*]億ドル以下 [60-70]%削減 150億ドル以下 [37-60]%削減</li> <li>・追加的努力 総合AMSが農業総生産額の[40]%以上の先進国は、[帰属階層と1つ上の階層の差の半分以上の]追加的削減</li> <li>・品目別AMSの上限 [1995-2000年][1999-2001年]の平均 (※ 7/12修正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減率 第3階層 EU 70% 第2階層 日・米 60% 第1階層 その他 37%-60%</li> <li>・追加的努力 第2階層における日本の追加的削減は、第3階層の削減率と非常に近いもの</li> <li>・品目別AMSの上限 1995-2000年を基本に、米国の問題にどのように対応するか検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減率 400億ドル超 [70]%削減 150億ドル超~400億ドル以下 [60]%削減 150億ドル以下 [45]%削減</li> <li>・追加的努力 総合AMSが農業総生産額の40%以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的削減。最下位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的削減</li> <li>・品目別AMSの上限 1995年-2000年の平均。ただし米国については、1995年-2000年の総合AMSの平均を[1995年-2004年]の品目別の実績で按分した値</li> </ul>
	全体削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合AMS、貿易歪曲的国内支持全体、デミニミスの削減率について、いくらかの意見の取れんに留意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減率 600億ドル超 [70-80]%削減 100億ドル超-600億ドル以下 [53-75]%削減 100億ドル以下 [31-70]%削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減率 600億ドル超 [70-80]%削減 100億ドル超-600億ドル以下 [53-75]%削減 100億ドル以下 [31-70]%削減</li> <li>・米国 190億ドルより低く、非常に低い100億ドル台より高い水準が重力の中心</li> <li>・EU 最終的には75~80%程度の削減</li> <li>・日本 (交渉全体の十分なバランスが前提であるが、)EUと米国がどのような削減になっても、それに応じた削減を受け入れ可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減率 600億ドル超 [75-85]%削減 100億ドル超-600億ドル以下* [66-73]%削減 100億ドル以下 [50-60]%削減</li> <li>※米国はこの階層に属する。66%削減は164億ドルに、73%削減は130億ドルに相当</li> <li>・追加的努力 貿易歪曲的国内支持全体が農業総生産額の40%以上の中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を追加的削減</li> </ul>
	デミニミス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・[50%][80%][%][貿易歪曲的国内支持の全体的削減率の達成に必要なだけ]削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低50%削減に加え、全体削減の約束を達成するために十分な追加的削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[50][60]%削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減</li> </ul>

主要交渉項目		香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	農業モダリティ案 (2006. 6. 22 現在)	ファルコナー議長ペーパー (2007. 4. 30、5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)
	青の政策		<p>①青の政策全体の上限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準期間の農業総生産の平均の [2.5%] を超えてはならない</li> <li>・この上限は、[実施期間の初めから適用][スケジュールに従って[ ]%まで削減]</li> </ul> <p>② [個々の品目に対する旧青の政策の支出額は[ ]の期間の実績値の平均を超えない額とする]</p> <p>③ [個々の品目に対する新青の政策の支出額は、青の政策全体の上限の[ ]%を超えず、かつ、[ ]の期間におけるその品目の生産額の[ ]を超えてはならない]</p> <p>[新青の政策である不足払いは、[歴史的で具体的な基準期間を使用し、][かつ、][価格差の[ ]%以上を補てんしてはならない]]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限の5%から2.5%への削減について、実施期間の初日から適用されるのか、実施期間の最後に達成されるのか決定が必要</li> <li>・品目別上限については、新青の政策は実績値が無い等の技術的な問題がある</li> <li>・品目別の集中排除についても更なる検討が必要</li> </ul>	<p>①青の政策全体の上限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準期間の農業総生産額の平均の2.5%。この上限は、実施期間の初めから適用</li> </ul> <p>②旧青の政策の品目別上限</p> <p>1995年-2000年の実績の平均</p> <p>③新青の政策の品目別上限</p> <p>青の政策全体の上限（農業総生産額の2.5%）を、法律で定められた品目別の最大支出額の比率で按分した値の [110][120]%</p>
	品目特定 ジョイント・キャップ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョイント・キャップは、青から黄への移替は認めない。また、黄から青への移替が認められる程度などについて、追加的な条件の検討が必要。品目別AMSの上限が別途あることが前提</li> </ul>	
	緑の政策 (検証と明確化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれるよう再検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生産に関連しない収入支持」一つの要件として、支払の基準期間を fixed (固定) から unchanging (更新できない) に修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接支払いの「一定の固定された」基準期間にすることにほぼ合意。途上国の要望に応じた細部の修正はあるが、大幅な修正に加盟国は後ろ向き。むしろモニタリングを強化すべき</li> </ul>	
輸出競争	輸出補助金の撤廃時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての形態の輸出補助金の2013年までの並行的撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は、次のフォーミュラに従って、2013年末までに輸出補助金を撤廃</li> </ul> <p>(1)2008年に支出額を[ ]%削減[し、数量を[ ]%削減]</p> <p>(2)2009年に支出額を[ ]%削減[し、数量を[ ]%削減]</p> <p>(3)2010年に支出額を[ ]%削減[し、数量を[ ]%削減]</p> <p>(1)、(2)、(3)により、2010年末までに輸出補助金の実質的部分を撤廃</p> <p>(4)2011年に支出額を[ ]%削減[し、数量を[ ]%削減]</p> <p>(5)2012年に支出額を[ ]%削減[し、数量を[ ]%削減]</p> <p>(6)2013年に支出額と数量をゼロに削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年末までに輸出補助金を撤廃。まず50%を2年間で、残りの50%を3年間でそれぞれ削減</li> </ul>	<p>(1) 先進国は、2010年末までに支出額を50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減し、2013年末までに撤廃。</p> <p>(2) 数量は、[毎年均等に削減。][現行の実行水準又はUR約束水準から20%削減した水準のうち小さい方で実施期間中維持。]</p>

主要交渉項目	香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	農業モダリティ案 (2006. 6. 22 現在)	ファルコナー議長ペーパー (2007. 4. 30、5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)
輸出信用	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最長償還期間 180日[で例外なし。][とし、次の場合は例外。]</li> <li>①繁殖家畜（最長償還期間は[36]か月）</li> <li>②農産物再生産財（最長償還期間は[12]か月）</li> <li>③LDC、食糧純輸入途上国に対するすべての輸出農産物（最長償還期間は[36]か月）</li> <li>④緊急事態にある途上国へのすべての農産物（最長償還期間は[36]か月）</li> <li>自己資金調達 輸出融資支持プログラム又はその一部は自己資金調達でなければならない。自己資金調達は、[1-15]年の期間で見て、プレミアムがすべての運営経費及び損失を補填するものでなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最長償還期間：180日（繁殖家畜及び農産物再生産財については例外）</li> <li>(2) 自己資金調達：[2] [5] 年の期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最長償還期間：180日（種子及び繁殖家畜については例外）</li> <li>(2) 自己資金調達：[4] [5] 年の期間でプレミアムがすべての運営経費及び損失を補填</li> </ul>
輸出国家貿易		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業輸出国貿</li> <li>定義 政府又は非政府の企業（マーケティング・ポートを含む）であって、輸出版売を通じ農産物輸出の水準又は仕向先に影響を及ぼす[農産物輸出に関する]排他的又は特別な権利、特権[優遇措置]を付与されたもの[又は政府的、準政府的な地位の結果としてそれらを事実上享受するもの]</li> <li>規律</li> <li>①先進国は、[2013年]までに、農業輸出国貿に係る輸出補助金、政府融資、損失補てんを[輸出補助金の撤廃と並行的に]撤廃</li> <li>②[独占権の使用が①の規律を迂回すること内容確保。][独占権の使用を[年][2013年末]までに禁止。]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国の輸出独占は禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業輸出国貿に係る輸出補助金、政府融資、損失補填[、独占権の使用]を撤廃</li> <li>(2) 独占権の使用が上記規律を迂回することがないように確保</li> </ul>
食料援助		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的規律</li> <li>①ニーズに対応したもの</li> <li>②無償[又は例外的状況下では有償]の形態</li> <li>③受益国への商業的輸出に直接、間接に結びつけられていない</li> <li>④援助国による市場開拓目的とのリンクがない</li> <li>⑤商業的再輸出を禁止。[適切な国連機関[、関連の地域的・国際的政府機関][、非政府</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急援助とその他の援助に分けて、必要な規律を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般的規律</li> <li>① ニーズに対応したもの</li> <li>② 完全に無償の形態</li> <li>③ 受益国への商業的輸出に結びつけられていない</li> <li>④ 援助国による市場開拓目的との関連がない</li> <li>⑤ 商業的再輸出は原則禁止</li> <li>(2) 緊急食料援助のためのセーフボックス</li> </ul>



主要交渉項目	香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	農業モダリティ案 (2006. 6. 22 現在)	ファルコナー議長ペーパー (2007. 4. 30、5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)
		<p>人道機関、民間慈善団体]による食糧援助の重要な一部として行われる緊急[人道]食料援助で、ロジ的理由の場合に限り許容]</p> <p>⑥できる限りその地方、地域から調達</p> <p>・緊急食料援助のためのセーフボックス</p> <p>①次の要件を満たす緊急食料援助は、[ ]の規律を免除</p> <p>(1)[被援助国][又は国連事務総長による緊急事態宣言]</p> <p>(2)[各国、]WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟[、被援助国政府と協力して活動する地域的・国際的政府機関、非政府人道機関、民間慈善団体]のニーズ評価、緊急アピール</p> <p>②[食料援助ニーズが緊急で、①のアピールを待っていた場合には食料援助の供与が遅れるような例が的状況下では、被援助国による緊急要請により食料援助供与可]</p> <p>③[現金援助はセーフボックスに含める]</p>		<p>ス</p> <p>・次の状況下で供与される緊急食料援助は、セーフボックスの範疇であり提訴されない</p> <p>(i) 被援助国又は国連事務総長による緊急事態宣言 又は、</p> <p>(ii) 各国、WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟 [、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関、民間慈善団体]の緊急アピールがあり、かつ、</p> <p>(iii) WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟 [、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関、民間慈善団体]のニーズ評価がある場合。</p> <p>(3) 非緊急事態における食料援助の規律・セーフボックスの範疇に入らない現物食料援助で、一定の要件を満たさないものは、商業的代替をもたらすと見なされ、提訴され得る</p>
輸出禁止・輸出制限の規律			付け加えることは何もない	<p>(1) [食料品、飼料についての輸出禁止又は制限は、実施期間開始後1年以内に撤廃。ただし、輸出禁止又は制限を実施した国と影響を受ける輸入国との間で合意があれば、18ヶ月を超えない期間を設定可能。]</p> <p>(2) 輸出禁止又は規制を実施する加盟国は、これを維持する正当な理由を通報しなければならない</p>

(農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成)

## 個別の論点についてのとりあえずのコメント（農業）

### 1 市場アクセス

#### (1) 上限関税

いわゆる上限関税の考え方（削減後の関税水準として一定水準以上を一切認めない）が削除された点は評価できる。他方、新たに関税削減後も100%を超える高関税が一定以上残る場合にTRQを追加的に拡大するという考え方が導入されているが、これは依然として特定の関税構造を有する国により多くの支払いを求める考え方であり、我が方として支持できない。

#### (2) 重要品目の数

原則、有税品目の4%又は6%とされており、また、条件付きで代償ありではあるが8%という数値を含めており、前回の議長ペーパー（タリフラインの1%～5%）からは改善されている。しかし、①条件が問題であり、かつ代償が求められる点、②試算の母数を有税品目に限定してしまっている点（換言すれば、無税品目を計算の母数から外している点）について、今後の交渉で修正を求めていく必要がある。

6桁と8桁の違いに係る不公平の是正策が提示されている点は評価するが、今後の交渉で明確化を図っていく必要がある。

#### (3) 重要品目の扱い

TRQ拡大幅について、一般品目からの乖離(1/3～2/3)と現行の輸入水準(10%、20%)に応じた調整を認めている点は評価できるが、乖離を小さくした場合や輸入水準が高い場合のTRQ拡大幅の縮減の程度が不十分であり、今後の交渉で修正を求めていく必要がある。

#### (4) 最高階層の削減率

66%～73%と高い水準になっており、EUにとっても厳しいものとなっている。

### 2. 国内支持

貿易歪曲国内支持全体：米国（第二階層）の数字66%（164億ドル）～73%（130億ドル）と依然幅のある数値となっているが、米国がG4で示したとされる170億ドルを下回る水準であり、米国にとっては厳しいものとなっている。

### 3. 輸出競争

輸出国貿について、2013年までの独占の廃止を提示しており、豪、加等にとって厳しいものとなっている。

WTO非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉における主要論点と主要国・グループの主張

2007年8月現在

主要交渉項目		香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	議論の現状 (2006. 5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)	我が国等の主張	他の国々の主張		
NAMA交渉	関税削減方式	関税削減方式 (フォーミュラ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用</li> <li>係数の水準は、途上国の輸出関心品目を中心に、タリフ・ピーク、高関税及びタリフ・エスカレーションを削減・撤廃し、途上国の特別な必要性及び関心に十分に配慮</li> <li>速やかにその構造と詳細を最終化するよう交渉グループに指示</li> </ul>	<p>【議長現状報告書】</p> <p>○ 交渉の現状</p> <p>いくつかの技術的事項につき進展はあったものの、野心の水準の鍵となる主要要素 (関税削減方式の係数、非譲許品目の取扱い、途上国の柔軟性) については、進展せず、むしろ後退の危機</p> <p>○ 今後の交渉の進め方</p> <p>5月下旬までにモダリティの周辺的な事項 (品目カバレッジ等) を詰め、その後、6月中旬頃までモダリティの主要事項の議論を集中的に行う</p>	<p>【モダリティ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スイス・フォーミュラを個別の品目ごとに適用する</li> <li>先進国係数は [8~9]、途上国係数は [19~23] とする</li> </ul> <p>【議長コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2つの係数に基づくスイス・フォーミュラを採用するという考え方については、加盟国間でほぼ一致が見られる</li> <li>2つの係数の差を5とする立場 (先進国主張) と 25 (途上国主張) とする立場については、いずれも合意を得られる見込みはなく、今般提示の範囲を支持または受け入れる国が多いと見ている</li> </ul>	<p>【日本、韓国、台湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進国と途上国の関税格差が狭まるような係数を主張</li> <li>先進国を含め、全ての加盟国の特別な事情に対する配慮が必要</li> </ul>	<p>【主要先進国等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スイス方式における係数</li> <li>・ 先進国は係数 10 ないしそれ以下</li> <li>・ 途上国は最大でも 15</li> </ul>	<p>【多くの途上国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スイス方式における係数</li> <li>・ 先進国の係数 10 は高すぎる</li> <li>・ 途上国の係数は 30 は必要</li> </ul> <p>※パキスタンは、先進国 6、途上国 30</p> <p>※インド、ブラジル、アルゼンチンは、ABI 提案 (各国の平均譲許税率を元にした係数)</p>
		途上国に対する柔軟性			<p>【モダリティ案】</p> <p>(a) 途上国については、フォーミュラ適用の例外が以下のように認められる</p> <p>(i) 品目数かつ輸入額の 10% までについて、フォーミュラが適用される場合の削減幅の半分までの削減緩和</p> <p>または、</p> <p>(ii) 品目数かつ輸入額の 5% までについて、非譲許維持またはフォーミュラ適用免除</p> <p>(b) ただし、この柔軟性を適用しない国は、途上国係数に 3 を上乘せする</p> <p>【議長コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大多数の国が、枠組み合意で合意された構造及び水準を受入れ可能と示唆したので、これに沿った案とした</li> <li>・ フォーミュラ適用の例外を行使しない途上国に対して係数を高くすることについては、ある程度の支持があったため、過度な柔軟性を与えない範囲の案とした</li> </ul>		<p>【主要先進国等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進国には柔軟性を認めない</li> <li>・ 途上国には限定的な柔軟性</li> </ul>	<p>【多くの途上国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進国には柔軟性を認めない</li> <li>・ 途上国には枠組み合意パラ 8 (注) は所与のものであり、柔軟性は最低限必要</li> </ul>
		非譲許品目の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税削減の起点となる基準税率を確定するために非線形かさ上げ方式を採用</li> </ul>		<p>【モダリティ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準時 (2001 年) における実行税率に 20% ポイントのマークアップを行った上でフォーミュラを適用し、関税削減を行う</li> </ul> <p>【議長コメント】</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の実行税率へのかさ上げを一定値とする方向で議論するも、低率の非譲許品目への配慮を求める国もあり、まとまらず</li> </ul>	

主要交渉項目		香港閣僚宣言 (2005. 12. 18)	議論の現状 (2006. 5. 25 現在)	モダリティに関する議長テキスト (2007. 7. 17 現在)	我が国等の主張	他の国々の主張				
分野別 関税撤 廃・調和	対象分 野	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な参加を獲得し得る対象分野を特定すべく、提案を検討するよう交渉グループに指示</li> <li>参加は義務的でないことを基礎とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別アプローチ、非関税障壁に関する作業が継続</li> <li>品目カバレッジについては、議長より「脚注に異なる扱いを行う品目を明示した合意リスト方式(*)」を加盟国に提示、米国、NZ、タイ等相当数の国が懸念を示し、コンセンサスは得られなかったものの、今後も本議長案を基に議論を行う</li> </ul> <p>* 海草類を引き続きNAMA対象としたいとの我が国の立場に関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非譲許品目のマークアップの問題に関しては、多くの加盟国は柔軟性を示していることから、20で合意が得られるものと信じている</li> </ul> <p>【モダリティ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このモダリティは、議長テキスト（アネックス1）によって定義される全ての非農産品に適用される</li> </ul> <p>【議長コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今般提案した対象品目リストは、加盟国によって合意されるべきリストであり、これに、以前から存在している異なる取扱いも明記したものである</li> <li>多くの国は、異なる取扱いのない合意リストの方がよいとしたが、2カ国の有するセンシティブティにより、コンセンサスに達しなかった。そのため、次善の策として、加盟国の従来からの権利に変更を加えない合意リストとした</li> </ul>	<p>【日本、韓国、台湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林水産物を対象とすべきでない</li> <li>主要貿易国を含め、各国に参加義務が課されないことが必要</li> </ul>	<p>【米国、カナダ、NZ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林水産物を対象とすべき（林水産物は途上国の関心品目と主張）</li> <li>途上国には参加義務を課さないクリティカル・マスに基づく参加方式</li> </ul>	<p>【途上国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主的参加を前提として、フォーミュラ合意後に検討すべき</li> </ul> <p>※/バングラデシュ等一部の国は、特惠マージンの喪失を懸念し、分野別アプローチに反対</p>			
	非関税障壁 (NTB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な交渉提案の必要性を認識し、加盟国に対し、できる限り早急な提案の提出を奨励</li> </ul>			<p>【日本】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源の持続的利用の確保の観点に立って対応</li> </ul>	<p>NAMA交渉で議論すべきとされている案件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野別議論の例</th> <th>分野横断的議論の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車 [米国]</li> <li>電子機器 [韓国等]</li> <li>林産物 [建築基準等を念頭にNZ等]</li> <li>丸太輸出規制・輸出税 [日本]</li> <li>水産物 (IQを含む) [NZ、アルゼンチン等]</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出税等 [EU等]</li> <li>輸出規制 [日本]</li> <li>再生品 [米国]</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		分野別議論の例	分野横断的議論の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車 [米国]</li> <li>電子機器 [韓国等]</li> <li>林産物 [建築基準等を念頭にNZ等]</li> <li>丸太輸出規制・輸出税 [日本]</li> <li>水産物 (IQを含む) [NZ、アルゼンチン等]</li> </ul>
分野別議論の例	分野横断的議論の例									
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車 [米国]</li> <li>電子機器 [韓国等]</li> <li>林産物 [建築基準等を念頭にNZ等]</li> <li>丸太輸出規制・輸出税 [日本]</li> <li>水産物 (IQを含む) [NZ、アルゼンチン等]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出税等 [EU等]</li> <li>輸出規制 [日本]</li> <li>再生品 [米国]</li> </ul>									
ルール交渉 (漁業補助金)	漁業補助金の規律強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金を禁止すること等により、漁業補助金の規律を強化すべきとの広範な合意があることに留意</li> <li>途上国やLDCに対する適切かつ効果的なS&amp;Dの供与が漁業補助金交渉の不可欠な要素</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業補助金について、</li> <li>ルール交渉議長による条文案が7月に提示される予定</li> <li>我が国の主張を議長提案に反映させるため、日韓台共同で条文案を提出</li> <li>多くの国から禁止補助金の範囲が狭すぎる等の厳しい批判があった。</li> </ul>	<p>【日本、韓国、台湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業補助金の原則禁止に反対し、種類ごとの個別検討方式を主張(種類ごとに補助金の善し悪しを検討し、悪いものは禁止、良いものは許容すべき)</li> <li>過剰漁獲及び違法(IUU)漁業につながる補助金は禁止すべき</li> </ul> <p>【EU】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁船建造補助金等を禁止すべき</li> </ul>	<p>【NZ、米国、豪州、チリ、ノルウェー等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められる限られた数の補助金のみを許容する方式をとるべき</li> <li>過剰漁獲の原因となる補助金及びコスト削減・価格維持など貿易歪曲性のある補助金を禁止すべき</li> </ul>	<p>【途上国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>途上国の漁業発展を妨げることがないように要求</li> </ul>				

(注) 枠組み合意パラグラフ8の柔軟性とは、一定割合の品目については関税削減の例外又は緩和を可能とすること。

(農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成)

## WTO農業交渉及び非農産品市場アクセス交渉（林水産物交渉）をめぐる経緯

2007年10月現在

年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
2005年 (平成17年)			
12.13～18	<b>WTO第6回閣僚会議（香港）</b> ・2006年4月30日までに農業及び非農産品のモダリティ確立 ・包括的譲許表を遅くとも2006年7月31日までに提出 ・2006年末までに交渉を終了	[国内支持] ・国内補助金については加盟国を3階層に分けて高階層ほど大きく削減 ・AMS約束をしていない途上国はデミニミス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除 [輸出競争] ・すべての形態の輸出補助金は2013年までに全廃 [市場アクセス] ・一般品目は4階層に分けて関税削減 ・重要品目の扱いはあらゆる要素を考慮して決定 ・特別品目の指定について、適切な数を自ら指定する柔軟性を有する [LDC無税無枠] ・LDC産品に対する無税無枠を2008年までに貿易品目の97%以上とする	[非農産品] ・複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用 ・分野別取扱いは、対象分野の特定に関する提案の検討を指示参加は義務的ではない ・非譲許品目の扱いは、非線形かさ上げ方式を採用 ・品目カバレッジに関する差異を解消するよう指示 ・非関税障壁に関する具体的提案を提出するよう奨励 [漁業補助金] ・過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金の禁止等により、漁業補助金規律を強化すべきとの広範な合意があることに留意 ・漁業補助金規律の性質と程度を決定すべく、速やかに更なる詳細な作業を行うよう要請
2006年 (平成18年)			
1.23～26	WTO農業委員会特別会合	・ファルコナー議長、優先的に議論を進めるべき事項に焦点を当てて進める旨発言 ・ <b>G10、「国内支持に関する提案」及び「重要品目の取扱いに関する提案」を提示</b>	
1.27	<b>G6閣僚会合（ダボス）</b> ・ラミー事務局長、期限に向けて各国の努力の必要性を強調 中川農相とジョハンズ米国農務長官との会談		
1.28	<b>WTO非公式閣僚会合（ダボス）</b> ・ラミー事務局長、交渉分野ごとの作業スケジュールを提示 G10閣僚会合 中川農相とマンデルソンEU貿易委員との会談		
1.30～31	WTO非公式高級事務レベル会合（ジュネーブ）	・今後の議論の進め方について意見交換	
2.2～3	WTO非農産品市場アクセス交渉会合		・モダリティ主要3要素（関税削減方式・途上国への柔軟性・非譲許品目の扱い）等について議論
2.7	WTO貿易交渉委員会		
2.8～9	WTO一般理事会		・新議長にステファンソン大使（カナダ）を選出
2.11～12	G6農業高級事務レベル会合（ジュネーブ）	・市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野について議論	
2.13～17	WTO農業委員会特別会合	・ファルコナー議長、3分野について議論用ペーパーを用意した	

年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
		い旨発言	
2. 27～3. 1	G 6 農業高級事務レベル会合 (パリ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 分野について議論</li> <li>・ 市場アクセスについて、先進国の境界はG20 提案、削減方式は定率削減に向けての動き</li> </ul>	
2. 27～3. 3	WTO 非農産品市場アクセス交渉会合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目カバレッジ、非関税障壁、NAMA交渉と農業交渉の野心の水準のバランス等について議論</li> </ul>
3. 10～11	<b><u>G 6 閣僚会合 (ロンドン)</u></b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b><u>市場アクセスについて、削減方式は定率削減、先進国の階層の境界はG20 提案の数値 (75・50・20) との方向で議論</u></b></li> <li>・ <b><u>重要品目の関税割当拡大のベースは中間的な解決を技術的に議論する方向</u></b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b><u>フォーミュラの係数を2つとし、これらの係数及び途上国の柔軟性の具体的な在り方について議論</u></b></li> </ul>
3. 10	中川農相とナート・インド商工大臣との会談 中川農相とジョハンズ米国農務長官との会談 中川農相とフィッシャー・ボエル EU 農業委員との会談		
3. 15～17	WTO ルール (漁業補助金) 交渉会合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業補助金に関して、規律方式、漁船建造補助金等について議論</li> </ul>
3. 20～24	WTO 農業委員会特別会合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の政策、青の政策、食料援助、輸出国家貿易、SSM等について議論</li> <li>・ ファルコナー議長、これらの項目に関し参照文書の作成を示唆</li> </ul>	
3. 20～24	WTO 非農産品市場アクセス交渉会合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税削減方式の3要素、非関税障壁、品目カバレッジ等について議論</li> </ul>
3. 21	G 6 農業高級事務レベル会合 (ジュネーブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の政策、青の政策、重要品目、輸出競争について議論</li> </ul>	
3. 31～4. 1	米・EU・ブラジル閣僚会合 (リオデジャネイロ)		
4. 4～5	G 6 農業高級事務レベル会合 (ジュネーブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要品目の取扱い、特別品目、緑の政策、輸出競争等について議論</li> <li>・ <b><u>G10、「重要品目の取扱いに関する提案 (計算例)」を提示</u></b></li> </ul>	
4. 11～13		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b><u>ファルコナー議長、参照文書 (青の政策、緑の政策、食料援助、輸出信用、輸出国家貿易) を配付</u></b></li> </ul>	
4. 18～21	WTO 農業委員会特別会合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料援助、輸出国家貿易、青の政策、緑の政策等について議論</li> <li>・ ファルコナー議長、4月末までのモダリティ確立は不可能との認識の下、交渉プロセスを強化し、5月第1週から個別協議と非公式全体会合の開催を2週間のサイクルで3回、計6週間行う旨発言</li> </ul>	
4. 18～21	WTO 非農産品市場アクセス交渉会合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要3要素、その他の周辺の事項について議論</li> <li>・ 品目カバレッジについて議長案提示 (脚注により異なる扱いを行う品目を明示した合意リスト方式)</li> </ul>

年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
			・ステファンソン議長による交渉の現状報告案の作成・提示を予定
4. 20	G 6 農業高級事務レベル会合 (ジュネーブ)	・重要品目の扱いを中心に議論 ・ファルコナー議長、4月末までのモダリティ確立は不可能との認識を示し、今後の議論を継続的に加速すべき旨発言	
4. 26～27	WTO 農業委員会特別会合	・ <b>ファルコナー議長、参照文書 (途上国向け特別セーフガード、特別品目) を追加配付</b>	
4. 28	中川農相とプレル・オーストリア農業大臣との会談		
4. 30	<b>モダリティ確立期限 (当初予定)</b> ・モダリティ確立ならず		
5. 1	WTO 貿易交渉委員会 ・ラミー事務局長、農業とNAM A のモダリティを数週間の単位で確立する必要性を強調 ・中川農相、膠着状況打開のため、攻める側が譲歩すべき旨主張  中川農相とラミー事務局長との会談 (ラミー事務局長、上限関税に関し、「料理の最後のコショウのような存在」と発言) 中川農相とヴェイル豪貿易大臣との会談	・非公式農業協議、農業交渉会合の開始 (2週間のサイクルを3回、計6週間継続予定)	・ <b>ステファンソン議長、交渉の現状及び今後の進め方に関する現状報告書を提示</b>
5. 2	中川農相とファルコナー農業交渉議長との会談 中川農相とポートマン米国通商代表、シュワブ次期代表、ジョハンズ農務長官との会談		
5. 4	中川農相とフルラン・ブラジル開発商工大臣との会談		
5. 5	中川農相とロドリゲス・ブラジル農務大臣との会談		
5. 8～10	WTO ルール (漁業補助金) 交渉会合		・ <b>漁業補助金の規律に関する日韓台共同条文案を提出</b> ・EC、ブラジルも条文案を提出
5. 10～19	WTO 非農産品市場アクセス交渉会合		・モダリティ確立に向けた議論の進め方、非関税障壁、品目カバレッジ等について議論
5. 11～17		・ <b>ファルコナー議長、参照文書 (重要品目、熱帯産品) を追加配付</b>	
5. 15	WTO 一般理事会		
5. 22	G 6 農業高級事務レベル会合 (パリ)	・まず構造や規律に関わる問題に焦点を当て、その後、野心の水準に直接関わる問題を議論することで合意	
5. 23～24	OECD 閣僚理事会 (パリ) ・各国が政治的意思と柔軟性をもってWTO 交渉に当たり、7月末までに多くの問題を解決し、年内合意を確認		
5. 23	<b>WTO 非公式閣僚会合 (パリ)</b> ・2006 年末の交渉終結のため、6月末に向けてモダリティ確立		

年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
	<p>のための各交渉議長の取組みを支持し、7月末の目標に向けた政治的意思を確認</p> <p>中川農相とマンデルソンEU貿易委員との会談  中川農相とファルコナー農業交渉議長との会談  中川農相とラミーWTO事務局長との会談  中川農相とシュワブ米国通商代表部次席との会談  中川農相とダイス・スイス経済大臣との会談</p>		
5. 29～	WTO非農産品市場アクセス交渉会合		
6. 1～ 2	APEC貿易担当大臣会合（ホーチミン）		
6. 5の週・12の週	NAMA交渉会合（ジュネーブ）		
6. 12～16	農業交渉会合（市場アクセス（6/12）、輸出競争（6/16）） WTOルール（漁業補助金）交渉会合		
6. 22	<b>農業・NAMAモダリティ議長テキストの提示</b>		
6. 27	G6高級事務レベル会合 中川農相とステファンソンNAMA交渉議長との会談		
6. 28	非公式貿易交渉委員会 中川農相とラミーWTO事務局長との会談 中川農相とファルコナー農業交渉議長との会談		
6. 29～7. 1	<b>WTO閣僚級会合（ジュネーブ）</b>  G6閣僚会合（6. 29） G10閣僚会合（6. 29） 閣僚グリーンルーム会合（6. 30） 非公式貿易交渉委員会（6. 30） G6閣僚会合（6. 30） G10閣僚会合（7. 1） 閣僚グリーンルーム会合（7. 1） 貿易交渉委員会（7. 1） 中川農相とビュスロ仏農業大臣との会談 中川農相とダイス・スイス経済大臣との会談 中川農相とフィッシャー・ボエルEU農業委員との会談 中川農相とジョハンズ米農務長官との会談	各国の見解の隔たりが縮まらず、合意に至らず	
7. 15～17	<b>主要国首脳会議（サンクトペテルブルグ・サミット）</b> ・今後1カ月以内に農業と鉱工業品分野の大枠合意を目指す（議長総括）		
7. 17	G6閣僚会合		



年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
7.17～21	WTO非農産品市場アクセス交渉会合		
7.23～24	<b>G6閣僚会合（7.23、24）</b> <b>非公式貿易交渉委員会（7.24）</b> <b>（ジュネーブ）</b> ・各国の見解の隔たりが縮まらず、合意に至らなかったため、すべての分野について交渉を中断		
9.9～10	G20 閣僚会合（リオデジャネイロ） 中川農相とG20 等途上国との会議		
9.20～22	ケアンズグループ閣僚級会合（ケアンズ）		
11.15～16	APEC閣僚会議（ハノイ）		
11.16	WTO非公式貿易交渉委員会 ・ラミー事務局長が、各交渉分野の事情に応じて事務レベルで協議プロセスを進めるよう指示	11月下旬以降、非公式少数国会合を開催	
11.18～19	APEC首脳会議（ハノイ） ・交渉の再開に向けて、いかなる努力も惜しまないとの意志及び決意を明示した「WTOドーハ開発アジェンダに関する声明」を発出		
2007年 （平成19年）			
1.3	米・シュワブUSTR代表とブラジル・アモリム外務大臣会談（ニューヨーク）		
1.8	米・ブッシュ大統領とパローズEC委員長会談（ワシントン） 米・シュワブUSTR代表とマンデルソンEC委員会談（ワシントン）		
1.8～15	松岡農相と米・シュワブUSTR代表、ジョハnz米農務長官との会談 松岡農相とビュスロ仏農漁業大臣等との会談		
1.11	マンデルソンEC委員と仏・ドピルパン首相、ラガルド貿易大臣、ビュスロ農漁業大臣等との会談（パリ）		
1.12	ラミー事務局長と米・シュワブUSTR代表会談（ジュネーブ）		
1.19	ラミー事務局長とインド・シン印首相、ナート商工大臣会談（ニューデリー）		
1.22	WTO農業委員会非公式少数国大使会合		
1.22～25	非農産品市場アクセス（NAM A）交渉会合		
1.27	<b>WTO非公式閣僚会合、G10閣僚会合（ダボス）</b>		

年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
	・二国間、少数国間の議論と並行して多国間のプロセスを行うべきことで合意したことに鑑み、本格的に交渉を再開 松岡農相とラミー事務局長との会談 松岡農相とブラジル・アモリム外務大臣との会談		
1. 31	米・印、EU・印閣僚会合（ロンドン）		
2. 20 ~22	米、EU、日本、伯、印の高級事務レベルによる二国間会合（ロンドン、ジュネーブ）		
2. 26 ~3. 2	非農産品市場アクセス（NAM A）交渉会合		
3. 3 ~ 6	米、EU、伯、印の閣僚レベルによる二国間会合（ロンドン、ジュネーブ）		
3. 9	WTO農業委員会非公式特別会合（ジュネーブ）	・ファルコナー議長、現在は主要国のバイ協議を継続することが必要であること、2006年6月の議長参照ペーパーの改訂版を「4月のいずれかのタイミング」で作成する意向がある旨発言	
3. 10	米・伯閣僚会合（サンパウロ）		
3. 21	G33 閣僚会合（ジャカルタ） 松岡農相とインド・ナート商工大臣との会談 松岡農相とブラジル・アモリム外務大臣との会談 松岡農相とマンデルソンEU貿易委員との会談 松岡農相とラミー事務局長との会談		
4. 12~16	G 6 閣僚会合（ニューデリー、ラホール） ・G 6 閣僚コミュニケを発出 松岡農相とマンデルソンEU貿易委員との会談 松岡農相とインド・ナート商工大臣との会談 松岡農相と米・シュワブUSTR代表との会談		
4. 16~18	ケアンズグループ閣僚会合（パキスタン）		
4. 30		<b><u>ファルコナー議長 議長ペーパー 全加盟国に提示</u></b>	
5. 7	WTO農業非公式特別会合（ジュネーブ）	ファルコナー議長ペーパーについて議論	
5. 25		<b><u>ファルコナー議長 議長ペーパー 第2弾 提示（周辺課題）</u></b>	
5. 15~16	OECD閣僚理事会（パリ）		
5. 16	G10 閣僚会合（パリ）		
6. 6~ 8	<b><u>主要国首脳会議（ハイリゲンダム・サミット）</u></b>		

年月日	会議その他関連事項	農業交渉の概要等	林水産物交渉の概要等
6. 17	G10 大使級会合（ジュネーブ） ・G10 共同メッセージを取りまとめ		
6. 19～21	<b>G4 閣僚会合（ポツダム）</b> ・農業やNAMA等に関する論点について意見の収斂が見られず、終了		
6. 22	<b>非公式貿易交渉委員会（ジュネーブ）</b> ・ラミー事務局長、今後、農業及びNAMA交渉議長が提示する予定のモダリティ案を基に、多国間の協議を進める旨発言		
7. 17		<b>ファルコナー議長 モダリティに関する議長テキストの提示</b>	<b>ステファンソンNAMA交渉議長 モダリティに関する議長テキストの提示</b>
7. 24	WTO 農業交渉非公式特別会合（ジュネーブ）	ファルコナー議長の農業モダリティ案について議論	
7. 25	WTO NAMA交渉会合（ジュネーブ）		ステファンソンNAMA交渉議長の非農産品市場アクセスのモダリティ案について議論
7. 26	WTO貿易交渉委員会（ジュネーブ） ・ラミー事務局長、9月以降の交渉で、農業、NAMAそれぞれのテキストの修正を求めていく旨発言		
7. 27	WTO一般理事会（ジュネーブ）		
9. 3の週	WTO農業交渉会合		
9. 5～9	APEC閣僚会議、首脳会議（シドニー）		
9. 3～21	WTO農業交渉会合（ジュネーブ）		
9. 27～10. 5	NAMA交渉会合（ジュネーブ）	議長主催会合	
10. 1～19	WTO農業交渉会合（ジュネーブ）	議長主催会合とコア・グループ会合を開催し、テーマ別に集中的な議論を実施	
10. 16～	NAMA交渉会合	11. 9まで議論を継続予定	
(今後の予定)			
10. 29の週	WTO農業交渉会合 NAMA交渉会合		
11. 5の週	NAMA交渉会合		

(農林水産省資料等より衆議院農林水産調査室作成)

(資料 2-8)

米国の国内支出上限と支出実績－現状、フレームワーク合意、米国政府の提案－

分類	支出実績		WTO上の上限額		フレームワーク案		米国政府提案	
	1995-2001 <sup>a</sup>	2005 <sup>b</sup>						
	10億USドル		条件	10億USドル	条件	10億USドル	条件	10億USドル
対象となる上限額統計	\$ 16.3	\$ 19.1	非譲許 (青の施策)	—	㊦	～\$ 45.4	㊦	～\$ 23
黄の施策 (譲許AMS額)	\$ 11.0	\$ 12.7	国別の譲許案	\$ 19.1	㊧	\$ 15.4 <sup>c</sup>	㊧	\$ 7.6
青の施策	\$ 1.0	\$ 0.0	非譲許	—	㊨	～\$ 10	㊨	～\$ 5
デミニミス (産品非特定)	\$ 4.2	\$ 6.2	TVPの5%相当 (譲許)	～\$ 10	㊩	～\$ 10	㊩	～\$ 5
デミニミス (産品特定)	\$ 0.1	\$ 0.1	SCVPの5%相 当(譲許)	～\$ 10	㊪	～\$ 10	㊪	～\$ 5
緑の施策	\$ 49.9	—	非譲許	—	非譲許	—	非譲許	—

出典：CRS作成。分類別の国内支持の(約束ベースと対話ベース)については、「WTOにおける農業－国内支持に関する加盟国の支出」CRS報告(RL30612)を参照

注：a. WTOの公式の通報データのある1995-2001年の平均 b. USDAの予測値からCRSが計算した2005年推計値

c. 当社の20%割浅のみを反映 d. 第3期の5年間の撤廃とは、セーフガード制度を含むすべての貿易的な国内支持に適用

定義：AMS－農業貿易に定義される(貿易歪曲は国内)助成率の統計 TBD－決議された基準まで TVP－商品非特定の農業総生産額

SCVP－商品非特定の農業総生産額

㊦当初に20%削減し、その後、決議された水準に向けて徐々に削減

㊧当初に20%削減し、その後徐々に削減。産品特定AMSは決議された水準の上限以内

㊨TVPの5%未満で決議された水準で譲許

㊩SCVPの5%未満で決議された水準で譲許

㊪譲歩された国内支持の水準に応じた削減実施

㊫階層方式－最初の5年間は大幅な削減、次の5年間はその水準を維持し、その次の5年間<sup>d</sup>に撤廃する

㊬TVPの2.5%水準で譲許

㊭SCVPの2.5%水準で譲許

出所：Hanrahan, Charles E and Randy Schnepf(2006) “WTO Doha Round: The Agricultural Negotiations” CRS Report(RL33144) Sep. 12, P. 16

## 日本の国内支出上限と支出実績—現状、モダリティに関する議長テキスト—(試算値)

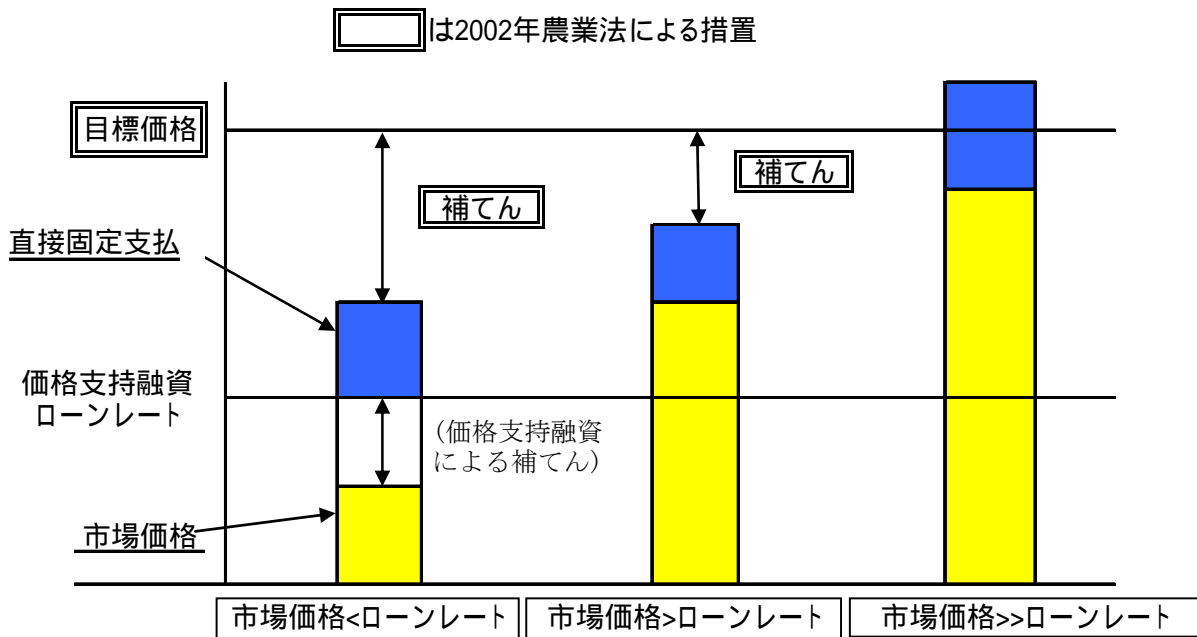
分類	支出実績	WTO上の上限額		モダリティに関する議長テキスト(2007.7.17現在)		
	億円(2003)	条件	億円	条件	億円	備考
黄の政策 (AMS)の削減	6,418	国別の譲許額	39,729 (①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率               <ul style="list-style-type: none"> <li>400億ドル超 [70] %</li> <li>150億ドル超～400億ドル以下 [60] %</li> <li>150億ドル以下 [45] %</li> </ul> </li> <li>追加的努力               <ul style="list-style-type: none"> <li>総合AMSが農業総生産額の40%以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的削減。最下位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的削減</li> <li>品目別AMSの上限                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1995年～2000年の平均。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	11,919 (=39,729 × 30%) (ア)	※農業総生産額(1995-2000年平均98,496億円)の40%は39,398億円。総合AMSが農業総生産額の40%以上となるため、譲許額39,729億円の60%+10%削減。
青の政策	682	TVPの5%相当 (譲許)	4,925 (②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①青の政策全体の上限               <ul style="list-style-type: none"> <li>基準期間の農業総生産額の平均の2.5%。この上限は、実施期間の初めから適用</li> </ul> </li> <li>②旧青の政策の品目別上限               <ul style="list-style-type: none"> <li>1995年～2000年の実績の平均</li> </ul> </li> <li>③新青の政策の品目別上限               <ul style="list-style-type: none"> <li>青の政策全体の上限(農業総生産額の2.5%)を、法律で定められた品目別の最大支出額の比率で按分した値の[110][120]%</li> </ul> </li> </ul>	2,462 (=98,496 × 2.5%) (イ)	※農業総生産額(1995-2000年平均98,496億円)の2.5%。
デミニミス (産品非特定)	350	TVPの5%相当 (譲許)	4,925 (③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[50][60]%削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減</li> </ul>	3,940 又は 4,925 (=(4,925+4,925) × 40% 又は (4,925+4,925) × 50%) (ウ)	※各譲許額4,925億円を合計した9,850億円の50%あるいは60%削減。
デミニミス (産品特定)		SCVPの5%相当 (譲許)	4,925 (④)			
総計(OTDS)	7,450	総計 (⑤=①+②+③+④)	54,504 (⑤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減率               <ul style="list-style-type: none"> <li>600億ドル超 [75-85] %</li> <li>100億ドル超～600億ドル以下 [66-73] %</li> <li>100億ドル以下 [50-60] %</li> </ul> </li> <li>追加的努力               <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易歪曲的国内支持全体が農業総生産額の40%以上の中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を追加的削減</li> </ul> </li> </ul>	11,446～16,078 (=54,504 × 21%～29.5%)  ※(ア)+(イ)+(ウ)の総計は、 18,321～19,306億円。 ⇒差額の2,243～7,860億円は デミニミスで更に削減する必要。	※貿易歪曲的国内支持全体(54,504億円)が農業総生産額(1995-2000年平均98,496億円)の40% (39,398億円)以上となるため、54,504億円の70.5% (=66%+4.5%) から79% (=73%+6%) の範囲で削減。

資料：農林水産省資料等より衆議院農林水産調査室作成。

注：支出実績は、WTO通報に基づく(2003年)。農業総生産額は1995-2000年平均を利用。

定義：TVP：産品非特定の農業総生産額、SCVP：産品特定の農業総生産額。

## 米国の価格・所得政策の概要



### 1 価格支持融資制度（1930年代～）

価格支持融資制度は、農産物（小麦、トウモロコシ、大豆、米等）を担保とした農業者への短期融資制度である。市況低迷時には担保となる農産物を商品金融公社（CCC）に引き渡すことにより返済義務が免除される。融資額と市場価格の差は政府が負担する。このため、融資単価（ローンレート）が農産物の最低価格を保証する効果を有している。

### 2 直接固定支払制度（1996年農業法～）

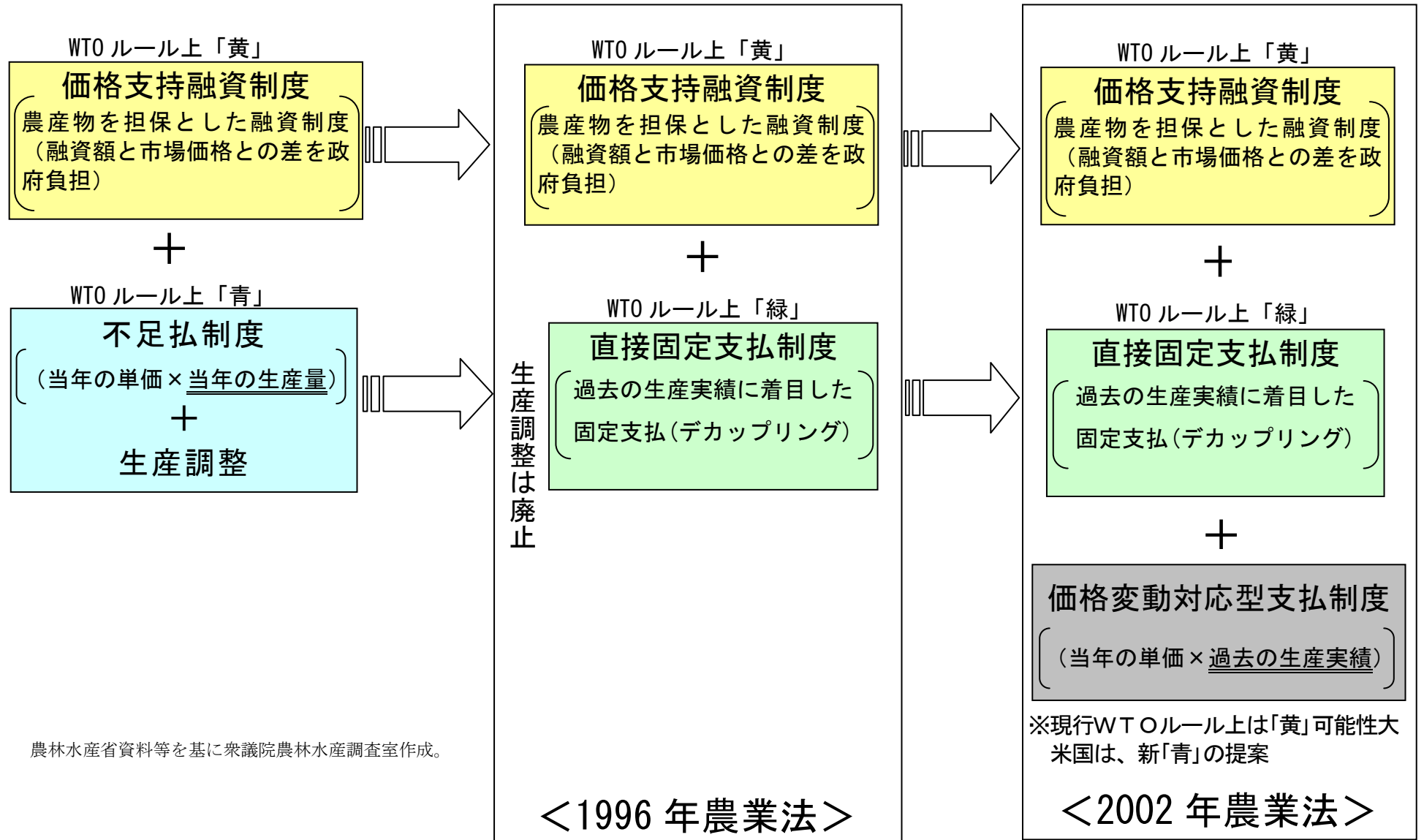
直接固定支払制度は、過去に小麦、米、トウモロコシ、綿花等を作付けていた農家に対し、過去の作付作物及び作付面積に基づき、毎年度支払うものである。なお、従来のも不足払制度では生産調整が要件とされていたが、直接固定支払を受給する農家の作付けは原則自由とされた。

### 3 価格変動対応型支払制度（2002年農業法～）

価格変動対応型支払制度は、作物ごとに目標価格を設定し、市場価格またはローンレートの高い方に直接支払分を加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補てんするものである。直接固定支払と同様、過去の生産面積等を基に支払われる。

農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成。

## 米国の価格・所得政策の推移



農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成。

(資料3-3)

### 米国農務省 2007 年農業法提案の重点事項

“これらの提案は、農業政策をより公平で、予測可能なものとし、困難に耐えられるものとするために、改革志向的で財政上責任のあるアプローチを表している。” —マイクジョハンズ米国農務長官

#### ○ 財政責任を明示

- ・ 2002 年農業法（特別災害補償を除く過去 5 年間の額）よりも、およそ 100 億ドルを削減
- ・ 5 年間で赤字をなくすとしているブッシュ大統領の計画を支持

#### ○ 明らかとなった優先課題を支援

- ・ 再生可能なエネルギー、保全、研究、農村開発、貿易に必要な資金を増額
- ・ 2002 年農業法が延長された場合に見込まれる額より、およそ 50 億ドルの支出増

#### ○ 支払上限を厳格化

- ・ 調整後の総所得が 20 万ドルまたはそれ以上である米国人は全体の上位 2.3%を占めるが、そこに入る生産者への作物プログラムの補助金を終了
- ・ three-entity rule<sup>1</sup>を廃止し、支払上限は 36 万ドルと設定

#### ○ 生産者に対する強力なセーフティーネットを確保

- ・ 不作の年にはセーフティーネットが働かないで生産者に残ってしまう不足額を削減
- ・ 困難に耐えられるよう、より予測可能なセーフティーネットを提供するために直接支払を強化

#### ○ 保全資金を 78 億ドル増額

- ・ 保全プログラムのいくつかを簡素化し、統合
- ・ 新しい環境改善奨励プログラム [Environmental Quality Incentives Program]、地域水質強化プログラム [Regional Water programs] を創設

#### ○ 再生可能なエネルギーの研究、開発、生産のために新たな資金として 16 億ドルを支出

- ・ セルロース系エタノールの生産を目標
- ・ セルロース系エネルギープロジェクトの債務保証として 21 億ドルを支援

#### ○ 農村に対して 16 億ドルの融資と 5 億ドルの補助金を支出

- ・ 現在 1200 以上ある農村の救急病院 [Rural Critical Access Hospitals] を再建
- ・ 農村の基盤整備プロジェクトの残高を減少
- ・ 農村開発プログラムの統合と簡素化

<sup>1</sup> three-entity rule とは、1989 作物年度から導入された、農業プログラムから受け取ることのできる支払の上限に関する規制のこと。農業を営む個人は、個人として支払いを受け取る場合は、その保有する農業法人のうち 2 つのものへの支払いまでは受け取ることができ、個人として受け取っていない場合は、保有する法人のうち 3 つのものへの支払いまでは受け取ることができる。なお、一人の個人として見た場合、受け取れる上限額は一人当たりの上限の 2 倍までに制限される。(Payment Limits Chapter 2 Administering Payment Eligibility and Limits Rules)



- 輸出拡大努力におよそ 4 億ドル支援
  - ・ 輸出拡大
  - ・ 貿易障壁の打破と世界貿易における基準設定の機関への関与の拡大
- 特定作物 [specialty crop] の生産者を支援するためにおよそ 50 億ドルの資金を確保
  - ・ より多くの果物と野菜を購入することにより食料援助プログラムで栄養を改善
  - ・ 特定作物の調査研究資金を増加
  - ・ 貿易障壁を打破し市場を拡大
- 新規に農業又は畜産業に就業する者に対する直接支払いを増加するため、2 億 5 千万ドルを支出
  - ・ 新規に就業する生産者を支援するために、保全の資金の一部を留保
  - ・ 頭金、農場の取得と運転資金のための融資をより柔軟に提供
- 社会的に不利益を被っている農業者と畜産業者に対する支援
  - ・ 社会的に不利益を被っている生産者に対して保全援助資金の一部を留保
  - ・ 頭金、運転経費 [direct operating]、農場運営経費 [farm operating] の融資の利用を増加
- フードスタンププログラム [the Food Stamp Program] の簡素化、現代化、名称変更
  - ・ ワーキングプアの人々の受入を改善し、受給者と州のニーズに対応するものへ改善
  - ・ プログラムの統合を強化
- 災害補償の改善
  - ・ 収入に基づいた変動対応型プログラム [counter-cyclical program] を創出
  - ・ 作物保険による補償範囲を確保
  - ・ 農業プログラムの参加者と農業保険の加入者をリンク
  - ・ 新しい緊急景観復興プログラムを創出

\*\*\* 金額は今後 10 年間の合計 \*\*\*

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成。

(資料3-4)

## 米国農務省 2007 年農業法提案

### ファクトシート：米国の農村 [*Rural America*] への公約

米国農務省の 2007 年農業法提案は、米国の農業者と畜産業者を支援するため、改革志向的で財政上責任のあるアプローチを表している。現行法は、その目的にかなうものの、政府が支援する適正な水準を決定するに当たり、作物の価格だけでなく、より多くのことを検討し、市場志向型の農業プログラムを推し進める時期となっている。提案は、自然資源の保護を目的とする保全プログラムを強化し、10 年後には年間のガソリン使用量の 20% を削減するという大統領の目標を実現する再生可能なエネルギーに関する支援を重点化するという農務省の公約を反映するものである。

#### 作物支払プログラムに対する農務省の改革案

・現在の価格に基づいた価格変動型プログラムを収入に基づいたプログラムへ変更すること。これにより、現実の諸条件に対応し得るようになり、強力なセーフティーネットを提供することになる。

価格に基づいたプログラムでは、農業者が豊作の場合に、補償をもらいすぎになるのに対して、不作の場合には、損害に比べて補償が足りないことが多い。この新しい収入プログラムは、支援がよりうまく対象者に行くようにするため、米国の作物の単収を要素としてとることとしている。

・プログラムの対象作物について価格支持融資プログラムを再編し現代化すること

現行法は、とうもろこし、小麦、綿、米、大豆、その他主要作物に対するローンレートすなわち、価格の下限値を設定している。これらの価格の下限値は、生産を刺激し、その結果市場価格をより低落させるほどに高い水準に法律で設定されている。提案では、それぞれの作物について 5 年ごとのオリンピック平均値（最大、最低の年を除く直近 5 年間の平均）の 85% の水準でローンレートが設定される。この変更により、市場に対する歪曲性は最小のものとなり、農業者は、補助金の支払水準ではなく、市場価格に基づいて生産量を決定するようになる。

・支払上限と支払要件を厳格なものとする

現行法では、農業者は、支払の総額が法令の上限を超えて受けられるよう、会社やその他の事業体を設立するための three-entity rule<sup>1</sup>を利用している。これらの提案は、three-entity rule を廃止し、個人に支払を限定するものである。この計画では、補助金

<sup>1</sup> three-entity rule とは、1989 作物年度から導入された、農業プログラムから受け取ることのできる支払の上限に関する規制のこと。農業を経営する個人は、個人として支払いを受け取る場合は、その保有する農業法人のうち 2 つのものへの支払いまでは受け取ることができ、個人として受け取っていない場合は、保有する法人のうち 3 つのものへの支払いまでは受け取ることができる。なお、一人の個人として見た場合、受け取れる上限額は一人当たりの上限の 2 倍までに制限される。(Payment Limits Chapter 2 Administering Payment Eligibility and Limits Rules)

の支払上限を個人ごとに総額で 36 万ドルとするものでもある。

作物支払を受けるためには、生産者の所得は、賃金やその他の所得から農業経営費と減価却費を差し引いたものを含む総所得に関する上限の値以下でなければならない。この計画では、250 万ドルの総所得の上限を 20 万ドルへと新しい上限に引き下げる。生産者が 20 万ドルまたはそれ以上の年間総所得を得ているならば、その個人は作物支払の受給資格がもはやないことになる。2004 年度の内国歳入庁 (IRS) データでは、全米の納税申告者の 97.7%が、20 万ドル未満の総所得であることを示している。

(以下で示される資金は、10 年間の合計のもの)

政府の提案には、以下の保全プログラムを通して自然資源を保護するために必要な 78 億ドルを追加している。

- ・湿地保全プログラムによる上限面積を 230 万エーカーから 350 万エーカーに増大。

この上限面積の増加により、合計 25 万エーカーが毎年登録に使えるようになる。

- ・42 億ドルの資金を追加して環境改善奨励プログラムに経営分担プログラム [Cost-Share Programs] を統合し、地域水質強化プログラムを創設。

この新しい環境改善奨励プログラムは、保全プログラムの簡略性と使い易さを強化し、環境への利益を増加させるようなプログラムに柔軟性を与える。新しい水質プログラムは、地域規模で水質を向上させる協調アプローチに焦点をあてている。このプログラムは、大規模な水質保全プロジェクトを調整するための経費分担プログラムを活用して、連邦政府の保全提供システムを補完する。

- ・現在の上限面積での土壌保全留保プログラムを継続し、環境上最も大きな利益を与える土地にプログラムのメリットを集中。

この計画では、エネルギー原料用のバイオマス生産に利用される土地については、その全ての土地の登録を優先する。

政府の農業法提案には、新しい再生可能なエネルギーへの資金として 16 億ドル以上を、また、セルロース系エタノールプロジェクトを実現するためのプログラムを含む。これらの提案は、以下により、再生可能なエネルギーを推し進め、農業法提案のエネルギープログラムを構築する

- ・バイオエネルギーとバイオマス製品の研究イニシアティブに 5 億ドルを支出。

技術の進歩は、将来の再生可能なエネルギーにおいて重要な役割を担っている。我が国の科学者、農業者、経営者は、作物の単収の向上を続け、代替燃料を生産するコストを引き下げるため強調して取り組む努力をしなくてはならない。

- ・再生可能なエネルギーシステムとエネルギーの効率性向上の補助プログラムに5億ドルを支出。

このプログラムでは、農業者、畜産業者と地方の中小企業を直接支援する小規模な代替エネルギーとエネルギー効率性プロジェクトに対して支援する。

- ・農村地域でのセルロース系エタノールプロジェクトのための債務保証としておよそ21億ドルを支援するために2億1千万ドルを支出。

このプログラムでは、セルロース系エタノールの生産の開発を推し進める。

政府の農業法提案では、農務省の地域開発プログラムを構築することにより、米国の農村に対する政府の公約を反映している。

この計画では、現在1,200以上ある農村の救急病院 [Rural Critical Access Hospitals] の再建を完了するために、保証された融資額として16億をドル含む。また、水とゴミ処理への融資と補助金のような、地方の基盤整備プロジェクトの残高を減らすための5億ドルも含む。

提案では、目標とされるプログラムを通じ、また、以下のことにより、果実や野菜の生産者にかなり大幅な支援をするため、およそ50億ドルを確保

- ・特定作物を対象とした研究プログラムに10億ドルを支出。

このイニシアティブは、作物の外観、環境への対応と耐性、栄養管理と病害虫管理のような作物の特性を改良するため、作物の生育、遺伝子学という基礎研究を含む。

- ・果実と野菜の購入を増やすことによって、栄養支援プログラムを改善するために32億ドルを支出。

この資金は、学校給食プログラムや朝食プログラムに参加している生徒、その他の栄養支援プログラムへの参加者に対し、果実や野菜の摂取を増加させることによって、最新の米国人の食事指針に基づいた食事を提供する学校やその他の参加者の努力を支援する。

政府の農業法提案は、以下によって、農業輸出を創出し、拡大し、維持するため貿易プログラムに4億ドルを増額。

- ・市場アクセスプログラム [Market Access Program] に、2億5千万ドルを増額。

このイニシアティブは、消費者へのプロモーションや市場調査のような、海外マーケティングとプロモーション活動の費用を分担して、米国農務省と非営利の国内農業貿易協会とが協力して対応するものである。

2007年農業法提案は、2002年農業法（特別災害補償を除く）の過去5年間の合計費用よりも、およそ100億ドル削減され、5年間で赤字をなくすとしている大統領の計画に沿うものである。これらの提案は、仮に2002年農業法が継続された場合に見込まれる金額より、およそ50億ドルの支出増になる。

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成。

(資料3-5)

## 作物編の改革の概要

### 提案

農業政策を改革して、より市場志向的で、より予測可能なものとし、市場歪曲性のないもの、そして困難により耐えられるものにすべき。

### 課題

融資不足支払 (Loan deficiency payments) 及び価格変動対応型支払 (counter-cyclical payments) は、生産者にセーフティーネットを提供することを目的とするものである。しかしながら、2002年農業法の下では、融資不足支払及び価格変動対応型支払は、記録破りの大豊作や記録的農業所得が発生した年に、最も大きな支出であった。しかも、これらと同じ年、作物の収穫を皆無にした自然災害が発生したおかげで、セーフティーネットがあるとはいっても、ほとんど役に立たなかった生産者もいたのである。カンザス州出身のジョンは、米国農務省の農業法フォーラムにおいて、現行制度下でどのように支援の無い状態に置かれたのかを説明した。「早魃のため、何も栽培できなかった。価格が高騰し、いかなる支払も受け取ることができなかった。私たちは何も売ることが出来なかったのである」。現行の価格に基づくプログラムは、「生産量が減ると補償は不十分になり、生産量が増えると補償は過多になる」傾向がある、と彼は語った。

しかも、これらの支払は、これらを貿易歪曲的であるとする一部の貿易相手国によって、詳しく調査されている。実際、一部の農業法上のプログラムは、既に、国際的義務を遵守していないことが明らかとなっている。さらに、一部の支払を、非貿易歪曲的（「緑の政策」 (green box)）とする、米国の分類は疑問視されている。国内支持政策に対する提訴から完全ではないものの概ね守ってくれる、ウルグアイ・ラウンド合意上の平和条項 (peace clause) が期限切れになったため、国際的な競争相手は、既に、米国の他の作物プログラムへの提訴を始めたのである。

2002年農業法は、融資単価（ローンレート）について、多くの作物の毎年の市場価格を大幅に上回る水準に固定している。このように高い融資単価では、農業者に対し、これらの作物をより多く作付けるよう促す一供給量がさらに増加し、価格が低下することになる、という主張が一部にある。こうした支払を行うことにより、環境面で脆弱で早魃に安い土地で、作物生産を行おうとする試みをもまた奨励することになる。さらに、農業者は、実際には融資単価を大幅に上回る価格で作物を後になって売却するのだが、短期的な市場の出来事（例えば、ハリケーンによる輸出ターミナルの閉鎖など）を利用して、人工的に高い融資不足支払を変更できなくなってしまう。これにより、融資不足支払と結びついた受取市場価格が、予定された融資単価の保護水準を大幅に上回ることを可能にしているのである。

支払制限及び調整後の総所得 (Adjusted Gross Income) の上限により影響される生産者は、ほとんどいない。全農業者のわずか9%が、政府の全ての作物支払の54%を受け取っている。法律が複雑にできているので、支払制限が実際は働かなくなり、国内の最も大きく豊

かな農場に、支払が行くことを可能にしている。農業法案フォーラムにおいて、より豊かな農場が農場不動産の金銭ベースの賃借料を引き上げ、隣地の不動産の入札価格を引き上げている、と語った生産者もいる。制限のない政府支払と、関係する政府の租税政策が、高い地価と高い賃貸料の高まりの一因となっている。その結果、新規就農者が農業を開始することや、中小規模農業者が競争することが、より困難となっている。

米国農務省の農業法案フォーラムにおいて、作物編については多様な意見があったが、通常のビジネスの観点から（現行制度を）変更すべきとの意見が多かった。例えば、南ダコタ州出身のジェレミー（Jeremy）は、「補助金は、生産の流れに沿って、農地価格から装備費用や労働費まで、全ての価格を吊り上げる。・・・作物補助金によってではなく、自由な市場原理によって、コンバイン価格が決定されるようにしてほしい」と書いた。また、バーモント州出身のメアリー（Mary）は、「議会が、作物プログラムにおける効果的な支払制限に関する法律を制定すること（そして米国農務省が執行すること）が必要である。なぜなら、大規模農場が、近隣者を土地から追い払い、土地の賃貸料あるいは販売価格を新規参入の農業者の手の届く限界を超えるよう吊り上げさせないために必要だからである」と書いた。

#### **提案された解決策**

政府は、第I編「作物プログラム」の改革を提案している。以下は、作物編の施策パッケージの主な内容一覧である。

- 1、2002年農業法案の下院通過段階で創設されていたのと同様に、市場に基づいて設定する融資単価について、最高の融資単価となる5年ごとオリンピック平均（最高と最低を除いて平均すること）の85%水準とすること。
- 2、融資不足支払（LDP）の単価及び価格支持融資の返済単価の決定に使用している、現行の日単位の郡毎の公示価格（PCPs：posted county prices）に代えて、作物別の月単位の郡毎の公示価格（PCP）をとること。販売に伴う利益が生じない月の場合の生産者の融資不足支払（LDP）の単価及び融資返済の単価を設定するための条件を変更すること。
- 3、直接支払全体を増加させ、2010-2012作物年度における追加的な所得支援を提供すること。直接支払の対象となる面積は、基準面積の85%の水準を継続し、プログラムの支払基準や生産量を更新すべきではない。この提案は、農業者に対して、10年間に渡り、追加的に55億ドルを支払うことになる。
- 4、新規農業者への直接支払を、操業開始5年間は、増額すること。これら拡大された直接支払によって、次世代の農業生産に対し、10年間に渡って、2.5億ドルを投資することになる。

- 5、現行のプログラム対象作物に対する価格ベースの支払を、収入ベースの支払に代えることにより、現実の状況により敏感に対応する変動対応型プログラムを創設すること。
- 6、大規模で高額所得の生産者に行く支払いを減らし、農業プログラムにおける全体の公平性を向上させるため、農業プログラムの支払制限、受給要件を改革すること。
- 7、新たに購入した土地が、内国歳入法1031条の資産の交換の場合の納税猶予（a 1031 tax exchange）により利益を得ている場合には<sup>1</sup>、そのすべての土地に対する作物プログラムの支払を廃止すること。
- 8、1 cwt（=1 hundredweight=100ポンド=45.36kg）当たり9.9ドルのミルク価格支持を継続し、ミルク所得損失契約プログラム（MILC：Milk Income Loss Contract Program）の再授権と見直しを行うこと。MILC支払は、現実のミルク販売額ではなく、削減された過去の支払単価に基づくことになる。これらの提案には、追加的な乳製品支払として、10年間に渡り、7.93億ドルを追加すると見積もられている。
- 9、国内市場割当及び砂糖輸入の関税率割当を通じた砂糖の需給調整により、納税者に対して、ネットのコストがかからないよう、砂糖プログラムを見直すこと。
- 10、綿花プログラムのステップ2（内外価格差相当を補助金として供与）を廃止するため議会により既に取られている措置に加えて、高地地方の綿花の競争条項に係るステップ1（融資返済単価の裁量的な調整）及びステップ3（特別の輸入割当枠）を廃止すること。超長綿（extra-long staple (ELS) cotton）の競争条項を廃止すること。
- 11、基準面積における果実、野菜、マコモ（wild rice）の生産調整を廃止すること。
- 12、農場の全体あるいは一部が非農業的利用として売り渡される場合には、作物の基準面積から、削減しあるいは削除すること。
- 13、プログラム対象作物の生産者に対して、「保全促進支払オプション」（conservation enhanced payment option）を提供すること。これは、プログラム対象作物の生産者が、ある種の保全条件に取り組むことに合意し、価格支持融資プログラムの利益及び価格変動

---

<sup>1</sup> 内国歳入法 1031 条（Internal Revenue Code Sec.1031）は、同種資産の交換（the exchange of like-kind properties）のキャピタルゲインに掛かる税金を、投資者が先延ばしにすることを可能にしている。同種資産（税先延ばし）交換、あるいは「1031 条税先延ばし」は、農村の農場価格に影響を与える。「1031 条税先延ばし」の下において、土地を売却して利益を得る土地所有者は、ビジネスあるいは投資目的のためにその収益を同種資産の獲得に用いることによって、その収益に掛かる税金を先延ばしすることができる。都市の拡張によって隣接する農地価格は急激に上昇したため、これらの税金の取扱いをどうするかは重要な課題である。農業者、経営者などは、都市化により影響を受けた地域の土地を、通常は非農業利用のために売却し、税金を避けるためにより農村的な地域にある農地を手に入れることとなる。（24-25 頁の「1031 条の税先送り交換」を参照。）



対応型支払を断念したならば、拡大され、補償された直接支払を受け取ることを選択できるようにするものである。この新たなプログラムでは、農業者に、次の10年間に渡り、追加的に5,000万ドルを支払うことが見込まれる。

- 14、米国農務省が現行及び将来のWTOの約束に対応するために各支払を調整することができるようにするため、2002年農業法1601条(e)の「ウルグアイ・ラウンド協定を遵守することに関する調整権限」を更新すること。

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成。

## (資料3-6) 収入プログラム案の比較

カール・ヅラウフ(Carl Zulauf) オハイオ州立大学教授 2007年5月

この文書は、農場収入対応プログラム(Integrated Farm Revenue Program)、全国トウモロコシ生産者協会(National Corn Growers Association)による提案、行政府の収入変動対応プログラム、米国・ファーム・ビューロー(American Farm Bureau)による収入変動対応プログラムの主要な点について比較したものである。農場収入対応プログラムは、カール・ヅラウフ オハイオ州立大学教授により考案され、アメリカン・ファームランド・トラスト(American Farmland Trust)提案の農業法案の一部に採用された。これらのプログラムは、価格〔変動対応〕プログラムというより、総収入(単収×価格)〔変動対応〕プログラムであり、大きな相違点がある。

注) (A) WASDE は世界農産物需給見通し(World Agricultural Supply and Demand Estimate)。米国農務省(USDA)のチーフ・エコノミストにより毎月公表。

(B) NASS は米国農務省(USDA)の全米農業統計局(the National Agricultural Statistics Service)。

項目	農場収入対応プログラム (Integrated Farm Revenue Program)	トウモロコシ生産者による提案	行政府の 収入変動対応プログラム	ファーム・ビューロー(Farm Bureau) の収入変動対応プログラム
代替される 2002年農業 プログラム	融資不足支払い、価格変動対応型支払い、 マーケティング・ローンの削除	融資不足支払い、価格変動対応型支払い、 マーケティング・ローンの削除	価格変動対応プログラム	価格変動対応プログラム
対象地域	全 国	郡	全 国	州
目標収入の算定	目標単収×目標価格 ・予測単収-WASDE ・作物保険で用いられる作付前価格	目標単収×目標価格 ・1980-2005年の郡単収を用いて推計された 郡トレンド単収 ・現在及び過去2年の平均保証価格 ▲予算コストをコントロールするため、 上限を設定 ▲2000-2004年の全国シーズン平均価格 のオリンピック平均(最高・最低を除く 平均)に基本調整を足したものの95%を 下限と設定	目標単収×目標価格 ・2002-2006年の全国平均単収のオリッ ク平均(最高・最低単収を除く) ・2002年農業法の目標価格から2002年農業 法の直接固定支払単価を差し引いた額	目標単収×目標価格 ・2002-2006年の州平均単収のオリッ ク平均(最高・最低単収を除く) ・2002年農業法の目標価格から2002年農業 法の直接固定支払単価を差し引いた額
実効収入の算定	実効単収×実効価格 ・NASSの全国単収、保険収穫月 ・作物保険で用いられる収穫時価格	実効単収×実効価格 ・NASSの郡単収 ・作物保険で用いられる収穫時価格	実効単収×実効価格 ・NASSの全国最終推計単収 ・NASSの全国シーズン平均価格又はロー ンレート(農業法において規定)のいづれ か高い方	実効単収×実効価格 ・NASSの州最終推計単収 ・NASSの全国シーズン平均価格又はロー ンレート(農業法において規定)のいづれ か高い方
支払単価	0又は[(補償率%(議会により決定)×目標収 入)-実効収入]のいづれか高い方	0又は[(95%×目標収入)-実効収入]のいづ れか高い方	0又は[目標収入-実効収入]のいづれか高 い方	0又は[目標収入-実効収入]のいづれか高 い方
個々の農業者 に対する調整	収入支払額は、個々の農業者の1エーカー当 たりの目標総収入により調整	調整措置については検討中	1エーカー当たりの全国収入変動対応型支払額 は、個々の農業者プログラムの支払単収に より調整	州単位の収入不足支払額の調整はなし

項目	農場収入対応プログラム (Integrated Farm Revenue Program)	トウモロコシ生産者による提案	行 政 府 の 収入変動対応プログラム	ファーム・ビューロー (Farm Bureau) の収入変動対応プログラム
面積	作物別作付面積	作物別作付面積	作物別基準面積の85%	作物別基準面積の85%
作物保険との調整	有	有	無	無
実施上の配慮措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 目標収入は毎年更新</li> <li>▶ 1 エーカー当たりの目標総収入が高い農場ほど1 エーカー当たりの支払額も高くなる</li> <li>▶ 収穫時における支払を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 目標収入は毎年更新する見込み</li> <li>▶ 個々の農場への調整については検討中</li> <li>▶ 支払額は市場シーズン後に確定。ただし、一部、前払いも可能</li> <li>▶ 不作に係る郡のデータ不足は実施上の課題</li> <li>▶ 郡全体に占める個々の農場の収量の割合が高い場合には、モラルハザード（不正へのインセンティブ）が起こる可能性</li> <li>▶ 償還義務のあるローン・プログラムの創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 目標収入は農業法の期間を通じて同じ</li> <li>▶ プログラム単収が高い農場ほど1 エーカー当たりの支払額が高くなる</li> <li>▶ 支払額は市場シーズン後に確定。ただし、一部、前払いも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 目標収入は農業法の期間を通じて同じ</li> <li>▶ 州の全ての農場は1 エーカー当たり同じ支払額を受け取る</li> <li>▶ 支払額は市場シーズン後に確定。ただし、一部、前払いも可能</li> </ul>
予算における配慮措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 予算の中立性は、支払単価における補償率 (%) を調整することにより、確保・分析によると、個々の保険による補償率 75% で、全国の 90% をカバーする場合に、現在のベースライン額を予算額が上回らないと見込まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施を2年後に遅らせ、目標価格に上限を設定すれば、予算額は、現在のベースライン額を年5億ドル上回ると見込まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 規定の予算額は、ベースラインを33%下回る予算額を示している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基準面積割合を85%未満に引き下げる場合に、予算の中立性を確保</li> </ul>
作物保険における配慮措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作物保険は以下の場合、料率の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場のシステミック・リスクの少なくとも一部が全国ベースの収入不足プログラムにより補償されるため、個々の農業保険料率が低下している場合</li> <li>・保険料率の削減率は、(中心となる生産地域の総農業リスクに占めるシステミック・リスクの割合がより高い) 中心的な生産地域で最も大きい場合</li> <li>・保険料が高いため、保険料の減少額は辺境地域でより大きいと見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>▶ 一部で、特に中心となる地域で、保険への需要が低下することが予想される。しかし、料率が低くなれば、より高い補償率の保険を買うことが見込まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作物保険は以下の場合、料率の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郡と農場の単収に相関性があるため、個々の農業保険料率が低下する場合</li> <li>・郡と農場の単収の相関関係が強い郡ほど、保険料率の削減率が大きい場合</li> <li>・大規模農場は、小規模農場の単収よりも郡の単収との相関関係が強いため、小規模農場より多く支払われることが見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>▶ 郡と農場の単収に相関性があるため、保険の需要が低下することが予想される。しかし、郡と農場の単収の差異について、農業者にとって保険を購入する意欲が生じるほど十分なリスクが存在するのかわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作物保険への影響はほとんどない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作物保険への影響はほとんどない</li> </ul>

項目	農場収入対応プログラム (Integrated Farm Revenue Program)	トウモロコシ生産者による提案	行 政 府 の 収入変動対応プログラム	ファーム・ビューロー (Farm Bureau) の収入変動対応プログラム																																																															
分配に関する 配 慮 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プログラムによる給付金は、作物別に再分配 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足払いは、政府が規定する目標ではなく、市場からの収益と連動</li> </ul> </li> <li>▶ 中心となる生産地域に再分配 その理由は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心となる生産地域では通常、単収が高く、収入不足支払額も大きい</li> <li>・保険料率の削減率が大きい</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プログラムによる給付金は、単収の変動性の最も高い郡に再分配 <ul style="list-style-type: none"> <li>・このような郡はより高い郡収入支払いを受けている</li> </ul> </li> <li>▶ プログラムによる給付金は作物別に再分配 <ul style="list-style-type: none"> <li>・この案は、政府が規定する目標を支持するプログラムの場合より、より市場志向的</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プログラムによる給付金は、価格と収入の変動の関係を基に、作物別に再分配 <p style="margin-left: 20px;">下記表は、このような関係性を示したものである。収入変動対応型プログラムは、おそらく、米を除く、その他の作物においては、支払総額及び/又は支払時期に大きな影響を及ぼすことが予想される</p> <p style="margin-left: 20px;">価格変動により説明される総収入変動率及び各年変化率の標準偏差 (R<sup>2</sup>)</p> <p style="margin-left: 40px;">米国 1996-2006</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>価格</th> <th>総収入</th> <th>収入/価格の R<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大 麦</td><td>12 %</td><td>10 %</td><td>65 %</td></tr> <tr><td>トウモロコシ</td><td>19 %</td><td>18 %</td><td>88 %</td></tr> <tr><td>綿 花</td><td>26 %</td><td>25 %</td><td>83 %</td></tr> <tr><td>オーツ麦</td><td>21 %</td><td>18 %</td><td>91 %</td></tr> <tr><td>米</td><td>26 %</td><td>26 %</td><td>97 %</td></tr> <tr><td>ソルガム</td><td>26 %</td><td>16 %</td><td>75 %</td></tr> <tr><td>大 豆</td><td>18 %</td><td>14 %</td><td>77 %</td></tr> <tr><td>小 麦</td><td>16 %</td><td>11 %</td><td>59 %</td></tr> </tbody> </table> </li> </ul>	作物	価格	総収入	収入/価格の R <sup>2</sup>	大 麦	12 %	10 %	65 %	トウモロコシ	19 %	18 %	88 %	綿 花	26 %	25 %	83 %	オーツ麦	21 %	18 %	91 %	米	26 %	26 %	97 %	ソルガム	26 %	16 %	75 %	大 豆	18 %	14 %	77 %	小 麦	16 %	11 %	59 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プログラムによる給付金は、収入変動性のより高い州に再分配 <p style="margin-left: 20px;">下記表は、州の価格と単収を使用しているため、当該プログラムの実施を反映したものではないが、州によって収入変動は大きく異なることが予想される。</p> <p style="margin-left: 20px;">総収入における各年変化の標準偏差の高低 (州) 米国 1996-2006</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>低</th> <th>高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大 麦</td><td>14% (CO)</td><td>43% (KS)</td></tr> <tr><td>トウモロコシ</td><td>9% (CA)</td><td>58% (NJ)</td></tr> <tr><td>綿 花</td><td>23% (CA)</td><td>58% (SC)</td></tr> <tr><td>オーツ麦</td><td>14% (NY)</td><td>34% (WA)</td></tr> <tr><td>米</td><td>23% (CA)</td><td>29% (AR)</td></tr> <tr><td>ソルガム</td><td>11% (KS)</td><td>37% (SC)</td></tr> <tr><td>大 豆</td><td>13% (IL)</td><td>42% (AL)</td></tr> <tr><td>小 麦</td><td>17% (AZ)</td><td>39% (LA)</td></tr> </tbody> </table> </li> </ul>	作物	低	高	大 麦	14% (CO)	43% (KS)	トウモロコシ	9% (CA)	58% (NJ)	綿 花	23% (CA)	58% (SC)	オーツ麦	14% (NY)	34% (WA)	米	23% (CA)	29% (AR)	ソルガム	11% (KS)	37% (SC)	大 豆	13% (IL)	42% (AL)	小 麦	17% (AZ)	39% (LA)
作物	価格	総収入	収入/価格の R <sup>2</sup>																																																																
大 麦	12 %	10 %	65 %																																																																
トウモロコシ	19 %	18 %	88 %																																																																
綿 花	26 %	25 %	83 %																																																																
オーツ麦	21 %	18 %	91 %																																																																
米	26 %	26 %	97 %																																																																
ソルガム	26 %	16 %	75 %																																																																
大 豆	18 %	14 %	77 %																																																																
小 麦	16 %	11 %	59 %																																																																
作物	低	高																																																																	
大 麦	14% (CO)	43% (KS)																																																																	
トウモロコシ	9% (CA)	58% (NJ)																																																																	
綿 花	23% (CA)	58% (SC)																																																																	
オーツ麦	14% (NY)	34% (WA)																																																																	
米	23% (CA)	29% (AR)																																																																	
ソルガム	11% (KS)	37% (SC)																																																																	
大 豆	13% (IL)	42% (AL)																																																																	
小 麦	17% (AZ)	39% (LA)																																																																	
特別災害支援 配 慮 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特別災害支援に対する経済的ニーズは、以下の理由から低下 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての価格支持プログラムを収入プログラムに転換することにより、単収を考慮しない現在の農業セーフティネットの抜け穴を埋める</li> <li>・収穫期に合わせた適時の支払</li> <li>・作物保険料率の削減</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特別災害支援に対する経済的ニーズは、以下の理由から低下 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての価格支持プログラムを収入プログラムに転換することにより、単収を考慮しない現在の農業のセーフティネットの抜け穴を埋める</li> <li>・農場単収は、全国又は州ベースの単収よりも郡単収と相関性を有する</li> <li>・作物保険料率の削減</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特別災害支援の経済的根拠への影響は、以下の理由から大きくないと見込まれる <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング・ローン・プログラムを維持。このため、農業のセーフティネットの大きな抜け穴生産がなければ、融資不足支払いもないも温存</li> <li>・作物保険料率への影響はない見込み</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特別災害支援の経済的根拠への影響は、以下の理由から大きくないと見込まれる <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング・ローン・プログラムを維持。このため、農業のセーフティネットの大きな抜け穴生産がなければ、融資不足支払いもないも温存</li> <li>・作物保険料率への影響はない見込み</li> </ul> </li> </ul>																																																															
追 加 的 配 慮 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市場において歪曲部分を除去して価格が設定されれば、市場歪曲性は抑制される一例えば、プログラムにより生産が促進されても、価格が低下し、次年度の目標価格も低下することとなり、その上で行われる生産は、少なくとも一部分については歪曲性が是正される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市場において歪曲部分を除去して価格が設定されれば、市場歪曲性は抑制される。しかし、目標価格に上限・下限を置くため、歪曲部分を除去するには多くの年数を要し、歪曲部分の一部は残されるかもしれない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 米国ファーム・ビューローは、恒久的災害支援についても提案</li> </ul>																																																															

(資料3-7)

米国農務省 2007 年の農業法提案  
2008 年から 2017 年までの予算権限、ベースラインからの推計増減額  
(単位：100 万ドル)

タイトルと提案	現行のベースライン	政府提案による
	<u>2008-2017</u>	<u>ベースラインからの増減額</u> <u>2008-2017</u>
<b>作物</b>		
価格支持融資プログラム	8,807	-4,500
群毎の公示価格とローン返済率の変更	na	-250
直接支払プログラム	52,491	5,500
新規就農者のための直接支払	na	250
収入に基づく変動対応型支払	11,245	-3,700
支払の制限と受給要件	na	-1,500
1031 条による農場交換	na	-30
酪農	613	793
砂糖	1,410	-1,107
特別綿花競争プログラム	na	0
柔軟な作付制限	na	0
非農地化した場合の収量基準面積からの削除	na	0
保全強化支払オプション	na	50
草原の保護 [sodsaver]	na	0
WTO 遵守の継続	na	0
小計	74,566	-4,494
<b>保全</b>		
環境改善奨励プログラム (EQIP) :	13,640	4,250
地域水質強化プログラム	na	1,750
野生動物生息地奨励プログラム	0	na
地下水と地表水の保全	600	na
農業管理支援	100	na
保全イノベーション補助金	200	1,000
クラマス保護地区	0	0
保全セキュリティプログラム	7,977	500
私有地保全プログラム :	970	900
草地保全プログラム	0	na
耕作地、畜産用の土地保全プログラム	970	na
健全な森林保全プログラム	a	na
土壌保全留保プログラム	25,656	0
湿地保全プログラム	455	2,125
新規就農者や条件不利地域の農業者の保全へのアクセス	na	0
市場原理に基づいた保全	na	50
利益に基づいた資金	na	0
緊急景観回復プログラム	a	a
小計	48,698	7,825

タイトルと提案	現行のベースライン	政府提案による
	2008-2017	ベースライン からの増減額 2008-2017
<b>貿易</b>		
特定作物のための技術的支援	0	68
市場アクセスプログラム	2,000	250
衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS）問題助成プログラム	na	20
貿易基準設定のための支援	na	15
貿易摩擦のための技術的支援	a	0
戦略的に重要な地域の貿易能力の構築	na	20
輸出信用プログラムの改善	na	0
施設補償プログラム	0	16
輸出補助金政策と貿易戦略報告の廃止	0	0
緊急食糧援助のための現金支出	na	0
小計	2,000	389
<b>栄養</b>		
フードスタンププログラム：	436,145	-66
高齢者とワーキングプア	na	1,378
合理化、現代化とプログラムの統合	na	-1,544
栄養教育を通じた健康改善	na	100
緊急食糧支援 (TEFAP)	1,400	0
インディアンへの食糧配布 (FDPIR)	913	27
健康的な食事の促進：	na	506
学校給食に果物と野菜の購入	na	500
学校の食品購入の研究	na	6
高齢農業者のファーマーズマーケット	150	0
小計	438,608	467
<b>信用</b>		
農場信用：	a	0
新規就農者や社会的に不利益を被っている農業者に対する融資	a	0
新規就農者や畜産業者の頭金の融資	a	0
直接融資の制限	a	0
小計	a	0
<b>農村開発</b>		
農村の救急病院 [Rural Critical Access Hospitals]	a	85
農村のインフラ強化	a	500
農村開発プログラムの簡素化	na	0
小計	a	585

タイトルと提案	現行のベースライン	政府提案による
	2008-2017	ベースライン からの増減額 2008-2017
<b>調査研究</b>		
教育経済調査局 (REE) の再編	na	0
バイオエネルギーとバイオ製品の研究イニシアティヴ	na	500
特定作物の研究イニシアティヴ	na	1,000
外国の動物衛生調査	na	0
小計	na	1,500
<b>森林</b>		
包括的で州全体の計画	na	0
景観規模競争的補助金プログラム	na	0
木材をエネルギーへ	na	150
地域森林保護プログラム	na	0
小計	na	150
<b>エネルギー</b>		
バイオマスの研究と開発法のイニシアティヴ	0	150
再生可能なエネルギーシステムとエネルギーの効率性向上への補助金	a	500
再生可能なエネルギーシステムとエネルギーの効率性向上への融資	a	210
商品金融公社 (CCC) のセルロース系エタノールについてのバイオエネルギープログラム	na	100
連邦バイオ製品調達プログラム	0	18
小計	0	978
<b>その他</b>		
作物保険プログラム:	54,641	-2,511
免責対象範囲の追加	na	350
期待損害率	na	-1,071
データマイニング情報の共有	na	0
コンプライアンスの強化	na	0
調査、開発の権限を拡大	na	0
標準的な再保険契約の再調査を委任	na	0
管理費用の抑制と保険加入者の増加	na	-1,790
酪農に対する公平な調査と促進プログラム	na	0
有機農業プログラムへのイニシアティヴ	na	61
果物や野菜を購入する 32 条資金の増加	na	0
小計	54,641	-2,450
<b>合計</b>	<b>618,513</b>	<b>4,950</b>

na =適用不可 (ベースラインではなく、その他の基準や提案されたプログラムを含む提案) ;  
a =裁量的勘定; 0 =非義務的支出

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成。

## 2007 年農業法下院通過案 (H. R. 2419) の概要

このレポートは、米国議会下院を通過した 2007 年農業法案 (H. R. 2419, H. Rept. 第 110 議会 256 号) の主要な条項について説明し、それらと現行法とを比べたものである。

この比較においては、各編のセクション、サブセクションごとの全ての条項について、完全に網羅したものではない。また、委員長の修正や積立資金の一括修正の一部として採択された栄養編やエネルギー編のプログラムに追加的に費やすための支出額を相殺する措置について、詳細な議論を提供するものでもない<sup>1</sup>。

H. R. 2419 (下院農業法案) と現行法に基づく各編別の主要な条項は以下の通り。

### ・ 第 1 編 作物プログラム

現行法は、小麦、飼料用穀物、綿、米、油糧種子、ピーナッツ、砂糖、ミルクなど法律上規定された農場の作物の生産者の所得支持を行っている。作物支持は、大部分の場合、直接支払い、価格変動対応型支払い及び価格支持融資を通じて行われるが、政府買入、市場割当、輸入制限を含むその他の支持を通じて行われるものもある。H. R. 2419 (下院農業法案) は、支払限度額を引き下げ、作物プログラムにおけるローンレートや目標価格を修正し、オプションとして収入に基づいた支払いを加えるなどの改正をするものである。

### ・ 第 2 編 保全

現行法は、農地の保全、維持、資源保護に適合したプログラムの中で、農地の環境管理や農地の休耕と使用されている土地のプログラムを通して行われる管理慣行の改善を奨励するプログラムに対する権限を含んでいる。H. R. 2419 (下院農業法案) は、現行のプログラムを再授権、拡大、修正のすべて又はいずれかを行い、新しいプログラムやイニシアティブを創設するものである。

### ・ 第 3 編 農業の貿易と援助

現行法は、米国農産物の輸出や国際的な食料援助プログラム、WTO の多様な義務に対する権限を含んでいる。H. R. 2419 (下院農業法案) は、米国農産物の輸出への障壁に対する取り組みばかりでなく、米国農務省の国際食料援助、輸出市場の開発、輸出信用、輸出保証に対する予算を再授権する。

---

<sup>1</sup> 採用された改正に関するテキストは、下院規則委員会 (the House Rules Committee) から入手可能。  
[[http://www.rules.house.gov/110/special\\_rules/hr2419/parta\\_2419.pdf](http://www.rules.house.gov/110/special_rules/hr2419/parta_2419.pdf)].



#### ・第4編 栄養改善

現行法は、フードスタンプやその他の補助的食料支援など、国内の食料と栄養と作物の配布プログラムを定めている。H. R. 2419（下院農業法案）は、フードスタンプの支給を増加し、フードスタンプの受給資格を修正し、州のフードスタンプを「民営化」（“privatization”）するとのイニシアティブに制限をかけ、学校給食用の食料を購入する時には「地元優先」（“geographic preference”）を認め、学校給食用の新鮮な果物や野菜プログラムや緊急食料支援プログラム（TEFAP）に対する予算を増額する。

#### ・第5編 農業信用

現行法は、融資について資格要件の規則などの政策を含む、連邦政府の直接的で保証された農業融資プログラムの課題を取り扱っている。H. R. 2419（下院農業法案）は、米国農務省農業サービス局の融資プログラムに基づく融資機会を拡大している。当初、下院本会議に提出された法案にあった農業信用システムの貸出しの拡大は認めていない。

#### ・第6編 農村開発

現行法は、農村地域におけるブロードバンドへのアクセスの拡大などについて、地域、州及び連邦のプログラムと連携して、企画、実現性評価、調整活動を行うための農村のビジネスと社会プログラムに対する権限を含んでいる。H. R. 2419（下院農業法案）は、現行のプログラムの再授権、拡大、修正のすべて又はいずれかを行い、新しいプログラムを創設し、いくつかの条項を終了させるものである。

#### ・第7編 調査研究

現行法は、バイオセキュリティとその対応、バイオテクノロジー、有機栽培など農業の調査研究と現地指導のプログラムを含んでいる。H. R. 2419（下院農業法案）は、米国農務省の調査研究、現地指導、そして経済機関を再編成し、大統領に対して関係機関に関する統一年次予算を提出させ、全ての競争的プログラムを管理する新しい国の機関を設立する。

#### ・第8編 森林

現行法は、森林の管理と強化、農林業のプログラムなど、米国農務省の森林サービスプログラムに対する権限を含んでいる。H. R. 2419（下院農業法案）は、現行の森林に対する条項を変更し、一つのプログラムの終了を認めるものである。

#### ・第9編 エネルギー

現行法は、バイオリファイナリーの建設を支援し、再生可能なエネルギーの購入やバイオエネルギー使用に受給資格のある農業者、畜産業者、農村地域の中小企業を支援するため、バイオ製品の調達に関するバイオエネルギーのプログラムや補助金に対する権限を含んでいる。H. R. 2419（下院農業法案）は、現行のプログラムの再授権、拡大、修正のすべて又はいずれかを行い、新しいプログラムやイニシアティブを創設するものである。

#### ・ 第 10 編 園芸と有機農業

2002 年農業法（公法第 107 議会 171 号）は、園芸に関する独立の編を含んでいない。H. R. 2419（下院農業法案）は、特定作物（specialty crop）に対する包括的な補助金と害虫や病気の発見のための追加的な義務的資金、栄養プログラムにおける購入、生産者から消費者への直接的な市場、そして有機農業の認定の費用分担に対し、5 年間の義務的な資金を支出する。

#### ・ 第 11 編 その他

この編は、上記以外の米国農務省のプログラムと支援を含んでいる。そしてそれは、現行の作物保険プログラム、動物保護と監視、そして、原産国表示の実施要件などについて、H. R. 2419（下院農業法案）によって修正される。

CRS 報告書 RL33934「農業法提案と 110 議会の立法活動」から、背景や追加的な情報を得ることができる。また、CRS 農業法と農業政策の現行法の課題 [[http://apps.crs.gov/cli/cli.aspx?PRDS\\_CLI\\_ITEM\\_ID=641&from=3&fromId=1](http://apps.crs.gov/cli/cli.aspx?PRDS_CLI_ITEM_ID=641&from=3&fromId=1)]. でも手に入れられる。

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成。

(資料 3-9)

主な条項の概要： 2007 年農業法下院通過案 (H. R. 2419) と現行法

現行法／政策	2007 年農業法下院通過案 (H.R.2419)
<b>第 1 編：作物 (Commodities)</b>	
<b>直接支払 (Direct payments)</b>	
<p>固定化された直接支払は、過去の基準面積及び生産実績に拘束される。支持は大部分、現行の生産から切り離される (デカップル)。</p>	<p>支払単価は変更せず、2012 年 (穀物年度) まで再授権する。前払いの支払は、2012 穀物年度には行わない。</p>
<b>価格変動対応型支払 (Counter-cyclical payments)</b>	
<p>価格ベースのセーフティネットでは、市場価格が「目標価格(target price)」を下回った場合に、支払がなされる。支払基準は、過去の作付面積及び生産実績を基礎とする。</p>	<p>価格ベースの価格変動対応型支払は、2012 穀物年度まで継続する。新しい収入ベースの収入変動対応型支払 (全国ベースの収入を基準) を創設し、生産者に対し、収入ベースの支払か価格ベースの支払かを、1 度限り選択できる機会を提供する。前払いの支払は 2011 穀物年度には行わず、2008-10 穀物年度における一部の作物の最終の支払について、翌年度まで遅らせる。目標価格を修正する。すなわち、小麦、大麦、オート麦、大豆、他の油糧種子は目標価格を引き上げ、綿花は引き下げる。</p>
<b>価格支持融資 (Marketing loans)</b>	
<p>実際の生産量を基礎とした作物価格に対するセーフティネット。特別に減額される返済額となる融資とするか、市場価格が融資単価を下回る場合の現金支払 (LDP) とするかの選択肢を提供する。融資単価 (ローンレート) は法令で決める。</p>	<p>仕組みは 2012 年まで変更しない。融資単価を修正する。すなわち、小麦、大麦、オート麦、生産量の少ない油糧種子、羊毛、そして小さなヒヨコマメは融資単価を引き上げ、乾燥エンドウ豆とレンズ豆は引き下げる。世界価格の建値の場所を「北ヨーロッパ」に代えて「極東」を採用することに伴い、綿花の返済単価の計算法を変える。施設・装備の建設・近代化のため、高地地方の綿花の国内利用者に対し、経済調整支援プログラム (4 セント / 1 ポンド) を創設する。</p>
<b>支払制限 (Payment limits)</b>	
<p>— 直接支払、価格変動対応型支払、そして価格支持融資の合計の支払制限は、36 万ドル (証明書あるいは罰金の付いた返済は除かれるが、これらは制限がない)。これは 3-entity rule※及び配偶者加算により 2 倍した総額である。</p>	<p>— 以下により支払制限を厳しくする。(1) AGI の制限を例外なく 100 万ドルに引き下げ、さらに AGI の 67%以上が農業所得でない場合には 50 万ドルに引き下げる、(2) 個人が複数の所有権を保有することにより支払を倍にできる 3-entity rule を削除する、(3) 自然人に対し、</p>

現行法／政策	2007年農業法下院通過案 (H.R.2419)
<p>※ 他の法人の株主として農業経営に当たっていれば、さらに2法人分について、個人、受領額の半額を得られる。</p> <p>— 調整後の総所得 (AGI : Adjusted Gross Income) 250万ドルが、制限基準となる (AGI が支払制限より大きいと支払はなされない)。AGI の75%が農業所得の場合は除く。</p>	<p>支払の「直接配分 (direct attribution)」を要求する。</p> <p>— 以下により支払制限を緩和する。(1) 直接支払の制限を4万ドルから6万ドルに引き上げ、(2) 価格支持融資プログラムの7.5万ドルという制限を削除する。これにより配偶者加算による2倍化した直接支払及び価格変動対応型支払の制限は25万ドル、価格支持融資は無制限となる。</p>
<b>小規模農家あるいは非農家への支払 (Payments to small farms or non-farmers)</b>	
制限やしきい値 (threshold) は無い。	25ドル未満の直接支払及び価格変動対応型支払は削除する。USDAをだまして有罪となった場合の利益は常に否定する。
<b>生産調整の緩和 (Planting flexibility)</b>	
他のプログラム対象作物はペナルティ無しに基準面積の中で作付けることができるけれども、果実及び野菜は基準面積の中で作付けることは禁止される。	果実及び野菜の作付制限は変更しない。基準面積の一時的な削減として、インディアナ州において、加工用トマトの作付を1万エーカーまで許容するプログラムを試行する。
<b>乳製品 (Dairy)</b>	
<p>— 乳製品価格支持プログラムでは、ミルクの農場価格を支持するため乳製品を購入する。</p> <p>— ミルク所得損失契約 (MILC : Milk Income Loss Contract) は、ミルク価格が目標価格を下回った場合に、農業者に支払が行く。</p>	<p>— 乳製品価格支持プログラムは2012年まで継続するが、チーズ、バター、そして脱脂粉乳の価格を直接支持するためのプログラムは変更する。</p> <p>— ミルク所得損失契約プログラムは延長させる。</p>
<b>砂糖 (Sugar)</b>	
砂糖作物の加工業者 (次に生産者) に対し、最低価格を保障する。無償還請求融資 (nonrecourse loans) が加工業者に特別な融資単価を設定する。「市場配分 (marketing allotments)」に基づき加工業者が販売できる砂糖の量を制限し、また割当に基づき輸入できる量を制限することによって、USDA が「コストを負担することなく (no cost)」プログラムを運営できるようにする。砂糖を輸入する特別水準を米国の貿易約束により調整する。すなわち、より多くの砂糖が輸入される場合、市場配分は終了する。	<p>砂糖プログラムの仕組みは延長させるが、しかし、</p> <p>— 融資単価をおよそ3%引き上げる。</p> <p>— 国内の生産部門に対し、最低85%の市場シェアを保障することによって、砂糖の輸入約束のために創設された調節を変更する。</p> <p>— 砂糖の輸入割当の権限に関するUSDAの管理を規定する (引き締める)。</p> <p>— 砂糖の余剰分 (米国の食料需要を超える輸入量と同等) を、エタノール生産のために活用することに対し権限を付与する。</p>

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成。

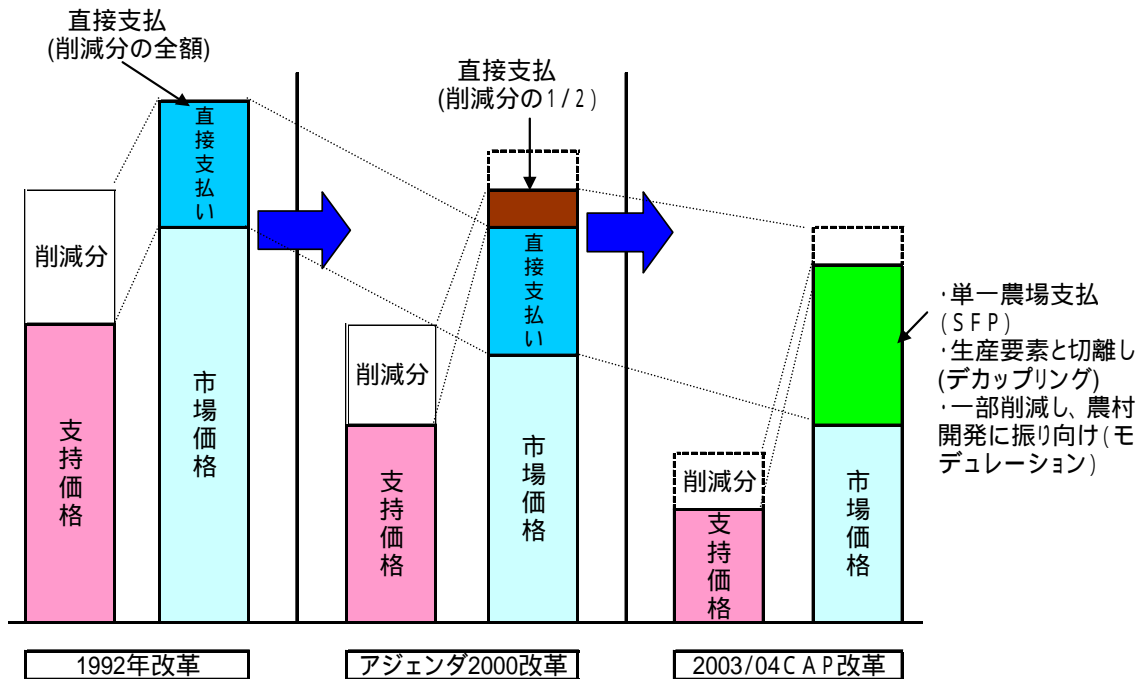
## (資料3-10)

## 米国農業予算(2002-2007年(実績)と2008-2013年(見通し)との比較)

FY	農産物プログラム			保全プログラム			輸出プログラム			小計			フードスタンプ			合計			農業予算計		
	CBO	下院案	差	CBO	下院案	差	CBO	下院案	差	CBO	下院案	差	CBO	下院案	差	CBO	下院案	差	CBO	下院案	差
2002	13,164	-	-	2,286	-	-	416	-	-	15,866	-	-	22,069	-	-	37,935	-	-		-	-
2003	12,125	-	-	2,758	-	-	503	-	-	15,386	-	-	25,325	-	-	40,711	-	-		-	-
2004	8,021	-	-	2,729	-	-	13	-	-	10,763	-	-	28,621	-	-	39,384	-	-		-	-
2005	14,120	-	-	3,443	-	-	223	-	-	17,786	-	-	32,614	-	-	50,400	-	-		-	-
2006	16,903	-	-	3,420	-	-	231	-	-	20,554	-	-	34,620	-	-	55,174	-	-		-	-
2007 (est.)	8,601	-	-	3,687	-	-	262	-	-	12,550	-	-	34,909	-	-	47,459	-	-		-	-
(A) 6年間計 (年平均)	72,934 (12,156)	-	-	18,323 (3,054)	-	-	1,648 (275)	-	-	92,905 (15,484)	-	-	178,158 (29,693)	-	-	271,063 (45,177)	-	-		-	-
2008	7,202	7,317	115	3,988	4,532	544	334	331	△ 3	11,524	12,180	656	36,108	36,708	600	47,632	48,888	1,256	55,311	57,395	2,084
2009	7,307	7,480	173	4,159	5,008	849	334	352	18	11,800	12,840	1,040	36,641	37,368	727	48,441	50,208	1,767	56,069	58,311	2,242
2010	6,988	7,106	118	4,196	5,196	1,000	335	360	25	11,519	12,662	1,143	36,898	37,756	858	48,417	50,418	2,001	56,298	58,860	2,562
2011	6,851	6,959	108	4,439	5,445	1,006	334	361	27	11,624	12,765	1,141	37,635	38,610	975	49,529	51,375	1,846	57,121	59,941	2,820
2012	6,950	5,572	△ 1378	4,774	6,001	1,227	334	362	28	12,058	11,935	△ 123	38,722	39,793	1,071	50,780	51,728	948	58,545	60,464	1,919
2013	7,148	7,164	16	4,940	6,163	1,223	334	362	28	12,422	13,689	1,267	39,841	41,053	1,212	52,263	54,742	2,479	59,992	63,010	3,018
(B) 6年間計 (年平均)	42,446 (7,074)	41,598 (6,933)	△ 848 (△ 141)	26,496 (4,416)	32,345 (5,391)	5,849 (975)	2,005 (334)	2,128 (355)	123 (21)	70,947 (11,825)	76,071 (12,679)	5,124 (854)	225,845 (37,641)	231,288 (38,548)	5,443 (907)	297,062 (49,510)	307,359 (51,227)	10,297 (1,716)	343,336 (57,223)	357,981 (59,664)	14,645 (2,441)
(B)-(A)	△ 30,488 (△ 5,081)	△ 31,336 (△ 5,223)	△ 848 (△ 142)	8,173 (1,362)	14,022 (2,337)	5,849 (975)	357 (60)	480 (80)	123 (20)	△ 21,958 (△ 3,660)	△ 16,834 (△ 2,806)	5,124 (854)	47,687 (7,948)	53,130 (8,855)	5,443 (907)	25,999 (4,333)	36,296 (6,049)	10,297 (1,716)			

注: Ralph M. Chite, "Farm Bill Budget and Costs: 2002 vs. 2007" CRS Report for Congress, RS22694, July 17, 2007, CBO, "HR2419 Farm, Nutrition, and Bioenergy Act of 2007" CBO Cost Estimate, July 24, 2007を基に衆議院調査局農林水産調査室が作成した。

## EUの価格・所得政策の概要



資料：農林水産省資料をもとに一部修正して当室作成

### 1 介入買入れによる価格支持

作物別(小麦、大麦、トウモロコシ、大豆、乳製品等)に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った際にEU加盟国の諸機関が買い支え。買い入れた農産品は主として輸出により売却。

### 2 輸出補助金

輸出補助金とは、穀物、砂糖などについてEUが国際市場での輸出機会を得るため、国際市場価格と比べて高い域内価格と国際市場価格との差を補てんするもの。

### 3 CAP改革

- (1) 農家への直接支払は、1992年のCAP改革において、穀物等の支持価格水準の引下げに伴う代償措置として導入。小麦、大麦、トウモロコシ、大豆、牛肉、生乳等が適用対象作物。
- (2) アジェンダ2000改革では、穀物の支持価格を15%引下げると同時に、直接支払単価を引下げ幅の半分に限り上げて、また、農家の採用すべき環境要件とこれが遵守されない場合の措置(直接支払の削減等)が定められた。
- (3) 2003/04CAP改革では、(ア)直接支払は原則単一農場支払(SFP)に切り替え、各作物の生産要素と切り離し(デカップリング)、(イ)大規模農場への単一支払(SFP)の段階的削減と農村開発政策の充実(モデュレーション)で合意。  
(ア)については、2005年から実施(2年間の猶予。ただし酪農は2008年まで)。なお加盟国の裁量により一定割合の直接支払(従前の品目特定型)の維持が可能。なお、WTO協定上の「黄」・「青」の政策から「緑」の政策への移行を指向  
(イ)5000ユーロ以上の単一農場支払(SFP)の受給者に対し、2005年3%、2006年4%、2007年以降5%を限度に削減し、当該削減分を農村開発政策に振り向ける(モデュレーション)こととされた。

農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成。

# 日豪EPA交渉をめぐる関係者の相関図

推進派

慎重派

**日本** [安部首相] 固定的な交渉期限を定めることなく、徹底して、かつ十分な協議を行うことが必要(首脳会談)

経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会EPA・農業ワーキンググループ(第一次報告、2007年5月8日)

豪州は、アジア太平洋地域において、我が国と価値を共有する国であり、政治、安全保障面での協力関係の重要性が高まっている。日豪EPAについては確実な成果を早期に得ることを目指して交渉を積極的に促進すべき。日豪EPAは、資源・エネルギー、食料の安定供給、鉱工業品の輸出促進にも資することが期待される。こうした日本経済全体としての利益を具体的に明らかにし、国民の理解を得るべきである。

経済産業省(2007年版不公正貿易報告書、2007年4月16日)

鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州EPAにより、資源・エネルギーの安定供給を図る関税撤廃による貿易の拡大(豪州が既にEPAを締結済み・交渉中の国との間での価格競争力が向上)先進資本主義国同士のEPAとして知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定をすることで、東アジア地域での経済統合のモデルとなることが期待される

財界(「日豪FTA/EPAの早期交渉開始を求める」(2006年9月19日))

資源・エネルギー、食料の安定供給確保  
日豪貿易は相互補完的。我が国の産業、消費生活に不可欠な農林水産物、エネルギー、鉱物資源の大生産国である豪州とは、資源・エネルギー及び食料の安全保障上、将来にわたり関係強化が必要。  
第三国に比べて不利でない条件の確保  
豪州は2005年1月に、米国とのFTAを発効させており、豪州でビジネスを行う日本企業は、関税や投資条件面で、米国企業よりも不利な条件。豪州市場での米国企業との対等な競争条件確保のため、FTA/EPA締結は急務。

農林水産省(「日豪FTA/EPAの交渉に当たって」)

豪州からの輸入品は、我が国の農林水産業や地域経済にとって重要な品目が多く、日本の農林水産業に大きなダメージを与えるおそれがある。  
輸入額の多い4品目の生産額は、約8,000億円も減少することが予想される。コメをはじめとする他の農林水産品や、関連産業への影響も加えると、さらに影響は大きくなる。社会全体に影響が広がり、国のあり方にも影響を与えるおそれがある。  
関税撤廃の影響は、農業所得への依存度が高い担い手を直撃し、農政改革の継続が困難になるおそれがある。我が国の伝統文化や美しい景観を次の世代に受け継いでいくためには、農林水産業の営みが不可欠。重要な農林水産物が除外又は再協議の対象となるよう、多様な農業の共存を目指し、粘り強く交渉する。

JA全中(WTO及び日豪EPA交渉に関する特別決議、2006年3月8日)

わが国の重要な農畜産物の関税を撤廃した場合、農業だけでなく、関連産業を含め、地域経済に甚大な影響を及ぼし、食料自給率も12%に低下するという深刻な影響試算が公表されている。こうした事態は、国民生活の上で極めて憂慮すべきことであり、わが国の重要な農畜産物の「除外」を絶対に勝ち取らなければならない。

衆参農林水産委員会(決議、2006年12月7日(衆)、12日(参))

自民党農林水産物貿易調査会(決議、2006年12月4日)

米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること等(詳細は別紙)

民主党(「次の内閣」ネクスト農林水産大臣談話、2006年12月7日)

豪州はこれまで他国とのFTA締結において、関税撤廃の「例外化」を認めたのは、米国の砂糖のみという極めて限定的な例しかない。関税撤廃の「例外化」が実現できるのか、もし交渉が難航すれば本当に「再協議」できるのか、不確実な部分が多すぎる。また、豪州との間では、ほとんどの鉱物資源の関税はゼロになっており、工業製品の関税も定率であり、早急なFTA締結の必要性は薄い。政府が豪州とのFTA締結を急げば、品目横断的経営安定対策そのものが無意味になりかねない。

**豪州** [ハワード首相] 交渉は長期的になる(首脳会談)

政府(プレスリリース、2007年3月9日)

【経済的利益】

物やサービスの2国間貿易の増大、より開放的で確実な投資環境を通じての投資の増大、企業関係者の移動、資格認定の増大、より強力な知的財産権の規定、互いの政府調達市場へのアクセスの向上、豪州から日本への鉱物、エネルギー、食料資源供給の確実性と安定性を強化するための規定、経済の一層の統合を通じての生産性向上と経済成長、東アジア共同体構築という共通の願望に貢献

財界(FTA推進意見書、2005年9月)

【日豪貿易の現状】

①日本は豪州の最大の輸出相手国、②日本への工業製品の輸出は低調、③サービス・投資分野は停滞

【提案】

①貿易障壁を撤廃し、2国間のより自然な貿易や投資の流れを作ること、②すべての分野での合意を保証すること、③サービス貿易の自由化、④長期間にわたる交渉で利益を得ること、⑤具体的方策(Ex 農産物輸入の貿易障壁の削減、牛肉の関税の緊急措置の撤廃、輸入枠の撤廃など)

(参考) 慎重派の主たる論拠

① 重要品目の重複

豪州からの主要輸入農産物は、牛肉、乳製品、小麦、大麦、砂糖、コメ等の我が国の重要品目であり、相手国の市場開放の関心品目と我が国の重要品目が一致。重要品目を例外扱いとする方法や、食品衛生水準・農家所得水準向上に向けた支援・協力を行う一方で重要品目に対して柔軟な対応を行うという「協力と自由化のバランス」という方法で対処できない。

② 圧倒的な生産条件格差

日本に対し豪州は、農用地面積で89倍、平均経営面積で1,881倍。日本産農産物の生産コストが、小麦で豪州産農産物の5.5倍、砂糖で6.3倍、ナチュラルチーズで1.6倍、バターで2.8倍、脱脂粉乳で2.0倍、牛肉で1.6倍(乳用種オス)~4.2倍(肉専用種)。我が国農業が最大限効率化しても、生産条件の圧倒的格差から、コスト面で競争できる見込みは限りなくゼロに近い。

出所: 各種資料をもとに衆議院調査局農林水産調査室作成

## 「日豪経済連携協定の早期交渉開始を求める」

2006年9月19日  
(社)日本経済団体連合会  
日本商工会議所  
(社)日本貿易会

### 1. 日豪経済連携協定(EPA)の早期交渉開始の重要性

#### (1) 資源・エネルギー、食料の安定供給確保

日本と豪州は、自由と民主主義の価値観を共有する、アジア大洋州地域の二大先進国として、長年にわたり政治・経済・文化面で良好な関係を築いてきた。今後、わが国がアジア大洋州地域の経済統合を進めていく上でも、豪州との間に良好な二国間関係を維持、発展させていくことが重要である。

両国は、日本が豪州から主に天然資源、食料を輸入する一方、豪州は日本から自動車、機械等の工業製品を輸入するなど、相互補完的な関係にある。したがって、両国間の通商関係の発展は、各々の産業、消費者にメリットをもたらす。特に豪州は、石炭、天然ガス、鉄鉱石、牛肉等、わが国の産業、消費生活にとって欠かすことのできない、重要な資源・エネルギーおよび食料の生産国である。日本の資源・エネルギー安全保障、食料安全保障上も、将来にわたり同国との関係を強化していくことが必須である。

#### (2) 第三国に比べて不利でない条件の確保

既に豪州は、ニュージーランド、シンガポール、タイ、米国との間に自由貿易協定(FTA)を締結している。特に2005年1月に米豪FTAが発効したことにより、豪州でビジネスを行う日本企業は、米企業との競争上、関税や投資条件の面で不利な状況に置かれている。豪州が現在交渉を進めているASEAN、中国、マレーシア、アラブ首長国連邦とのFTAが締結されれば、この状況はさらに深刻化すると予想される。特に中国では今後、資源・エネルギー需要の急増が見込まれるが、豪中FTAに豪州からの安定供給に関する条項が盛り込まれれば、同様の協定を持たないわが国の資源・エネルギー安全保障に影響が及ぶことも懸念される。

わが国としては、単に貿易の自由化にとどまらない、包括的な日豪間のEPAの締結により、二国間の経済関係をより一層強化し、第三国に比べて不利な状況を解消することが望まれる。特に豪州が日本とのEPAの締結を熱望している好機を逸することなく、交渉を早期に開始することが重要である。



## 2. 日豪 EPA に期待される効果

### (1) 資源・エネルギーの安定供給

豪州は、石炭、天然ガス、鉄鉱石、ウラン等、わが国にとって重要な資源・エネルギーの供給元である。インド、中国等の急成長に伴う将来の資源・エネルギーの需要増に備え、わが国としても安定供給を確保しておくことが肝要である。現在のところ、民間企業間の長年にわたる信頼関係に基づき、市場メカニズムのなかで円滑に取引が行なわれているが、日豪 EPA により、豪州による資源・エネルギーの輸出制限の禁止、日本企業が豪州の資源・エネルギー分野に投資する際の環境改善（投資許可が必要となる下限投資額の引き上げ、審査基準の透明化等）などを実現し、こうした円滑な取引関係が中長期にわたり制度的にも保障されることが期待される。

### (2) 食料の安定供給

わが国の食糧自給率を維持、向上させることは重要であるが、同時に、自給で賄いきれない分の、海外からの安定供給を確保することも重要な課題である。資源・エネルギーと同様、日豪 EPA により、食料に関する輸出制限の禁止、食料生産に投資する際の環境改善などを実現できれば、わが国の食料安全保障に寄与すると期待される。

### (3) 関税

日本から豪州への主要輸出品のうち、自動車・自動車部品（乗用車 10%、商用車 5%）、エンジン（5%）、タイヤ（5～10%）、テレビ（5%）等に関税が課されている。5～10%という水準ではあるが、日豪 EPA によりこれらの関税が撤廃されれば、それだけ日本製品の価格競争力が増し、日本からの輸出増も期待され得る<sup>1</sup>。他方、米豪 FTA により、既に米国製品に対する関税はゼロ又は段階的に引き下げられており、米国企業との対等な競争条件を確保するためにも、関税引き下げは急務である。

### (4) 税制

移転価格税制の適用により、日豪間で二重課税が発生している。この場合、両国間の租税条約により、両国の当局による相互協議で解決が図られることになっているが、努力規定にすぎないため、実際には合意に至らないまま、企業の負担となるケースが多い。こうした企業へのしわ寄せを防ぐため、日豪 EPA により当局間の相互協議の円滑な実施を保障すべきである。

### (5) 政府調達

豪州は WTO 政府調達協定に加盟していないため、豪州政府の調達については、最恵国待遇、内国民待遇といった条件が、法的に約束されていない状況にある。日豪 EPA により、政府調達の自由化が約束されれば、これらの条件が法的に保

---

<sup>1</sup> 実際、豪タイ FTA が 2005 年 1 月に発効した結果、日本のあるメーカーがタイで生産する自動車の豪州への輸出が伸びている。日豪 EPA により、同じ効果が日本からの輸出にも生じると予想される。

障されるとともに、約 5 兆円とも言われる豪州の政府調達市場へのアクセスが改善される。

#### (6) その他

米豪 FTA では、サービス分野のうち、電気通信、音響映像等の分野で、豪州が WTO サービス協定(GATS)上、約束している水準以上の自由化が約束されている。これらは日本企業が競争力を有する分野でもあり、日豪 EPA で同様の成果を得ることができれば、新たな事業機会の創出につながることを期待される。

また、米豪 FTA では、弁護士、会計士、エンジニアといった自由職業サービスについて、資格の相互承認を検討するための共同委員会が設置されている。日豪間でも同様に自由職業サービスの資格や基準の相互承認を検討することは有用であると考えられる。

### 3. 日豪 EPA を考える上で特に配慮すべき事項

#### (1) 農林水産品

日本の豪州からの輸入に占める有税農林水産品の割合は 13% (2005 年) である。主な品目は牛肉(8%)、乳製品、小麦、大麦、砂糖等である。

豪州の農業は規模、効率性の面で日本とは桁違いであり、わが国農業が急激な自由化により豪州との競争にさらされると、現在、進めている農業構造改革も頓挫しかねない。したがって、日豪 EPA の交渉に当たっては、農林水産品分野のセンシティブティには十分配慮する必要がある。

#### (2) 非鉄金属

日本は非鉄金属分野で銅、亜鉛、鉛、ニッケル等を生産しており、これらの製品には約 3%の関税を課している。豪州はこれらの製品につき大きな輸出競争力を有する。他方、わが国の非鉄金属部門は、諸外国に比べても厳しい環境管理を求められるため、豪州より不利な競争条件を強いられている。日豪 EPA の交渉に当たっては、この分野のセンシティブティにも配慮する必要がある。

### 4. 結論

日本にとってセンシティブな品目の取り扱いについては適切な対応が必要であり、また農業構造改革の進捗状況等にも十分に配慮すべきであるが、日豪 EPA は両国の産業、消費者にメリットを与え、日豪間の経済関係のより一層の強化に資するものである。したがって、現在実施されている政府間共同研究において EPA のメリット、デメリットを早急に検討し、できるだけ早く日豪 EPA 交渉を開始することを強く求める。

以 上

## WTO 及び日豪 EPA 交渉に関する特別決議

昨年 7 月末から中断していた WTO 農業交渉が再開され、一方では豪州との EPA (経済連携協定) の交渉開始を控えるなど、我々は、わが国食料・農業・農村の存亡にかかわる重大な局面を迎えようとしている。

WTO 農業交渉は、現在二国間による水面下の交渉が活発化しており、米国と EU が譲歩の姿勢を見せるなど、交渉が一気に加速化しつつある。モダリティの確立に向けて再開されたこの重要な交渉において、わが国政府は「多様な農業の共存」という従来からの主張を堅持し、G10 提案の実現に向けて断固たる交渉姿勢を貫き通すべきである。

また、豪州を含む EPA 交渉においては、わが国の重要な農畜産物の関税を撤廃した場合、農業だけでなく、関連産業を含め、地域経済に甚大な影響を及ぼし、食料自給率も 12%に低下するという深刻な影響試算が公表されている。こうした事態は、国民生活の上で極めて憂慮すべきことであり、わが国の重要な農畜産物の「除外」を絶対に勝ち取らなければならない。

WTO や日豪 EPA 交渉においては、わが国の食料・農業・農村、さらには国民経済全体にとって禍根を残すような結果となってはならない。そのためにも、国民理解を促進する取り組みを一層強化し、我々の主張に基づいた農産物貿易ルールが確立されるよう、組織の総力を挙げた運動を行なう覚悟である。

以上、決議する。

平成 19 年 3 月 8 日

全国農業協同組合中央会 第 53 回通常総会

## 日豪EPA交渉入りに関するJA全中会長談話

本日、日豪首脳が電話会談し、日豪EPAの交渉入りに合意した旨が伝えられている。我々はこれまで、共同研究会の最終報告書の中で、わが国の重要品目に関する例外扱いが具体的に明記されない限り、交渉入りすべきでないことを再三主張してきた経過からして、具体的な明記がないままの交渉入りは納得できるものではない。

政府は、交渉入りにあたり、与党自由民主党および衆参農林水産委員会の決議4項目をしっかりと踏まえ、これに沿った交渉を行なうべきである。そして、交渉の結果として、重要品目が必ず除外されるようにすべきであり、それができないようであれば、交渉を中断すべきである。

われわれは、今後、わが国の食料・農業の将来に禍根を残すことのないよう、重要品目の例外措置の確保に向けた運動を強力に展開していく覚悟である。

平成18年12月12日

全国農業協同組合中央会

会 長 宮田 勇

日豪EPAの交渉開始に関する件

平成十八年十二月七日  
衆議院農林水産委員会

我が国と豪州は、経済関係のみならず、米国などと並ぶ我が国の友邦として深い関係がある。

日豪EPAについては、この関係を強化し、さらに広く、かつ深化したものとすることを目標とし、なかならず、資源の安定供給がこのEPAによつて確保されることが大きな課題である。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農林水産品については、日豪間で大きな生産格差が存在することから、日豪間のEPAによつて、国内の農林水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国農林水産業・農山漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれがあるとともに、現在進めている我が国農林水産業の構造改革の取組に支障が生じるとの強い懸念がある。

日豪EPAが、真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の深化につながるものとする必要があると必要不可欠である。

よつて、政府は、日豪EPAの交渉入りをする場合には、左記の事項の実現を図ることを強く求めるものである。

記

一 米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となつて全力を挙げて交渉すること。

二 現在進行中のWTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

三 交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもつて臨むこと。

四 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

## 日豪EPAの交渉開始に関する決議

平成十八年十二月十二日  
参議院農林水産委員会

我が国と豪州は、経済関係のみならず、米国などと並ぶ我が国の友邦として深い関係がある。

日豪EPAについては、この関係を強化し、さらに広く、かつ深化したものとすることを目標とし、なかならず、資源の安定供給がこのEPAによって確保されることが大きな課題である。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農林水産品については、日豪間で大きな生産格差が存在することから、日豪間のEPAによって、国内の農林水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国農林水産業・農山漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれがあるとともに、現在進めている我が国農林水産業の構造改革の取組に支障が生じるとの強い懸念がある。

日豪EPAが、真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の深化につながるものとするが必要不可欠である。

よって、政府は、日豪EPAの交渉入りをする場合には、次の事項の実現を図ることを強く求めるものである。

一、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。

二、現在進行中のWTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

三、交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟な取扱いについて十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。

四、交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

日本にとってのメリット	メリットに対する<慎重派>の意見
<p>○ 包括的な戦略的関係の強化 政治的な関係を強化する上でも非常に有効な手段。 アジア太平洋地域における統合プロセスにおいてリーダーシップを示すことが可能。</p>	<p>← 戦略的関係を強化しようというのであれば、別次元の協力関係として行われるべき。 あえて、それをFTAで行うのであれば、国民的議論が必要。</p>
<p>○ 資源・エネルギーの安定供給の確保 中国の資源・エネルギー需要の急増が見込まれ、今後、中豪FTAに豪州からの安定供給に関する条項が盛り込まれれば、日本の資源・エネルギー安全保障に影響が及ぶことが懸念される。資源・エネルギーに関する安定供給条項を盛り込むことができれば、我が国の資源・エネルギーの安定供給に寄与する。</p>	<p>← 日本は資源・エネルギーをすでに無税化しており、今さら経済界が関税撤廃で得る利益は少ない。 資源の安定確保は、契約生産から適切な価格による買取りという市場ルールによる以外になく、EPAでは企業間の取引まで規定できない(中国が高値を示せば日本は買い負けるだけ)。資源の安定確保は、あくまで期待でしかない。</p>
<p>○ 第3国に比べて不利でない条件の確保 米豪FTA(2005年1月発効)による豪州市場での日本企業の不利な条件(自動車の5%関税)を是正することが可能となる。</p>	<p>← アメリカでの自動車の現地生産も進んでいるため、日本の自動車業界に決定的な不利益をもたらすとは考えにくい。</p>
<p>○ 知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定 先進資本主義国同士のEPAとして、東アジア地域での経済統合のモデルとなりうる。</p>	
<p>○ 経済成長への貢献 ・国内総生産の増大(2020年には、GDPは0.03~0.13%増加、20年間の国内総生産への寄与額(正味現在価値)の推計値 およそ2兆3000億円、20年間に得る消費者の利益 およそ5兆7000億円) ・貿易・投資の拡大</p>	
<p>○ 食料の安定供給 東アジア諸国の食料需要の拡大が見込まれる中、食料に関する安定供給条項を盛り込むことができれば、我が国の食料安全保障に寄与する。</p>	<p>← 地球温暖化により、豪州には今後も、干ばつ、大凶作が起る可能性が高く、豪州への食料依存を強めることは避けるべきである。</p>
<p>○ 輸出促進効果 日本の農産物輸出倍増の目標に寄与する。</p>	<p>← 輸出増加は1億円も見込めず(農林水産省)</p>
<p>○ 市場開放は日本農業の構造改革につながる 所得移転政策を講ずることにより、競争力のない農業者がスムーズに撤退すれば、結果として、真に競争力のある農業者に資源(農地等)が集中し、農業の効率化に役立つ。</p>	<p>← 日豪間の生産性格差は大きく、この格差を縮小するためには、関税措置は必要 直接支払い等の追加的な支援策は必要だが、国境措置をすべてそれに置き換えることは不可能。市場開放の議論では、直接支払いを行うにせよ、その財源をどうするか、日本農業をどうするかという議論が欠けており、国民的議論が必要。</p>

日本にとってのデメリット	デメリットに対する<推進派>の意見
<p>○ 牛肉、乳製品等の4品目について国内生産の大幅な減少、関連産業に係る経営・雇用への影響が大きい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪州からの主要な輸入農産物は、牛肉、乳製品等我が国の重要品目であり、相手国の市場解放の関心品目と一致(重要品目の重複)。</li> <li>・圧倒的な生産条件格差(1戸当たり平均経営面積は日本の1800倍)があるため、最大限効率化しても、日本農業が豪州とコスト面で競争できる見込みは限りなくゼロに近い。</li> <li>・豪州の農産物は、価格面、品質面においても有利であり、輸出余力も大きい</li> </ul> <p>⇒ このため、関税が撤廃された場合、新たに追加的な支援等を行わない限り、価格面で不利な日本産農産物は、豪州産農産物に置き換わり、それに見合う国内農業生産が縮小して、大きなダメージを与えるおそれがある。</p> <p>○ 今後の日米・日加 EPA 交渉への波及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪州に認めたことは、必ず米国にも認めざるをえず、さらに大きなダメージを受ける。</li> </ul> <p>○ 農政改革の継続が困難になるおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関税撤廃されれば、品目横断的経営安定対策も財政難から破綻しかねない。</li> </ul> <p>○ 国土環境保全等の多面的機能への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地の増加、農地の消失による深刻な窒素蓄積等</li> </ul> <p>○ 食料自給率の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料自給率の低下は、国家としての危機管理上、重大なリスク</li> <li>・食料自給率の向上を目標に掲げながら、農産物輸入を増やす EPA 交渉を加速させることには大きな矛盾がある。</li> </ul>	<p>← すべての農産物の関税を撤廃しても、(豪州の)対日輸出は5%増えるだけで、日本農業への影響はごくわずか(豪州 hp)。</p> <p>貿易の自由化は一国全体の経済的利益になる。 アジア域内における人やモノの移動を促進する経済統合の総合戦略が、日本経済活性化のためにも必要。</p> <p>グローバル化を前提とした日本農業の強化が必要。弱小農家の保護に縛られるこれまでの護送船団方式を捨てて、グローバルな環境の中で強い農家を育てる方向に変えていく必要がある。</p> <p>衰退部門に対しては、政策的な所得移転政策を講ずるべき。競争力のない農業者がスムーズに撤退すれば、結果として真に競争力のある農業者に資源(農地等)が集中し、所得移転政策は農業の効率化に役立つ。</p> <p>日豪 EPA 議論は、国境措置に留まり、所得移転政策など国内政策に及んでいない。過去の過保護農政を反省し、撤収や衰退に対する所得移転プログラムを整備する必要がある。</p> <p>← 市場開放は日本農業の構造改革につながる。 所得移転政策を講ずることにより、競争力のない農業者がスムーズに撤退すれば、結果として、真に競争力のある農業者に資源(農地等)が集中し、農業の効率化に役立つ。</p> <p>← 食料安全保障は本来、生産と輸入、備蓄により行われるべき。自国の食料生産拡大だけでなく、輸入国からの供給安定により図られるべきものである。</p>

資料：各種資料を基に衆議院農林水産調査室作成



## ○ 日豪EPAに対する学識者等の主な意見

### <推進派>

#### ○ 伊藤元重（総合研究開発機構（NIRA）理事長）

- ・アジア地域で多くのFTA/EPAが締結される中で、日本がこの流れに乗り遅れることは日本にとって大きな損失である。経済的効果もさることながら、近隣諸国との政治的な関係を強化する上でも非常に有効な手段である。
- ・アジア地域における日本の存在が埋没しないよう、経済戦略を明確にして、内外に発信していく必要がある。ASEAN+日中韓3国に、インド・オーストラリア・ニュージーランドの3国を加えた広域のFTA/EPAを中期目標に掲げ、その実現に向けた工程表を構築することが必要。
- ・グローバル化を前提とした日本農業の強化が必要。弱小農家の保護に縛られるこれまでの護送船団方式を捨てて、グローバルな環境の中で強い農家を育てる方向に変えていく必要がある。

（NIRA政策レビュー 2006年6月号）

#### ○ 神門善久（明治学院大学経済学部教授）

- ・貿易の自由化は一国全体の経済的利益になる。衰退部門に対しては、政策的な所得移転政策を講ずるべき。競争力のない農業者がスムーズに撤退すれば、結果として真に競争力のある農業者に資源（農地等）が集中し、所得移転政策は農業の効率化に役立つ。
- ・日豪EPA議論は、国境措置に留まり、所得移転政策など国内政策に及んでいない。過去の過保護農政を反省し、撤収や衰退に対する所得移転プログラムを整備する必要がある。

（農業と経済 2007年5月号）

#### ○ 伊藤隆敏（経済財政諮問会議議員＝東京大学教授）

- ・アジア域内における人やモノ、カネの移動を促進する経済統合の総合戦略が、日本経済の活性化のためにも必要。FTAへの取組は中韓両国に比べても出遅れており、喫緊の課題。
- ・農業については、農林水産省が保護政策を取っているが、それによって良くなり、疲弊している。農業は効率性を上げて、生産コストを下げる視点が大切。生産性が低い農家には退場してもらわないといけない。
- ・外国から農産物が入ってくることによって食料自給率の低下を懸念する声があるが、リスクは大きくない。

（日経新聞 平成18年10月12日等）

#### ○ 木村福成（慶應義塾大学経済学部教授）

- ・アジア太平洋地域での先進国のFTA締結状況を分析し、日本が東アジア経済のプレーヤー役を果たすために、日本とオーストラリアとのEPAなどを早めにまとめる必要がある。

（日本農業新聞 2007年4月18日）

## <慎重派>

### ○ 鈴木宣弘（東京大学農業生命科学研究科教授）

- ・すでに豪州の自動車・家電等、鉱工業品の輸入関税は低く、また現地生産も進んでいるため、日本の産業界の利益は小さい。
- ・豪州から日本への農産物輸出のうち、日本側の重要品目の占める割合が極めて高い。一戸当たりの耕地面積が日本の数千倍もあるため生産性格差は最大。最大限効率化しても、日本農業が豪州とコスト面で競争できる見込みは限りなくゼロに近い（直接支払いで補填するにも財源に限度がある）。また、安いだけでなく品質も高く、輸出余力が大きいため、日本農業及び関連産業への打撃が大きい。
- ・食料自給率の低下は、国家としての危機管理上、重大なリスクとなる。
- ・農業の縮小（農地の消失による深刻な窒素蓄積等）により、国土環境と国民の健康に被害が及ぶ。
- ・豪州との間で自由化を徹底することは、日本農業不要論とほぼ同義である。日本に農業が不要かどうか、国民的議論が必要。

（農業と経済 2007年5月号）

### ○ 服部信司（東洋大学経済学部長）

- ・日本は資源・エネルギーをすでに無税化しており、今さら経済界が関税撤廃で得る利益は少ない。また、米豪FTAによる日本の自動車メーカーが被る不利益について言及されているが、アメリカでの生産も進んでいるため、日本の自動車業界に決定的な不利益をもたらすとは考えにくい。
- ・日豪FTAの意義として「資源の安定確保」が挙げられるが、それは、契約生産から適切な価格による買取りという市場ルールによる以外になく、FTAでは企業間の取引まで規定できない。よって、「資源の安定確保」はあくまで期待でしかない。
- ・「総合的な絆の強化」をしようというのであれば、別次元の協力関係として行われるべきである。
- ・生産性格差を縮小するためには、関税措置は必要。もちろん、直接支払いは必要だが、国境措置をすべてそれに置き換えることは不可能。市場開放の議論では、直接支払いを行うにせよ、その財源をどうするか、日本農業をどうするかという国民的議論が必要。

（農業と経済 2007年5月号等）

### ○ 田代洋一（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授）

- ・日本農業に壊滅的な打撃を与え、しかも食料自給率が30%に低下することが予想される。これは、WTO日本提案で「多様な農業の共存」を主張し、食料自給率の向上を基本法で定めた日本が採りうる道ではない。
- ・なぜ、いま、日豪FTAなのか。中国との鉱物資源確保の争いというのが通説だが、日本は資源・エネルギーをすでに無税化している。農業面の関税引下げでオーストラリアにメリットを与えることで将来の資源確保をより有利にしようとする思惑だろうが、そのために農業を生け贄に差し出すのは国益に沿わない。

（農業協同組合新聞 2007年4月2日）

○ 辻井博（石川県立大学教授）

- ・生産コストで10～20倍の格差があるのに、関税撤廃が原則という危険な交渉をするのは、常識的に考えておかしい。日豪FTAと日本農業が両立できるというのはいり得ない。
- ・品目横断的経営安定対策さえも、関税撤廃されれば財源難から破綻し、農政矛盾を来たす。
- ・農業が、食料安全保障を含め、文化、伝統、国土・景観保全など多面的機能を持つことは、今や世界の常識。それを一夜にして駄目にしようとしている。

（日本農業新聞 2006年12月13日）

○ 伊庭みか子（安全な食と環境を考えるネットワーク事務局長）

- ・日本政府は、食料自給率の向上を目標に掲げながら、農産物輸入を増やすEPA交渉を加速させていることには、大きな矛盾がある。

（日本農業新聞 2007年1月18日）




# 米韓FTAの影響

○米韓FTAの影響は我が国産業界への影響大。産業界は従来から日米EPAの研究を要望しているが、今回の合意は日米EPAの議論にとって良い刺激となるもの。


○米韓FTAに続き、5月7日に韓EU・FTA交渉が開始。中国等とのFTAも具体化する可能性あり。EUには高関税品目が存在し、韓EU・FTAは、我が国産業界に対し、甚大な影響。

## 米韓FTAの日本産業界への影響

**1. 米国市場** 

平均実行関税率は3.6%であり、既に自由化は進んでいるものの、以下の分野等における影響。

**(1) 電気・電子**  
 日韓企業が激しい競合関係にある薄型テレビでは、5%の関税撤廃はインパクトのある数字。  
 (注)37型以上の薄型テレビの場合、この一年間で価格下落率は30%。限界に近い価格競争下にある。

**2. 韓国市場** 

平均実行関税率は11.2%であるが、韓国市場自体が大きくないこと、米国との競合が少ないことから、日本産業界への影響は、米国市場に比べて大きくないと考えられる。しかし、日韓EPAの早期再開が望ましい。

品目名	米国の関税率	日→米		韓→米	
		輸出額 億円	総額に占める割合	輸出額 億円	総額に占める割合
テレビ	0~5%(約半数が5%)	23	1.70%	7	1.70%
乗用車	2.5%	362	27.06%	90	21.22%
自動車部品	ほぼ全て2.5%	89	6.65%	11	2.69%

【出典】WTO-IDB, 2005年  
 ※HSコード4桁で計算(デジカメのみ6桁で計算)。

**(2) 乗用車**  
 関税は2.5%と大きくはなく、日系メーカーの現地生産比率も6割超であるという事情はあるものの、一定の影響。  
 (注)近年、日系メーカーと競合する小型車を中心に、韓国メーカーのシェアが拡大(98年1.0%→06年4.5%)。



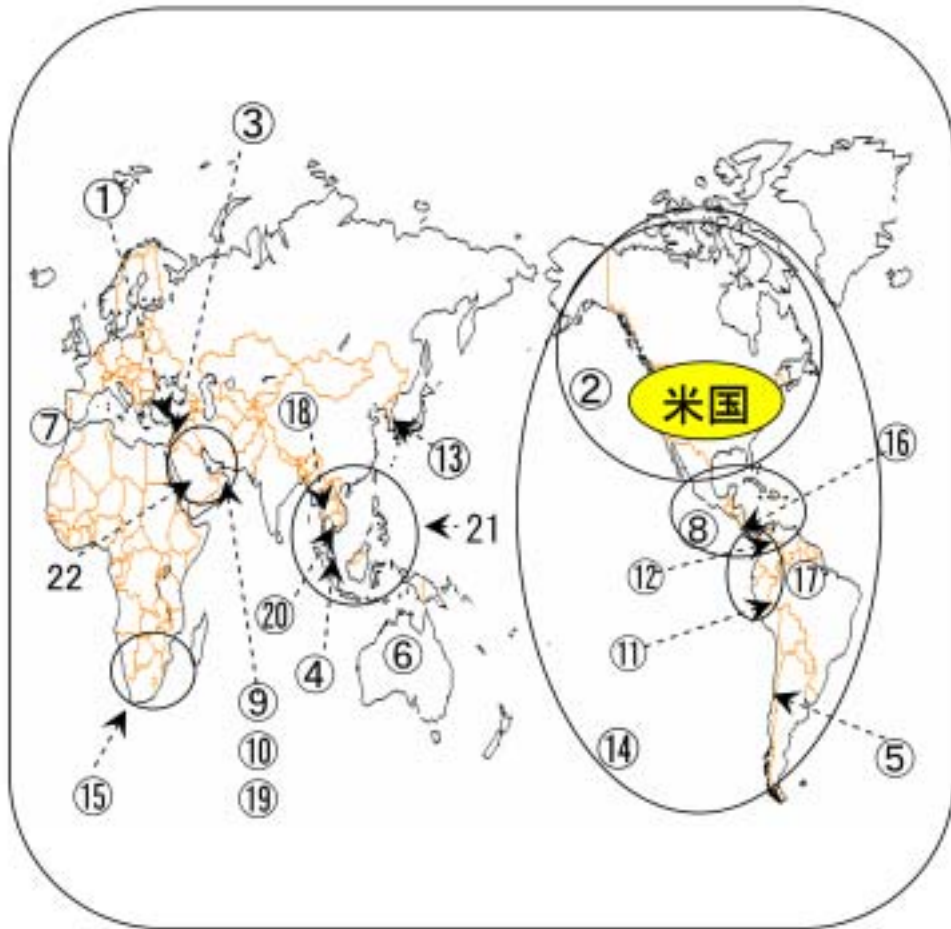
米韓FTAに続き、5月7日に韓EU・FTA交渉が開始。中国等とのFTAも具体化する可能性あり。こうした国・地域において競合する産業界の利益という観点からも注視が必要。

※特に、EUは、乗用車(10%)、薄型テレビ(14%)といった比較的関税の高い品目が残っている。

# 米国のFTA

## 米国の動向

ブッシュ政権は、自由貿易の推進を主要政策課題として掲げ、(1)多国間(WTO)、(2)地域(米州自由貿易地域:FTAA)、(3)二国間の三方面的自由化促進を並行して追求。ブッシュ政権は、2002年8月に成立した貿易促進権限法(2007年7月1日期限満了)の下、交渉中のFTAの早期締結を目指している。



### ブッシュ政権以前に発効済みのもの(括弧内は発効年)

- ①イスラエル(1985年)
- ②NAFTA(アメリカ、カナダ、メキシコ。1994年)
- ③ヨルダン(2001年)

### 最近締結したもの

- ④シンガポール: 2003年5月署名。2004年1月発効。
- ⑤チリ: 2003年6月署名。2004年1月発効。
- ⑥オーストラリア: 2004年5月署名。2005年1月発効。
- ⑦モロッコ: 2004年6月署名。2006年1月発効。

### 交渉妥結済のもの

- ⑧中米(DR-CAFTA: エルサルバドル、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア): 2004年3月に交渉妥結。同8月署名。エルサルバドル(2006年3月)、ホンジュラス、ニカラグア(2006年4月)、グアテマラ(2006年7月)との間で発効。
- ⑨バーレーン: 2004年5月交渉妥結。同9月署名。
- ⑩オマーン: 2005年10月交渉妥結。2006年1月署名。
- ⑪ペルー: 2005年12月交渉妥結。2006年4月署名。
- ⑫コロンビア: 2006年2月交渉妥結。
- ⑬韓国: 2006年6月に交渉を開始し、2007年4月に交渉妥結。

### 交渉中のもの

- ⑭米州自由貿易地域(FTAA)  
キューバを除く34カ国。2005年末までの創設を目標としていたが、2005年11月の米州サミットでの議論を受け、事実上中断。
- ⑮南部アフリカ関税同盟(SACU: 南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド): 2003年6月交渉開始。
- ⑯パナマ: 2004年4月交渉開始。
- ⑰エクアドル: 2004年5月交渉開始。2006年5月より交渉中断。
- ⑱タイ: 2004年6月交渉開始。
- ⑲アラブ首長国連邦(UAE): 2005年3月交渉開始。
- ⑳マレーシア: 2006年6月に交渉開始。

### 交渉開始見込みのもの

- 21.ASEAN諸国: 米ASEAN経済連携構想(EAI)。⑴ WTO加盟国、かつ、⑵米国と貿易投資枠組協定(TIFA)を締結している国とFTA交渉を開始する方針。締結済みのシンガポール、交渉中のタイ、マレーシアに加え、インドネシア、フィリピン、ブルネイが2条件を満たす。2006年8月、ASEANと貿易投資枠組協定を締結。
- 22.中東諸国: 米・中東自由貿易圏を10年以内に創設する構想。

# 欧州連合 (EU) の FTA

## 背景

2006年10月に発出された貿易に関する政策レビューの中で、欧州委員会は、WTO・DDAを最優先課題としつつも、以下の優先順位での締結を提案：(1)ASEAN、韓国、メルコスール、(2)インド、ロシア、GCC。



### ①既に締結したもの(24)(\*括弧内=発効年)

欧州共同体(58)、海外領土(71)、スイス・リヒテンシュタイン(73)、アイスランド(73)、ノルウェー(73)、アルジェリア(76)、シリア(77)、アンドラ(91)、ルーマニア(93)、ブルガリア(93)、トルコ(96)、フェロー諸島(97)、パレスチナ(97)、チュニジア(98)、南ア(00)、モロッコ(00)、イスラエル(00)、メキシコ(00)、マケドニア(01)、クロアチア(02)、ヨルダン(02)、チリ(03)、レバノン(03)、エジプト(04)

### 交渉中のもの

②メルコスール(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ(2006年7月加盟))：FTA(2000年交渉開始)。2006年11月に約2年半ぶりに、事務レベルにて交渉を再開。

③アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域(ACP)(79カ国)：2007年末までの経済連携協定(EPA)締結を目指す。

④湾岸協力理事会(GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、ア首連)：FTA(90年交渉開始)。早期の交渉妥結を目指し、交渉は大詰めをむかえている。

### 欧州委員会による交渉開始を承認(2007年4月)

⑤韓国：2007年5月第1回交渉。

⑥ASEAN：2007年5月、ASEAN経済大臣会合(AEM)後、交渉開始を正式合意。

⑦インド：2006年10月、EU・インド間のハイレベル貿易グループが、広範な貿易・投資協定の締結を提言。

### 加盟国に対して交渉権限の承認を要請中のもの

(2006年12月、欧州委は、加盟国に対し⑧～⑨のFTA交渉権限の承認を要請した)

⑧中米統合機構(エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ(共)、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス)：2006年5月のEU・中南米カリブ首脳会合において交渉開始に向けた手続開始を決定。

⑨アンデス共同体(コロンビア・ペルー・ボリビア・エクアドル・ベネズエラ)：2006年5月のEU中南米カリブ首脳会合において交渉開始に向けた手続開始を決定。

(資料5-10) EU新通商戦略の基本認識・目標及び行動計画

EU新通商戦略の基本認識・目標

域内政策	対外政策
<p><b>①競争的な市場(Competitive markets)</b> グローバルに競争力のあるEU企業育成のためには、単一市場(single market)の維持・強化が不可欠である。</p> <p><b>②開放性(Openness)</b> 域内における成長促進・雇用創出と国際的な競争力の維持・強化には、市場の開放が極めて重要である。</p> <p><b>③社会的正義(Social justice)</b> 市場開放が特定の地域・労働者に与える潜在的に破壊的な影響に対応しなければならない。社会的規制・環境基準・文化的多様性といったEUの価値の促進にも努めるべき。</p>	<p><b>①非関税障壁(Non-tariff barriers)</b> 相互認証、国際標準化、規制対話、技術支援などにより、貿易歪曲的なルールの抑止が重要である。</p> <p><b>②資源へのアクセス(Access to resources)</b> エネルギー、金属、農産物を含む主要一次産品、皮革などの資源へのアクセス制限への取組が優先課題である。</p> <p><b>③成長の新分野(New areas of growth)</b> 知的財産権、サービス、投資、政府調達及び競争政策における透明性、効果的なルールの策定、ルールの適切な執行が重要である。</p>

(資料)European Commission External Trade, Global Europe: competing in the world より、みずほ総合研究所作成



## EU新通商戦略の行動計画

<b>(1) WTO (世界貿易機関)</b>
世界は強力な多国間自由貿易体制を必要としており、EUやWTOを支持。凍結されたドーハ・ラウンド交渉の可及的速やかな再開に努める。
<b>(2) FTAs (自由貿易協定)</b>
FTAが多国間自由貿易体制に好影響を与えるには、包括的で、実質的にすべての貿易を自由化し、WTOの規律を超える内容とならなければならない。今後のFTA締結相手国は、市場の潜在性と保護の度合い、EUの競争相手とのFTA交渉状況等を勘案して決定する。これらの基準に照らして、ASEAN、韓国、メルコスール(交渉中)が優先相手国となる。また、インド、ロシア、湾岸協力会議(GCC、交渉中)が候補国として挙げられる。
<b>(3) 大西洋横断貿易(Transatlantic trade)と競争力</b>
欧米間貿易は世界経済の中核を成している。欧米間の問題である非関税障壁の撤廃に取り組むとともに、知的財産権保護などのグローバルな課題に協力して取り組む必要がある。
<b>(4) 中国</b>
中国は、EUがグローバリゼーションを成長促進と雇用創出の機会とする能力を有するかを試す、単一国としては最大の試金石である。欧州委員会は近日中に包括的な対中戦略を策定する。
<b>(5) 知的財産権保護の執行(enforcement)</b>
今後の二国間協定における知的財産権保護の強化と、知的財産権保護に関する既存の約束の履行を求める。中国、ロシア、ASEAN、韓国、メルコスール、チリ、ウクライナ、トルコを優先国として、協力を強化する。
<b>(6) 新たな市場アクセス戦略</b>
欧州委員会は、1996年に開始された市場アクセス戦略を更新した新たな戦略を2007年初に策定する。
<b>(7) 公共調達(Public procurement)</b>
EUの主要貿易相手国のほぼすべてが制限的な公共調達慣行を有している。欧州委員会は、新たな協定の交渉を含む、対応策の提案を検討している。
<b>(8) 貿易防衛措置(Trade Defense Instruments)の再検討</b>
貿易防衛措置は、多国間自由貿易体制の一部を成すものであり、不公正な貿易慣行が対外開放の利益を損なわないようにするものである。他国が貿易防衛措置を濫用することを防ぐとともに、自らは生産者や消費者などに加え、域外国との分業などにも配慮した幅広い利益を考慮して効果的な貿易防衛措置をとれるようにしなければならない。

(資料)European Commission External Trade, Global Europe: competing in the world より、みずほ総合研究所作成

制 度	概 要
1 関税割当制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率(一次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(二次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る仕組み。</li> <li>○ 対象品目(農林水産省所管) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) UR合意により、輸入割当から関税措置に転換(包括的関税化)し、現行アクセスの維持・拡大の観点から関税割当制度の対象となった品目(関税化品目) <ul style="list-style-type: none"> <li>①その他の乳製品、②脱脂粉乳、③無糖れん乳、④ホエイ等、⑤バター及びバターオイル、⑥雑豆、⑦でん粉、イヌリン及びでん粉調製品、⑧落花生、⑨こんにやく芋、⑩調製食用脂、⑪繭</li> </ul> </li> <li>(2) UR合意以前から関税割当制度の対象となっている品目(従来品目) <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫とうもろこし、⑬ナチュラルチーズ、⑭麦芽、⑮糖みつ、⑯無糖ココア調製品、⑰トマトピューレー及びトマトペースト、⑱パイナップル缶詰</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2 国家貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排他的な輸出または輸入特権を付与された国家機関または企業が一元的輸出入を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①農林水産省(関税化品目) <ul style="list-style-type: none"> <li>米：ミニマム・アクセス機会に係る輸入(マークアップ(292円/kg以下)を徴収)の実施・販売。99年4月以降、関税措置への切りかえに伴い、ミニマム・アクセス外の輸入につき納付金(292円/kg)及び関税(49円/kg)を徴収。</li> <li>小麦・大麦：枠内輸入(マークアップ(例：小麦：45.2円/kg)を徴収)の実施・販売。枠外輸入につき、納付金(45.2円/kg)及び関税(9.8円/kg)を徴収。</li> </ul> </li> <li>②農畜産業振興事業団(関税化品目) <ul style="list-style-type: none"> <li>指定乳製品(脱脂粉乳、バター)：枠内輸入(マークアップ(例：脱脂粉乳 304円/kg以下)を徴収)の実施・販売。枠外輸入につきマークアップ(304円/kg)及び関税(21.3%+92円/kg)を徴収。</li> <li>生糸：調整金(190円/kg)を徴収</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
3 差額関税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豚肉：海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止する目的 <ul style="list-style-type: none"> <li>①輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護</li> <li>②価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る</li> </ul> </li> </ul>
4 セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別セーフガード：UR合意による関税化品目のみを対象として認められたものであり、輸入基準数量を超える輸入の増大、発動基準価格を下回る輸入価格が低下したとき、自動的に関税引き上げを行うもの。(1(1)、国家貿易品目)</li> <li>○ 一般セーフガード：全品目が対象であり、輸入の急増により、国内産業に重大な損害又はその恐れがあり、国民経済上緊急に必要であると認められるとき、関税引き上げや輸入数量制限を行うもの。</li> </ul>
5 衛生・植物検疫 衛生植物検疫措置の 適用に関する協定 (SPS協定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な措置。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食品添加物や残留農薬の基準(食品衛生分野)。</li> <li>②植物に有害な病害虫(例えば、チチュウカイミバエ)が、輸入植物に付着して国内に持ち込まれるのを防ぐための措置(植物検疫分野)。</li> <li>③家畜等の動物に有害な疾病(例えば、BSE、鳥インフルエンザ)が、輸入動物・加工品に付着して国内に持ち込まれるのを防ぐための措置(動物検疫分野)。</li> </ul> </li> </ul>
6 表示・規格等 貿易の技術的障害に 関する協定(TBT協定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命又は健康の保護、環境の保全、詐欺的な行為の防止などを目的として、必要な強制規格、任意規格又は適合性評価手続を作成し、適用することが認められており、SPS協定の対象となる衛生植物検疫措置が適用されるものを除き、工業品及び農産品を含め、すべての産品に適用。(例：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく品質表示基準)</li> </ul>

品目	平成18年度		平成19年度	
	経営安定対策等の概要	予算額	経営安定対策等の概要	予算額
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地づくり対策： 地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産を推進する産地の取組を支援</li> <li>稲作所得基盤確保対策(稲得)： 米の価格変動の影響を緩和し、農家の経営の安定を図るため、販売価格が基準価格を下回った場合に、国及び生産者の抛し金を原資に米価下落の度合いに応じ補てん金を交付</li> <li>担い手経営安定対策(担経)： 価格変動の影響の大きい一定の経営規模以上の「担い手」を対象に、「稲作所得基盤確保対策」の上乗せ措置として、国及び生産者の抛し金を原資に収入減少の一定割合について補てん金を交付</li> <li>集荷円滑化対策： 豊作による過剰米を出来秋の段階で市場から隔離することにより米価の下落を防止</li> </ul>	<p>1,678億円</p> <p>623億円</p> <p>78億円</p> <p>26億円</p> <p>計2,405億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地づくり対策： 地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産を推進する産地の取組を支援。また、「稲得」の機能は、新たな産地づくり対策の中のメニューの1つ「稲作構造改革促進交付金(290億円)」として、都道府県の設計により「品目横断的経営安定対策非加入者」を対象に行えるよう措置</li> <li>「担経」の機能は、品目横断的経営安定対策の「収入減少影響緩和対策(ナラシ)」に移行</li> <li>耕畜連携水田活用対策 飼料生産振興に直接結びつく取組を支援</li> <li>過去の生産実績がない案件等への対応 品目横断的経営安定対策加入者が規模拡大や生産調整の強化等への対応により、過去実績を超えて麦・大豆等を生産する場合などに支援</li> <li>水田農業構造改革対策推進交付金： 都道府県協議会及び地域協議会に対する支援</li> </ul>	<p>1,767億円</p> <p>54億円</p> <p>71億円</p> <p>17億円</p> <p>1,909億円</p>
麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>麦作経営安定資金： 国内産麦の生産を確保し、農家の経営の安定を図るため、外国産麦の売買差益を主な原資とする交付金を交付</li> </ul>	1,036億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目横断的経営安定対策 「生産条件不利補正対策(ゲタ)」 「収入減少影響緩和対策(ナラシ)」</li> </ul>	1,395億円
大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>大豆交付金： 国産大豆の生産を確保し、農家の経営の安定を図るため、一定の単価による交付金を交付</li> </ul>	235億円		<p>19年産総額 (1,700億円)</p> <p>注1</p>

品目	平成18年度		平成19年度	
	経営安定対策等の概要	予算額	経営安定対策等の概要	予算額
(大豆)	・大豆経営安定対策： 大豆の価格変動の影響を緩和し、農家の経営安定を図るため、大豆の販売価格が基準価格を下回った場合に、国及び生産者の拠出金を原資にその差額の一定割合を補てん	20億円		
甘味資源作物 (てん菜、さとうきび)	・糖価調整制度： 北海道のてん菜及び鹿児島県南西諸島・沖縄県のさとうきびについて、国内生産を確保し、農家の経営の安定を図るため、国が定める最低生産者価格以上で買入れた国産糖企業に対し、輸入糖及び異性化糖からの調整金及び一般会計からの交付金を原資とする国内産糖交付金を交付（輸入糖等からの調整金の徴収及び交付業務は、(独)農畜産業振興機構が実施)	103億円 (571億円) 注2	(てん菜) ・品目横断的経営安定対策 「生産条件不利補正対策(ゲタ)」 「収入減少影響緩和対策(ナラシ)」	麦・大豆欄を参照
			(さとうきび) ・甘味資源作物交付金： 生産者の所得を確保し砂糖の安定供給を図るため、一定の要件を満たす者を対象とし、さとうきびの生産コストのうち、取引価格では賄えない部分に対して、輸入糖及び異性化糖からの調整金及び一般会計からの交付金を原資とする交付金を交付（輸入糖等からの調整金の徴収及び交付業務は(独)農畜産業振興機構が実施)	42億円 (137億円) 注2
でん粉原料用いも(ばれいしょ、甘しょ)	・抱き合わせ販売： 北海道のばれいしょ及び南九州の甘しょについて、国内生産を確保し、農家の経営の安定を図るため、でん粉原料用とうもろこしを輸入する者に対し、関税を無税化する代わりに、国が定める原料基準価格以上で国内産でん粉を購入することを義務付け	ユーザー負担のため、国庫負担なし	(でん粉原料用ばれいしょ) ・品目横断的経営安定対策 「生産条件不利補正対策(ゲタ)」 「収入減少影響緩和対策(ナラシ)」	麦・大豆欄を参照
			(でん粉原料用甘しょ) ・でん粉原料用いも交付金： 生産者の所得を確保しでん粉の安定供給を図るため、一定の要件を満たす者を対象として、でん粉原料用かんしょの生産コストのうち、取引価格では賄えない部分に対して、コーンスターチ用輸入とうもろこし等からの調整金を原資とする交付金を交付(コーンスターチ用輸入とうもろこし等からの調整金の徴収及び交付業務は(独)農畜産業振興機構が実施)	(45億円) 注3
野菜	・野菜価格安定制度： 主要な野菜の価格変動の影響を緩和し、農家の経営安定を図るため、国、都道府県及び生産者の拠出金を原資として販売価格の下落の度合いに応じて補給金を交付	95億円	18年度と同様(ただし、認定農業者を基本とした「安定的・継続的生産者」の作付面積シェアなどに応じて産地を3つに区分し、その区分毎に補てん率に格差を付けるなどの制度変更)	121億円

品目	平成18年度		平成19年度			
	経営安定対策等の概要	予算額	経営安定対策等の概要	予算額		
果実	・果樹経営安定対策： うんしゅうみかん及びりんごについて、価格変動の影響を緩和し、果樹経営者の経営安定を図るため、販売価格が基準価格を下回った場合に、国、都道府県及び生産者の拠出金を原資として、その差額の一定割合を補てん	32億円	・果樹経営支援対策事業： 産地計画に基づき構造改革を進める産地・担い手への支援（優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等）	(48億円) 注4		
畜産	牛乳・乳製品	・加工原料乳生産者補給金： 生乳の生産を確保し、酪農経営の安定を図るため、一定の単価による補給金を交付  ・加工原料乳生産者経営安定対策： 加工原料乳価格の変動の影響を緩和し、酪農経営の安定を図るため、取引価格が基準価格を下回った場合に、国、都道府県及び生産者の拠出金を原資として、その差額の一定割合を補てん	213億円  23億円	18年度と同様  18年度と同様	211億円  29億円	
	牛肉	・肉用子牛生産者補給金： 肉用子牛の価格変動の影響を緩和し、畜産農家の経営安定を図るため、肉用子牛の販売価格と保証基準価格の差額に対し生産者補給金を交付  ・肉用牛肥育経営安定対策事業： 肉用牛肥育経営の安定を図るため、都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が平均家族労働費を下回った場合に、国及び生産者の拠出金を原資として、四半期ごとに補てん金を交付	145億円  144億円	18年度と同様  18年度と同様	145億円  144億円	
産	豚肉	・地域肉豚生産安定基金造成事業： 豚肉の価格変動の影響を緩和し、畜産農家の経営安定を図るため、販売価格が安定基金発動基準価格を下回り、かつ、生産者積立金が不足した場合に、国が造成する安定基金を原資として、補てん金を交付	50億円	18年度と同様	50億円	
	鶏卵	・卵価安定基金： 鶏卵の価格変動の影響を緩和し、養鶏経営の安定を図るため、取引価格が基準価格を下回った場合に、国及び生産者の拠出金を原資として、その差額の一定割合を補てん	13億円	18年度と同様	12億円	
計	18年度作物等別予算合計(注5)		5,085億円	19年度作物等別予算合計(注5) (うち品目横断的経営安定対策分)		4,593億円 (1,700億円)

注1 品目横断に係る平成19年産総額：1,700億円とは、「生産条件不利補正対策(ゲタ)：1,395億円」と「収入減少影響緩和対策(ナラシ)：305億円(当初見込み)」を合計したものであるが、19年産に対する「収入減少影響緩和対策(ナラシ)」の実際の支払いは、平成20年度に行われることから、平成20年度概算要求において「収入減少影響緩和対策(ナラシ)：444億円」を計上している。

2 甘味資源作物欄の( )内は、(独)農畜産業振興機構が輸入糖及び異性化糖から徴収した調整金のうち、生産者への支援部分に充当される金額(砂糖年度ベース)であり、( )外は、国費で同機構を通じて生産者に支払われる金額(年度ベース)である。なお、18年度は、前制度のため国産糖企業に対する支払いである。

3 でん粉原料用甘しょ欄の( )内は、(独)農畜産業振興機構がコーンスターチ用輸入とうもろこし等から徴収した調整金のうち、生産者への支援部分に充当される金額(でん粉年度ベース)である。

4 果樹欄の果樹経営支援対策事業の所要額は、(財)中央果実生産出荷安定基金協会に積み立てられている基金からの支出である。

5 合計額は、国費に(独)農畜産業振興機構及び(財)中央果実生産出荷安定基金協会の支出する金額を合計したものである。なお、19年度の合計額には、「品目横断的経営安定対策」の「収入減少影響緩和対策(ナラシ)：305億円(当初見込み)」も含まれている。

# 国境措置（関税）に対する考え方

(農林水産省作成資料)

国境措置（関税）は、国産品と輸入品を対等にするための手法であり、WTOで認められているもの

## 1 諸外国との生産性格差を調整するため、我が国農業としては必要不可欠

我が国の農業は国土条件の制約等があり、米国、豪州等の農業との間には、埋めることができない生産性格差が存在する。こうした生産性格差を調整するための国境措置が必要。

### ○ 我が国と豪州の国土・農業の比較

	日本	豪州	日本との比較
国土面積(百万ha)	38	774	20倍
農用地面積(百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積(ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当たり農地面積(ha/人)	0.04	22.9	573倍

資料: 国土面積及び農用地面積はFAOSTAT(2002)。その他の指標は、日本は2005年(農林業センサス等)、豪州は2003年(豪州作物統計)。豪州の農用地の大半は放牧地(耕地面積は農用地面積の1割で48百万ha)

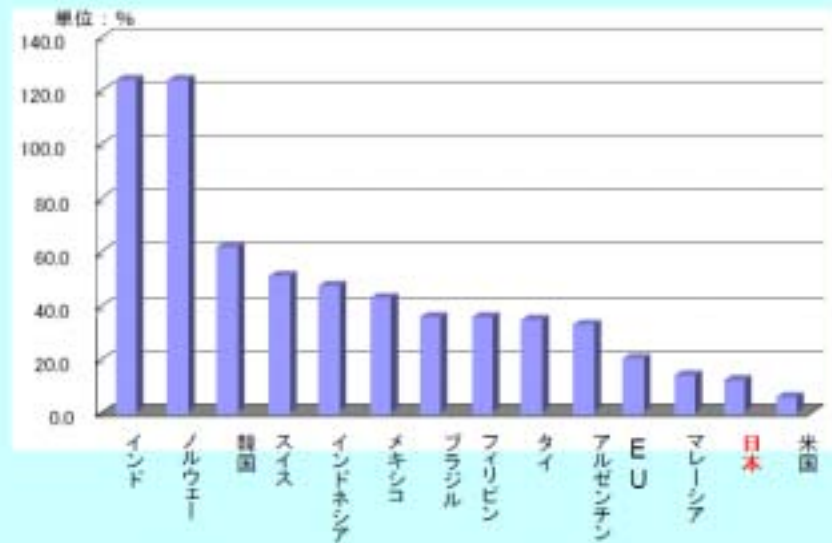
## 3 関税率は内外価格差に基づいて設定

コメ、小麦、乳製品等の関税水準は、UR合意を踏まえ、従来の国境措置が関税化される際、内外価格差に基づき、関係各国とも調整の上、決定されたもの。

## 2 我が国農産物の関税は低水準

我が国の農産物平均関税率は12%であり、米国(6%)に比べれば高いものの、相当量の輸出を行っているEU(20%)やアルゼンチン(33%)よりも低い水準。

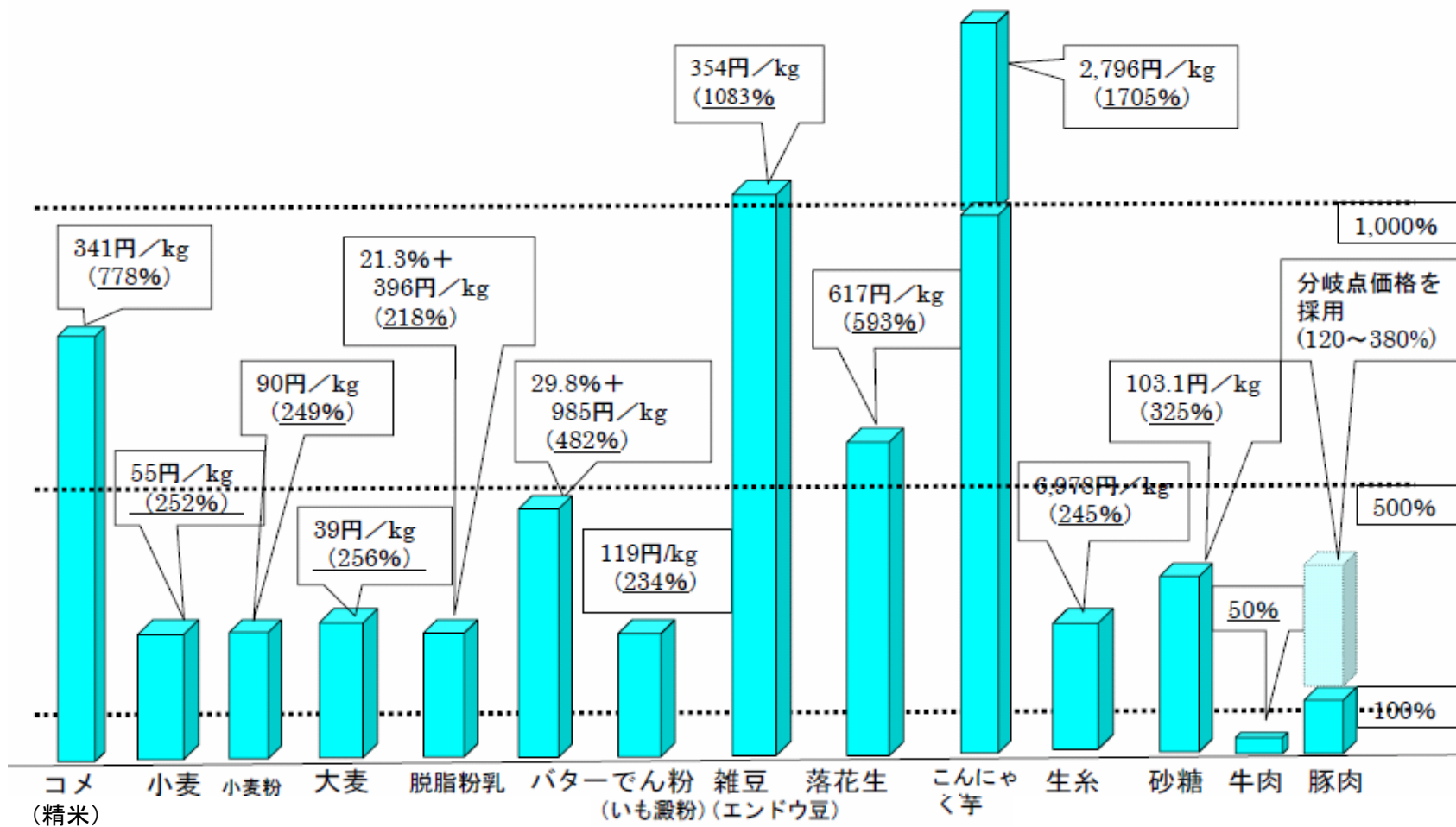
### ○ OECD加盟国の農産物平均関税率(2000年協定税率)



出典: OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

(資料6-4)

## 日本の主要農産物の関税水準



農林水産省資料

(資料6-5)

表 12.3 輸入額で加重平均された実効関税の比較

(部門別・国別 (%))

輸入地域	農産物・加工食品	農産物のみ	加工食品のみ	繊維・衣類	その他工業品
高所得国					
オーストラリア・ニュージーランド <sup>a</sup>	2.6	0.3	3.3	13.9	4.1
EU25・EFTA	13.9	13.2	14.7	5.1	1.7
アメリカ	2.4	2.3	2.5	9.6	0.9
カナダ	9.0	1.2	14.1	8.7	0.5
日本	29.3	48.0	20.8	9.0	0.4
韓国・台湾	53.0	84.5	22.4	9.2	3.6
香港・シンガポール	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0
開発途上国					
中所得国					
アルゼンチン	7.1	5.6	7.8	11.1	10.1
ブラジル	5.0	2.4	9.0	14.7	9.7
中国	10.3	9.9	11.0	9.6	5.5
メキシコ	10.3	10.8	9.7	7.8	4.3
ロシア	13.5	14.6	12.8	15.8	7.8
南アフリカ	8.6	5.9	10.6	21.9	5.4
タイ	16.7	12.7	19.2	16.4	7.6
トルコ	16.6	16.4	17.0	3.8	1.2
以上の他の東アジア	13.4	18.6	9.0	8.7	3.5
以上の他の中南米・カリブ海諸国	10.8	9.2	11.8	12.9	8.4
以上の他のヨーロッパ・中央アジア	15.7	10.4	19.5	9.3	3.2
中東・北アフリカ	13.1	8.2	18.3	23.9	7.2
低所得国					
バングラデシュ	12.7	7.4	21.2	29.9	16.2
インド	49.9	25.7	75.6	26.5	24.2
インドネシア	5.0	4.3	6.2	8.0	4.3
ベトナム	37.1	13.1	44.8	29.1	12.3
以上の他の南アジア	21.1	14.2	32.0	6.6	14.3
サハラ以南のアフリカ <sup>a</sup>	11.8	10.2	13.0	12.5	7.5
サハラ以南以外のアフリカ	21.2	18.0	23.6	26.2	14.0
以上の他の世界	11.8	1.9	18.7	5.6	8.9

原出典：GTAPデータベース（6.05版）と世界銀行リンクジモデルから筆者が統計したもの

注：a：この表で「サハラ以南のアフリカ」に含めているものは、ボツワナ、マダガスカル、マウリ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ（各国のモデルは、リンクジモデルで利用可能）

（出所）：キム・アンダーソン、ウィル・マーチン、ドミニク・ヴァン・マンズブルグ「第12章 ドーハ改革シナリオによる市場と厚生への影響」キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』（ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行、2005年）、表12.3、345頁。



# OECD/PSEとWTO/AMS等との関係

## PSEに該当する農業施策

農業支持政策によって生じる、消費者及び納税者から農業生産者への総移転

## ◎市場価格支持 (MPS)

特定の農産物の国内市場価格とその国境価格との乖離を生み出す政策によって生じる、消費者及び納税者から農業生産者への総移転

### 内外価格差を生み出す政策

- ・関税措置
- ・非関税措置
  - ・輸入割当等
  - ・衛生・植物検疫
  - ・表示・規格等
- ・価格支持政策

〈包括的関税化〉

農業協定：市場アクセス

衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)

貿易の技術的障害に関する協定 (TBT協定)

農業協定：国内助成に関する約束

## ◎産出物に基づく支払

特定の農産物または特定の農産物群の生産に基づく政策によって生じる、納税者から農業生産者への総移転

## ◎作付面積/家畜頭数に基づく支払

特定の農産物または特定の農産物群に関して、作付面積または家畜頭数に基づく政策によって生じる、納税者から農業生産者への総移転

## ◎過去の実績に基づく支払

過去の助成額面積、家畜頭数、特定の農産物または特定の農産物群の生産（その製品の作付義務も生産義務も負っていない）に基づく政策によって生じる、納税者から農業生産者への総移転

## ◎投入物利用に基づく支払

特定の固定的または可変的な投入物、特定の投入物群または生産要素の利用に基づく政策によって生じる、納税者から農業生産者への総移転

## ◎投入制限に基づく支払

生産技術の選択を制約することを通じて、特定の固定的または可変的な投入物、特定の投入物群の利用を制限することに基づく政策によって生じる、納税者から農業生産者への総移転

## ◎総農業所得に基づく支払

特定の農産物の生産や、特定の固定的であれ可変的であれ、投入物の利用について何らかの制約や条件なしで、総農業所得に基づく政策によって生じる、納税者から農業生産者への総移転

## ◎その他支払

農業生産者への移転のうち上記の категорияに含めることができない、納税者から農業生産者への総移転

## ○助成合計量 (AMS) = 「黄」の施策

- ・「緑」の施策、「青」の施策、「デミニミス」に該当するものを除いた農業生産者のためのすべての国内助成措置

## ○「デミニミス」に該当するもの

- ・ 産品特定の国内助成であって、その総額が当該産品の生産額の5%を超えないもの
- ・ 産品特定されない国内助成であって、その総額が農業生産額の5%を超えないもの

## ○「青」の施策

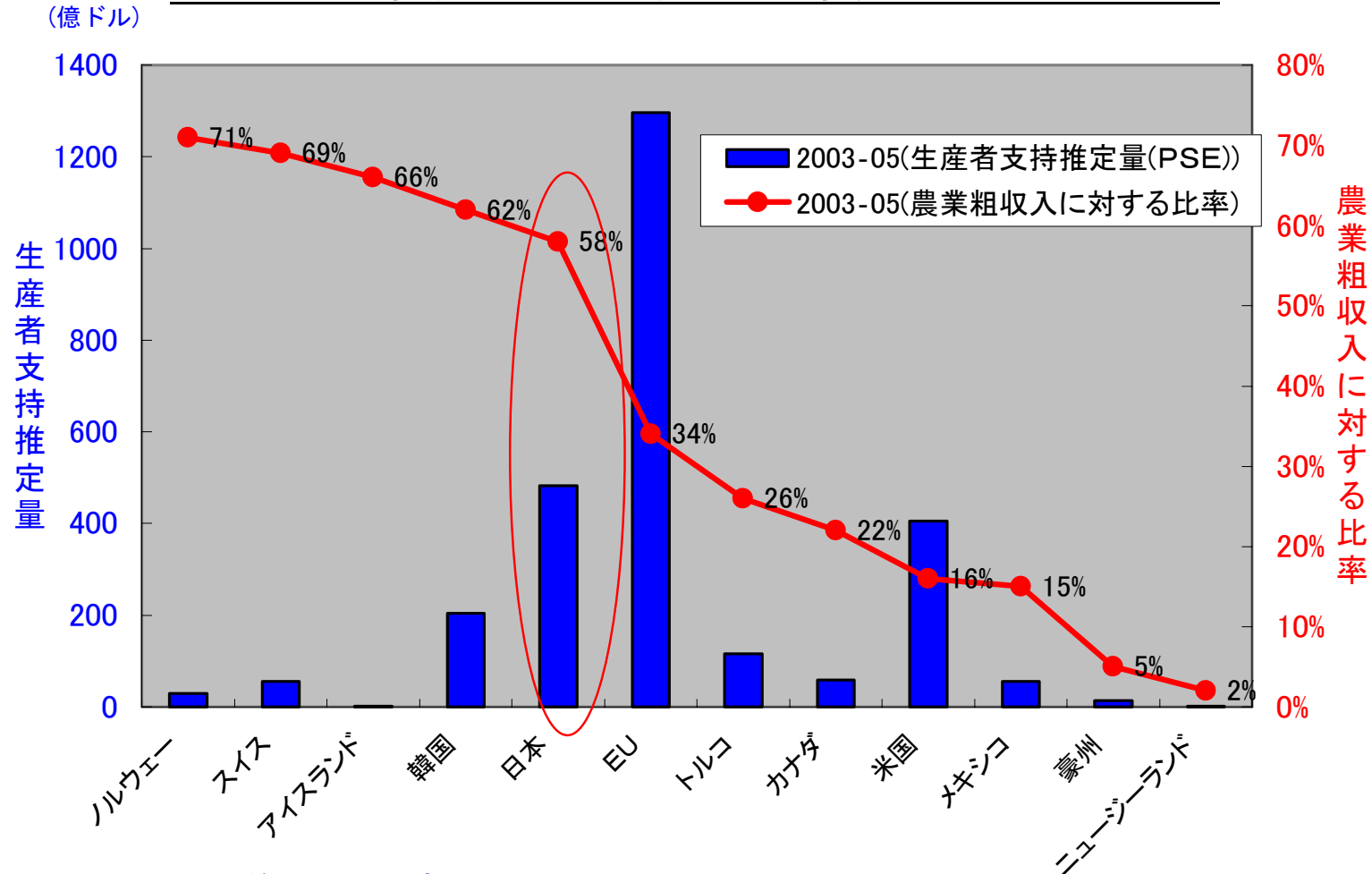
- 生産制限計画による直接支払で、
- ・ 一定の面積・生産・家畜に基づく支払
- ・ 生産水準の85%以下の生産についての支払

## ○「緑」の施策

- 貿易や生産に対する歪曲効果がないか最小のもので、
- ・ 公的な資金で消費者からの移転を伴わないもの
- ・ 生産者に対する価格支持の効果を有しないもの

農業協定：輸出競争に関する約束

## OECD各国の生産者支持推定量 (PSE)



- ⇒ ・ PSEの絶対水準の高い国は、EU、日本、米国
- ・ 対農業粗収入比率の高い国は、ノルウェー、スイス、アイスランド、韓国、日本  
(いずれもWTOドーハ交渉ではG10を形成している輸入国グループ)

(資料6-8)

## 農業支持政策による保護の水準(OECD方式による日本の生産者支持推定量(PSE))

⇒日本の農業支持政策による保護水準：約5兆4,000億円

このうち、国境保護措置(関税及び類似のもの、非関税措置等)によるもの：約4兆9,000億円

単位：10億円(2003-05)

<b>生産者支持推定量 (PSE)</b>	<b>5,383</b>	農業支持政策(政策の特質、目的及び農業生産あるいは農業所得に与える影響にかかわらず)によって生じる、消費者および納税者から農業生産者への総移転であって、農場段階で測った年間金銭評価額。
<b>市場価格支持 (MPS)</b>	<b>4,881</b>	特定の農産物の国内市場価格とその国境価格との乖離を生み出す政策によって生じる、消費者及び納税者から農業生産者への総移転。  さまざまな財政的支払により生じる、納税者から農業生産者への総移転。
うちMPS品目	3,250	
産出物に基づく支払	151	
作付面積/家畜頭数に基づく支払	4	
過去の実績に基づく支払	21	
投入物利用に基づく支払	174	
投入制限に基づく支払	151	
総農業所得に基づく支払	0	
その他支払	0	
%PSE(農業粗収入に対する比率)	58%	上記PSEの総移転額を農場総収入に対する割合として測ったもの。

農林水産省資料等を基に衆議院農林水産調査室作成。

## 国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響（試算）

平成 19 年 2 月  
農 林 水 産 省

我が国の農業は国土条件の制約があり、米国・豪州等の諸外国の農業との間には、努力だけでは埋めがたい生産性等の格差が存在。こうした格差を調整するため、諸外国と同様に W T O でも認められた関税等の国境措置を設定しているところ。

### I 国境措置の撤廃が我が国農業及び農産物加工業に及ぼす影響

#### 1. 試算の考え方

- 仮に、我が国が農産物等の国境措置を撤廃した場合について、以下のよう  
な前提の下で、国内農業等への影響を試算。

#### 【試算の前提】

- ・ 我が国が、すべての国に対し、すべての農産物及び農産物加工品・加工食品等（以下「農産物等」）の関税をはじめとする国境措置を撤廃する。
- ・ 国内需要量は変わらない。
  - ※ 国民一人あたり供給熱量が横ばいから漸減傾向にあること、人口減少、少子・高齢化の進行がみられること等を踏まえ、農産物等の品目毎の国内需要量は増加(変化)しないと見込む。
- ・ 我が国の輸入の増大が世界の農産物需給に影響を与えない（国際価格は変動しない）。
- ・ 動植物検疫条件は現行どおりとする。
- ・ 財政負担等による追加的な対策を行わない。
- ・ 関税率が高い等国境措置撤廃の影響が大きいと考えられる農産物等であって、個別に影響を見通すことが可能なものを対象とする。
  - ※ 試算対象とした農産物及び農産物加工業は別紙 1 のとおり。

- 国産農産物等の生産への影響については、品目毎に、
  - ① 内外価格差
  - ② 国産品と外国産品の品質上の競合関係
  - ③ 主要輸出国の生産・輸出余力
 等を勘案して、国産品が外国産品に置き換わると考えられる量を見積もり、この量に相当する分だけ国内生産が減少すると仮定して影響を試算。

## 2. 試算結果

### (1) 農産物

- 内外価格差が大きく、品質格差がない、あるいは外国産品の方が品質が高い品目を中心として、国境措置の撤廃により、国内市場に価格の安い外国産の農産物が大量に流入。それにより、多くの国産農産物が大幅に市場シェアを失い、国内生産が縮小。最終的に、約3兆6千億円、現在の農業総産出額（約8兆5千億円）の約42%に相当する国内生産額が減少。

- 影響のシナリオ別には、以下のとおり。（具体的な品目とその生産減少額は別紙2のとおり。）

ア) 内外価格差が大きく、かつ品質格差がないこと等により、関税を撤廃すると外国産品の輸入が増大し、国産品の生産がほぼ壊滅すると見込まれる品目

5品目 生産減少額 ▲約2,400億円

（品目名：小麦、甘味資源作物、でん粉原料作物、加工用トマト、繭）

イ) 内外価格差が大きく、品質面等で優位な一部の国産品を除いて外国産品と置き換わり、国内生産の過半が減少すると見込まれる品目

6品目 生産減少額 ▲約1兆3,600億円

（品目名：生乳、牛肉、豚肉、大麦、小豆、こんにゃくいも）

ウ) 品質面等において国産品に優位性があるが、特定の用途仕向けや一部の品質等級のものが競合し、価格の安い外国産品と置き換わると見込まれる品目

8品目 生産減少額 ▲約1,800億円

（品目名：鶏卵、鶏肉、茶、落花生、いんげん、かんきつ類、りんご、パインアップル）

エ) 米については、国産米の価格競争力が極めて低いため、

- ・ 当面は、外食・中食・加工用等の低価格志向の需要を中心に置き換わると見込まれる

生産減少額 ▲約8,400億円

- ・ 最終的には、農家の自家消費分や一部のこだわり米への需要分等を除いてほとんどが外国産に置き換わると見込まれる

生産減少額 ▲約1兆8,200億円

## (2) 農産物加工業

- 農産物加工品や加工食品（以下「加工品等」）の国境措置もなくなるため、製造コストの安い外国産加工品等の輸入が増加。国産農産物の需要先である多くの農産物加工業が打撃を受け、事業からの撤退や生産の減少を余儀なくされる。

(1) で試算の対象とした農産物に関連する主な農産物加工業だけに着目しても、国産加工品が市場シェアを失うために減少する生産額は約2兆1千億円。(注) 一部は、農産物としての影響と重複)

- 影響のシナリオ別には、以下のとおり。(具体的な業種とその生産減少額は別紙2のとおり。)

ア) 加工品等の内外価格差が大きく、かつ品質格差がないため、国内製造業者のほぼすべてが撤退すると見込まれる業種

9業種 生産減少額 ▲約5,900億円

業種名：精製糖業、国産糖業、コーンスターチ製造業、異性化糖製造業、トマト加工業、でん粉製造業、こんにやく精粉加工業、果実加工業の一部、製糸業

イ) 加工品等の内外価格差が大きく、国産品の需要が高級品、贈答用など品質的に競争力を有した一部のものに限られる結果、生産額が大幅に減少すると見込まれる業種

7業種 生産減少額 ▲約1兆4,700億円

業種名：乳業、製粉業、米粉製造業、精麦業、麦茶製造業、果実加工業の一部、緑茶加工業

## 3. 留意事項

- 上記試算のほか、米、麦類、甘味資源作物、でん粉原料作物等が、国境措置の撤廃による直接的な影響を受けた場合、水田農業経営や大規模畑作

農業経営が破綻し、その結果、大豆、そば等水田における転作作物や大規模畑作の輪作構成作物として定着してきた品目の生産も減少する可能性。

- 一方、上記試算においては、品質が外国産品と同等以下のため、低廉な外国産品に置き換わると見込まれる国産品（競合品）の生産減少額のみを計上しているが、実際に国境措置が撤廃され、低価格の外国産品が市場に流入した場合には、品質が高いために生産が維持されたとした国産品（非競合品）の価格も輸入価格の影響を受けて下がり、国内の生産額がさらに減少する可能性。（例えば、大幅に価格の低い外国産牛肉が大量に出回る中では、生産が維持されると見込まれる国産高級牛肉の価格も一定程度下落する可能性があると考えられる。）
- また、上記試算においては、品目グループ内で需要に代替関係がある品目（果実など）、漬物や冷凍野菜など様々な農産物が含まれる品目等については、影響を評価することが困難なため対象としなかったが、これらの品目についても、国境措置の撤廃により、価格面で優位な外国産品の輸入増加と国産品の価格低下が生じると考えられ、国内生産の減少額はさらに大きくなる可能性。

果実等においては、安価な外国産品が大量に市場に流入した場合、品目内での競合のみならず、品目グループ内の競合などにより消費構造が変化し、国産農産物への需要が減少する可能性。（果実等については、多くの消費者は、その時々品の揃え、価格等によって特定の品目に固執せずを選択。）

## Ⅱ 国境措置の撤廃が国内産業全体や食料自給率、農業の有する多面的機能に及ぼす影響

### 1. 国内産業全体への影響

国境措置撤廃により、Iで試算した規模の国産農産物等の生産減少が生じた場合、その生産に必要な農業生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運送業など国内の幅広い産業に対する需要が減り、生産額が減少。国内総生産（GDP）の減少額は約9兆円（1.8%減）に達し、この結果として、約375万人（農業者を含む国内全就業者数の5.5%）分の就業機会が失われるおそれ。

地域別にみると、農業・農産物加工業等が産業全体に占める割合が特に大きい北海道（地域内総生産の6.1%減）を筆頭に、東北（同3.6%減）、九州（同2.4%減）、沖縄（同2.0%減）、中国、四国（同1.9%減）で全国平均を上回る影響。

一方、大都市圏を有する関東、中部、近畿（同1.2～1.5%減）の地域経済への影響は比較的小さいことから、経済の地域間格差の拡大につながるおそれ。

### 2. 食料自給率への影響

Iで試算した規模の国産農産物の生産減少が生じた場合、我が国のカロリーベースの食料自給率は現在の40%から12%まで低下。（米が、外食・中食・加工用等の低価格志向の需要を中心に置き換わる場合であっても23%まで低下）

また、国内農業生産の大幅な縮小は、国内の農地、農業用水等の生産基盤の荒廃に直結するばかりでなく、効率的に農業生産を行いうる農業者とそこに蓄積された幾多の農業技術・ノウハウの維持を困難にすることから、食料の需給状況の変化に対応して国民に食料を生産・供給する力そのものが大幅に低下。

さらには、現状以上に食料自給率が低下した場合、輸出国から足元を見られ、国際市場での食料調達場面における我が国の交渉力が低下するおそれ。



国境措置を撤廃し、輸入への依存度を高めることについては、以下の  
ような視点からも問題。

- ① 意欲ある農業者や優良な農地等の生産資源が現に存在し、国内で十分に農業生産を行えるにもかかわらず、それを放棄し、あえて特定の農産物輸出国に国民の食料の大半を委ねている国はない。
- ② 食料・農業・農村基本法には、国民に対する食料の安定的な供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とする旨が規定され、また、国は、こうした基本理念にのっとり、関連施策を総合的に策定・実施する責務を負うこととされている。

### 3. 農業の有する多面的機能への影響

Iで試算した規模の国産農産物の生産減少が生じた場合、農作物作付面積は全体で272万ha減少（耕地面積の約6割に相当）。

国境措置撤廃の影響が土地利用型作物を中心に幅広い品目に及び、また、野菜等比較的影響が軽微な作物に生産を転換しようとしても、その作物の国内需要量の大幅な拡大は期待できないことから、多くは耕作放棄地化。

水田等の耕作放棄地の増加に比例して、洪水防止、地下水涵養等農業が有する多面的機能が低下し、河川氾濫のリスクが高まるなど、都市部の住民の生活面にも悪影響を及ぼす可能性。貨幣評価額にして数兆円規模（毎年）の影響※。

※ 日本学術会議による試算（平成13年11月）をもとに算出。

洪水防止機能	約2兆3,600億円減（67%減）
河川流況安定機能	約1兆3,200億円減（90%減）
地下水涵養機能	約500億円減（90%減）
土壌浸食防止機能	約2,000億円減（59%減）

### **生産性向上努力と関税水準**

現在進行中の農政改革が着実に進むとともに、農業生産の技術革新が進展し、食料・農業・農村基本計画に併せて示した経営展望及び構造展望が実現した場合、生産コストの低減は、最大で現在の生産費の3～4割程度と試算しているところ。(このようなコスト低減についても、農業者は、農地拡大のための新たな投資や新品種・新技術の導入などの様々なリスクを負いつつ、相当期間経営改善のための努力を続けなければ実現不可能。)

しかしながら、狭い国土、湿潤で病害虫が発生しやすい気象、高い人件費等わが国の農業生産の前提となる諸条件の下では、農業者の生産性向上努力を最大限引き出したとしても、国土条件が大幅に異なり、経営規模にして我が国の百倍から数千倍もの大規模経営が広がる米国や豪州のような国で生産される低廉な農産物との価格差を完全に解消することは不可能。また、中国のように、安い人件費を前提とした農業が可能な国からの農産物と対等に競争することも当面は極めて困難。

## 農産物等の価格低下がもたらす効果等

### 1. 食品産業

一般論として、原料農産物や加工・半加工された食材製品の価格が低下すれば、原材料費を低減でき、販売単価の引下げが可能となるため、市場シェアの維持・拡大につながる可能性。

ただし、実際には、加工食品や外食においては、一般に最終製品価格に占める原材料費（農産物）のウエイトは小さく、その価格が低下してもコストの大きな部分を占める人件費や諸経費等が変わらないため、価格引き下げ幅はそれほど大きくない可能性。

また、製品に課せられた国境措置が撤廃され、製品ベースでのコスト競争や品質面の競争が新たに生じる菓子や植物油脂等の業種においては、低廉な外国製品に市場シェアを奪われることになり、事業からの撤退・縮小や、人件費や諸経費等の安い海外に製造拠点を移動することによる国内産業の空洞化を招くおそれ（国産農産物のさらなる需要減退につながるおそれ）。

### 2. 消費者

消費者にとっては、国境措置撤廃によって、農産物や加工食品等の価格低下による直接の経済的メリットや、商社等が農産物等の輸入機会を増大させることによる商品の選択肢の拡大等のメリットが生じる可能性。

しかしながら、Iの試算を基にした場合、消費者が、より安価な農産物を手にすることによって生じる余剰金から約3兆3千億円<sup>注1</sup>の新たな消費が生み出される一方で、農業生産の減少を端緒とした農業者・関連産業従事者の収入減少に伴う消費の減少は、これを上回る約3兆5千億円<sup>注2</sup>に上ると見込まれるところ。

注1：農産物の国内価格が輸入価格水準まで下落した場合の物価低下率を国内純生産に乘じ、さらに消費性向（民間消費支出／国内純生産）を乗じて算出。

注2：産業連関分析を用いて算出した国境措置撤廃時の国内純生産減少額（1次波及効果）に消費性向を乗じて算出。

また、経済的なメリットは、人口が多い大都市圏に集中する反面、産業の縮小とそれに伴う消費の減少といったデメリットは、産業に占める農業や農産物加工業等割合が多い地方・農村部に偏ることになると見込まれ、地域間で経済格差の拡大を助長することにつながるおそれ。

さらに、農産物価格が低下しても、加工・流通段階で必要となる人件費や諸経費等は変わらないため、最終製品価格に農産物価格の低下分が転嫁されない場合があるなど、消費者にもたらされる直接の経済的メリットは限定的になる可能性。

注3： 国境措置撤廃に伴う国内農業への影響の抑制・緩和を目的として、農家手取り収入の確保等のために追加的に財政支出を行い、国民にさらなる税負担を求めることになれば、消費者の経済的メリットが相殺される可能性があることにも留意が必要。

さらに、食料自給率が極端に低下すること等によって、国全体として食料の安定供給に対する潜在的な不安感が増大する等のデメリットも考えられるところ。事実、国民の約7割が現在の食料自給率（平成17年：40%）を低いと感じている<sup>(注4)</sup>。

注4：平成18年12月に公表された内閣府による「食料の供給に関する特別世論調査」の結果によれば、我が国の食料自給率（供給熱量ベース）が40%であることについて、「低い」と回答した者が全体の47%、「どちらかという低い」と回答した者が全体の23%。

加えて、我が国が、一度失われれば回復が難しい食料供給力を大幅に縮小させ、不測の事態が生じた場合には、もはや国内の農業生産で国民を養うことができない状況<sup>(注5)</sup>となり、国民の生活基盤が脆弱化。

注5：現在の我が国の農地面積等の条件の下であれば、不測の事態が生じた場合でも、いも類等の増産により国民が生活していくために最低限必要な熱量をすべて国内で生産することが可能と試算しているところ。

### Ⅲ 国境措置撤廃の影響を緩和・抑制するために追加的に必要な措置

#### 1 農産物価格の下落に対応するための追加的経費

国境措置が撤廃された状況下で国産農産物が安価な外国産品に対抗するためには、品質的に競合する限り、外国産品の輸入価格と同等以下の価格で販売する必要。

その場合、農業者が現状程度の手取り収入を得るためには、販売収入の他に、農産物の価格下落に見合うだけの差額を別途補てんする必要。

#### 2 関連産業対策のための追加的経費

国産農産物の生産を確保するためには、その需要先である加工産業の操業を併せて確保する必要。主要輸出国に比べて国内の製造コストが割高な加工品等は、たとえ原料農産物を安価な輸入価格水準で入手できたとしても、外国産の製品が自由に輸入できる状況の下で競争に敗れ、生産が減少するおそれ。

このため、1の差額補てんとは別に、国産の加工品が外国産品と対抗できるよう、加工品の製造コストを主要輸出国のそれと均衡させるための措置が必要となる可能性。

#### 3 1、2を講じても残される課題（国境措置から財政支援へと転換することの問題点）

関税等の国境措置は、国内市場価格を高水準に保ち、間接的に農業者の手取り収入を確保する機能があるだけでなく、関税率や関税割当制度等を組み合わせることによって輸入量を調節し、国産品の販路を確保することも可能な手法。

仮に、国境措置を撤廃し、その代わりに巨費を投じて1、2のような措置を講じても、以下のような課題が残され、国内農業等の生産減少、食料自給率の低下等は避けられない。

① 農業者の手取り収入を確保することにより、当面の国産品の生産を維持したとしても、国境措置がなく、外国産品の輸入量が調節できない条件の下では、国産品と外国産品とが同程度の価格でも、均質でまとまったロットを確保しやすいなどの有利性がある外国産品が選択されるケースが生じ、これまでに比べれば輸入は一定程度増加。その分の国産品は在庫として積み上がったり、廃棄されることになる。

② このようなかたちで市場を奪われた国産品にまで農業者等の手取りを確

保することは、生産活動に対する対価ではない無償給付であり、農業者も含め国民（納税者）の理解が得られないため、実施は困難。また、現在農業者が取り組んでいる生産性向上や構造改革に向けた意欲を損ねることになりかねない。

さらに、国土や自然環境の保全等の多面的機能は、消費者に求められる農産物の生産を目標に、農作物やほ場環境をできる限りよい状態に管理しようと努める生産活動によって発揮されるもの。

上記のような状況となれば、農業者の意欲が減退し、適切な生産活動が行われなくなる結果、多面的機能が十分に発揮されなくなるおそれ。

#### 4 価格差補てん額の見積り

1に示した国産農産物の価格低下分を補てんするための費用だけで、少なくとも毎年約2兆5千億円\*が新たに必要になると見積もられるところ。

※ 国内価格と輸入価格との差額に競合対象となる農産物の生産量を乗じて機械的に費用を求めたもの。どの程度の財政支出が適切かという政策的判断を含むものではない。

(別紙1)

## 試算対象とした農産物及び農産物加工業

### 【農産物】(20品目)

米、小麦、大麦(裸麦含む)、いんげん、小豆、落花生、甘味資源作物(てん菜・さとうきび)、でん粉原料作物(かんしょ・ばれいしょ)、緑茶、こんにゃくいも、繭、加工用トマト、かんきつ類、りんご、パインアップル、生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵

### 【農産物加工業】(15業種)

米穀粉製造業、製粉業、精麦業、麦茶製造業、国内産糖業、精製糖業、でん粉製造業、異性化糖製造業、コーンスターチ製造業、製糸業、こんにゃく精粉加工業、緑茶加工業、トマト加工業、果実加工業、乳業

※ 上記「農産物」の川下において一次的な加工を行う主な業種等。

(別紙2)

## 品目・業種別の生産減少額等

### 1. 農産物

ア) 内外価格差が大きく、かつ品質格差がないこと等により、関税を撤廃すると外国製品の輸入が増大し、国内での生産がほぼ壊滅すると見込まれる品目

5品目 生産減少額 ▲約2,400億円

品目	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
小麦	1,187億円	▲99%	▲1,174億円
甘味資源作物	970億円	▲100%	▲970億円
でん粉原料作物	205億円	▲100%	▲205億円
加工用トマト	23億円	▲100%	▲23億円
繭	12億円	▲100%	▲12億円

イ) 内外価格差が大きく、品質面等で優位な一部の国産品を除いて外国製品と置き換わり、国内生産の過半が減少すると見込まれる品目

6品目 生産減少額 ▲約1兆3,600億円

品目	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
生乳	6,664億円	▲88%	▲5,799億円
牛肉	4,697億円	▲79%	▲3,706億円
豚肉	5,245億円	▲70%	▲3,671億円
大麦	215億円	▲64%	▲138億円
小豆	183億円	▲75%	▲137億円
こんにゃくいも	111億円	▲90%	▲100億円

ウ) 品質面等において国産の優位性があるが、特定の用途仕向けや一部の品質等級のものが競合し、価格の安い外国製品と置き換わると見込まれる品目

8品目 生産減少額 ▲約1,800億円

品目	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
鶏卵	4,556億円	▲20%	▲911億円
鶏肉	2,571億円	▲30%	▲771億円
茶	1,583億円	▲16%	▲50億円
りんご	1,378億円	▲8%	▲24億円
かんきつ類	1,574億円	▲10%	▲17億円
落花生	69億円	▲40%	▲16億円
いんげん	52億円	▲20%	▲11億円
パインアップル	15億円	▲39%	▲1億円



- エ) 米 ① 当面は、外食・中食・加工用等の低価格志向の需要を中心に置き換わると見込まれる  
 ② 最終的に、農家の自家消費分や一部のこだわり米への需要分等を残してほとんどが外国産に置き換わると見込まれる

品 目	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
米①	2兆230億円	▲ 42%	▲8,410億円
米②	(同上)	▲ 90%	▲1兆8,223億円

試算対象とした農産物の合計での生産減少額等は以下のとおり。

品 目	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
試算対象品目計	5兆1,540億円	▲ 70%	▲3兆5,959億円

※米生産量の減少が90%に達する場合（上記エの②）

## 2. 農産物加工業

ア) 加工品等の内外価格差が大きく、かつ品質格差がないため、国内製造業者のほぼすべてが撤退すると見込まれる業種

9業種 生産減少額 ▲約5,900億円

業種	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
精製糖業	1,925億円	▲100%	▲1,925億円
国産糖業	1,341億円	▲100%	▲1,341億円
コーンスターチ製造業	971億円	▲100%	▲971億円
異性化糖製造業	736億円	▲100%	▲736億円
トマト加工業	460億円	▲100%	▲460億円
でん粉製造業	324億円	▲100%	▲324億円
こんにゃく精粉加工業	136億円	▲100%	▲136億円
果実加工業*	23億円	▲100%	▲23億円
製糸業	8億円	▲100%	▲8億円

\* みかん缶詰、パイナップル缶詰

イ) 加工品等の内外価格差が大きく、国産品の需要が高級品、贈答用など品質的に競争力を有した一部のものに限られる結果、生産額が大幅に減少すると見込まれる業種

7業種 生産減少額 ▲約1兆4,700億円

業種	国内生産額	生産量減少率	生産減少額
乳業	2兆1,674億円	▲56%	▲1兆2,034億円
製粉業	4,118億円	▲50%	▲2,059億円
米穀粉製造業	323億円	▲90%	▲291億円
精麦業	209億円	▲80%	▲167億円
麦茶製造業	130億円	▲80%	▲104億円
果実加工業*	90億円	▲69~79%	▲66億円
緑茶加工業	778億円	▲3%	▲25億円

\* かんきつ果汁、りんご果汁

## (資料6-10)

米国議会予算局(CBO)「世界農産物貿易の自由化効果:モデル研究レビュー」に日本が特  
掲されているモデル分析表(2006年6月)

衆議院農林水産調査室で仮訳を作成(資料6-10-1から資料6-10-19)

## (資料6-10-1)

表2-8

国・地域	全ての財貿易の完全自由化による厚生効果試算(国・地域別)			
	生産性効果を含まないシミュレーション		生産性効果を含むシミュレーション	
	10億ドル	%	10億ドル	%
豪州・NZ	6.1	1.0		
EU(25)+EFTA	65.2	0.6		
米国	16.2	0.1		
カナダ	3.8	0.4		
日本	54.6	1.1		
韓国・台湾	44.6	3.5		
香港・シンガポール	11.2	2.6		
アルゼンチン	4.9	1.2		
バングラデシュ	0.1	0.2		
ブラジル	9.9	1.5		
中国	5.6	0.2		
インド	3.4	0.4		
インドネシア	1.9	0.7		
メキシコ	3.6	0.4		
ロシア	2.7	0.6		
南アフリカ	1.3	0.9		
タイ	7.7	3.8		
トルコ	3.3	1.3		
ベトナム	3.0	5.2		
他の東南アジア	1.0	0.5		
他の東アジア	5.3	1.9		
他のラ米・カリブ	10.3	1.2		
他の欧州・中央アジア	1.0	0.3		
中東・北アフリカ	14.0	1.2		
一部のサブサハラアフリカ諸国	1.0	1.5		
他のサブサハラアフリカ	2.5	1.1		
他の国・地域	3.4	1.5		
高所得国	201.6	0.6	261.1	0.8
発展途上国-WTOの定義	141.5	1.2	258.7	2.2
発展途上国-世界銀行の定義	85.7	0.8	200.1	2.0
中所得国	69.5	0.8	145.1	1.8
低所得国	16.2	0.8	55.0	2.8
東アジア・太平洋	23.5	0.7		
南アジア	4.5	0.4		
欧州・中央アジア	7.0	0.7		
中東・北アフリカ	14.0	1.2		
サブサハラアフリカ	4.8	1.1		
ラテンアメリカ・カリブ	28.7	1.0		
世界計	287.3	0.7	461.2	1.1

出所:キム・アンダーソン(Kim Anderson)、ウィル・マーチン(Will Martin)、ドミニク・ヴァン・デル・マンスブルグ(Dominique)

van der Mensbrugge)「第 17 章 ドーハ・シナリオの貧困に対するグローバルな影響」トーマス・W・ハーテル (Thomas W. Hertel)、L・アラン・ウィンターズ (L. Allan Winters) 編『ドーハ・アジェンダへの開発面の抽入：WTO 合意の貧困に対する影響』(ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行、2006 年)、表 17.3、509 頁。キム・アンダーソン、ウィル・マーチン、ドミニク・ヴァン・マンスブルグ「第 12 章 ドーハ改革シナリオによる市場と厚生への影響」キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行、2006 年)、表 12.4、346 頁、表 12.20、384 頁。

注：厚生効果は等価変分 (equivalent variation) により計測。ドル価値は 2001 年ドル。WTO＝世界貿易機関。

空白は、問題のある国・地域に対する効果を研究が試算していないことを示す。

**モデル**：27 地域、25 経済部門からなる世界銀行の LINKAGE モデル版。25 部門のうち農業・食料が 13 を構成。人口、労働力、生産性による外生的成長は、自由化とは関係なく、国家経済・貿易を徐々に成長させる。生産性効果を捨象したシミュレーションは、静態的效果に加え、自由化による家計貯蓄及び投資財価格への影響から生じる投資効果を含む。生産性効果を組み込んだシミュレーションは、それらの効果に加え、自由化による生産性に対する効果を含む。

**データ**：2001 年を基準年とする国際貿易分析プロジェクト (以下、GTAP) データセットの 6.05 公表版。しかしながら、ベースラインのシミュレーションは、2005 年の貿易政策の大きな変化をもさらに組み込んでいる。ウルグアイラウンド合意履行の最終段階、WTO 加盟条件としての中国・台湾による関税削減、EU の 25 ヶ国拡大などを含む貿易政策の変化を組み込んでいる。以前の GTAP 公表版と異なり、6.05 公表版はバイラテラル・ユニラテラルの貿易上の特惠措置を含んでいる。

**シミュレートされた自由化シナリオ**：全ての財部門における、2005 年から 2010 年にわたっての、全ての関税、補助金、その他の貿易歪曲的政策の段階的な廃止。厚生効果は 2015 年の効果を試算。

a. WTO による発展途上国の定義は、香港、韓国、シンガポール、台湾を含む。一方、所得水準を基準にした世界銀行の定義では、これらを含まない。

表 2-11

## 農産物関税・補助金のグローバルな除去による厚生効果試算—農務省経済調査局の研究

裨益国・地域	静態的效果		静態的效果+投資効果		静態的效果+投資等価 +生産性効果	
	10億ドル	%	10億ドル	%	10億ドル	%
先進国	28.5	0.16	29.7	0.17	35.1	0.20
豪州・NZ	1.6	0.44	3.4	0.94	3.5	0.90
カナダ	0.8	0.15	1.2	0.25	1.4	0.28
EFTA	1.7	0.58	0.1	0.03	0.2	0.07
EU	9.3	0.14	8.2	0.12	10.6	0.16
日本・韓国	8.6	0.27	5.1	0.16	6.2	0.19
米国	6.6	0.10	11.8	0.18	13.3	0.20
経済新興国・発展途上国	2.6	0.05	6.5	0.12	21.3	0.40
中国	0.4	0.07	1.8	0.29	2.2	0.35
ラ米	3.7	0.28	4.7	0.36	6.1	0.47
メキシコ	-0.2	-0.06	0.1	0.03	1.6	0.54
他のアジア諸国	1.5	0.14	0.3	0.09	5.1	0.47
南アフリカ諸国	0.3	0.09	0.5	0.17	0.8	0.28
他の国・地域	-3.1	-0.18	-0.4	-0.08	5.4	0.32
世界計	31.1	0.13	36.3	0.16	56.4	0.24

出所：シンシェン・ディアオ (Xinshen Diao)、アガピ・ソムワル (Agapi Somwaru)、テリー・ロウ (Terry Roe) 「第1章 WTO 加盟国における農業改革のグローバルな分析」メアリー・E・バフィッシャー編『WTOにおける農政改革—その行方』(農業経済レポート No.802、米国農務省経済調査局市場貿易経済課、2001年5月)、表1-7、37頁、表1-8、39頁。

注：厚生効果は等価変分により計測。ドル価値は1997年ドル。

**モデル**：12カ国・地域、9の農業・食料関連の生産部門、他の生産部門の集計からなる、経済調査局の独自モデル。人口、労働力、生産性における外生的成長を含まない。国家経済・貿易の漸進的な成長のみが、自由化モデルから生じる。その結果、自由化シミュレーションの結果が、ベースラインの代わりに、自由化以前の基準年の相当値と比較される。

**データ**：モデルは、1997年を基準年とする GTAP データベース 5.2 版のデータを用いて、調整されている。研究は、1998年水準の農産物実行関税、国内支持、輸出補助金、関税率割当に基づく。関税は、農産物市場アクセスデータベース (the Agriculture Market Access Database) より。譲許関税は、実行関税率が入手できない場合に利用。国内支持は、OECD (the Organisation for Economic Co-operation and Development) により公表された生産者支持推定量 (PSE: the producer support estimates) より。輸出補助金は、加盟国の WTO への報告から。

**自由化シナリオ**：全ての関税及び非関税障壁の関税相当が、全ての輸出補助金のように、WTO 全加盟国において除去される。(特に、研究公表時に WTO 加盟国ではなかった中国を除く。) 国内支持は、豪州、NZ、日本、韓国、米国、カナダ、EU、そして EFTA 3ヶ国において除去される。これらの諸国は、言及されている EFTA4 加盟国中 3カ国により左右されるものの、1998年に加盟国が WTO に報告した国内支持の 90-92%の間の削減に相当する。劇的な公表結果は、自由化後 15年目の結果である。(モデルに外生的成長が含まれないため、自由化が起きる年は無関係である。この全ての事態は、シミュレーションの開始時点-基準年 (1997年) の経済・貿易規模一と、効果が試算される自由化後の時点である。)

表 2-12

農産物輸入関税、国内支持、輸出補助金の 33%削減による静態的厚生効果試算（国・地域別）  
—ブラウン、ディアドルフ、スターンの研究

国・地域	10 億ドル	厚生効果試算
先進国		
豪州・NZ	-320.7	-0.063
カナダ	-368.4	-0.051
EU・EFTA	28,328.0	0.258
日本	-2,826.4	-0.044
米国	-11,081.1	-0.122
発展途上国		
アジア		
インド	1,617.4	0.384
スリランカ	-455.7	-2.734
他の東南アジア	362.1	0.310
中国	-3,932.0	-0.434
香港	-379.0	-0.292
韓国	-1,311.4	-0.230
シンガポール	-181.4	-0.244
インドネシア	-3,185.5	-1.259
マレーシア	-315.8	-0.264
フィリピン	-1,179.1	-1.336
タイ	92.4	0.045
他の諸国		
メキシコ	-425.6	-0.121
トルコ	-871.4	-0.414
中央ヨーロッパ	-1,695.6	-0.457
中南米	-4,988.0	-0.285

出所：ドリュージラ K. ブラウン (Drusilla K. Brown)、アラン V. ディアドルフ (Alan V. Deardorff)、ロバート M. スターン (Robert M. Stern) 「ウルグアイ・ラウンド及びドーハ・開発ラウンドにおける多国間貿易自由化の計量分析」ディスカッション・ペーパー No.489 (アン・アーバー、ミシ：ミシガン大学公共政策学部、国際経済学研究セミナー、2002年12月8日)、表4。

注：モデル：21 国・地域、18 生産部門（1 部門が農業）からなる静態的一般均衡モデルである、世界生産・貿易のミシガンモデル。一定比率の収益上昇、独占的競争、生産の異種混交性などを踏まえた「新貿易理論」の観点を組み込んでいる。  
データ：1995 年を基準年とする GTAP データベース第 4 版。研究は、非常に乱暴な手法で基準年を 2005 年に更新した。ウルグアイ・ラウンド合意が無かった場合に主な経済変数価格が 2005 年時点でどのようになるかを試算するため、研究は、世界銀行により公表された、世界開発指標 1999 年版及び世界開発報告書 1998-99 年版所収の成長率を基礎に予測する。こうして、ウルグアイ・ラウンドで合意した自由化をシミュレートする。このシミュレーションの最終目標は、表の中で与えられた試算を示すシミュレーションの初期点として利用されることである。例えば、ここで示された試算を抽出するにあたり自由化された政策は、おそらく中国・台湾の WTO 加盟承認、EU25 ヶ国拡大などを反映していない。さらにまた、ウルグアイ・ラウンド合意により要求されていないが、1995 年から 2005 年の間に適用された、いかなる実行関税の変化をも反映していない。

自由化シナリオ：農産物輸入関税、国内生産補助金、そして輸出補助金の 33%削減。

(資料 6-10-4)

表 2-13

農産物貿易を歪曲する全ての政策をグローバルに 36%削減した場合の静態的厚生効果試算  
—ロバート他による研究

(1995 年時の 100 万ドル)

国・地域	厚生効果試算	出所
豪州	1,025	出所：イヴァン・ロバート (Ivan Roberts) 他『世界農産物貿易政策の改革』(豪州農業資源経済調査局レポート 99.12、農村産業調査・開発協力出版 No. 99/96 (1999 年 9 月)、表 2、37 頁)。 注：厚生効果は等価変分により計測。 モデル：24 カ国・地域、22 商品からなる GTAP 静態的一般均衡モデル。 データ：1995 年を基準年とする GTAP データベース第 4 版 (必要な政策のデータ表示を改良するため、わずかに修正)。 自由化シナリオ：自由化モデルは、農産物支持の全ての形態、市場アクセス制限 (関税相当)、輸出補助金、国内支持の 36%削減である。 a.南アフリカ、フィジー、パプアニューギニアを除く。 b.上記以外の地域を含む。
NZ	632	
南ア	168	
日本	4,050	
韓国	305	
EU	17,005	
米国	3,247	
中国	705	
インド	171	
アジア系ケアンズ・グループ	2,292	
米国系ケアンズ・グループ	2,001	
ケアンズ・グループ全体 <sup>a</sup>	6,117	
他の国・地域	2,666	
全体 <sup>b</sup>	34,266	

表 2-14

## 商品に対する実行関税率 50%削減による国民総生産への効果試算 (国・地域別)

## —ブエトレ他の研究

(1995年時点の100万ドル)

国・地域	国内総生産の増加の試算	注
豪州	873	<p>モデル：MEGABARE モデル及び静態的 GTAP モデルから豪州農業資源経済局が発展させた、国際貿易環境モデル。18カ国・地域、26経済部門（うち16部門が農業・食料（林業、漁業、毛織物を除く））からなる、動態的一般均衡モデル。研究によれば、「参照ケース(基本となるケース)は、各国・地域の労働・資本の成長及び検討すべき政策的手法がない場合における経済の停滞を通じた関連する変化が与えられている」。モデルは、投資効果を含む、自由化しない場合でさえ経済は成長するので、自由化の効果はベースライン・シミュレーションからの乖離として示される。</p> <p>データ：貿易及び他の経済変数は、1997年を基準年とする GTAP 第5版より。自由化が始まると考えられてからの初期の実行関税率は、2003年の WTO 統合関税データベースより。スタート時の譲許関税率は、WTO の結合された譲許表から。研究によれば、「実行関税率の多くは、2002年（暦年）に適用された WTO データベースから取得」。実行関税の最も古い観察結果が 1998年であるのに対し、多くの観察結果がある 2番目・3番目の年は、2000年と 2001年である。譲許関税については、ほとんどの情報が、1996年に作成された譲許表に基づいている。最新情報をもつ WTO へ最近加盟した例えば中国のような諸国は、2001年の関税拘束される。</p> <p>自由化シナリオ：政策変更が、2005年から 2014年にかけて起こると想定される。研究の中では、変更のタイミングについてより詳細なことは報告されていない。効果試算は 2014年である。</p>
NZ	716	
日本	7,522	
ASEAN	3,270	
中国	2,620	
他の北東アジア	3,760	
インド	2,457	
他の東南アジア	738	
カナダ	1,443	
米国	6,210	
ラ米・カリブ	2,114	
アルゼンチン	825	
ブラジル	2,048	
EU(15)+EFTA	18,590	
EU 以外	1,379	
中東	2,470	
アフリカ	3,779	
他の国・地域	160	
合計	60,973	

出所：ベンジャミン・ブエトレ (Benjamin Buetre) 他「農産物貿易自由化：発展途上の生産、所得、貿易に対する効果」豪州農業資源経済局プロジェクト 110039 (グローバル経済分析、貿易、貧困、環境に関する第7回年次会議 (ワシントン D.C. 2004年7月17-19日) 提出ペーパー)、表6、15頁。



表 2-15

## 全商品関税の 35%削減による厚生効果試算 (国・地域別)

## —フォンタン、ガーリン、ジーンの研究

(%)		注
国・地域	厚生効果試算	
EU(25)	0.4	<p>注：モデル：動態的一般均衡モデルの MIRAGE (応用一般均衡における国際関係モデル) モデル。投資効果を含むが、生産性効果は含まない。貿易とは関係のない成長を含むので、結果はベースラインとの差で示される。</p> <p>データ：モデルは、1997 年を基準年とする GTAP データベース第 5 版を利用して、調整されている。研究は、実行関税を利用しており、譲許関税や最恵国関税を利用していない。関税の参照年(基準となる年)は 1999 年、他の全ての歪曲的政策の参照年は 1997 年である。これらの年以降のいかなる政策変更も、結果に反映されていない。</p> <p>自由化シナリオ：HS の 6 桁ベースでの全ての関税の 35%削減について、先進国では 6 年間、発展途上国では 10 年間かけて、等量に段階的に削減される。示された結果は、自由化合意後 14 年目の結果である。</p>
米国	0.2	
日本	0.9	
ケアンズ・グループ	0.3	
アジア発展途上国	0.8	
ACP 諸国	0.4	
他の国・地域	0.5	

出所：リオネル・フォンタン (Lionel Fontagne)、ジーン・ルイス・グーリン (Jean-Louis Guerin)、セバスチャン・ジーン (Sebastien Jean) 『ドーハ・ラウンドにおける市場アクセス自由化：シナリオと評価』ワーキング・ペーパー No. 2003-12 (パリ：国際情報・予測研究センター、2003 年 9 月)、表 5-1、29 頁。

(資料 6-10-7)

表 2-18

グローバルな農業自由化による静態的厚生効果試算（自由化政策類型別）—経済調査局の研究				
貿易歪曲的政策の廃止				
裨益国・地域	全関税 世界規模	先進国の国内支持	全輸出補助金 世界規模	全支持・保護 世界規模
厚生効果（1997年時の10億ドル）				
先進国グループ	19.56	4.74	2.53	28.48
豪州・NZ	1.17	0.24	0.01	1.57
カナダ	0.4	0.28	-0.09	0.75
EFTA	0.2	0.83	0.32	1.73
EU	0.14	6.06	3.72	9.28
日本・韓国	13.81	-3.66	-1.34	8.59
米国	3.83	0.97	-0.09	6.57
発展途上国グループ	5.66	-1.94	-2.28	2.6
中国	0.85	-0.28	-0.21	0.42
ラ米グループ	2.71	0.68	-0.05	3.65
メキシコ	0.19	-0.27	-0.11	-0.16
他のアジア諸国	1.71	-0.09	-0.25	1.52
南アフリカ諸国	0.6	-0.22	-0.22	0.25
他の国・地域	-0.39	-1.76	-1.43	-3.07
世界計	25.22	2.80	0.25	31.06
輸出価格効果（%）				
先進国グループ	31.28	0.85	-1.43	31.81
発展途上国グループ	18.93	5.54	0.51	26.50
輸入価格効果（%）				
先進国グループ	28.66	5.43	-0.44	35.93
発展途上国グループ	22.89	-1.54	-1.01	20.02

出所：シンシェン・ディアオ（Xinshen Diao）、アガピ・ソムワル（Agapi Somwaru）、テリー・ロウ（Terry Roe）「第1章 WTO 加盟国における農業改革のグローバル分析」メアリー・E・パーフィッシャー（Mary E. Burfisher）編『WTOにおける農政改革—その行方』農業経済レポート No.802（米国農務省経済調査庁市場貿易経済局、2001年5月）、表1-7、37頁、表1-3、31頁。

注：厚生効果は等価変分により計測。

**モデル**：12カ国・地域、9の農業・食料関連の生産部門、そして他の生産部門の集計からなる、経済調査局独自モデル。人口、労働力、生産性における外生的成長を含まない。国家経済・貿易におけるわずかな成長は、自由化モデルによって徐々に生まれたもの。その結果、自由化シミュレーションの結果は、ベースラインの代わりに、自由化前の基準年の相当値と比較される。

**データ**：モデルは、1997年を基準年とするGTAPデータベース第5.2版のデータを利用して、調整されている。研究は、1998年水準の農産物実行関税、国内支持、輸出補助金、そして関税割当に基づく。関税は、農産物市場アクセスデータベース（the Agriculture Market Access Database）より。譲許関税は、実行関税が入手できない場合に利用。国内支持は、OECDにより公表された生産者支持推定量（PSE）より。輸出補助金は、加盟国のWTOへの報告より。

**自由化シナリオ**：全ての関税及び非関税障壁の関税相当が、全ての輸出補助金のように、WTO全加盟国で除去される。（特に、研究公表時にWTO加盟国ではなかった中国を除く。）国内支持は、豪州、NZ、日本、韓国、米国、カナダ、EU、EFTA3カ国において除去される。これらの諸国は、言及されたEFTA4加盟国中3カ国に左右されるものの、1998年に加盟国がWTOに報告した国内支持の90-92%の間の削減に相当する。

(資料 6-10-8)

表 3-1

2001 年における農産品の国別譲許税率、最恵国待遇関税率及び実行関税率(貿易加重平均)  
—2006 年世界銀行の研究

国	譲許税率の平均	最恵国待遇関税率の平均	実行関税率の平均 <sup>a</sup>	実行関税率の平均が譲許税率の平均よりもどれくらい低いかの割合
オーストラリア	5.9	3.6	3.0	49.2
バングラデシュ	156.9	14.4	14.4	90.8
カナダ	19.6	19.3	9.7	50.5
中国	16.2	51.3	38.9	-140.1
日本	62.1	52.1	34.6	44.3
韓国	103.5	119.8	93.9	9.3
メキシコ	49.4	31.9	10.7	78.3
パキスタン	107.7	30.0	30.4	71.8
インド	153.4	55.4	55.1	64.1
トルコ共和国	50.1	16.1	14.0	72.1
米国	6.2	6.0	2.7	56.5
メルコスール(南米南部共同市場)	34.0	12.9	12.9	62.1
欧州自由貿易連合	70.8	48.2	28.6	59.6
アセアン	59.7	12.1	11.2	81.2
サハラ以南の後発開発途上国	62.8	14.8	13.1	79.1
その他のサハラ以南のアフリカ	104.4	26.5	25.6	75.5
マグレブ	38.0	18.9	17.6	53.7
南部アフリカ関税同盟	51.5	13.8	13.0	74.8
EU	20.5	17.2	11.8	42.4
先進国	27.0	22.1	14.2	47.4
発展途上国	48.1	26.7	20.6	57.2
後発開発途上国	77.6	14.3	13.4	82.7
<b>世界</b>	<b>37.4</b>	<b>24.0</b>	<b>17.0</b>	<b>54.5</b>

出所：セバスチャン・ジーン(Sebastien Jean), デビッド・ラボード(David Laborde), ウィル・マーチン(Will Martin)「第 4 章 農産品に関する関税を削減した場合の試算結果」キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行、2006 年)、表 4.2、91 頁。

注：メルコスール(南米南部共同市場)は関税同盟で、報告書の公表時点におけるメンバーは、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイである。

- a. 実行関税率の平均が最恵国待遇による関税率の平均より低いのは、自由貿易協定と発展途上国への特恵関税制度のためである。  
b. 中国の譲許税率の平均が最恵国待遇関税率より低いのは、譲許税率の平均については、WTO への加盟合意において、中国が約束した関税引き下げの効果を含むためであり、2001 年の時点では、まだそれが適用されていないからである。

表 3-2

基準水準(平均実行関税率)と様々な農業改革シナリオにおける平均実行関税率の削減割合 (国・地域別) —2006年世界銀行の研究						
国・地域	基準水準平均実行関税率(%)	平均実行関税率の削減割合				
		農産品の階層方式	重要品目(タリフラインの2%)を除いた農産品の階層方式	重要品目(タリフラインの2%)を除いた農産品の階層方式と上限関税	重要品目(有税品目の2%)を除いた農産品の階層方式	
オーストラリア	3.0	0.9	0.3	0.4	0.8	
バングラデシュ	14.4	0	0	0	0	
カナダ	9.7	4.4	0.1	1.0	3.3	
中国	10.0	2.3	0.9	1.3	1.8	
日本	34.5	16.6	2.1	8.5	13.1	
韓国	90.1	44.5	12.2	43.0	39.2	
メキシコ	9.5	1.5	0.2	0.2	1.5	
パキスタン	30.4	0.5	0	0	0.5	
インド	54.5	4.4	1.7	1.7	4.4	
トルコ共和国	13.9	1.5	0.2	0.4	1.3	
米国	2.7	0.9	0.1	0.3	0.8	
メルコスール(南米南部共同市場)	12.8	0.4	0	0	0.4	
欧州自由貿易連合	28.6	11.5	0.8	7.1	9.4	
アセアン	10.9	0.9	0.3	1.2	0.7	
サハラ以南の後発開発途上国	13.1	0	0	0	0	
その他のサハラ以南のアフリカ	25.4	2.8	0.6	0.8	2.7	
マダガスカル	16.9	2.6	0.8	1.0	2.1	
南部アフリカ関税同盟	12.6	0.7	0.2	0.2	0.7	
EU	11.8	6.1	1.3	2.5	4.9	
先進国	14.1	6.6	0.9	3.1	5.3	
発展途上国	17.9	4.3	1.3	3.5	3.8	
後発開発途上国	13.3	0	0	0	0	
<b>世界計</b>	<b>15.8</b>	<b>5.5</b>	<b>1.1</b>	<b>3.2</b>	<b>4.5</b>	

出所：セバスチャン・ジーン(Sebastien Jean)、ディビッド・ラボード(David Laborde)、ウィル・マーチン(Will Martin)「第4章 農産品に関する関税を削減した場合の試算結果」キム・アンダーソン(Kym Anderson)、ウィル・マーチン(Will Martin)編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行 2006年)、表 4.5、98、99頁。

注：メルコスール(南米南部共同市場)は関税同盟で、報告書が公表された時点におけるメンバーはアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイである。

・使用した関税率は、2001年における6桁ベースの国際統一商品分類であり、ウルグアイラウンド農業合意の段階的な約束水準、2004年4月にEUへ新しく加盟した10ヵ国とWTOへ新しく加盟した国(中国との間)による関税引き下げの約束分を更新したものである。

・“農産品の階層方式”シナリオは、米国の連邦所得税システムに使用されている累進階層方式で、先進国と途上国に対して異なる累進税率と境界ポイントを農産品の税率に適用している。先進国：関税率(0から15%)は、45%の削減。関税率(15から90%)は、70%の削減。関税率(90以上)は、75%の削減。途上国：関税率(0から20%)は、35%の削減。関税率(20から60%)は、40%の削減。関税率(60から120%)は、50%の削減。関税率(120以上)は、60%の削減。このようにして、先進国による関税は、100%の関税に対して、 $45 \times 15 + 70 \times (90 - 15) + 75 \times (100 - 90) = 66.75\%$ の削減となる。

・“重要品目(タリフラインの2%)を除く農産品の階層方式”シナリオは、先進国と途上国のそれぞれに対して、関税削減率をわずか15%とすることができる“重要品目”として、タリフラインの2%を指定することを認めるものである。また、途上国は、関税削減率をわずか15%とすることができる“特別品目”として、更にタリフラインの2%を指定することができる。農産品の階層方式は、その他の全ての関税品目に適用される。重要品目と特別品目には、各国は、適用している高い関税率、高い有税品目の組合せや階層方式が大幅な関税削減を引き起こすために、譲許税率と実行関税率が接近することから、階層方式の適用によって関税収入が大幅に減少することになるタリフラインを選ぶとされている。

・“重要品目(タリフラインの2%)を除く農産品の階層方式と上限関税”シナリオは、“重要品目(タリフラインの2%)

を除く農産品の階層方式”シナリオの適用後、200%を超える関税率は200%まで削減されることを追加したものと同等である。

・“重要品目（有税品目の2%）を除く農産品の階層方式”シナリオは、重要品目と（途上国のための）特別品目が、タリフラインの2%というより、むしろ各国の有税品目の2%に制限されることを除いては、“重要品目（タリフラインの2%）を除く農産品の階層方式”シナリオと同じである。

(資料 6-10-10)

表 3-3

## 階層方式による国内農業支持の削減効果(市場価格支持はその他の支持よりも優先的に削減)

—2006 年世界銀行の研究

	現行の貿易 歪曲的支持 (生産高に占 める割合)	平均実行関税率の削減割合			
		譲許された 貿易歪曲的 支持に対す るフォー ーミュラ上 の削減率(%)	合計(%)	市場価格支 持(MPS)の 構成割合 (貿易歪曲的 支持全体の 割合)	非市場価格支 持の構成割合 (貿易歪曲的 支持全体の 割合)
<b>先進国</b>					
ノルウェー	114	75	71.8	53.4	18.4
アイスランド	132	75	71.8	70.9	0.9
スイス・リヒテンシュタイン	68	75	67.5	67.5	0
EU(15)	42	75	62.1	46.2	15.9
米国	20	75	55.2	27.2	28.1
オーストラリア	11	60	10.4	0	10.4
カナダ	24	75	9.7	9.7	0
日本	54	75	0	0	0
ニュージーランド	12	60	0	0	0
<b>発展途上国</b>					
アルゼンチン	n. a.	40	43.5	43.5	0
韓国	n. a.	40	38.0	38.0	0
タイ	n. a.	40	30.4	0	30.4
ベネズエラ	n. a.	40	0	0	0
チュニジア	n. a.	40	0	0	0
南アフリカ	n. a.	40	0	0	0
モロッコ	n. a.	40	0	0	0
メキシコ	n. a.	40	0	0	0
ヨルダン	n. a.	40	0	0	0
イスラエル	n. a.	40	0	0	0
コスタリカ	n. a.	40	0	0	0
コロンビア	n. a.	40	0	0	0
ブルガリア	n. a.	40	0	0	0
ブラジル	n. a.	40	0	0	0
台湾	n. a.	40	n. a.	n. a.	n. a.
パプアニューギニア	n. a.	40	n. a.	n. a.	n. a.

出所：ハンス・G・ジェンセン(Hans G. Jensen)、ヘンリック・ゾッベ(Henrik Zobbe)「第9章 AMSの削減結果」に基づく、連邦議会予算事務局、キム・アンダーソン(Kym Anderson)、ウィル・マーチン(Will Martin)編、『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行2006年)、表9.5、9.6、9A.1、254から260、265から268頁。

注：MPS = 市場価格支持；n. a. = 適用不可。

- ・階層方式により、先進国は、現在の貿易歪曲的支持の総額が、国内農業生産高の20%以上またはそれ以下かによって75%または60%削減する。発展途上国については、この支持を40%削減する。
- ・リストに挙げた国には、ウルグアイラウンド農業合意における補助金削減の約束である黄色の施策を現在有している国、または、2004年のEU拡大時に加盟した国以外に、加盟に同意した国を含む。
- ・実際の支持における削減割合は、WTOに対する貿易歪曲的支持についての各国の報告に基づく。報告の大部分は、2002年またはそれ以前のものである。

(資料 6-10-11)

表 3-4

ドーハ・ラウンドにより自由化された場合に予想される厚生効果についてのシナリオ(国・地域別)  
 —2006年世界銀行の研究・LINKAGE モデル分析

国・地域	全品目の 貿易自由化	農産品の 階層方式	重要品目を 除いた農産 品の 階層方式	重要品目を 除いた農産 品の 階層方式と 上限関税	農産品の 階層方式と 非農産品の 関税削減	特別かつ異 なる待遇 (S&D)なし: 全ての国に おいて同じ 農業の階層 方式と非農 産品の関税 削減
						削減
(10億ドル(2001年))						
オーストラリア・ニュージーランド	6.1	2.0	1.1	1.2	2.4	2.8
EU(25)・欧州自由貿易連合	65.2	29.5	10.7	10.9	31.4	35.7
米国	16.2	3.0	2.3	2.1	4.9	6.6
カナダ	3.8	1.4	0.5	0.4	0.9	1.0
日本	54.6	18.9	1.8	12.9	23.7	25.4
韓国・台湾	44.6	10.9	1.7	15.9	15.0	22.6
香港・シンガポール	11.2	-0.1	-0.1	-0.2	1.5	2.2
アルゼンチン	4.9	1.3	1.0	1.0	1.3	1.6
バングラディッシュ	0.1	0	0	0.0	-0.1	-0.1
ブラジル	9.9	3.3	1.1	1.1	3.6	3.9
中国	5.6	-0.5	-1.5	-1.1	1.7	1.6
インド	3.4	0.2	0.2	0.2	2.2	3.5
インドネシア	1.9	0.1	0.2	0	1.0	1.2
メキシコ	3.6	-0.2	-0.3	-0.3	-0.9	-0.2
ロシア	2.7	-0.3	-0.7	-0.7	0.8	1.5
南アフリカ	1.3	0.1	0.3	0.3	0.4	0.7
タイ	7.7	0.9	0.6	0.8	2.0	2.7
トルコ共和国	3.3	0.6	0	0.0	0.7	1.4
ベトナム	3.0	-0.1	0	-0.1	-0.5	-0.6
その他の南アジア	1.0	0.2	0.1	0.2	0.3	0.7
その他の東アジア	5.3	0.1	0.1	0.0	0.3	0.6
その他のラ米・カリブ	10.3	3.7	0.5	0.4	3.9	4.0
その他の欧州・中央アジア	1.0	-0.2	-0.3	-0.2	-0.6	-0.7
中東・北アフリカ	14.0	-0.8	-1.2	-1.2	-0.6	0.1
一部のサブサハラアフリカ諸国	1.0	0.1	0	0.0	0.1	0.2
他のサブサハラアフリカ	2.5	0	-0.3	-0.3	0.1	0.3
他の国・地域	3.4	0.4	0	0.0	0.6	0.6
高所得国	201.6	65.6	18.1	43.2	79.9	96.4
WTO上の開発途上国a	141.5	19.7	1.2	16.8	32.6	47.7
世界銀行の定義による開発途上国a	85.7	9.0	-0.4	1.1	16.1	22.9
中所得国	69.5	8.0	-0.5	1.0	12.5	17.1
低所得国	16.2	1.0	0.1	0.0	3.6	5.9
東アジア・太平洋諸国	23.5	0.5	-0.8	0.6	4.5	5.5
南アジア	4.5	0.4	0.3	0.4	2.5	4.2
欧州・中央アジア	7.0	0.1	-0.9	-0.9	0.8	2.1
中東・北アフリカ	14.0	-0.8	-1.2	-1.2	-0.6	0.1
サブサハラアフリカ	4.8	0.3	0	-0.1	0.4	1.2
ラテンアメリカ・カリブ	28.7	8.1	2.3	2.1	7.9	9.2
世界計	287.3	74.5	17.7	44.3	96.1	119.3

出所: キム・アンダーソン (Kym Anderson)、ウィル・マーチン (Will Martin)、ドミニク・ヴァン・デル・マンズブルグ (Dominique van der Mensbrugghe) 「第 12 章 ドーハ改革シナリオによる市場と厚生への影響」、キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク: Palgrave Macmillan・世界銀行、2006 年)、表 12. 4、12. 14、346、370 から 373 頁。

注: 厚生効果は等価変分により計測。WTO = 世界貿易機構; S&D = 特別かつ異なる待遇

**モデル:** 世界銀行のリンケージモデルは 27 の領域と 25 の経済分野である。農産物と食品は 25 分野のうちの 13 で構成される。人口、労働力、生産性の成長という外部要因は、各国の経済と貿易が自由化しなくても、時間とともに成長する要因となる。シミュレーションは、家庭の節約や投資材の価格において、自由化の影響から生ずる投資効果をプラスした静的効果を含む。; 生産性の成長率は含まない。

**データ:** 国際経済分析プロジェクト (GTAP) のバージョン 6. 05 は 2001 年がベースとなっている。しかし、ベースラインのシミュレーションは、WTO への加入を条件とした中国や台湾の関税削減や EU の 25 ヶ国への拡大、ウルグアイラウンド合意の実行による最終段階を含む 2005 年の貿易政策による大きな変化も含んでいる。以前の GTAP とは違い、バージョン 6. 05 は二国間、一方的な貿易特恵措置を含む。

**自由化シナリオ:** 各シナリオについて、自由化は、2005 年から 2010 年まで段階的に導入される。そして、厚生効果予想は 2015 年である。

・“完全な貿易自由化”のシナリオは、全ての商品分野において、全ての関税、補助金とその他の貿易を歪める措置を廃止すること。

・その他の全てのシナリオは、全ての農業輸出補助金を廃止して、表 3-3 (資料 6-10-10) の最後の段で示された結果によって、国内の農業助成金を削減する。米国、28%; ノルウェー、18%; EU、16%; オーストラリア、10%; その他の全ての国、0。更に、

・“農産物の階層方式”シナリオは、米国の連邦所得税システムに使用されている累進階層方式で、先進国と途上国に対して異なる累進税率と境界ポイントを農産物の税率に適用している。先進国: 関税率 (0 から 15%) は、45% の削減。関税率 (15 から 90%) は、70% の削減。関税率 (90% 以上) は、75% の削減。途上国: 関税率 (0 から 20%) は、35% の削減。関税率 (20 から 60%) は、40% の削減。関税率 (60 から 120%) は、50% の削減。関税率 (120% 以上) は、60% の削減。LDC は削減なし。このようにして、先進国による関税は、100% の関税に対して、 $45 \times 15 + 70 \times (90 - 15) + 75 \times (100 - 90) = 66.75\%$  の削減となる。

・“重要品目 (タリフラインの 2%) を除く農産物の階層方式”シナリオは、先進国と途上国のそれぞれに対して、関税削減率をわずか 15% とすることができる“重要品目”として、タリフラインの 2% を指定することを認めるものである。また、途上国は、関税削減率をわずか 15% とすることができる“特別品目”として、更にタリフラインの 2% を指定することができる。農産物の階層方式は、その他の全ての関税品目に適用される。重要品目と特別品目には、各国は、適用している高い関税率、高い有税品目の組合せや階層方式が大幅な関税削減を引き起こすために、譲許税率と実行関税率が接近することから、階層方式の適用によって関税収入が大幅に減少することになるタリフラインを選ぶとされている。

・“重要品目 (タリフラインの 2%) を除く農産物の階層方式と上限関税”シナリオは、“重要品目 (タリフラインの 2%) を除く農産物の階層方式”シナリオの適用後、200% を超える関税率は 200% まで削減されることを追加したものと同等である。

・“農産物の階層方式と非農産物の関税削減”シナリオは、先進国については、全ての非農産物の関税を 50% 削減、発展途上国については 33% 削減、後発開発途上国については 0 とすることを除いては、“農産物の階層方式”シナリオと同じである。

・“特別かつ異なる待遇なし: 全ての国に対し同じ農産物の階層方式、非農産物の関税削減”シナリオは、“農産物の階層方式と非農産物の関税削減”シナリオで、先進国に適用される関税削減を全ての国 (先進国、途上国、最貧国) に適用することによって、途上国、最貧国に対する特別かつ異なる待遇を除いたものである。

- a. WTO 上の発展途上国は香港、韓国、シンガポールと台湾を含むが、世界銀行の定義では、所得水準に基づくため、含まれない。



(資料 6-10-12)

表 3-5

様々な自由化シナリオにより予想される効果と GNP(国・地域別)  
—ブエトレ他の研究

(10 億ドル) 国・地域	譲許税率の削減割合		実行関税率の 50%削減
	15%	50%	
オーストラリア	67	355	873
ニュージーランド	47	306	716
日本	452	2,129	7,522
アセアン	63	190	3,270
中国	60	130	2,620
その他の北アジア	166	213	3,760
インド	-42	-177	2,457
その他の南アジア	-16	-71	738
カナダ	93	257	1,443
米国	90	770	6,210
ラテンアメリカ・カリブ	146	594	2,114
アルゼンチン	48	199	825
ブラジル	111	391	2,048
EU(15)・欧州自由貿易協定	450	2,890	18,590
EU 非加盟国	201	993	1,379
中東	89	858	2,470
アフリカ	148	1,683	3,779
他の国・地域	44	190	160
<b>世界</b>	<b>2,217</b>	<b>12,000</b>	<b>60,973</b>

出所：ベンジャミン・ブエトレ(Benjamin Buetre)他「農業貿易の自由化：途上国の生産、所得と貿易における影響」豪州農業資源経済局プロジェクト 110039 (第 7 回世界経済分析、貿易、貧困、環境年次会議に提出されたペーパー、ワシントン、2004 年 7 月 17 日～19 日)、表 6、15 頁。

注：モデル：MEGABARE モデルと静的な国際貿易分析プロジェクト (GTAP) モデルを豪州農業資源経済局 (ABARE) が発展させた世界貿易と環境モデルによる。18 カ国/領域と 26 の経済分野の動的な一般的均衡モデル、そのうち 16 は、森林と漁業と羊毛を除いた農産品と食品のものである。研究では、“参照事例は、それぞれの国と領域における労働と資本の成長予測と調査される政策がない場合における経済の停滞まで関連する変化に対応している。”モデルは投資効果を含む。生産性の効果が含まれているかは明らかでない。自由化されない場合の経済成長、自由化の効果は、ベースラインのシミュレーションからの乖離として決定される。

データ：貿易とその他の経済変数の数は、GTAP データベースのバージョン 5 からである。これは 1997 年のベースである。自由化による実行関税率は、2003 年に WTO が決定した関税率としている。譲許税率は WTO 譲許表からである。研究では、“WTO のデータベースから使用した実行関税率の多くは、2002 年から適用されている。実行関税率については、2000 年と 2001 年が 2 番目と 3 番目に多く監視されたためである。その一方、最も古いのは、1998 年である。譲許税率の大部分の情報は、1996 年に約束されたものに基づく。WTO へ加盟した最新国は、最新の情報である。例えば、中国は 2001 年に関税の義務を負っている。”

自由化シナリオ：政策は、研究時点の変化から大きく変えず、2005 年から 2014 年にまでのものとする。効果は 2014 年のものである。

表 3-9

関税割当の自由化による厚生効果の予測  
—シーガス、インコーの研究

(100 万ドル) 国・地域	総利益	15%の関税割当 (TRQ) 税率 と輸出税の削減	15%の関税割当 (TRQ) 数量の拡大
カナダ	322	315	7
米国	634	453	130
メキシコ	82	82	0
アルゼンチン	425	436	30
ブラジル	632	534	119
チリ	64	49	11
オーストラリア・ニュージーランド	829	888	17
日本	6,411	5,488	787
韓国	331	18	272
インドネシア	72	33	31
マレーシア	287	269	16
フィリピン	-65	-80	11
タイ	268	195	67
インド	13	-5	13
EU(15)	5,629	5,471	227
中東・北アフリカ	-1,109	-1,127	19
他の国・地域	-1,589	-1,920	312
計	13,236	11,099	2,069

出所：マリノス E シーガス (Marinos E. Tsigas)、メリンダ・インコー (Merlinda Ingco) 「食品と農産物の市場アクセスの自由化：関税割当の一般的な均衡」ワーキングペーパー 2001-10-A (ワシントン：2001 年 10 月米国際貿易委員会、経済オフィス)、表 3、15 頁、表 4、16 頁

注：TRQ = 関税割当

**モデル**：国際貿易分析プロジェクト (GTAP) が関税割当の分析を考慮に入れた静的均衡モデルである。モデルは 17 の領域と 10 の貿易商品である。10 の商品うち 4 つは主な農産品、2 つは加工食品である。

**データ**：研究は 1995 年と 1996 年の GTAP データからであり、1995 年から 2000 年まで実行されたウルグアイラウンド合意における改革のシミュレーションである。：(1) 国内生産の 3% から国内消費の 5% までの割当増加をシミュレーションするため、割当レベルをおよそ 66% 増加；(2) 先進国の領域による枠外関税率を 36% 削減、そして、途上国の領域による枠外関税率を 24% 削減；そして(3) 輸入される商品と輸出される商品（最初の均衡の場合のように）の国内価格を等しくするため、枠外関税率の削減と同じ率の輸出補助金を削減した。そのシミュレーション結果が、この表での結果をもたらすシミュレーションの出発点として使われる。このように、この表でシミュレーションされる関税率割当のための実質的な基本年は、2000 年である。

**自由化シナリオ**：貿易自由化シナリオは、15% の割当数量拡大のシナリオと関税割当の枠内税率と枠外税率、そして 2000 年に推定された農産品及び食品に対する輸出税の水準について 15% 削減するシナリオから成る。

表 4-1

## 様々なシナリオにおける農業生産成長率及び付加価値効果(国・地域別)

—2006年世界銀行の研究

国・地域	様々なシナリオにおける農業生産の 年平均成長率 2005-2015年			自由化による 2015年までの 農業付加価値効果	
	ベース ライン	全ての財 の貿易 完全自由化	農産品の 階層方式と 非農産品の 関税削減	全ての財 の貿易 完全自由化	農産品の 階層方式と 非農産品の 関税削減
豪州・NZ	3.5	5.2	4.3	25.6	9.8
EU(25)+EFTA	1.0	-1.5	-0.3	-26.4	-13.8
米国	2.2	1.3	1.9	-15.0	-5.2
カナダ	3.5	5.2	4.0	23.3	5.8
日本	0.5	-4.3	-1.4	-39.5	-16.6
韓国・台湾	2.2	0.1	1.5	-33.3	-12.1
香港・シンガポール	2.8	3.3	2.9	7.5	1.4
アルゼンチン	2.9	5.1	3.5	33.8	9.4
バングラデシュ	4.2	4.4	4.2	-4.4	0.4
ブラジル	3.3	6.1	4.4	46.3	16.7
中国	4.3	4.3	4.3	0.1	0.4
インド	4.3	4.1	4.4	-8.1	0.2
インドネシア	3.0	2.9	3.0	2.7	1.7
メキシコ	3.9	4.1	4.0	2.5	3.2
ロシア	1.5	1.0	1.4	-6.5	-0.8
南アフリカ	2.5	3.3	2.6	9.6	1.2
タイ	-0.1	1.3	0.4	25.0	7.2
トルコ	3.0	2.6	3.0	-7.2	-0.3
ベトナム	5.8	6.1	5.9	13.6	0.3
他の東南アジア	4.8	4.8	4.9	-1.3	1.8
他の東アジア	3.7	3.5	3.8	-0.7	1.9
他のラ米・カリブ	4.4	6.6	5.3	30.2	11.1
他の欧州・中央アジア	3.3	3.3	3.3	-1.8	-0.2
中東・北アフリカ	4.0	4.0	4.0	0.3	0.9
一部のサブサハラアフリカ諸国	5.3	5.7	5.4	9.1	1.7
他のサブサハラアフリカ	4.6	4.8	4.8	5.4	1.9
他の国・地域	5.0	6.4	5.5	16.4	5.4
高所得国	1.6	-0.1	0.8	-19.4	-8.9
開発途上国	3.9	4.2	4.1	2.9	2.0
中所得国	3.7	4.1	3.9	5.3	2.4
低所得国	4.4	4.5	4.5	-2.5	1.0
東アジア・太平洋	4.0	4.0	4.0	1.1	0.8
南アジア	4.4	4.2	4.4	-6.8	0.5
欧州・中央アジア	3.0	2.9	3.1	-4.0	-0.3
中東・北アフリカ	4.0	4.0	4.0	0.3	0.9
サブサハラアフリカ	4.5	4.9	4.7	6.7	1.8
ラテンアメリカ・カリブ d) b h	3.8	5.8	4.6	27.4	10.2
世界計	3.2	2.9	3.0	-2.4	-0.6

出所: キム・アンダーソン (Kim Anderson)、ウィル・マーチン (Will Martin)、ドミニク・ヴァン・デル・マンズブルグ (Dominique van der Mensbrugghe) 「第12章 ドーハ改革シナリオによる市場と厚生への影響」 キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク: Palgrave Macmillan・世界銀行、2006年)、表12.11及び表12.17、358、359、378、379頁。

注: 厚生効果は等価変分 (equivalent variation) により計測。

モデル: 27地域、25経済部門からなる世界銀行のLINKAGEモデル版。25部門のうち農業・食料は13部門を占める。人口、労働力、生産性の増大という外生的要因により、自由化していない場合でも、国家の経済・貿易は徐々に成長する。

これらのシミュレーションは、静態的效果に加え、自由化による家計貯蓄及び投資財価格への影響から生じる投資効果を含むが、生産性効果は含まない。

**データ**：2001年を基準年とする国際貿易分析プロジェクト（以下、GTAP）データセットの6.05公表版。しかし、ベースラインのシミュレーションは、2005年の貿易政策による大きな変化—ウルグアイラウンド合意履行の最終段階、WTO加盟条件としての中国・台湾による関税削減、EUの25ヶ国拡大などを含む貿易政策の変化—を組み込んでいる。以前のGTAP公表版と異なり、6.05公表版はバイラテラル及びユニラテラルの貿易特惠措置を含んでいる。

**自由化シナリオ**：各々のシナリオにおいて、自由化は2005年から2010年に段階的に行われる。厚生効果は2015年の効果を試算。

「全ての財の貿易完全自由化」シナリオでは、全ての財部門において、全ての関税、補助金、その他の貿易歪曲的政策を廃止する。

「農産品の階層方式と非農産品の関税削減」シナリオは、表3-4（資料6-10-11）の同名のシナリオと同じ。全ての農産品に係る輸出補助金は廃止され、国内農業補助金は表3-3（資料6-10-10）で示された率により削減される（米国28%、ノルウェー18%、EU16%、豪州10%、その他全ての国0%）。非農産品の関税は、先進国は50%、開発途上国は33%、低所得開発途上国は0%削減される。農産品の関税は、米国の連邦所得税システムに使用されている階層境界方式により削減され、先進国、開発途上国及び後発開発途上国に対して、それぞれ異なる累進税率と境界点を適用している。先進国：関税率0-15%に対しては45%の削減、関税率15-90%に対しては45%の削減、関税率90%以上に対しては75%の削減。開発途上国：関税率0-20%に対しては35%の削減、関税率20-60%に対しては40%の削減、関税率60-120%に対しては50%の削減、関税率120%以上に対しては60%の削減。後発開発途上国：関税削減はなし。

## (資料 6-10-15)

表 4-4

 全ての財部門における完全自由化による要素別実質収益率への効果試算  
 —2006 年世界銀行の研究・LINKAGE モデル分析

(%)	未熟練労働	熟練労働	資本 <sup>a</sup>	土地 <sup>a</sup>
豪州・NZ	3.1	1.1	-0.3	17.4
EU(25)+EFTA	0.0	1.3	0.7	-45.4
米国	0.1	0.3	0.0	-11.0
カナダ	0.7	0.7	0.4	22.8
日本	1.3	2.2	1.1	-67.4
韓国・台湾	6.5	7.1	3.8	-45.0
香港・シンガポール	3.2	1.6	0.3	4.4
アルゼンチン	2.9	0.5	-0.7	21.3
バングラデシュ	1.8	1.7	-0.2	1.8
ブラジル	2.7	1.4	1.6	32.4
中国	2.2	2.2	2.8	-0.9
インド	2.8	4.6	1.8	-2.6
インドネシア	3.3	1.5	0.9	1.0
メキシコ	2.0	1.6	0.5	2.8
ロシア	2.0	2.8	3.5	-2.2
南アフリカ	2.8	2.5	1.8	5.7
タイ	13.2	6.7	4.2	11.4
トルコ	1.3	3.4	1.1	-8.1
ベトナム	25.3	17.6	11.0	6.8
他の東南アジア	3.7	3.2	0.1	0.1
他の東アジア	5.8	4.2	5.2	-0.9
他のラ米・カリブ	5.7	1.4	-0.4	17.8
他の欧州・中央アジア	2.3	4.2	2.1	-0.3
中東・北アフリカ	4.1	4.1	2.6	2.4
一部のサブサハラアフリカ諸国	6.0	1.6	0.0	4.6
他のサブサハラアフリカ	8.2	6.5	2.2	5.2
他の国・地域	4.4	2.7	1.1	6.3
高所得国	0.6	1.1	0.5	-20.0
開発途上国	3.5	3.0	1.9	0.9
中所得国	3.2	2.6	1.9	2.2
低所得国	4.2	3.9	1.9	-1.0
世界計	1.2	1.5	0.8	-0.8

出所：キム・アンダーソン (Kim Anderson)、ウィル・マーチン (Will Martin)、ドミニク・ヴァン・デル・マンズブルグ (Dominique van der Mensbrugge) 「第 12 章 ドーハ改革シナリオによる市場と厚生への影響」キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』(ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行、2006 年)、表 12.10、356 頁。

注：名目要素価格は消費者物価指数によりデフレートしている。

**モデル**：27 地域、25 経済部門からなる世界銀行の LINKAGE モデル版。25 部門のうち農業・食料は 13 部門を占める。人口、労働力、生産性の増大という外生的要因により、自由化とは関係なく、国家の経済・貿易は徐々に成長する。これらのシミュレーションは、静態的效果に加え、自由化による家計貯蓄及び投資財価格への投資効果を含む。

**データ**：2001 年を基準年とする国際貿易分析プロジェクト (以下、GTAP) データセットの 6.05 公表版。しかしながら、ベースラインのシミュレーションは、2005 年までの貿易政策による大きな変化—ウルグアイラウンド合意履行の最終段階、WTO 加盟条件としての中国・台湾による関税削減、EU の 25 ヶ国拡大などを含む貿易政策の変化—を組み込んでいる。以前の GTAP 公表版と異なり、6.05 公表版はバイラテラル・ユニラテラルの貿易の特恵措置を含んでいる。

**シミュレートされた自由化シナリオ**：全ての財部門における、全ての関税、補助金、その他の貿易歪曲的政策は、2005 年から 2010 年を通じて段階的に廃止される。厚生効果は 2015 年の効果を試算。

a. 資本及び土地の収益率は、補助金を含む賃貸コストを示す。

表 4-5

全ての財部門における完全自由化による要素別収益率への効果試算  
—2002 年世界銀行の研究

国・地域	生産性効果を含まない シミュレーション			生産性効果を含む シミュレーション		
	未熟練 労働	熟練労働	資 本	未熟練 労働	熟練労働	資 本
	高所得国	1.0	1.6	0.2	1.1	2.2
米国	0.5	0.4	0.1	0.5	0.1	0.4
西欧州	0.7	2.6	0.1	0.7	3.1	0.7
日本	1.5	2.7	1.2	1.9	3.4	2.2
その他の OECD 高所得国	3.1	0.6	0.8	2.3	1.3	0.7
経済振興国	4.1	2.9	0.5	4.1	3.8	-0.4
低・中所得国	5.7	5.6	2.7	7.4	9.6	5.1
サブサハラアフリカ	6.9	4.5	0.8	5.4	6.8	3.4
東アジア・太平洋	6.2	7.8	4.6	11.2	15.0	9.3
南アジア	6.0	3.4	1.7	5.7	5.8	3.7
東欧州・中央アジア	5.4	4.3	1.4	5.3	6.7	3.3
中東・北アフリカ	4.1	12.5	8.0	6.1	17.0	10.9
ラテンアメリカ・カリブ	5.3	2.5	0.7	4.8	4.3	1.4
他の国・地域	3.3	2.2	0.8	2.7	4.2	3.2
世界計	2.3	2.5	1.0	2.8	3.8	2.1

出所：世界銀行「第 6 章 ドーハ改革シナリオによる市場と厚生への含意」キム・アンダーソン、ウィル・マーチン編『農産物貿易改革とドーハ開発アジェンダ』（ニューヨーク：Palgrave Macmillan・世界銀行、2006 年）、表 12.10、356 頁。

注：名目要素価格は消費者物価指数によりデフレートしている。

**モデル**：15 地域、20 経済部門からなる世界銀行の LINKAGE モデル版。人口、労働力、生産性の増大という外生的要因により、自由化していない場合でも、国家の経済・貿易は徐々に成長する。生産性効果を捨象したシミュレーションは、静態的效果に加え、自由化による家計貯蓄及び投資財価格への影響により生じる投資効果を含む。生産性効果を組み込んだシミュレーションは、それらの効果に加え、自由化による生産性効果を含む。

**データ**：1997 年を基準年とする国際貿易分析プロジェクト (GTAP) データセットの第 5 版。このため、自由化の初期点はこの年に行われた政策。

**シミュレートされた自由化シナリオ**：全ての財部門における、全ての関税、国内生産補助金、輸出補助金は、2005 年から 2010 年にかけて毎年、自由化以前の水準の 6 分の 1 相当ずつ、段階的に削減され、最終的には完全に廃止される。2015 年の効果を試算。

表 4-7

## 農産物輸入関税、国内支持、輸出補助金 33%削減による要素別収益率への静態的効果試算

(国・地域別)

—ブラウン、ディアドルフ、スターンの研究

(%)		
国・地域	実質賃金	資本収益
先進国		
豪州・NZ	-0.182	-0.224
カナダ	-0.218	-0.209
EU+EFTA	-0.045	0.023
日本	-0.039	-0.003
米国	-0.190	-0.193
途上国		
アジア		
インド	-0.109	-0.030
スリランカ	-0.307	-0.480
他の南アジア	-0.078	-0.119
中国	-0.163	-0.320
香港	-0.186	-0.180
韓国	0.132	0.134
シンガポール	-0.038	-0.068
インドネシア	-0.113	-0.462
マレーシア	0.189	0.104
フィリピン	-0.062	-0.076
タイ	-0.703	0.054
その他		
メキシコ	-0.354	-0.185
トルコ	-0.327	-0.347
中央欧州	-0.363	-0.391
中央・南アメリカ	-0.252	-0.358

出所：ドリュジラ K. ブラウン (Drusilla K. Brown)、アラン V. ディアドルフ (Alan V. Deardorff)、ロバート M. スターン (Robert M. Stern) 「ウルグアイ・ラウンド及びドーハ・開発・ラウンドにおける多国間貿易自由化の計量分析」 ディスカッション・ペーパー No. 489 (アン・アーバー、Mich.: ミシガン大学公共政策学部、国際経済学研究セミナー、2002年12月8日)、表4。

注：モデル：21カ国・地域、18生産部門（農業は1部門）からなる静態的一般均衡モデルである、世界生産・貿易のミシガン・モデル。収穫逓増、独占的競争、差別化される生産などを踏まえた「新貿易理論」の観点をいくつか組み込んでいる。データ：1995年を基準年とする GTAP データベース第4版。研究は、非常に乱暴な手法で基準年を2005年に更新している。まず、ウルグアイ・ラウンド合意がなかったとしたら、2005年時点における主な経済変数の値はどのようになるのかを試算するため、世界銀行公表の世界開発指標1999年版及び世界開発報告書1998-99年版所収の成長率を基に推計している。その上で、ウルグアイ・ラウンド合意で約束された自由化をシミュレートする。このシミュレーションの最終点が、この表に示された試算値を抽出するシミュレーションの初期点として使用される。そのため、この表で示された試算値を抽出するに当たっては、おそらく、自由化政策には、中国・台湾のWTO加盟承認、EU25ヶ国拡大などが反映されていない。さらに、ウルグアイ・ラウンド合意により要求されていないが、1995年から2005年の間に適用された、いかなる実行関税の変化も反映されていない。

自由化シナリオ：農産物輸入関税、国内生産補助金、輸出補助金の33%削減。

表 4-20

## 砂糖における全ての貿易歪曲的な政策をグローバルに完全自由化した場合の効果試算

## —エロベイド、ベギンの研究

(%)					本船渡価格	ニューヨーク・
国・地域	生産量	輸出量	輸入量	消費量	カリブ諸国	スポット価格
純輸出国						
アルゼンチン	1.82	78.83		-2.42		
豪州	9.81	12.66		-4.77		
ブラジル	17.89	43.66		-8.68		
コロンビア	-1.24	-2.61		-0.37		
キューバ	25.37	32.42		-7.75		
EU	-59.56	-263.04		2.87		
インド	-2.54	-169.42		0.88		
メキシコ	-6.90	-29.78		-7.29		
パキスタン	7.95	-123.60		-5.39		
南アフリカ	5.92	12.13		-0.40		
タイ	-0.72	-1.73		1.13		
純輸入国						
アルジェリア	6.70		-4.18	-4.09		
カナダ	2.15		-4.24	-3.78		
中国	8.78		-71.02	-6.81		
東欧州	-7.97		27.20	1.63		
エジプト	8.27		-44.36	-11.16		
元ソ連	2.16		-0.93	0.12		
インドネシア	72.93		-63.56	-7.14		
イラン	3.97		-5.39	-2.64		
日本	-83.71		51.11	1.39		
マレーシア	40.19		-11.32	-6.29		
モロッコ	1.70		-8.53	-3.03		
ペルー	0.22		143.35	-0.72		
フィリピン	-4.62		43.57	0.48		
韓国			5.37	5.30		
トルコ	68.78		-797.60	1.79		
米国	-4.62		9.51	0.15		
ベネズエラ	3.44		-35.49	-1.76		
他の国・地域			-33.35			
計	-1.76	8.19	8.19	-1.93	47.94	-4.83

出所：アamani・エロベイド(Amani Elobeid)、ジョン C ベギン (John C. Beghin) 「砂糖市場における多国間貿易及び農業政策改革」ワーキング・ペーパー 04-WP 356 (Ames, Iowa : アイオワ州立大学、農業及び農村開発センター 2004年7月) B1表、B2表、44-49頁

注：FOB = 本船渡価格 (free on board)

空白部分は、該当する国・地域の効果について、本研究において試算されていないことを示す。

モデル：農業・農村開発センターの国際砂糖モデル。19の国・地域からなる動的的部分均衡経済モデル。

データ：砂糖の生産量、消費量、期末在庫量については、米国農務省(USDA)のPS&D Viewによる。大部分の国のさとうきび、てんさいの栽培面積、砂糖、さとうきび、てんさいの生産量は、海外農業サービス (Foreign Agricultural Service) のGAIN country report及び国際連合FAO(食糧農業機関)による。純国内生産(GDPs)、GDPデフレーター、人口、為替レートはIMF(国際通貨基金)及びGlobal Insightによる。この研究では、直近の数値の年次を示していない。

自由化シナリオ：全ての貿易障壁、国内生産補助金、輸出補助金は2002/2003年に廃止。2011/2012年の効果を試算。



表 4-22

油糧種子関連関税の廃止による効果試算								
—メールケ、ウェンズレイ、クラフの研究								
(%)	価 格				量			
	油糧種子	油糧種子	油糧種子	油糧種子	油糧種子	油糧種子	油糧種子	油糧種子
国・地域	油糧種子	オイル	ミール	パーム油	生産	破碎	オイル消費	ミール消費
アルゼンチン	6.0	6.5	1.4	9.8	1.0	-3.2	-2.0	-0.2
豪州	1.3	1.3	1.6	9.8	0.5	1.2	-0.7	-0.5
ブラジル	2.3	5.0	1.4	-0.1	1.2	1.9	-1.6	0.4
カナダ	3.1	6.2	1.6	3.2	1.8	7.2	-1.8	0.0
中国	3.2	-10.6	1.4	0.8	0.6	-13.9	1.6	0.4
EU (15)	2.2	6.2	1.5	4.6	0.1	4.0	-1.8	-0.3
日本	2.1	-10.3	1.5	9.8	0.0	-24.3	2.0	-0.3
米国	2.3	5.0	1.4	9.8	0.5	3.6	-1.0	-0.2
他の国・地域	-7.8	-9.6	-3.8	-4.0	-3.0	2.7	1.9	1.5
世界計	2.1	6.4	1.6	9.8	0.2	0.2	-0.1	0.3

出所：カール・メールケ(Karl Meilke)、ミッチ・ウェンズレイ(Mitch Wensley)、メリット・クラフ(Merrit Cluff)「貿易自由化による国際油糧種子コンプレックスへの影響」『農経論叢』第23巻 no.1 (春夏号 2001年) 8表、9表、11頁

注：モデル：経済協力開発機構(OECD)のAGLINKモデルの修正版。特定の貿易農産品がOECDメンバー国、非メンバー国又は世界市場において特化されることを説明する構造的計量経済モデル。

データ：農業アウトルック 1997-2000年(OECD 1997年)

自由化シナリオ：1996年、関税は廃止されるが、非関税障壁は残る。2001年の効果を試算。

平成19年5月8日

## EPA・農業ワーキンググループ第一次報告 「EPA交渉の加速、農業改革の強化」

グローバル化改革専門調査会  
EPA・農業ワーキンググループ

### はじめに

今後、我が国が人口減少による成長制約を克服するためには、グローバル化のメリットを最大限活用し、世界経済の発展とともに我が国経済も発展することが必要である。そのためには、我が国が世界自由貿易体制に貢献することも含めて、「主張する経済外交」を展開すべきであり、EPA(経済連携協定)の戦略的な展開と交渉の加速が鍵となる。

現在、世界各国の間では、二国間のFTA/EPAを締結し、多国間貿易体制では実現できないような、より深い経済関係を構築する動きが急である。特に、アジア太平洋地域では、これまでも地域経済統合が進んできたが、近年になって、FTAを中心とする枠組みが急速に形成されつつある。我が国のEPA交渉の歩みは遅々としたものであり、こうした世界の貿易・投資のネットワークから取り残されつつある。

我が国のEPAの現状をみると、昨年までに、シンガポール、メキシコ、マレーシアとの間のEPAが発効し、昨年5月に策定された「グローバル戦略」<sup>1</sup>のEPA工程表にしたがって精力的な交渉作業が進められた結果、現在では、フィリピン、チリ、タイとも署名を終え、インドネシア、ブルネイとも大筋合意、ASEANとの大枠合意に達したところである。「日本経済の進路と戦略」<sup>2</sup>にしたがい、本年春にはEPA工程表が改定され、今後2年でEPA締結国が12カ国以上になることが期待される。

今後、EPA交渉で主導権を発揮するためには、改革の進んでいない岩盤のような分野における取組が不可欠である。特に、農業については、これまでのEPAは農業への影響が比較的小さいものにとどまっていたが、今後は、日豪EPA交渉をはじめ本格的な交渉が必要になる。グローバル化を恐れる農業ではなく、グローバル化を梃子として強い農業を目指すことが、我が国の農業経営者にとっても、消費者にとっても重要である。

こうした経済財政諮問会議の問題意識を踏まえ、本ワーキンググループは、

<sup>1</sup> 平成18年5月経済財政諮問会議決定。

<sup>2</sup> 平成19年1月閣議決定。

本年1月以来、精力的な審議を進め、EPA交渉の加速と中長期的な戦略のあり方、農業改革について、課題の整理と具体策の検討を進めてきた。以下は、その第一次報告である。なお、本報告は、関係省庁や農業生産者からの意見聴取及び農業現地視察を踏まえ、当ワーキンググループにおける見解をまとめたものである。

## 1. 今後のEPA戦略とWTO交渉への取組

EPAは、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するものと位置づけられている。

本年春から初夏にかけて大詰めを迎えるとみられるWTO交渉への取組は極めて重要である。また、EPAについては、交渉の加速、対象国、内容等について中長期的な戦略をもって検討することが必要である。

### (1) WTO交渉への取組

#### ① 自由貿易体制の意義

戦後、我が国は自由貿易体制の裨益のもとで経済発展を遂げてきた。我が国が、今後とも世界的な自由貿易体制の維持・発展に貢献することは、世界経済全体の成長のみならず、我が国の国益に関わる問題として認識すべきである。

#### ② WTO交渉への貢献

WTOは、二国間、複数国間ではなし得ない世界貿易共通の枠組み作りという役割を果たしている。WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持、強化の観点から、WTO交渉の早期妥結に向けて、我が国がその地位に相応しい貢献を行い、発言力を回復すべきである。

### (2) EPAの意義とEPA締結加速の重要性

#### ① EPAの意義

EPAは、財、サービス、投資の自由化と円滑化、食料、資源・エネルギーの安定供給、経済協力等を含む包括的な協定により、両国間の経済関係をより緊密化させようとするものである。

#### ② EPAのメリット

EPAのメリットはさまざまなものが考えられるが、我が国のEPA戦略の構築にあたっては、(a)我が国に立地する産業の競争力強化を通じた成長力強化、(b)消費者利益の最大実現(より安価で多様な選択肢の提供、人の移動

の増加によるサービス貿易の拡大)、(c)食料、資源・エネルギーの安定供給確保もEPAの重要なメリットとして位置づけるべきである。また、EPAの推進が、企業のグローバルな立地戦略に影響を与え、産業空洞化を防ぎ、地域経済を活性化させることが期待される。

### ③ EPA交渉に臨む態度

EPAは、相手国との間で、多国間交渉では難しい貿易・投資のより深い結びつきを可能にする。EPAへの積極的な取組を通じて世界全体の自由な貿易・投資の促進、発展に寄与するという理念を我が国の姿勢として明確に打ち出すべきである。国内の政治的考慮を前面に出した消極的な姿勢は、我が国の交渉に対する意欲、更には世界経済の主要な構成員としての役割に疑問符を付されかねない。

### ④ FTA/EPA交渉の先後による不利の防止

我が国がEPA交渉に遅れをとった場合、FTA締結が先行した第三国との競争で不利になることが往々にしてある(貿易転換効果)。例えば、メキシコについては、NAFTA、EUとのFTA締結により、我が国からの輸出や現地進出企業の活動に負の影響が及んだことが、日メキシコEPA締結の契機となった。また、チリとのFTAは韓国が先行したため、チリの対日輸入が伸び悩むなかで、対韓輸入が急増したという事例もある。

本年4月初め、米国と韓国のFTA交渉が妥結した。韓国はEUとのFTA正式交渉を立ち上げ、年内妥結を目指す勢いである。今後、世界各地でFTA/EPAのネットワークが急速に形成されると見込まれるなかで、我が国が取り残された場合、国際的に不利な立場に陥ることについて直視すべきである。特に、我が国の重要な輸出品目に対して高関税を課しているEUとのFTA/EPAについては、早急に準備を進める必要がある。

なお、国によっては、投資促進のため、FTA/EPAにとどまらず、社会保障協定、投資協定、租税条約等について、早期に締結国数を大幅に増加させることを目指し、重層的に交渉することも重要である。

### ⑤ スピード感のある交渉

企業は、グローバルな最適立地を目指して、各国のFTA/EPA締結の動向も踏まえ、競争力の維持・強化のために、開発・設計・試作・量産・販売という各生産段階の立地を絶えず見直している。そうしたなかでは、EPAの締結時期についてできる限り見通しを示し、世界の趨勢に遅れることなくスピード感と緊張感をもって質の高いEPAネットワークを展開することが不可欠である。

## (3) EPAの対象国

### ① 東アジアにおける EPA ネットワーク

EPAは、東アジア全体の緊密な経済統合を促す等、我が国にとってより有益な国際環境の形成に資するものである。まずは、東アジアにおける EPA ネットワークを早期に完成すべきである。このため、まず日 ASEAN の EPA 締結を迅速に進めるべきである。

さらに、我が国は 2010 年に APEC を主催することとなっている。2010 年のポゴール目標(APEC 先進エコノミーは貿易・投資を自由化)を視野に入れつつ、ASEAN+3(日中韓)、ASEAN+6(日中韓、豪州、インド、NZ)、FTA-AP(APEC ワイドの FTA)等を目指すべきである。

### ② 日豪 EPA

豪州は、アジア太平洋地域において、我が国と価値を共有する国であり、政治、安全保障面での協力関係の重要性が高まっている。こうしたことも念頭において、日豪 EPA については確実な成果を早期に得ることを目指して交渉を積極的に促進すべきである。日豪 EPA は、資源・エネルギー、食料の安定供給、鉱工業品の輸出促進にも資することが期待される。こうした日本経済全体としての利益を具体的に明らかにし、国民の理解を得るべきである。

### ③ 日米 EPA

米国との EPA は、両国間の関税撤廃に加え、投資、サービス等広範な分野をカバーすることにより、両国の貿易・投資を更に活発化させるとともに、日米間の緊密な関係を更に強化するものとなろう。また、米国は、商用車、乗用車、薄型 TV など我が国企業の関心品目で関税が存在しており、米韓 FTA の締結によって、我が国企業が米国市場で不利となる可能性もある。

他方、日米 EPA については、以下のような論点がある。

- (a) 我が国と米国は合わせて世界の GDP の約 4 割を占めており、両国が EPA を締結することにより、WTO を含む世界の貿易体制に大きな影響を与えるという意見がある。しかしながら、日米という経済規模が大きな国の間の EPA が世界全体の貿易自由化にもプラスの効果があるとの意見もある。
- (b) 日米両国は、全体としてみると比較的関税率が低いので、日米 EPA を締結する経済的なメリットは、関税撤廃だけでは大きくない。むしろ、投資、サービス分野、基準・認証制度、人の移動(査証等)における連携等、幅広い分野で交渉に取り組むことが必要ではないか。
- (c) 米国からの輸入農産物は、米、小麦、豚肉等、我が国の農業への影響が大きいものが多いため、我が国農業の強化をどのように迅速に行うか。

以上のような論点を検討するため、まずは日米 EPA に関する産官学の共同研究を立ち上げる必要がある。日米 EPA の締結は今後の重要課題である。早急に共同研究開始について先方に働きかけるべきである。

#### (4) EPA の質の向上

##### ① EPA における貿易自由化率

我が国が締結してきた EPA の財貿易の自由化率(10年以内の関税撤廃を行う割合)は、貿易額ベースでみて我が国は90%台前半というものが多く、他方、相手国は90%台後半ないし100%に近いことが多い。これは、我が国の交渉力の強さの現れとも言えなくもないが、少なくともアジア太平洋地域でみると90%台後半を達成するものが多く、我が国ももう一段の努力が必要である<sup>3</sup>。

また、我が国の EPA を品目(タリフ・ライン)ベースで検討してみると、一例として、これまでの EPA で譲許してきた品目及び現行税率で10%以下の品目について関税撤廃したと仮定した場合、自由化率は約92%となると試算される<sup>4</sup>。

これらのことを勘案し、質の高い EPA を締結するため、また、我が国が貿易自由化率を積極的に高める姿勢を交渉において明確に打ち出すためにも、一定率以下の関税については一律撤廃という選択肢も用意して、貿易額ベースに加え、品目(タリフ・ライン)ベースでこれまで締結してきた EPA よりも相当程度高い自由化率を目指すべきである。

##### ② サービス分野、投資等における質の高い自由化

EPA においては、関税撤廃のほかに、サービス分野、投資における自由化、相手国のビジネス環境整備、知的財産権保護など幅広い分野について、実質的に両国の経済関係の拡大・深化を図ることが必要である。これらの分野において質の高い EPA を目指すべきである。

##### ③ 使い勝手のよい EPA に向けた改善

EPA は利用されてこそ意味があるものとなる。原産地規則、原産地証明制度は企業にとって使い勝手がよいものとはなっていない。EPA の使い勝手

<sup>3</sup> 例えば、豪タイ FTA においては品目ベースでみて、豪州の自由化率は100%であり、タイのそれは95%以上である。米豪 FTA においては品目ベースでみて、最終的な自由化率は、米国は99.5%、豪州は100%である。一方、例えば、日タイ EPA においては貿易額ベースでみて、我が国の自由化率は92%であり、タイのそれは97%である。日チリ EPA においては貿易額ベースでみて、我が国の自由化率は90.5%、チリのそれは99.8%である。

<sup>4</sup> 木村福成慶應義塾大学教授 EPA・農業ワーキンググループ提出資料「日本の関税撤廃の可能性に関する試算」(改訂版)における試算結果。なお、タリフ・ラインとして HS6 桁と9桁のどちらを用いるかによって結果が異なることがあるため、試算結果については幅をもってみるべきである。

をよくするため、貿易が円滑に行われるような原産地規則とすべきであり、原産地規則、原産地証明制度について、評価、検証を行い、必要な改善をすべきである。

#### ④ これまで締結した EPA の評価

これまで締結した EPA の効果を客観的に評価、検証し、既締結国との見直しを含め今後の EPA 交渉に反映させるべきである。

## 2. 国境措置のあり方

### (1) 国境措置に対する基本的な考え方

国境措置については、その経済合理性を吟味し、対象品目、関税率とも最小限にすべきである。特に、関税については、例えば、10%以下の従価税率など、低い関税が課されているものがある。このような低関税による保護は、為替レートの変動の範囲内と考えられ、実質的な保護効果は小さい。また、一部の品目においては現実の内外価格差を超える高い関税が課されている。こうした低関税の必要性や極端な高関税の引下げについては十分検討していく必要がある。このような交渉カードを用意することは WTO 交渉のリーダーシップをとるうえで重要である。WTO 交渉を通じて、輸出補助金の撤廃や国内支持の削減と併せて中期的に国境措置の撤廃及び引下げを進めていくべきである。また、EPA 交渉においても国境措置の引下げに努力すべきである。

### (2) 国境措置の合理化

国境措置を必要とするものについては、存在理由を明確にしたうえで徹底的な合理化を図るべきである。

特に、国境措置のうち、関税として豚肉及び関連製品に適用されている差額関税制度は、制度が複雑であるため、不正行為(巨額な脱税)が見受けられる。また、関税割当は、一定の輸入数量の枠を超える輸入分につき比較的高い税率が適用されており、合理化の余地がある。ミニマム・アクセスについては、毎年一定量の米が輸入されているが、結果的に、在庫が増加しており、毎年、巨額の保管コスト等<sup>5</sup>が生じている。

こういった状況を踏まえ、差額関税制度については廃止し、単純かつ透明性の高い制度に変更すべきである。また、関税割当については、一次税率枠、二

<sup>5</sup> 会計検査院によると、ミニマム・アクセス米の在庫量は 181 万トン(平成 17 年度末)、保管料は 170 億円(平成 17 年度)であり、1 トン当たり約 9400 円の保管料がかかっている。これとは別に、平成 17 年度においては約 164 億円の評価損が生じている。平成 18 年度より飼料用に年間 30 万トン程度(予定)の売却が開始されているが、買入価格よりも低い価格で売却される場合には差損が生じることに留意すべきである。

次税率のあり方も含め見直しを行うべきである。また、ミニマム・アクセスについても見直す必要がある。

### (3) 国境措置により消費者が負担しているコストの明示

貿易保護のための関税が課されると、国内生産者が保護される一方で、輸入品や国内生産品の価格が上昇し、必要以上のコストを消費者が負担することになる。このような国境措置に伴う国民が負担している見えないコストを、国民が認識できるよう、具体的に示していくべきである。個別品目の関税率を国民が日常生活の中で知る機会を増やすことが必要ではないか。農畜産物に関する国境措置により消費者が負担しているコストは、手法や前提によって異なるので幅をもってみるべきであるが、少なくとも毎年2兆円強と試算される<sup>6</sup>。

このような国民が負担しているコストについては、WTO や EPA 交渉において国境措置を撤廃あるいは削減していくことにより減らすことが可能である。このようなグローバル化のメリットを最大限享受するためには、WTO、EPA 交渉の早期合意が必要である。この点について、国民的なコンセンサスを形成すべきである。

### (4) 国境措置撤廃あるいは削減によって発生する産業調整コストへの対応

国境措置を撤廃あるいは削減した場合の国内農業生産額の減少<sup>7</sup>に対して、産業調整政策を講じる必要があるが、これに伴う財政負担については、農業構造改革を進めていくことにより、いかに少なくするかが重要である。

産業調整政策の実施にあたっては、特にウルグアイ・ラウンド時の経験を省み、農業における構造改革に資するものに限定し、政策内容とその対象農家をパッケージとして明示し、原則として期間を示した、計画的な措置とすべきである。なお、対象農家については、国民的コンセンサスを得るためにも、所得の大宗を農業に依存している農業経営者(体)を基本とすべきである<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> 関税が撤廃された場合に国産品が輸入品に代替される範囲について一定の仮定をおき、需要量全体を不変としたうえで、代替される需要量に、国産品と輸入品の価格差をかけることにより算出。なお、対象品目は、米、小麦、大麦、牛肉の4品目。

<sup>7</sup> 国境措置を撤廃した場合、一定の前提のもとでは、国内の農業生産額は、3兆6千億円減少するという農林水産省の試算がある。この場合、国境措置の撤廃により、国産農産物の価格低下分を補てんするための費用だけで、少なくとも毎年2兆5千億円が新たに必要になると見積もられている。なお、この試算については、国境措置が一時点において突然すべて撤廃されるという前提に基づいているため、影響が大きく出ていることに留意する必要がある。また、国境措置撤廃に関するスケジュールを農業経営者にとっても予見しやすい形で策定し、時間をかけて国境措置の削減、撤廃を行っていけば、産業調整の影響は、一時点に突然撤廃される場合と比較すると、大きくはないという見方もある。

<sup>8</sup> 農林水産省「平成17年 販売農家(個別経営)の経営収支」によると、農家所得の過半を農業所



### **(5) 地域社会や農業の多面的機能の維持のための政策手段に関する検討**

地域社会においては、ある特定品目の生産に大きく依存している場合があり、特定品目の生産の動向が地域経済全体に非常に大きな影響を与えることがある。また、農業は、農業生産という役割だけでなく、自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能も担っている。地域社会や農業の多面的機能の維持のための手段としては、例えば、生産転換対策や環境施策など他の政策手段を国全体で総合メニュー化し対応していくことが重要である。

## **3. 農業の構造改革**

### **(基本的な考え方)**

#### **(1) 構造改革の加速の緊要性**

耕作放棄地の増大、農業従事者の急速な高齢化が進展し、農業総産出額が長期にわたり低落するなど我が国農業は負のスパイラルから抜け出せず、我が国農業・農村は危機的状況にあると認識すべきである。農業の構造改革の加速は喫緊の課題であり、これは地域の振興、消費者の利益の観点からも重要である。また、これにより我が国農業のグローバル化への対応も強化され、その結果としてEPAの加速が可能となると考えられる。

#### **(2) 市場のシグナルの活用**

農地、農業生産、内外需要等に関する市場のシグナルを自由化が進むなかで生産者が受け止めて、市場メカニズムを経営者として活用し、創意工夫できる条件を透明性と情報開示の徹底を前提に整備すべきである。例えば、農産物価格について、農協を通して販売した場合にはどこでいくらで売れたのか情報が生産者に伝わらないことがある。

#### **(3) 担い手への施策の集中化・重点化に向けた統合的な政策展開**

担い手への農地集積、支援の集中化・重点化を加速し、自由で多様な経営展開の確保が真の改革であるとの理念を確立し、農業経営体(担い手)育成・支援に関する諸施策を統合的に展開するための一括法を可及的速やかに制定すべきである。それに合わせて、改革の目標期限を明示した、5年程度を視野に入れた改革工程表を策定し、着実に実施すべきである。なお、実施状況を毎年検証、点検、公表し、所要の措置を講ずるようすべきである。

---

得以外の所得に依存している準主業農家や65歳未満の農業就業者がいない副業的農家は、一戸当たり平均の年間農業所得がそれぞれ63万円、30万円に過ぎない。

#### (4) 食料安全保障

オープンな国創りににおける食料安全保障の意味を再検討すべきである。我が国の食料自給率の引き上げには限度がある一方で、中国における食料需要の増加等、国際的な食料事情において構造変化が生じている。このようななかで、輸入による安定的な食料供給をどのように確保していくかは、我が国にとって喫緊の課題であり、EPAはその有力な手段と考えられる。

#### (具体的な内容)

農業分野においては、農地政策、経営体支援策等さまざまな政策がとられているが、政策相互間の整合性に欠けており、全体としては、各政策が意図するような効果を実現するような形にはなっていない。このため、整合性のある総合的パッケージとして、以下の(1)～(3)までを内容とする法制度(一括法)を整備すべきである。

#### (1) 新たな理念に基づく農地制度の確立<sup>9</sup>

##### ① 基本理念

農地が農地として有効に利用されるべきとし、耕作放棄地ゼロを目指す。このため、所有と利用を分離し、(a)利用についての経営形態は原則自由、(b)利用を妨げない限り、所有権の移動は自由、とする。また、高齢、相続等により農地を手放すことを希望する人が所有権を移転しやすい仕組みもオプションとして用意する。

##### ② 経営資源としての利用の枠組み

###### (a) 定期借地権制度の創設

農地の借用者が長期にわたる経営計画のもとで農業生産を行うことが可能となるよう、定期借地権制度を創設すべきであり、その際、最低でも原則として20年以上の借用が可能となるようにすべきである。

###### (b) 農地の利用権者の権利・義務の明確化

農地の利用権者は、農地を経営資源として利用する権利を有すると同時に経営資源として適切に利用する義務を負う。また適正な利用料を支払う義務を負う。事前に供託金(保証金)を支払い、中途解約等の場合には、適正な利用権者の紹介、供託金により原状回復を行う義務を負

---

<sup>9</sup> 現行の農地に関する諸法制の権利・義務関係は、その関係が終了するまで継続することを基本とする。ただし、当事者合意の場合は、この新たな農地に関する法制に移行することができるような規定を置くほか、新たな理念に基づく農地制度適用上必要な限度で現行の農地に関する諸法制の適用除外規定を置く。

う。

### (c) 情報開示と民間による農地仲介の促進

現在、農地に関する情報開示は一部で行われているものの、十分に整備されたものであるとはいえない。農地関連情報の整備を民間のノウハウも活用し速やかに行い、個人情報に配慮しつつ使い勝手のよい方法で徹底開示し、民間事業者における農地の仲介の促進を図るべきである。

### ③ 透明性のあるシステムのもとでの農地利用料の決定

新たな理念に基づく農地制度における農地利用料は、農地利用に関する需給を反映した透明性のあるシステムのもとで決定されるべきである。なお、現行の農業委員会が設定する標準小作料制は一定期間後廃止すべきである。

### ④ 農地に関する公正な第三者機関の設置

農地が、農業経営資源として適切に利用され、担い手への面的集積を加速させていくために、農地関連情報の整備と情報開示の徹底を前提に、原則として農業経営者と学識経験者で構成される公正な第三者機関を各都道府県に一つ、全国に一つ設置し、(a)農地関連の情報の集積、開示、(b)利用状況の監視、是正、強制措置、(c)利用権の中間保有、担い手への集積に関する業務を実施すべきである。

### ⑤ 農地関係税制、ゾーニング規制の見直し

農地が農地として利用されるようにするため、農地を農業経営資源として適切に利用している場合は保有コストを下げ一方、農地を適切に利用していない場合は保有コストを上げるという政策が必要であり、新たな理念に基づき農地関係税制を見直すべきである。また、ゾーニング規制についても転用期待を排除する観点から、例えば地域住民の意見を聞き一定期間(30年程度)ゾーニングを固定するシステムの導入を検討すべきである。

### ⑥ 所有権を移転しやすい仕組みの創設

高齢、相続等により農地を手放すことを希望する人が所有権を移転しやすい仕組みとして、農地を株式会社に現物出資して株式を取得する仕組みを創設する。その際、例えば株式の相続税を一定程度優遇することなどにより、小規模農地所有者を中心に所有権の移転を促進し、担い手への面的集積を加速する。

## (2) 創意工夫により自由で多様な経営展開の促進

担い手として育成しようとしている認定農業者<sup>10</sup>に対しては、スーパーL 資金

<sup>10</sup> 認定農業者制度は、市町村が地域の実情に即して、農業経営の規模、生産方式、経営管理

等の低利融資制度、農地流動化対策、税制上の優遇措置等の各種施策が重点的に実施される。このように、認定農業者への支援という観点からアクセルをかける一方で、認定農業者の認定要件に生産調整の実施が含まれており、自由に生産を行えないという点でブレーキをかけている状況にある。米政策、農地政策、担い手政策等について、各種経営施策の整合性を確保するとともに、担い手に求める自由で多様な経営展開を促進するため、基本的に経営者の選択に委ねるような施策に変更すべきである。

#### ① 「持続的農業経営体」の概念の導入

市町村域、都道府県域を超えて経営展開する農業経営体も増えてきている実態を踏まえ、行政(市町村)が認定する認定農業者制度に加え、自立自助を促し、経営感覚の錬磨とより自由で多様な経営展開に資する「持続的農業経営体」の概念を導入すべきである。「持続的農業経営体」とは、その経営形態、面積規模を問わず、創意工夫により自由で多様な経営展開を目指す、農業による所得がその(一定水準の)所得の大宗を占める持続可能な経営体であり、自らの経営目標(計画)を政府が認定した民間格付け評価機関(または(1)④の公正な第三者機関)に届け出て、そのフォローアップと評価を受けることとする。

#### ② 経営者の選択による生産調整の実施

認定農業者の認定条件に生産調整の実施が含まれており、このような要件は、経営者の選択肢を狭めるものとなっている。したがって、米づくりの本来あるべき姿をにらみつつ、経営者の選択を尊重し、自由で多様な経営展開を可能とするよう、生産調整は経営者の選択により行われるようにする。

#### ③ 市場メカニズムの活用の徹底

農業生産者が、市場の動向を自ら価格シグナルを通じてとらえ、自らの経営判断で、自主的な努力、創意工夫をできるようにすべきである。経営所得安定対策や価格政策の対象である農産物についても市場メカニズムの活用を徹底すべきである。

#### ④ 系統(農協)との公正な競争環境の整備

系統(農協)と「持続的農業経営体」との関係については、公正、公平の観点から、系統(農協)を一つの経営体と位置づけた上で、それと「持続的農業経営体」が同じ条件のもとで競争できるよう、各種施策の対象となるための要件を見直すなど、公正な競争環境を整備すべきである。

#### ⑤ 行政手法の変革

---

の方法、農業従事の態様等に関する営農ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を示した基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。

「持続的農業経営体」の経営判断を尊重する行政(国、地方公共団体)手法・ルートへ移行すべきである。横並び・集落等による同調圧力を排除し、透明性と情報開示の徹底を前提とした政策執行手法を開発すべきである。

### (3) 産業としての農業の担い手を総合的に支援するシステムの創設

今後、農業改革の推進のためには、農業が経営として展開されることが重要である。このような観点から、農業者が経営者として自分の農業を創意工夫し、努力する、自由な経営展開ができる環境整備が重要であり、産業としての農業に対して総合的に支援するシステムを創設する必要がある。

#### ① 税制、金融の見直し

農業の経営資源を農場全体として継承できる税制、金融の見直しを行う。

#### ② セーフティネットの確保

所得変動に対応するため、農業経営者への直接支払いなどのセーフティネットを確保する。なお、本格的導入時期は、改革工程表の達成状況をみて判断する。

#### ③ 民間の力を活用した総合的な支援の実施

人材の育成・確保(農業労働技術者を含む)、技術(ハード、ソフト)の導入、経営ノウハウの習得等について民間の力を活用した支援を実施する。

#### ④ 農業への新規参入の支援

創意工夫する自由で多様な経営展開のためには、人材の育成が最も重要である。農業を担う人材は、多様な就農ルートを通じ幅広く社会全体に求める必要がある。中でも農業外からの新規参入は重要な農業の活性化の元であり、積極的に推進すべきである。このため、農業への新規参入の実態の検証・分析を行い、その障壁を取り除く施策を総合的かつ整合的に講ずる。その際、新規参入目標を改革工程表に盛り込み、確実に達成する。

#### ⑤ 輸出促進に関する支援の実施

経済成長に伴い、東アジアにおいて高い購買力をもつ顧客層を中心に我が国の農産物に関する需要が高まっている。このような機会を捉え、輸出促進についてノウハウのある機関がアドバイスを提供する。また、EPA の推進により、相手国の関税引下げが行われ、我が国農産物の輸出の増加が期待される。

### (4) 農業に従事する外国人の位置付け

現在、農業分野における外国人の位置づけとしては、在留資格上「研修」に位置づけられ、就労が認められない研修生と、「特定活動」に位置づけられ、

雇用関係に基づき農業技能実習に従事する技能実習生がある<sup>11</sup>。農業には、農閑期と農繁期の存在等、農業分野に特有の課題があり、農業の実態に即した制度の見直しを行うべきである。また、農業労働は単純労働ではなく、相当な専門技術及び専門的な知識を必要とする労働であることから、将来的には、専門的技術的労働として、「農業労働」を外国人の在留資格の一つとして設けることも検討すべきである。

## おわりに

我が国経済は内外において極めて厳しい状況に直面している。国内では、少子高齢化が急速に進むなかで人口が減少しており、経済のダイナミズムが減退している。深刻な財政赤字も将来の経済成長の足枷になっている。他方、対外的にはWTOのドーハ・ラウンドが期待したようには進まない状況のなかで、自由化からのメリットを獲得するために世界各国は積極的にFTAを展開しているが、FTA交渉・締結に遅れをとった我が国に拠点を置く日本企業は世界各地で競争上不利な状況を強いられている。

我が国経済の活力を取り戻し、将来、高い生活水準を達成するには、労働や資本、農地などの量的に限られた資源の効率的活用が不可欠である。そのためには、対外的な市場開放と国内での構造改革が重要な役割を果たす。具体的には、FTA/EPAを戦略的に展開することで、日本企業の国内生産による輸出拡大が産業空洞化を防ぎ、地域経済の活性化にも役立ち、また、海外での投資活動が活発化し、その果実が我が国に還元される一方、国内市場の開放により国内企業の生産効率向上及び消費者利益の増大が可能になる。また、今後、食料、資源・エネルギーは厳しい需給状況の下で、獲得競争の激化が予想される。これらの安定供給確保もFTA/EPAのメリットとして見逃してはならない。EPAから最大のメリットを獲得するには、我が国にとって優先度の高い国々との間で、包括的な内容を含む質の高いEPAネットワークを迅速に形成しなければならない。

EPAによる貿易自由化は競争力のない部門の生産や雇用を縮小させるが、競争力のある部門の拡大を通して、経済全体の成長を加速する。実際、過去における我が国の経済成長も貿易自由化により資源を比較劣位部門から比較優位部門にシフトさせることで実現した。競争力のない部門における生産や雇用の縮小に伴う調整コストの低減は、自由化をスケジュールに沿って段階的に進めることで可能となるが、調整コストが発生した場合には、所得補てんや

---

<sup>11</sup> 農業関係においては、技能実習が可能であるのは、耕種農業(施設園芸、畑作・野菜)、畜産農業(養豚、養鶏、酪農)の2職種5作業である。

職業訓練の提供などの適切な措置を実施する必要がある。

我が国のEPA戦略の迅速な実施にあたっては、これまでも農業分野との調整が大きな課題となってきた。確かに現状のままで瞬時に自由化を進めたならば、大きな調整コストが発生するであろう。しかしながら、段階的かつスケジュールに沿った自由化と農業部門の構造改革を同時に進めることで、農業部門の競争力が強化され、調整コストを低く抑えることができる。EPAと構造改革を同時に実施することで競争力のある農業を実現させることができれば、EPAを梃子に相手国の農産物市場を開放することで、我が国からの農産物輸出の拡大につなげていくことも可能となる。

農業改革は、多くの関係者の努力のなかで過去に何度も試みられてきたが、必ずしも期待通りの成果をあげてきたとは言い難い。一方で、農村においては特に急速な高齢化が進展し、後継者不足問題が深刻化している。このような厳しい現状に鑑みると、今こそ、改めてこうした包括的な政策を構築し実施することにより、農業改革の実現に向けて大きな一步を踏み出す最後の機会と考える。農業改革の重要な鍵は農業部門における市場メカニズムの導入である。市場メカニズムの導入で経営資源としての農地の有効活用や原材料の購入・農作物の販売などにおいて効率的な取引が可能となり、能力とやる気に満ちた農業経営者の活躍の場が創出される。政府は施策の透明性確保、情報開示の推進や適切な税制の実施などを通じて市場メカニズムが効率的に機能し公平な競争を確保するような環境を構築しなければならない。ただし、人材育成や海外のマーケットに関する情報の提供など、市場メカニズムが働きにくい分野においては、政府が積極的な役割を果たすことが必要である。

我が国では、他の国と同様に、EPAの推進は一部に短期的調整コストを発生させる。しかしながら、現在のみならず将来における日本国民全体の経済的繁栄を実現するには、政府は調整コストを最小に抑える政策を適用しつつ、EPAを果敢に進めなければならない。我が国経済を取り巻く環境が急速に厳しくなっていることを認識するならば、我が国に残された時間は少ない。この機会を逸することなく、EPAと農業改革を迅速に実施するには、我が国の将来を見据えた政治の強いリーダーシップが不可欠である。

グローバル化改革専門調査会

E P A ・ 農業ワーキンググループメンバー名簿

- 伊藤 隆敏 東京大学大学院経済学研究科教授
- 主査 浦田 秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
- 大泉 一貫 宮城大学事業構想学部教授
- 北岡 伸一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 木村 福成 慶應義塾大学経済学部教授
- 少徳 敬雄 松下電器産業株式会社顧問  
A P E C ビジネス諮問委員会 ( A B A C ) 日本委員
- 高木 勇樹 農林漁業金融公庫総裁
- 副主査 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(五十音順)

平成 19 年 5 月 8 日現在



(資料6-12)

経済財政改革の基本方針 2007 について～「美しい国」へのシナリオ～  
(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)(抜粋)

## 第2章 成長力の強化

人口減少社会というこれまでにない局面の中で、成長力を強化して経済成長を持続させることが、我が国の喫緊の課題である<sup>4</sup>。

そのためには、①成長力強化のカギとなる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力をいかに発揮するとともに、②より自由なヒト、モノ、カネの流れを実現し、グローバルな市場の活力を我が国の成長に取り込むこと<sup>5</sup>、③意欲と能力をいかせる環境の整備による人材の活用や就業率の向上を進めることが不可欠である。また、地域社会が潜在的な力を発揮できるようにすることが重要である。

以上の目的を達成するため、オープンやイノベーションの観点から本格的な成長力強化策に着手する。その中核となる「成長力加速プログラム」では、低い水準にとどまっている我が国の労働生産性を引き上げるための3つの政策パッケージを実行する。第1は、人材と中小企業という経済の基礎力を高めるためのパッケージである(成長力底上げ戦略)。第2は、特に非効率が残る生産性が低水準にあるサービス産業を対象に、**・I**効率を高めるためのパッケージである(サービス革新戦略)。第3は、これからの成長分野を伸ばし、我が国の**・I**創造力**・Z**を高めるためのパッケージである(成長可能性拡大戦略)。このプログラムを貫く基本的視点は、①生産性向上の阻害要因を徹底的に除去すること、②消費者やユーザーの立場に立って供給側の大胆な改革を行うこと、の2点である。

また、平成 18 年に策定された「経済成長戦略大綱」<sup>6</sup>について、世界で最も優れた産業競争力インフラを構築し、民需主導の経済成長を実現するため、以下の点を重視しつつ施策を強化して改定し、推進する。第1に、研究開発成果の迅速な市場化のための環境整備や、イノベーション創出に向けた研究開発・人材育成・IT 等民間投資の加速を図る。第2に、IT とサービス産業の革新により生産性向上を図る。第3に、IT 化やシニア人材の活力をいかす施策等により地域・中小企業を活性化する。第4に、経済連携に向けた取組の加速やアジアワイドでの事業環境の整備を図る。第5に、経済成長・エネルギー安全保障・気候変動の一体的解決を図る。

<sup>4</sup> 経済の将来展望については、「日本経済の進路と戦略」(平成 19 年 1 月 25 日閣議決定。以下、「進路と戦略」という。)において示されている。

<sup>5</sup> 経済財政諮問会議「グローバル化改革専門調査会第1次報告」(平成 19 年 5 月 8 日)

<sup>6</sup> 「経済成長戦略大綱」(平成 19 年 6 月 19 日改定)

さらに、「アジア・ゲートウェイ構想」<sup>7</sup>、「長期戦略指針『イノベーション25』」<sup>8</sup>を推進することを通じて、政府一丸となって成長力強化に取り組む。このような成長力強化の取組により、我が国の労働生産性の伸び率、すなわち一人が1時間働いて生み出す付加価値の伸び率を5年間で5割増にすることを目指す。

なお、以上のような施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施していく。

## 1. 成長力加速プログラム

(略)

## 2. グローバル化改革

オープンな国づくりに向けて「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。あわせて、グローバル化のメリットを最大限活用し、アジアの活力を成長に取り込む。そのため、経済連携の強化、金融・資本市場の改革、航空自由化等に包括的に取り組む。

### 【改革のポイント】

1. WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う。EPAについて締結国数、質ともに充実させる。
2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ（フィールド）、②金融機関や機関投資家（プレーヤー）、③市場監視（審判）を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。
3. オープンな経済社会の構築の中核的な構想として、「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。
4. 特に、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的にそんな色のない航空自由化（アジア・オープンスカイ）を、スピード感を持って戦略的に推進する。まず、中国を始めとするアジアの各国との自由化交渉を進める（アジアを優先）。羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港<sup>27</sup>の24時間化を実現する。

### 【具体的手段】

#### (1) WTO、EPAの取組強化

<sup>7</sup> 「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日）

<sup>8</sup> 「長期戦略指針『イノベーション25』」（平成19年6月1日閣議決定。以下、「イノベーション25」という。）

<sup>27</sup> 首都圏空港（成田空港、羽田空港）、関西国際空港及び中部国際空港

① WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

WTOドーハ・ラウンドの平成19年中の妥結に向けて積極的に取り組む。

② E P A交渉の取組強化

E P A工程表(別表)にしたがって交渉を積極的に推進する。その結果、平成21年初めにはE P A締結国が少なくとも3倍増超(12か国以上)になることが期待される。世界では、大経済圏を含む各国間でF T A交渉が活発化しつつあるが、米国・E Uを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。また、A S E A N + 6<sup>28</sup>の経済連携構想を含め、広域経済連携の研究を推進する。

③ 質の高いE P Aの締結

E P Aの内容に関しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いE P A締結を目指す。

④ 国境措置

WTO、E P A交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮していくとともに、差額関税制度の在り方について検討する。国内農林水産業等の体質強化の進捗よくに留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずる。

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定  
(略)

#### 4. 地域活性化

「地域の活力なくして国の活力なし」—地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。

##### 【改革のポイント】

1. 「地域力発掘支援新戦略」<sup>32</sup>に基づき、総合的な地域活性化政策として、施策の体系化・全国への情報発信、「頑張る地方応援プログラム」、横断的制度基盤の強化・活用等により、地域の取組を支援する。
2. 農林水産業の潜在能力を最大限発揮させ、強い農林水産業を目指す。

<sup>28</sup> A S E A N、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

<sup>32</sup> 「地域活性化政策体系～『魅力ある地域』への変革に向けて～」(平成19年2月5日)

- (1) 「21 世紀新農政 2007」<sup>33</sup>を着実に実施する。強い経営意欲を有する農業経営者の活躍や小規模農家も参加する集落営農の組織化、新規参入の促進等により、産業として飛躍する農業の実現、流通の合理化・効率化を目指して改革を進める。都市農業の一層の振興を図る。また、新たな基本計画<sup>34</sup>に基づき、林業・木材産業と山村の再生、力強い水産業と活力ある漁村の確立を目指した構造改革を推進する。
- (2) 農地の「所有」と「利用」の分離：農業の生産性を高め強い農業を目指すには、農地の集約化、規模拡大が不可欠である。このため、農地について「所有」から「利用」へ大転換を図り、徹底的に有効活用する。

### 【具体的手段】

#### (1) 総合的な地域活性化政策（「地域力発掘支援新戦略」）の展開

##### ① 施策の体系化・全国への情報発信

地域のやる気を引き出す「地域活性化応援隊」を派遣するとともに、「地域再生総合プログラム」<sup>35</sup>に示された施策の着実な実施、地域の担い手のネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実のための枠組み整備を図る。

##### ② 「頑張る地方応援プログラム」の展開

地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずる。

##### ③ 横断的制度基盤の強化・活用等

- ・都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生などの取組を強化・活用する。また、都市部における地籍整備を推進する。
- ・広域的地域（ブロック）の自立・活性化のための公共施設等の整備、地域の強みを活かした企業立地促進、地域公共交通の活性化・再生、農山漁村における定住等及び地域間交流の促進等を図る。

#### (2) 農地改革案の取りまとめ

農地の「所有」から「利用」を促すため、下記の点について検討を進め、農林水産省が平成 19 年秋までに取りまとめる農地に関する改革案と工程表に含める。

- ① 5 年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。
- ② 農地リースの加速：定期借地権的制度、農地利用料における市場の需給の反映、農地の一般企業への賃貸促進等を通じて、農業経営者への農地の集積を促進する。

<sup>33</sup> 「21 世紀新農政 2007」（平成 19 年 4 月 4 日）

<sup>34</sup> 「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）  
「水産基本計画」（平成 19 年 3 月 20 日閣議決定）

<sup>35</sup> 「地域再生総合プログラム」（平成 19 年 2 月 28 日）

- ③ **法人経営の促進**：経営の多角化や資本の充実等の観点から、**農業生産法人の要件を見直す**。農地の権利の設定・移転をしやすい仕組みをオプションとして用意する。
- (3) **農業の構造改革の全体像と工程表**  
農地を含めた農業改革の全体像と工程表について、農林水産省は、経済財政諮問会議で議論も行い、平成 19 年秋までに取りまとめ、改革を順次具体化する。
- (4) **林業、水産業の活性化**  
「緑の雇用」の活用、森林作業の集約化、生産・流通の改善による国産材安定供給体制の確立、間伐材等の活用による国産材利用拡大を行う。また、漁船漁業構造改革対策の推進、新しい経営安定対策の導入を行う。

(別表)

E P A 工程表

国・地域	現状	目標
シンガポール	協定本体は、2002年11月30日に発効。 2007年3月19日に改正議定書に署名。	発効済み。改正議定書の早期の発効を目指す。
メキシコ	協定本体は、2005年4月1日に発効。 日墨経済連携協定議定書は2007年4月1日発効。	発効済み。
マレーシア	2006年7月13日に発効。	発効済み。
フィリピン	2006年12月6日に国会で承認。	フィリピン上院の承認を得て発効する。
タイ	2007年4月3日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
チリ	2007年3月27日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
ブルネイ	2007年6月18日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
インドネシア	2006年11月に大筋合意。	2007年中の可能な限り早期の署名を目指す。
ASEAN 全体	2005年4月に交渉開始。	ASEAN側の協力を得つつ、2007年中の可能な限り早期の実質的な交渉妥結を目指す。
韓国	2004年11月以来交渉中断。	交渉再開に向け、引き続き粘り強く韓国側に働きかける。
湾岸諸国 (GCC)	2006年9月に交渉開始。	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
ベトナム	2007年1月に交渉開始。	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
インド	2007年1月に交渉開始。	交渉開始からおおむね2年間のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指す。
スイス	2007年5月に交渉開始。	物品の貿易のみならず、投資・サービス貿易、知的財産等、幅広い分野においてハイレベルのルール作り及び経済関係の強化を目指す。
オーストラリア	2007年4月に交渉開始。	農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す。